# 水俣市議会会議録

平成22年３月第１回定例会（２月26日招集）

水俣市議会事務局

# 平成22年３月第１回定例会（２月26日招集）会期日程表

（会期　２月26日から３月17日まで20日間）

| 日次 | 月　日 | 曜 | 開議時刻 | 会　議 | 議　事　内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ２月26日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会　会議録署名議員の指名<br>会期の決定　議案上程　提案理由説明<br>平成21年度各会計補正予算等に対する質疑<br>委員会付託・審査<br>委員長報告　委員長報告に対する質疑<br>討論　採決 |
| 2 | 27日 | 土 | | 休　会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 28日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | ３月１日 | 月 | | | 議案調査（高校卒業式） |
| 5 | ２日 | 火 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 6 | ３日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | ４日 | 木 | | | 議案調査 |
| 8 | ５日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | ６日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | ７日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | ８日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | ９日 | 火 | 午前９時30分 | 本会議 | 一般質問（質疑通告正午まで） |
| 13 | 10日 | 水 | 午前９時30分 | 本会議 | 一般質問 |
| 14 | 11日 | 木 | 午前９時30分 | 本会議 | 一般質問<br>議案質疑　委員会付託 |
| 15 | 12日 | 金 | ―― | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 13日 | 土 | | 休　会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 14日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 15日 | 月 | ―― | 委員会 | 委員会（中学校卒業式） |
| 19 | 16日 | 火 | | 休　会 | 議事整理日 |
| 20 | 27日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告　委員長報告に対する質疑<br>討論　採決　閉会 |

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録目次

平成22年２月26日（金）　　── １日目 ──


出欠席議員 …… １～１
事務局職員出席者 …… 1
説明のため出席した者 …… 1
議事日程第１号 …… 2
陳情文書表（１） …… 3
開　　会 …… 4
開　　議 …… 4
　市長のあいさつ …… 4
諸般の報告 …… 5
日程第１　会議録署名議員の指名について …… 5
日程第２　会期の決定について …… 5
議案上程 …… 6
日程第３　議第１号　専決処分の報告及び承認について
　専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号） …… 8
日程第４　議第２号　水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について …… 9
日程第５　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について …… 10
日程第６　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について …… 13
日程第７　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について …… 14
日程第８　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について …… 18
日程第９　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 19
日程第10　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について …… 20
日程第11　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 21
日程第12　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について …… 21
日程第13　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 22

日程第14　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……１～22
日程第15　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……23
日程第16　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……24
日程第17　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算……25
日程第18　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……29
日程第19　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算……31
日程第20　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……32
日程第21　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算……32
日程第22　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……34
日程第23　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算……36
日程第24　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算……38
日程第25　議第23号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）……39
日程第26　議第24号　平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）……43
日程第27　議第25号　平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号）……44
日程第28　議第26号　平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）……45
日程第29　議第27号　平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号）……46
日程第30　議第28号　平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）……47
日程第31　議第29号　平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号）……48
日程第32　議第30号　平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号）……49
日程第33　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について……49
日程第34　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について……50
日程第35　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……50
日程第36　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……50
日程第37　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……51
日程第38　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……51
日程第39　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……51
日程第40　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）……52
日程第41　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……52
日程第42　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……53
日程第43　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）……53

日程第44　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）……１～53
日程第45　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について……　54
　市長の提案理由説明……　55
先議案件に対する質疑……　62
委員会付託……　64
休憩・開議……　64
　○総務文教委員長の報告……　64
　○厚生委員長の報告……　65
　○産業建設委員長の報告……　68
委員会審査報告書……　70
委員長報告に対する質疑……　71
討　　論……　71
採　　決……　71
散　　会……　72

平成22年３月９日（火）　　── ２日目 ──

出欠席議員……２～１
事務局職員出席者……　1
説明のため出席した者……　1
議事日程第２号……　2
開　　議……　2
諸般の報告……　2
日程第１　　一般質問……　3
　○真野頼隆君の質問……　3
　　１　市長選について……　3
　　２　マニフェスト及びこれからの市政運営について……　3
　市長の答弁……　4
　教育次長の答弁……　4
　○真野頼隆君の再質問……　5
　市長の答弁……　7
　○真野頼隆君の再々質問……　8

市長の答弁 …… 2～8
市長の答弁 …… 8
○真野頼隆君の再質問 …… 11
市長の答弁 …… 13
○真野頼隆君の再々質問 …… 15
市長の答弁 …… 16
休憩・開議 …… 17
○岩阪雅文君の質問 …… 17
1　市長の２期目に向けた基本姿勢と決意について …… 17
2　選挙におけるマニフェストの実施に向けた具体的取り組みについて …… 18
3　行財政改革の具体的な推進について …… 18
4　平成２２年度当初予算に対する具体的対応について …… 19
5　中学校の統合に伴う部活動への具体的取り組みについて …… 19
市長の答弁 …… 20
○岩阪雅文君の再質問 …… 21
市長の答弁 …… 22
産業建設部長の答弁 …… 22
○岩阪雅文君の再質問 …… 23
産業建設部長の答弁 …… 25
○岩阪雅文君の再々質問 …… 25
産業建設部長の答弁 …… 26
総務企画部長の答弁 …… 26
○岩阪雅文君の再質問 …… 27
総務企画部長の答弁 …… 28
総務企画部長の答弁 …… 30
○岩阪雅文君の発言 …… 32
教育次長の答弁 …… 32
○岩阪雅文君の再質問 …… 34
教育次長の答弁 …… 34
休憩・開議 …… 35
○塩﨑信介君の質問 …… 35
1　市長選について …… 35

2　ローカルマニフェストについて……2～36
3　平成22年度水俣市一般会計予算について……36
4　第４次行財政改革について……37
市長の答弁……37
○塩﨑信介君の再質問……38
市長の答弁……39
教育次長の答弁……40
○塩﨑信介君の再々質問……41
市長の答弁……41
教育次長の答弁……41
市長の答弁……41
○塩﨑信介君の再質問……44
市長の答弁……46
○塩﨑信介君の発言……48
総務企画部長の答弁……48
○塩﨑信介君の再質問……50
総務企画部長の答弁……50
○塩﨑信介君の発言……50
総務企画部長の答弁……51
○塩﨑信介君の再質問……53
総務企画部長の答弁……53
休憩・開議……54
○野中重男君の質問……54
1　宮本市長の政治姿勢と重要政策について……55
2　水俣病について……55
3　環境モデル都市推進に向けて……55
4　文化財保護について……56
市長の答弁……56
○野中重男君の再質問……58
市長の答弁……59
○野中重男君の再々質問……59
市長の答弁……60

福祉環境部長の答弁 …… 2～60
○野中重男君の再質問 …… 61
福祉環境部長の答弁 …… 63
○野中重男君の再々質問 …… 63
福祉環境部長の答弁 …… 65
市長の答弁 …… 66
総務企画部長の答弁 …… 66
○野中重男君の再質問 …… 67
総務企画部長の答弁 …… 68
○野中重男君の発言 …… 69
教育次長の答弁 …… 69
○野中重男君の発言 …… 70
散　　会 …… 71

**平成22年３月10日（水）　　── ３日目 ──**

出欠席議員 …… 3～1
事務局職員出席者 …… 1
説明のため出席した者 …… 1
議事日程第３号 …… 2
開　　議 …… 2
諸般の報告 …… 2
日程第１　一般質問 …… 2
○谷口眞次君の質問 …… 3
１　市長の政策、抱負について …… 3
２　世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについて …… 3
３　活気あるまちづくりについて …… 4
４　医療と健康のまちづくりについて …… 4
５　遊休公有地の資産活用について …… 4
市長の答弁 …… 4
○谷口眞次君の再質問 …… 5
市長の答弁 …… 6

○谷口眞次君の発言 …… 3～7
副市長の答弁 …… 7
○谷口眞次君の再質問 …… 9
副市長の答弁 …… 10
産業建設部長の答弁 …… 12
○谷口眞次君の再質問 …… 13
産業建設部長の答弁 …… 15
○谷口眞次君の発言 …… 16
総務企画部長の答弁 …… 17
福祉環境部長の答弁 …… 17
○谷口眞次君の再質問 …… 18
総務企画部長の答弁 …… 18
総務企画部長の答弁 …… 19
○谷口眞次君の再質問 …… 19
総務企画部長の答弁 …… 21
○谷口眞次君の発言 …… 21
休憩・開議 …… 22
○平松辰弘君の質問 …… 22
1　市長のマニフェストについて …… 22
2　これからのみなまた第一次産業を考える会議について …… 22
3　南九州西回り自動車道袋インター設置について …… 23
4　丸島水路公害防止事業費事業者負担金について …… 23
市長の答弁 …… 24
○平松辰弘君の再質問 …… 26
市長の答弁 …… 26
○平松辰弘君の再々質問 …… 27
市長の答弁 …… 28
産業建設部長の答弁 …… 28
○平松辰弘君の再質問 …… 29
産業建設部長の答弁 …… 30
○平松辰弘君の再々質問 …… 30
産業建設部長の答弁 …… 31

市長の答弁 …… 3～31
休憩・開議 …… 31
市長の答弁 …… 31
副市長の答弁 …… 31
○平松辰弘君の再質問 …… 32
副市長の答弁 …… 34
○平松辰弘君の再々質問 …… 34
市長の答弁 …… 34
福祉環境部長の答弁 …… 35
○平松辰弘君の再質問 …… 35
福祉環境部長の答弁 …… 36
○平松辰弘君の再々質問 …… 37
福祉環境部長の答弁 …… 37
休憩・開議 …… 38
○髙岡利治君の質問 …… 38
1　市長選挙について …… 39
2　ローカルマニフェストについて …… 39
3　第５次水俣市総合計画について …… 39
4　平成22年度当初予算について …… 39
5　工事発注について …… 39
市長の答弁 …… 39
○髙岡利治君の再質問 …… 40
市長の答弁 …… 42
○髙岡利治君の再々質問 …… 43
市長の答弁 …… 44
市長の答弁 …… 44
○髙岡利治君の再質問 …… 46
市長の答弁 …… 47
○髙岡利治君の再々質問 …… 49
市長の答弁 …… 51
産業建設部長の答弁 …… 51
副市長の答弁 …… 52

○髙岡利治君の再質問 …… 3～52
副市長の答弁 …… 53
○髙岡利治君の再々質問 …… 53
副市長の答弁 …… 54
総務企画部長の答弁 …… 54
○髙岡利治君の再質問 …… 55
総務企画部長の答弁 …… 55
○髙岡利治君の発言 …… 56
総務企画部長の答弁 …… 57
○髙岡利治君の再質問 …… 57
総務企画部長の答弁 …… 57
○髙岡利治君の再々質問 …… 58
総務企画部長の答弁 …… 58
休憩・開議 …… 58
○川上紗智子君の質問 …… 58
1　後期高齢者医療制度について …… 59
2　障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用について …… 59
3　子どもの医療費助成について …… 59
市長の答弁 …… 60
福祉環境部長の答弁 …… 60
○川上紗智子君の発言 …… 61
福祉環境部長の答弁 …… 62
○川上紗智子君の再質問 …… 63
福祉環境部長の答弁 …… 64
○川上紗智子君の発言 …… 64
市長の答弁 …… 64
○川上紗智子君の再質問 …… 64
市長の答弁 …… 65
○川上紗智子君の再々質問 …… 65
市長の答弁 …… 66
散　　会 …… 66

平成22年３月11日（木）　　── ４日目 ──

出欠席議員 …… ４～１
事務局職員出席者 …… 1
説明のため出席した者 …… 1
議事日程第４号 …… 2
陳情文書表（２） …… 4
開　　議 …… 4
諸般の報告 …… 4
日程第１　一般質問 …… 4
○西田弘志君の質問 …… 4
1　経済振興策について …… 5
2　教育問題について …… 6
3　新エネルギー施策について …… 6
4　自転車のまちづくりについて …… 6
5　みなまた未来コンサートについて …… 6
市長の答弁 …… 7
○西田弘志君の再質問 …… 8
市長の答弁 …… 9
○西田弘志君の発言 …… 10
教育次長の答弁 …… 10
○西田弘志君の再質問 …… 11
教育次長の答弁 …… 12
○西田弘志君の再々質問 …… 13
教育次長の答弁 …… 14
副市長の答弁 …… 14
○西田弘志君の再質問 …… 15
副市長の答弁 …… 15
○西田弘志君の発言 …… 16
副市長の答弁 …… 16
○西田弘志君の再質問 …… 17
副市長の答弁 …… 17
○西田弘志君の再々質問 …… 18

副市長の答弁 …… 4～18
産業建設部長の答弁 …… 19
○西田弘志君の再質問 …… 20
産業建設部長の答弁 …… 21
○西田弘志君の発言 …… 21
休憩・開議 …… 21
○牧下恭之君の質問 …… 22
1　自然災害、教訓忘れず確かな備えを …… 22
2　予防医療について …… 23
3　教育問題について …… 24
4　安心できる介護制度へ …… 25
市長の答弁 …… 26
○牧下恭之君の再質問 …… 28
市長の答弁 …… 28
福祉環境部長の答弁 …… 29
○牧下恭之君の再質問 …… 30
福祉環境部長の答弁 …… 31
○牧下恭之君の再々質問 …… 32
福祉環境部長の答弁 …… 32
教育次長の答弁 …… 33
○牧下恭之君の再質問 …… 34
教育次長の答弁 …… 35
○牧下恭之君の再々質問 …… 35
教育次長の答弁 …… 36
福祉環境部長の答弁 …… 36
○牧下恭之君の再質問 …… 37
福祉環境部長の答弁 …… 38
○牧下恭之君の発言 …… 38
休憩・開議 …… 38
○中原泰子君の質問 …… 38
1　子どもの教育環境について …… 39
2　学校管理費について …… 39

３　職員の勤務形態について……４～39
４　環境大学について……39
市長の答弁……39
教育次長の答弁……39
○中原泰子君の再質問……40
教育次長の答弁……41
○中原泰子君の再々質問……42
教育次長の答弁……43
教育次長の答弁……43
○中原泰子君の再質問……44
教育次長の答弁……45
○中原泰子君の再々質問……46
教育次長の答弁……47
総務企画部長の答弁……47
○中原泰子君の再質問……48
総務企画部長の答弁……49
○中原泰子君の再々質問……49
総務企画部長の答弁……50
市長の答弁……51
○中原泰子君の再質問……51
市長の答弁……52
○中原泰子君の再々質問……52
市長の答弁……53
休憩・開議……53
日程第２　議案の訂正について（議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……54
総務企画部長の発言……54
採　　決……54
質　　疑……55
日程第３　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について……55
日程第４　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について…55
日程第５　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定に

ついて……４～55
日程第６　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……55
日程第７　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について……56
日程第８　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について……56
日程第９　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……56
日程第10　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……56
日程第11　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について……56
日程第12　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……57
日程第13　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……57
日程第14　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……57
日程第15　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算……57
日程第16　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……59
日程第17　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算……59
日程第18　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……60
日程第19　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算……60
日程第20　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……60
日程第21　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算……60
日程第22　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算……60
日程第23　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について……61
日程第24　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について……61
日程第25　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）……61
日程第26　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……61
日程第27　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……61
日程第28　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……61
日程第29　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……61
日程第30　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）……61

日程第31　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……４～61
日程第32　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……　61
日程第33　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）……　61
日程第34　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）……　61
日程第35　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について……　62
議案上程 ……　62
日程第36　議第44号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……　62
日程第37　議第45号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）……　62
日程第38　議第46号　平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号）……　62
日程第39　議第47号　財産の取得について ……　62
市長の提案理由説明 ……　65
休憩・開議 ……　66
質　　疑 ……　66
委員会付託 ……　66
散　　会 ……　66

**平成22年３月17日（水）　　── ５日目 ──**

出欠席議員 ……５～１
事務局職員出席者 ……　1
説明のため出席した者 ……　1
議事日程第５号 ……　2
開　　議 ……　4
諸般の報告 ……　4
日程第１　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定についてから日程第40　陳第12号　後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてまで40件に関する委員会の審査報告……　4
○総務文教委員長の報告 ……　6
○厚生委員長の報告 ……　10
○産業建設委員長の報告 ……　14
委員会審査報告書 ……　17

委員長報告に対する質疑 …… ５～19
討　　論 …… 19
○渕上道昭君の反対（議第12号・議第15号）及び賛成（陳第５号）討論 …… 19
○川上紗智子君の反対（議第18号）及び賛成（陳第12号）討論 …… 20
○野中重男君の賛成討論（陳第６号） …… 20
採　　決 …… 21
日程第41　　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について …… 24
採　　決 …… 25
閉会中継続審査・調査申出書 …… 25
議案上程 …… 27
日程第42　議第48号　副市長の選任について …… 27
日程第43　議第49号　教育委員会委員の任命について …… 27
日程第44　意見第１号　「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について …… 27
市長の提案理由説明（議第48号及び議第49号） …… 29
○田中功君の提案理由説明（意見第１号） …… 29
質　　疑 …… 30
討　　論 …… 30
○真野頼隆君の反対討論（議第49号） …… 31
採　　決 …… 31
閉　　会 …… 32

平成22年２月26日

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録
# （第１号）

## 提案理由説明並びに
## 先議案件（平成21年度補正予算等）の表決

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録（第１号）

１、平成22年２月26日水俣市長第１回水俣市議会定例会を招集する。

１、平成22年２月26日午前10時０分水俣市議会議長第１回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

１、平成22年３月17日午前11時20分水俣市議会議長第１回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成22年２月26日（金曜日）

午前10時０分　開会

午後４時15分　散会

（出席議員）　18人

| | | |
|---|---|---|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 髙岡利治君 |
| 塩﨑信介君 | 川上紗智子君 | 福田　斉君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中　功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員）　なし

（職務のため出席した事務局職員）　４人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | （牛迫秀基君） | 次長 | （松永伸二君） |
| 議事係長 | （栄永尚子君） | 書記 | （渕上大輔君） |

（説明のため出席した者）　12人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森　近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） |
| 産業建設部長 | （田上和俊君） | 総合医療センター事務部長 | （桑畑達美君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （上村　彰君） | 水道局長 | （盛下修一君） |
| 教育次長 | （坂本　彰君） | 総務企画部総務課長 | （本山祐二君） |
| 総務企画部企画課長 | （栄永徳博君） | 総務企画部財政課長 | （渕上茂樹君） |

---

○議事日程　第１号

平成22年２月26日　午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期の決定について

（付託委員会）

第３　議第１号　専決処分の報告及び承認について

専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

（総務文教・産業建設）

第４　議第２号　水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について　（総務文教）

第５　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について

第６　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

第７　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

第８　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第９　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算

第18　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第19　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算

第20　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第21　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算

第22　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第23　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算

第24　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算

第25　議第23号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）　（各委）

第26　議第24号　平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）　（厚生）

第27　議第25号　平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号）　（厚生）

第28　議第26号　平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）　（厚生）

第29　議第27号　平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号）　（厚生）

第30　議第28号　平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）　（産業建設）

第31　議第29号　平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号）　（厚生）

第32　議第30号　平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号）　（産業建設）

第33　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について

第34　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

第35　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

第36　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

第37　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

第38　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

第39　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

第40　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）

第41　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

第42　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

第43　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）

第44　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）

第45　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

---

平成22年３月第１回水俣市議会定例会陳情文書表捧

| 受理番号 | 件　　名 | 代表者の住所<br>及 び 氏 名 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|---|---|---|---|---|
| 陳第１号 | 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について | 水俣市浜松町61－16<br>久木田広八 | | 総務文教 |
| 陳第２号 | 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について | 葦北郡芦北町湯浦<br>222－10<br>林田　耀宏 | | 総務文教 |
| 陳第３号 | 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について | 葦北郡芦北町湯浦<br>222－10<br>林田　耀宏 | | 総務文教 |
| 陳第４号 | 地域経済の活性化支援に関する陳情について | 水俣市大園町１－11－５<br>坂口　俊一 | | 産業建設 |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時０分　開会

**○議長（松本和幸君）**　ただいまから平成22年第１回水俣市議会定例会を開会します。

---

**○議長（松本和幸君）**　これから本日の会議を開きます。

---

**○議長（松本和幸君）**　この際、去る２月７日執行の水俣市長選挙において再当選を果たされた宮本勝彬市長に対し、市議会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

宮本市長におかれましては、市民の負託にこたえられ、各種公約の具体的実現を図られ、水俣市浮揚のために御尽力くださるようお願いします。

宮本市長の今後の御活躍と御健勝を祈念しお祝いの言葉といたします。

宮本市長から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　おはようございます。

お許しをいただきましたので、一言あいさつを申し上げます。

去る２月７日に行われました市長選挙におきまして、引き続き２期目の市政運営の重責を担うことになりました。どうかよろしくお願いをいたします。

ただいま松本議長から、市議会を代表され、お祝いのお言葉をいただきました。ありがとうございました。

市民の皆様は、今、経済活性化と景気対策を一番に求めておられます。公約でも申し上げましたが、環境モデル都市づくりを進めながら、確実に産業と雇用を生み出していきたいと思っております。また、水俣病問題の解決も大詰めを迎えておりますので、将来に禍根を残さないよう丁寧に対応していかなければならないと考えております。そのほかにも、観光、福祉、教育など、取り組まなければならない課題が山積しておりますが、市民の皆さんの声をよく聞き、住民協働で命と環境を大切にした持続可能な豊かな暮らしを水俣から創造できるように頑張ってまいります。

なお、３月の定例議会に提出いたしましたのは骨格予算でありますので、施政方針につきましては６月の定例議会で申し述べさせていただきます。

最後に、市議会におかれましては、活力ある水俣を形成していくため、より一層の御指導と御

協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

大変お世話になると思いますが、どうかよろしくお願いをいたします。（拍手）

**○議長（松本和幸君）**　日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る12月定例会で可決された改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書外１件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、陳情の処理の経過及び結果についての報告１件及び地方自治法第180条第２項の規定による市長の専決処分の報告１件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情４件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年度の定期監査並びに平成21年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、吉本福祉環境部長、田上産業建設部長、桑畑総合医療センター事務部長、上村産業建設部産業づくり総室長、盛下水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、渕上財政課長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第１号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

**日程第１　会議録署名議員の指名について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西田弘志議員、真野頼隆議員を指名します。

---

**日程第２　会期の決定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第２、会期の決定を議題とします。

---

平成22年３月第１回定例会（２月26日招集）会期日程表

（会期　２月26日から３月17日まで20日間）

| 日次 | 月　日 | 曜 | 開議時刻 | 会　議 | 議　事　内　容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ２月26日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会　会議録署名議員の指名<br>会期の決定　議案上程　提案理由説明<br>平成21年度各会計補正予算等に対する質疑<br>委員会付託・審査<br>委員長報告　委員長報告に対する質疑<br>討論　採決 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 27日 | 土 | | 休　会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 28日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | 3月1日 | 月 | | | 議案調査（高校卒業式） |
| 5 | 2日 | 火 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 6 | 3日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | 4日 | 木 | | | 議案調査 |
| 8 | 5日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | 6日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | 7日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | 8日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | 9日 | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（質疑通告正午まで） |
| 13 | 10日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 |
| 14 | 11日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問<br>議案質疑　委員会付託 |
| 15 | 12日 | 金 | ―― | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 13日 | 土 | | 休　会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 14日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 15日 | 月 | ―― | 委員会 | 委員会（中学校卒業式） |
| 19 | 16日 | 火 | | 休　会 | 議事整理日 |
| 20 | 17日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告　委員長報告に対する質疑<br>討論　採決　閉会 |

---

**○議長（松本和幸君）**　お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から３月17日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

---

**日程第３　議第１号　専決処分の報告及び承認について**

**専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号）**

**日程第４　議第２号　水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について**

日程第５　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について

日程第６　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

日程第７　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

日程第８　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第９　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算

日程第18　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第19　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算

日程第20　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

日程第21　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算

日程第22　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

日程第23　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算

日程第24　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算

日程第25　議第23号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第26　議第24号　平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第27　議第25号　平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号）

日程第28　議第26号　平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

日程第29　議第27号　平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第30　議第28号　平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第31　議第29号　平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号）

**日程第32　議第30号　平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号）**

**日程第33　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について**

**日程第34　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について**

**日程第35　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）**

**日程第36　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）**

**日程第37　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）**

**日程第38　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）**

**日程第39　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）**

**日程第40　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）**

**日程第41　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）**

**日程第42　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）**

**日程第43　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）**

**日程第44　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）**

**日程第45　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第３、議第１号専決処分の報告及び承認についてから、日程第45、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてまで、43件を一括して議題とします。

---

**議第１号**

**専決処分の報告及び承認について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第１号

専　決　処　分　書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成22年１月12日専決

水俣市長　宮　本　勝　彬

（専決処分を必要とする理由）

去る１月９日に発生した火災により焼失した公園係資材倉庫の解体撤去及び建替工事等に係る費用について、予算措置に急施を要するため、専決処分するものである。

（別紙）

## 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,581,780千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正（第10号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 19. 繰越金 | | 102,538 | 22,509 | 125,047 |
| | 1. 繰越金 | 102,538 | 22,509 | 125,047 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 14,456,733 | | 14,456,733 |
| 歳入合計 | | 14,559,271 | 22,509 | 14,581,780 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2. 総務費 | | 2,255,928 | 20,746 | 2,276,674 |
| | 1. 総務管理費 | 1,681,055 | 20,746 | 1,701,801 |
| 5. 農林水産業費 | | 509,959 | 420 | 510,379 |
| | 1. 農業費 | 312,613 | 420 | 313,033 |
| 7. 土木費 | | 1,790,590 | 1,343 | 1,791,933 |
| | 5. 都市計画費 | 1,012,275 | 1,343 | 1,013,618 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 10,002,794 | | 10,002,794 |
| 歳出合計 | | 14,559,271 | 22,509 | 14,581,780 |

第２表　繰越明許費補正

追　加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 市庁舎管理事業 | 20,746 |

---

**議第２号**

## 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について

水俣市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

## 水俣市長等の給与の特例に関する条例

（市長及び副市長の給料の額の特例）

第１条　市長及び副市長の給料月額は、水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）第３条の規定にか

かわらず、同条例別表に定める額から、市長にあっては同表に定める額に100分の10を、副市長にあっては同表に定める額に100分の５をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

（教育長の給料の額の特例）

第２条　教育長の給料月額は、水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）第３条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の５を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、施行日以後最初にその期日を告示される市長選挙により選出される市長の任期の開始の日にその効力を失う。

（提案理由）

水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の給料月額を減額するため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第３号**

**水俣市社会教育施設条例の制定について**

水俣市社会教育施設条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

## 水俣市社会教育施設条例

（設置）

第１条　市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため、水俣市社会教育施設（以下「社会教育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名　　称 | 位　　置 |
|---|---|
| 石坂川生涯学習センター | 水俣市石坂川113番地 |
| 深川生涯学習センター | 水俣市中鶴539番地 |

（所管）

第３条　社会教育施設は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

（休館日）

第４条　社会教育施設の休館日は、次のとおりとする。

捧　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

放　12月29日から翌年１月３日まで

２　前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第５条　社会教育施設の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第６条　社会教育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

２　委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

３　第１項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

（使用許可の基準）

第７条　委員会は、前条の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の許可をしないことができる。

捧　公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

放　施設等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

方　前２号に掲げるもののほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第８条　委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

捧　許可の内容又は条件に違反すると認めるとき。

放　この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示事項に違反すると認めるとき。

方　公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

朋　施設等をき損するおそれがあるとき。

法　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

泡　前各号に掲げるもののほか、社会教育施設の管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第９条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第10条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

（指定管理者による管理）

第11条　社会教育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　委員会は、前項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第３条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

３　前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第３条第１項各号の書類の提出を求め、手続条例第４条各号に照らし総合的に判断するものとする。

４　第１項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第４条及び第５条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、社会教育施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

５　第１項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第６条、第７条及び第８条の規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

６　第１項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が社会教育施設の管理を行うこととされた期間前に第６条第１項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許

可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

7　第１項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が社会教育施設の管理を行うこととされた期間前に第６条第１項（第５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第12条　指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧　社会教育施設の管理に関する業務

放　施設等の使用の許可に関する業務

方　施設等の維持及び修繕に関する業務

朋　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が社会教育施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第13条　第６条の規定にかかわらず、社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2　利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

第14条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第15条　故意又は過失により施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第16条　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の５倍に相当する額（当該５倍に相当する額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（準備行為）

2　この条例の規則による利用の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第９条、第13条関係）

会議室等使用料（１時間当たり）

| 区　　分 | 午前９時～午後５時 | 午後５時～午後10時 |
|---|---|---|
| 会　　議　　室 | 310円 | 410円 |
| 冷　暖　房　使　用　料 | 310円 | |

備考　使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（提案理由）

閉校した学校施設を活用し、市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため、本案のように制定しようとするものである。

**議第４号**

## 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

### 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第３項の規定に基づき、水俣市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対する給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第２条　管理者の給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

２　管理者が医師である場合には、前項に規定する給与のほか、扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当を支給する。

（給料の額）

第３条　管理者の給料は、月額568,000円とする。

２　前項の規定にかかわらず、管理者が医師である場合の給料は、月額754,000円とする。

（期末手当の額等）

第４条　管理者の期末手当の支給については、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の規定を準用する。この場合において、第14条の４第２項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とし、同条第５項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に定めるものとする。

（退職手当の額等）

第５条　管理者の退職手当は、その者の退職又は死亡当時の給料月額にその者の当該職における在職年数を乗じて得た額に、100分の150の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

２　一般職の職員が引き続き、管理者となった場合の退職手当は、その者の一般職の職員としての勤続期間に対し、一般職の職員の例により算出して得た当該退職手当の額と、管理者としての勤続期間に対し前項の規定により算出して得た額を合計した額を支給する。

第６条　前条に規定する在職年数は、その同一の職について、その者の就任の日から退職又は死亡の日までの期間について得た年数とする。この場合において、年数の計算については、１月は12分の１年とし、１月未満は１月として切り上げるものとする。

（退職手当の支給の特例）

第７条　前２条の規定にかかわらず、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。）又は都道府県の公務員（以下この条において「国家公務員等」という。）として在職した後引き続いて管理者となった者に係る退職手当の支給は、一般職の職員の例によるものとする。この場合において、その者の退職手当の額は、当該管理者の退職の日において、その者が引き続いて国家公務員等として在職していたとした場合に受けることとなる俸給月額又は給料月額を当該退職の日における俸給月額又は給料月額として、当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定により算定した額とする。

（手当の額等）

第８条　第２条に規定する通勤手当、扶養手当、住居手当及び特殊勤務手当の額及び支給方法については、水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第　号）の規定を準用する。

（旅費の額等）

第９条　管理者が公務のため旅行するとき支給する旅費の額は、水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）の規定に基づき、教育長に支給する旅費に相当する額とし、その旅費の支給条件及び支給方法は、水俣市病院事業企業職員の例による。

（雑則）

第10条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、水俣市病院事業企業職員の例による。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方自治法第204条第３項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第５号**

**水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について**

水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

## 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（目的）

第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第４項の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

２　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

３　手当の種類は、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。

（給料表）

第３条　給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

２　給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

３　給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第２項及び第３項の規定に趣旨に従って定めなければならない。

（給料の調整額）

第４条　病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

（管理職手当）

第５条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

（扶養手当）

第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

捧　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

放　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫

方　満60歳以上の父母及び祖父母

朋　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

法　重度心身障害者

（地域手当）

第７条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が指定する地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち、民間の賃金水準、物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で管理者が定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

（住居手当）

第８条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

捧　自ら居住するため住宅を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（管理者が指定するものを除く。）

放　その所有に係る住宅（管理者が指定するものを含む。）に居住している職員で、世帯主である者

（通勤手当）

第９条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

捧　通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員

放　通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員

（単身赴任手当）

第10条　単身赴任手当は、病院を異にする異動又は在勤する病院の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は病院の移転の直前の住居から当該異動又は病院の移転の直後に在勤する病院に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する病院に通勤することが、管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

（特殊勤務手当）

第11条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第12条　時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間について支給する。

（休日勤務手当）

第13条　職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の１月３日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

２　休日勤務手当は、休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

（夜間勤務手当）

第14条　夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

第15条　宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

２　前項の勤務は、第12条、第13条第２項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第16条　管理職員特別勤務手当は、第５条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等において勤務する場合に支給する。

（期末手当）

第17条　期末手当は、６月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（勤勉手当）
第18条　勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。
（災害派遣手当）
第19条　災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。
２　災害派遣手当の額は、管理者が別に定める。
（退職手当）
第20条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。
捧　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
放　傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合
方　前２号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
朋　在職中に死亡した場合
２　退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
捧　地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
放　地方公務員法第28条第４項の規定による失職（同法第16条第１号に該当する場合を除く。）をした者
方　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者
３　在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給額を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。
４　労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。
５　勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第２項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。）にあっては、６月以上）で退職した職員（次項又は第７項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して１年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
６　勤続期間６月以上で退職した職員（再任用職員及び次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の２第１項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
７　勤続期間６月以上で退職した職員であって、雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第１項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給条件に従い、退職手当として支給する。
８　前３項に定めるもののほか、第５項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
（給与の減額）
第21条　職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部

（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第22条　職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第23条　地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第24条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤務手当については、この限りでない。

（非常勤職員の給与）

第25条　企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

（再任用職員についての適用除外）

第26条　第６条、第８条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。

（本市条例の準用）

第27条　この条例に特別の定めのない事項に関しては、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）、水俣市職員退職手当支給条例（昭和28年告示第80号）及び関係規程を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「職員」とあるのは「病院事業の職員」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

２　水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。」を「は、別表第１のとおりとする。」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「別表第３」を「別表第２」に改める。

第14条の２第１項の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 本庁及び支所 | 職員 | 4,200円 |
| 総合医療センター | 医師 | 20,000円 |
| 同 | 医師以外の職員 | 5,390円 |
| 久木野診療所 | 医師 | 5,390円 |
| 同 | 医師以外の職員 | 4,200円 |

を

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 本庁及び支所 | 職員 | 4,200円 |

に

」

改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前３項」を「前項」に、「第14条から第16条までの」を「第14条、第15

条及び第16条の」に改め、同項を同条第２項とする。

第16条の２第２項中「別表第４」を「別表第３」に改める。

別表第１備考を削る。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）

給別職務分類表（行政職給料表）

| 職務の級 | 職　務　分　類 |
|---|---|
| １　級 | 主事及び技師の職務並びにこれらに相当する職務 |
| ２　級 | 高度な知識又は経験を必要とする主事及び技師の職務並びにこれらに相当する職務 |
| ３　級 | １　係長の職務及びこれに相当する職務<br>２　参事及び主査の職務並びにこれらに相当する職務 |
| ４　級 | １　課長補佐及び室長の職務並びにこれらに相当する職務<br>２　主幹の職務及びこれに相当する職務<br>３　高度な知識又は経験を必要とする係長の職務及びこれに相当する職務<br>４　高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務並びにこれらに相当する職務 |
| ５　級 | １　課長及び局長の職務並びにこれらに相当する職務<br>２　高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務並びにこれらに相当する職務<br>３　高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務及びこれに相当する職務 |
| ６　級 | １　部次長の職務及びこれに相当する職務<br>２　高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務並びにこれらに相当する職務 |
| ７　級 | 部長の職務 |

備考　上記の職務に相当する職の職務は、市長が規則で定める。

（水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正）

３　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成11年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号から第16号までを削る。

第９条から第18条までを削り、第19条を第９条とし、第20条を第10条とし、第21条を第11条とする。

（提案理由）

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法第38条第４項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第６号

### 水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

### 水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

（水俣市職員定数条例の一部改正）

第１条　水俣市職員定数条例（昭和24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「720人」を「300人」に改め、同号ア及びイを削り、同条第７号を次のように改める。

烹　市公営企業部局の職員　450人

ア　水道事業の職員　30人
イ　病院事業の職員　420人
（水俣市情報公開条例の一部改正）
第２条　水俣市情報公開条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。
（水俣市個人情報保護条例の一部改正）
第３条　水俣市個人情報保護条例（平成13年条例第２号）の一部を次のように改正する。
第２条第２号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者」に改める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の水俣市情報公開条例及び水俣市個人情報保護条例の規定により、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後に病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以後はそれぞれ改正後の水俣市情報公開条例及び水俣市個人情報保護条例の規定により、病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）
水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第７号**

## 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成22年２月26日提出
水俣市長　宮　本　勝　彬

### 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例

水俣市部総室課室設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
水俣市部課設置条例
第１条中「、総室、課及び室」を「及び課」に改める。
第２条（見出しを含む。）中「、総室、課及び室」を「及び課」に改め、同条第１号オを削り、同条第２号イを次のように改める。
イ　環境モデル都市推進課
第２条第３号を次のように改める。
方　産業建設部
ア　商工観光振興課
イ　農林水産振興課
ウ　土木課
エ　都市政策課
オ　下水道課
第３条中「、課及び室」を「及び課」に改め、同条総務企画部環境モデル都市推進課の項を削り、同条福祉環境部環境対策課の項中「環境対策課」を「環境モデル都市推進課」に改め、同項中第10号を第11号とし、第１号から

第９号までを１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として次の１号を加える。

捧　環境モデル都市づくりの推進に関すること。

第３条福祉環境部福祉課の項中第９号を第10号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

泡　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に関すること。

第３条産業建設部商工観光振興室の項中「商工観光振興室」を「商工観光振興課」に改め、同項中第５号を第６号とし、第１号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として次の１号を加える。

捧　経済対策の推進に関すること。

第３条産業建設部農林水産振興室の項中「農林水産振興室」を「農林水産振興課」に改める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

行政組織・機構の効率化を図る等のため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第８号**

**水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について**

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第９号）の一部をつぎのように改正する。

別表中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 婦人相談員 | 〃 | 106,600円 | を |
| 家庭相談員 | 〃 | 106,600円 | |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 婦人相談員 | 〃 | 107,000円 | に、 |
| 家庭相談員 | 〃 | 107,000円 | |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 民生委員推せん会委員 | 〃 | 4,500円 | を |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 民生委員推せん会委員 | 〃 | 4,500円 | に、 |
| 消費生活相談員 | 〃 | 7,300円 | |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特別支援教育支援員 | 〃 | 4,500円 | を |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特別支援教育支援員 | 〃 | 4,500円 | に、 |
| 外国語活動支援員 | 〃 | 4,500円 | |

」

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 学校開放管理指導員 | 〃 | 1,170円 | | を |

」

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 学校開放管理指導員<br>社会教育施設管理指導員 | 〃<br>〃 | 1,170円<br>1,170円 | | に |

」

改める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

水俣市消費生活相談員を設置すること等、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第９号**

**水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成11年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号中「１月につきその職員の給与月額の100分の３に相当する額」を「その従事した１月につき4,000円」に改める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関して支給額の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第10号**

**水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 課税台帳等記載事項に関する証明 | １納税義務者ごと１課税年度につき | 300円 |

を

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 課税台帳等記載事項に関する証明 | １件につき | 300円 |

に、

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 納税証明書 | １枚につき | 300円 |

を

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 納税証明書 | １件につき | 300円 |

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

列記式の証明書の発行等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第11号**

**水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例（平成12年条例第６号）の一部を次のように改正する。

題名中「水俣市介護予防・生活支援事業」を「水俣市まちかど健康塾事業」に改める。

第１条中「水俣市介護予防・生活支援事業（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第１条及び第４条に基づく水俣市軽度生活援助事業、水俣市配食サービス事業、水俣市生きがい対応型デイサービス事業。以下「事業」という。）」を「水俣市まちかど健康塾事業」に改める。

第２条中「次の表に定める」を「１回につき150円の」に改め、同条の表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前のサービス利用に伴う負担金については、なお従前の例による。

（提案理由）

事業の一部廃止に伴い、本案のように制定しようとするものである。

※　３月11日、一部訂正承認

---

**議第12号**

**水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について**

水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

## 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

水俣市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

| 名　　称 | 位　　置 |
|---|---|
| 水俣市立水俣第一中学校 | 水俣市古城１丁目220番地 |
| 水俣市立水俣第一中学校浜分校 | 水俣市天神町１丁目45番地 |
| 水俣市立水俣第二中学校 | 水俣市塩浜町89番地 |
| 水俣市立水俣第三中学校 | 水俣市平町２丁目92番地 |
| 水俣市立袋中学校 | 水俣市袋1403番地の２ |
| 水俣市立湯出中学校 | 水俣市湯出1637番地 |
| 水俣市立京渡中学校 | 水俣市京渡181番地 |
| 水俣市立久木野中学校 | 水俣市久木野1136番地 |

を

「

| 名　　称 | 位　　置 |
|---|---|
| 水俣市立水俣第一中学校 | 水俣市古城１丁目220番地 |
| 水俣市立水俣第一中学校浜分校 | 水俣市天神町１丁目45番地 |
| 水俣市立水俣第二中学校 | 水俣市塩浜町78番地 |
| 水俣市立袋中学校 | 水俣市袋1403番地の２ |
| 水俣市立緑東中学校 | 水俣市京渡183番地の１ |

に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）

２　水俣市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「水俣第１、水俣第２、水俣第３、袋、湯出、京渡及び久木野の各中学校」を「水俣第１、水俣第２、袋及び緑東の各中学校」に改める。

（提案理由）

中学校再編成に伴い、平成23年４月１日付けで全中学校７校を閉校し、４中学校を開校するため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第13号**

## 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

## 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 城山公園庭球場 | 水俣市古城一丁目353番地 | を |

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 城山公園庭球場<br>エコパーク野球場 | 水俣市古城一丁目353番地<br>水俣市明神地先 | に |

」

改める。

第５条第１項に次の１号を加える。

朋　エコパーク野球場の使用時間は、午前８時から午後７時までとする。

別表備考９中「簡易夜間照明施設」を「城山公園庭球場、エコパーク野球場及び簡易夜間照明施設」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に教育委員会が定めた従前の手続を経てエコパーク野球場の使用の許可を受けている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の水俣市体育施設条例第６条の使用の許可を受けた者とみなす。

（提案理由）

熊本県所有のエコパーク潮騒の広場（水俣港緑地）の運営管理について、平成22年度から指定管理者制度が導入されることに伴い、同広場（水俣港緑地）内に、熊本県との協定及び同協定に基づく承認を受けて本市が設置していた野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第244条の２の規定に基づき、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第14号**

## 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

### 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水俣市病院事業使用料及び手数料条例

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この条例は、水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）第１条第２項に定める病院等において診療、検査若しくは介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護サービス若しくは介護支援を受ける者、その他病院の施設等を使用し、若しくは利用する者又は診断書等の交付を受ける者に対する使用料又は手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

第２条第１項第１号中「（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「（平成20年厚生労働省告示第59号）」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同項第５号中「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）の第３号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）の第２条第４号」に改め、同項第６号中「厚生労働大臣の定める選定療養の第12号」を「厚生労

働大臣の定める評価療養及び選定療養の第２条第７号」に改め、同項第７号中「市長」を「水俣市病院事業管理者（以下「管理者」という。)」に改め、同条第２項中「市長」を「管理者」に改める。

第４条を削る。

第３条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（使用料等の納入）

第３条　前条に規定する使用料又は手数料は、法令に定めるものを除くほか、その都度納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、管理者の指示する日までに、一括し、又は分割して納入することができる。

２　前項本文の場合において、入院患者に係る使用料又は手数料については毎月当該月末までの分を納入通知書の発行の日から起算して７日以内に、退院するものに係る使用料又は手数料については退院する日までの分を退院の際に、それぞれ納入しなければならない。

第６条中「別に定める」を「管理者が別に定める」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、水俣市病院事業に関し市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させ、病院経営の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第15号**

**平成22年度水俣市一般会計予算**

平成22年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,988,637千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1．市税 | | 2,782,922 |
| | 1．市民税 | 1,100,737 |
| | 2．固定資産税 | 1,475,818 |
| | 3．軽自動車税 | 57,945 |
| | 4．たばこ税 | 143,395 |
| | 5．入湯税 | 5,027 |
| 2．地方譲与税 | | 136,001 |
| | 1．地方揮発油譲与税 | 36,000 |
| | 2．自動車重量譲与税 | 98,000 |
| | 3．地方道路譲与税 | 1 |
| | 4．特別とん譲与税 | 2,000 |
| 3．利子割交付金 | | 10,000 |
| | 1．利子割交付金 | 10,000 |
| 4．配当割交付金 | | 1,000 |
| | 1．配当割交付金 | 1,000 |
| 5．株式等譲渡所得割交付金 | | 1,000 |
| | 1．株式等譲渡所得割交付金 | 1,000 |
| 6．地方消費税交付金 | | 250,000 |
| | 1．地方消費税交付金 | 250,000 |
| 7．ゴルフ場利用税交付金 | | 8,000 |
| | 1．ゴルフ場利用税交付金 | 8,000 |
| 8．自動車取得税交付金 | | 36,000 |
| | 1．自動車取得税交付金 | 36,000 |
| 9．地方特例交付金 | | 24,000 |
| | 1．地方特例交付金 | 24,000 |
| 10．地方交付税 | | 4,800,000 |
| | 1．地方交付税 | 4,800,000 |
| 11．交通安全対策特別交付金 | | 4,348 |
| | 1．交通安全対策特別交付金 | 4,348 |
| 12．分担金及び負担金 | | 151,131 |
| | 1．分担金 | 2,914 |
| | 2．負担金 | 148,217 |
| 13．使用料及び手数料 | | 177,236 |
| | 1．使用料 | 157,866 |
| | 2．手数料 | 19,370 |
| 14．国庫支出金 | | 1,584,445 |
| | 1．国庫負担金 | 1,463,896 |
| | 2．国庫補助金 | 112,197 |
| | 3．委託金 | 8,352 |
| 15．県支出金 | | 1,187,225 |
| | 1．県負担金 | 450,523 |
| | 2．県補助金 | 641,432 |

| | | |
|---|---|---|
| | 3．委託金 | 95,270 |
| 16．財産収入 | | 22,909 |
| | 1．財産運用収入 | 11,734 |
| | 2．財産売払収入 | 11,175 |
| 17．寄附金 | | 52 |
| | 1．寄附金 | 52 |
| 18．繰入金 | | 33,093 |
| | 1．基金繰入金 | 33,093 |
| 19．繰越金 | | 1 |
| | 1．繰越金 | 1 |
| 20．諸収入 | | 284,774 |
| | 1．延滞金加算金及び過料 | 4,720 |
| | 2．市預金利子 | 2 |
| | 3．貸付金元利収入 | 117,476 |
| | 4．雑入 | 158,673 |
| | 5．受託事業収入 | 3,903 |
| 21．市債 | | 494,500 |
| | 1．市債 | 494,500 |
| 歳入合計 | | 11,988,637 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1．議会費 | | 161,846 |
| | 1．議会費 | 161,846 |
| 2．総務費 | | 1,535,483 |
| | 1．総務管理費 | 1,002,630 |
| | 2．徴税費 | 181,835 |
| | 3．戸籍住民基本台帳費 | 77,624 |
| | 4．選挙費 | 40,497 |
| | 5．統計調査費 | 198,970 |
| | 6．監査委員費 | 33,927 |
| 3．民生費 | | 4,621,474 |
| | 1．社会福祉費 | 2,161,684 |
| | 2．児童福祉費 | 1,608,291 |
| | 3．生活保護費 | 851,499 |
| 4．衛生費 | | 1,585,975 |
| | 1．保健衛生費 | 260,145 |
| | 2．清掃費 | 763,623 |
| | 3．簡易水道設置費 | 6,775 |
| | 4．環境対策費 | 192,897 |
| | 5．病院費 | 362,535 |
| 5．農林水産業費 | | 255,989 |
| | 1．農業費 | 185,782 |
| | 2．林業費 | 39,844 |
| | 3．水産業費 | 30,363 |

| | | |
|---|---|---|
| 6．商工費 | | 311,455 |
| | 1．商工費 | 311,455 |
| 7．土木費 | | 1,008,408 |
| | 1．土木管理費 | 7,326 |
| | 2．道路橋りょう費 | 138,425 |
| | 3．河川費 | 530 |
| | 4．港湾費 | 134 |
| | 5．都市計画費 | 809,337 |
| | 6．住宅費 | 52,656 |
| 8．消防費 | | 349,917 |
| | 1．消防費 | 349,917 |
| 9．教育費 | | 801,251 |
| | 1．教育総務費 | 177,756 |
| | 2．小学校費 | 103,310 |
| | 3．中学校費 | 103,346 |
| | 4．社会教育費 | 183,437 |
| | 5．保健体育費 | 233,402 |
| 10．災害復旧費 | | 19 |
| | 1．農林水産施設災害復旧費 | 1 |
| | 2．公共土木施設災害復旧費 | 18 |
| 11．公債費 | | 1,341,820 |
| | 1．公債費 | 1,341,820 |
| 12．予備費 | | 15,000 |
| | 1．予備費 | 15,000 |
| 歳出合計 | | 11,988,637 |

第2表　債務負担行為

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| スキャナー配信システム保守委託料（総務課） | 自　平成23年度<br>至　平成24年度 | 千円<br>68 |

第3表　地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 一般公共事業（農業農村事業） | 千円<br>9,700 | 証書借入又は証券発行 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 一般公共事業（水産基盤事業） | 8,500 | | | |
| 過疎対策事業 | 76,300 | | | |
| 臨時財政対策債 | 400,000 | | | |
| 計 | 494,500 | | | |

**議第16号**

## 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,186,424千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

放　保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1．国民健康保険税 | | 515,885 |
| | 1．国民健康保険税 | 515,885 |
| 2．使用料及び手数料 | | 526 |
| | 1．手数料 | 526 |
| 3．国庫支出金 | | 1,258,746 |
| | 1．国庫負担金 | 630,175 |
| | 2．国庫補助金 | 628,571 |
| 4．県支出金 | | 199,482 |
| | 1．県負担金 | 14,083 |
| | 2．県補助金 | 185,399 |
| 5．療養給付費等交付金 | | 340,167 |
| | 1．療養給付費等交付金 | 340,167 |
| 6．前期高齢者交付金 | | 1,065,354 |
| | 1．前期高齢者交付金 | 1,065,354 |
| 7．共同事業交付金 | | 549,359 |
| | 1．共同事業交付金 | 549,359 |
| 8．財産収入 | | 90 |
| | 1．財産運用収入 | 90 |
| 9．繰入金 | | 251,914 |
| | 1．他会計繰入金 | 236,902 |
| | 2．基金繰入金 | 15,012 |

| | | |
|---|---|---|
| 10. 繰越金 | | 1 |
| | 1. 繰越金 | 1 |
| 11. 諸収入 | | 4,900 |
| | 1. 延滞金加算金及び過料 | 2,800 |
| | 2. 市預金利子 | 1 |
| | 3. 雑入 | 2,099 |
| 歳入合計 | | 4,186,424 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 総務費 | | 75,251 |
| | 1. 総務管理費 | 41,646 |
| | 2. 徴税費 | 29,545 |
| | 3. 運営協議会費 | 123 |
| | 4. 国民健康保険特別対策費 | 3,937 |
| 2. 保険給付費 | | 3,023,151 |
| | 1. 療養諸費 | 2,690,164 |
| | 2. 高額医療費 | 319,105 |
| | 3. 移送費 | 2 |
| | 4. 出産育児諸費 | 12,600 |
| | 5. 葬祭諸費 | 1,280 |
| 3. 後期高齢者支援金等 | | 362,517 |
| | 1. 後期高齢者支援金等 | 362,517 |
| 4. 前期高齢者納付金等 | | 1,032 |
| | 1. 前期高齢者納付金等 | 1,032 |
| 5. 老人保健拠出金 | | 19,454 |
| | 1. 老人保健拠出金 | 19,454 |
| 6. 介護納付金 | | 150,681 |
| | 1. 介護納付金 | 150,681 |
| 7. 共同事業拠出金 | | 476,974 |
| | 1. 共同事業拠出金 | 476,974 |
| 8. 保健事業費 | | 27,624 |
| | 1. 保健事業費 | 7,100 |
| | 2. 特定健康診査等事業費 | 20,524 |
| 9. 基金積立金 | | 90 |
| | 1. 基金積立金 | 90 |
| 10. 公債費 | | 411 |
| | 1. 公債費 | 411 |
| 11. 諸支出金 | | 9,239 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,302 |
| | 2. 繰出金 | 6,937 |
| 12. 予備費 | | 40,000 |
| | 1. 予備費 | 40,000 |
| 歳出合計 | | 4,186,424 |

第２表　債務負担行為

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 特定保健指導業務委託料 | 自　平成23年度<br>至　平成23年度 | 千円<br>958 |

---

**議第17号**

**平成22年度水俣市老人保健特別会計予算**

平成22年度水俣市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,947千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| １．支払基金交付金 | | 2,299 |
| | １．支払基金交付金 | 2,299 |
| ２．繰入金 | | 3,643 |
| | １．一般会計繰入金 | 3,643 |
| ３．繰越金 | | 1 |
| | １．繰越金 | 1 |
| ４．諸収入 | | 4 |
| | １．市預金利子 | 1 |
| | ２．雑入 | 3 |
| 歳入合計 | | 5,947 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| １．総務費 | | 339 |
| | １．総務管理費 | 339 |
| ２．医療諸費 | | 4,607 |
| | １．医療諸費 | 4,607 |
| ３．諸支出金 | | 1 |
| | １．諸支出金 | 1 |
| ４．予備費 | | 1,000 |
| | １．予備費 | 1,000 |
| 歳出合計 | | 5,947 |

---

**議第18号**

## 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、それぞれ386,781千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| １．保険料 | | 258,702 |
| | １．後期高齢者医療保険料 | 258,702 |
| ２．使用料及び手数料 | | 285 |
| | １．手数料 | 285 |
| ３．繰入金 | | 127,144 |
| | １．一般会計繰入金 | 127,144 |
| ４．繰越金 | | 2 |
| | １．繰越金 | 2 |
| ５．諸収入 | | 648 |
| | １．延滞金加算金及び過料 | 17 |
| | ２．償還金及び還付加算金 | 630 |
| | ３．預金利子 | 1 |
| 歳入合計 | | 386,781 |

歳　出　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| １．総務費 | | 386,151 |
| | １．総務管理費 | 21,366 |
| | ２．徴収費 | 10,138 |
| | ３．後期高齢者医療広域連合納付金 | 354,647 |
| ２．諸支出金 | | 630 |
| | １．償還金及び還付加算金 | 630 |
| 歳出合計 | | 386,781 |

---

**議第19号**

## 平成22年度水俣市介護保険特別会計予算

平成22年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,734,884千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

放　保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| １．保険料 | | 428,756 |
| | １．介護保険料 | 428,756 |
| ２．分担金及び負担金 | | 3,384 |
| | １．負担金 | 3,384 |
| ３．使用料及び手数料 | | 105 |
| | １．手数料 | 105 |
| ４．国庫支出金 | | 701,444 |
| | １．国庫負担金 | 458,477 |
| | ２．国庫補助金 | 242,967 |
| ５．支払基金交付金 | | 784,467 |
| | １．支払基金交付金 | 784,467 |
| ６．県支出金 | | 393,091 |
| | １．県負担金 | 383,678 |
| | ２．県補助金 | 9,413 |
| ７．繰入金 | | 423,599 |
| | １．一般会計繰入金 | 417,308 |
| | ２．基金繰入金 | 6,291 |
| ８．繰越金 | | 1 |
| | １．繰越金 | 1 |
| ９．諸収入 | | 4 |
| | １．延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | ２．預金利子 | 1 |
| | ３．雑入 | 2 |
| 10．財産収入 | | 33 |
| | １．財産運用収入 | 33 |
| 歳入 | 合計 | 2,734,884 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1．総務費 | | 81,992 |
| | 1．総務管理費 | 43,815 |
| | 2．徴収費 | 6,421 |
| | 3．介護認定審査会費 | 31,605 |
| | 4．趣旨普及費 | 29 |
| | 5．運営協議会費 | 122 |
| 2．保険給付費 | | 2,591,246 |
| | 1．介護サービス等諸費 | 2,245,667 |
| | 2．介護予防サービス等諸費 | 173,359 |
| | 3．その他諸費 | 3,400 |
| | 4．高額介護サービス等費 | 58,220 |
| | 5．高額医療合算介護サービス等費 | 10,500 |
| | 6．特定入所者介護サービス等費 | 100,100 |
| 3．地域支援事業 | | 59,310 |
| | 1．介護予防事業 | 27,026 |
| | 2．包括的支援事業・任意事業 | 32,284 |
| 4．基金積立金 | | 34 |
| | 1．基金積立金 | 34 |
| 5．公債費 | | 1 |
| | 1．公債費 | 1 |
| 6．諸支出金 | | 301 |
| | 1．償還金及び還付加算金 | 301 |
| 7．予備費 | | 2,000 |
| | 1．予備費 | 2,000 |
| 歳出合計 | | 2,734,884 |

---

**議第20号**

## 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成22年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,648,609千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円とする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| １．分担金及び負担金 | | 10,449 |
| | １．負担金 | 10,449 |
| ２．使用料及び手数料 | | 279,863 |
| | １．使用料 | 279,852 |
| | ２．手数料 | 11 |
| ３．国庫支出金 | | 264,415 |
| | １．国庫補助金 | 264,415 |
| ４．繰入金 | | 719,051 |
| | １．繰入金 | 719,051 |
| ５．繰越金 | | 1 |
| | １．繰越金 | 1 |
| ６．諸収入 | | 1,930 |
| | １．延滞金加算金及び過料 | 1 |
| | ２．預金利子 | 1 |
| | ３．雑入 | 1,928 |
| ７．市債 | | 372,900 |
| | １．市債 | 372,900 |
| 歳入合計 | | 1,648,609 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| １．公共下水道事業費 | | 726,514 |
| | １．公共下水道事業費 | 726,514 |
| ２．公債費 | | 921,095 |
| | １．公債費 | 921,095 |
| ３．予備費 | | 1,000 |
| | １．予備費 | 1,000 |
| 歳出合計 | | 1,648,609 |

第２表　債務負担行為

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償 | 自　平成22年度<br>至　平成28年度 | 未償還元金利子、延滞利子に対する損失補償額 |
| 水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給 | 自　平成22年度<br>至　平成28年度 | 償還利子に対する利子補給額 |

第３表　地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 公共下水道事業 | 千円<br>262,500 | 証書借入又は証券発行 | 4.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 過疎対策事業 | 110,400 | | | |
| 合計 | 372,900 | | | |

議第21号

## 平成22年度水俣市病院事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 捧　病　床　数 | 総合医療センター | 417床（一般413床、感染４床） | | |
| 放　年間患者数 | | | | |
| ア　入　　院 | 総合医療センター | 114,975人 | | |
| イ　外　　来 | 総合医療センター | 207,400人 | | |
| | 診　　療　　所 | 1,800人 | 合　計 | 209,200人 |
| 方　一日平均患者数 | | | | |
| ア　入　　院 | 総合医療センター | 315人 | | |
| イ　外　　来 | 総合医療センター | 850人 | | |
| | 診　　療　　所 | 18人 | 合　計 | 868人 |
| 朋　主要な建設改良事業 | | | | |
| 建　設　工　事　費 | 総合医療センター | 13,646千円 | | |
| 固 定 資 産 購 入 費 | | | | |
| （車 輌 購 入 費） | 総合医療センター | 3,500千円 | | |
| （器械備品購入費） | 総合医療センター | 218,203千円 | 合　計 | 235,349千円 |

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

**収　　入**

| | |
|---|---|
| 第１款　総合医療センター事業収益 | 6,251,023千円 |
| 第１項　医　業　収　益 | 6,000,241千円 |
| 第２項　医　業　外　収　益 | 238,181千円 |
| 第３項　特　別　利　益 | 12,601千円 |
| 第２款　診　療　所　事　業　収　益 | 24,787千円 |
| 第１項　医　業　収　益 | 17,683千円 |
| 第２項　医　業　外　収　益 | 7,102千円 |
| 第３項　特　別　利　益 | 2千円 |
| 収　益　的　収　入　合　計 | 6,275,810千円 |

**支　　出**

| | |
|---|---|
| 第１款　総合医療センター事業費 | 6,246,025千円 |
| 第１項　医　業　費　用 | 6,036,776千円 |
| 第２項　医　業　外　費　用 | 164,032千円 |
| 第３項　特　別　損　失 | 45,217千円 |
| 第２款　診　療　所　事　業　費 | 22,352千円 |
| 第１項　医　業　費　用 | 22,248千円 |
| 第２項　医　業　外　費　用 | 3千円 |
| 第３項　特　別　損　失 | 101千円 |
| 第３款　予　備　費 | 2,000千円 |
| 第１項　予　備　費 | 2,000千円 |
| 収　益　的　支　出　合　計 | 6,270,377千円 |

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額374,846千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,208千円、過年度分損益勘定留保資金363,638千円で補てんするものとする。）。

| 収入 | |
|---|---|
| 第１款　総合医療センター資本的収入 | 362,133千円 |
| 第１項　企業債 | 229,100千円 |
| 第２項　固定資産売却代金 | 1千円 |
| 第３項　補助金 | 2千円 |
| 第４項　負担金 | 130,405千円 |
| 第５項　繰入金 | 2,625千円 |
| 資本的収入合計 | 362,133千円 |

| 支出 | |
|---|---|
| 第１款　総合医療センター資本的支出 | 735,979千円 |
| 第１項　建設改良費 | 235,349千円 |
| 第２項　企業債償還金 | 500,630千円 |
| 第２款　予備費 | 1,000千円 |
| 第１項　予備費 | 1,000千円 |
| 資本的支出合計 | 736,979千円 |

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|---|
| 総合医療センター | 複写機リース業務 | 自　平成23年度<br>至　平成27年度 | 単価契約額に使用枚数を掛けた額 |
| | ＣＴ装置システムリース業務 | 自　平成23年度<br>至　平成27年度 | 210,420千円 |
| | 看護システム(NANDA-NOC-NIC)ライセンス使用料 | 自　平成22年度<br>至　平成23年度 | 1,850米国ドルに相当する額 |

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総合医療センター | 病院施設整備事業 | 千円<br>13,600 | 証書借入 | ４.０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。<br>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |
| | 医療機械器具整備事業 | 215,500 | | | |
| 計 | | 229,100 | | | |

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| 区分／病院別 | 科目 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 捧職員給与費 | 放交際費 | |
| １　総合医療センター | 3,493,122千円<br>(3,103,497) | 500千円 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2　久　木　野　診　療　所 | 6,739<br>(5,330) | | |
| 合　　計 | 3,499,861<br>(3,108,827) | 500 | |

※　上記の（　）書きは、一般職員分内書

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

| 病　院　別 | 限　度　額 |
|---|---|
| 1　総合医療センター | 1,306,801千円 |
| 2　久　木　野　診　療　所 | 14,490 |
| 合　　計 | 1,321,291 |

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

---

**議第22号**

## 平成22年度水俣市水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 捧給水戸数 | 10,498戸 |
| 放年間総給水量 | 3,020,442㍑ |
| 方１日平均給水量 | 8,275㍑ |
| 朋　主要な建設改良事業 | |
| ア　建設改良工事　陣内１・２丁目配水管改良工事（第１工区） | 37,924千円 |
| イ　機械器具購入費　第３水源地配水流量計取替 | 5,555千円 |

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | |
|---|---|
| **収　　入** | |
| 第１款　水道事業収益 | 482,224千円 |
| 第１項　営業収益 | 479,521千円 |
| 第２項　営業外収益 | 2,701千円 |
| 第３項　特別利益 | 2千円 |
| **支　　出** | |
| 第１款　水道事業費 | 401,228千円 |
| 第１項　営業費用 | 347,724千円 |
| 第２項　営業外費用 | 52,258千円 |
| 第３項　特別損失 | 246千円 |
| 第４項　予備費 | 1,000千円 |

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,061千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,108千円、減債積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金85,060千円及び当年度分損益勘定留保資金4,893千円で補てんするものとする。）。

収　　入

| | |
|---|---|
| 第１款　資　本　的　収　入 | 34,463千円 |
| 第１項　負　担　金 | 34,462千円 |
| 第２項　固定資産売却代金 | 1千円 |

支　　出

| | |
|---|---|
| 第１款　資　本　的　支　出 | 188,524千円 |
| 第１項　建　設　改　良　費 | 127,353千円 |
| 第２項　企業債償還金 | 60,171千円 |
| 第３項　予　備　費 | 1,000千円 |

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第５条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１項営業費用及び第２項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第６条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|---|---|
| 捧職員給与費 | 138,608千円 |
| 放交際費 | 50千円 |

（たな卸資産購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は、850千円と定める。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

---

**議第23号**

## 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124,254千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,457,526千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加・変更は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加・変更は「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第11号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １．市税 | | 2,939,238 | △167,897 | 2,771,341 |
| | １．市民税 | 1,238,991 | △137,440 | 1,101,551 |
| | ２．固定資産税 | 1,487,339 | △22,155 | 1,465,184 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 3．軽自動車税 | 57,231 | △308 | 56,923 |
| | 4．たばこ税 | 150,526 | △6,580 | 143,946 |
| | 5．入湯税 | 5,151 | △1,414 | 3,737 |
| 12. 分担金及び負担金 | | 204,258 | △11,974 | 192,284 |
| | 1．分担金 | 8,522 | 139 | 8,661 |
| | 2．負担金 | 195,736 | △12,113 | 183,623 |
| 13. 使用料及び手数料 | | 179,869 | 102 | 179,971 |
| | 2．手数料 | 20,063 | 102 | 20,165 |
| 14. 国庫支出金 | | 2,516,650 | 68,787 | 2,585,437 |
| | 1．国庫負担金 | 1,180,673 | 13,605 | 1,194,278 |
| | 2．国庫補助金 | 1,322,851 | 55,182 | 1,378,033 |
| 15. 県支出金 | | 1,136,267 | △103,274 | 1,032,993 |
| | 1．県負担金 | 468,558 | △32,577 | 435,981 |
| | 2．県補助金 | 577,369 | △70,356 | 507,013 |
| | 3．委託金 | 90,340 | △341 | 89,999 |
| 16. 財産収入 | | 139,080 | △113,262 | 25,818 |
| | 1．財産運用収入 | 17,500 | △2,061 | 15,439 |
| | 2．財産売払収入 | 121,580 | △111,201 | 10,379 |
| 17. 寄附金 | | 2 | 1,524 | 1,526 |
| | 1．寄附金 | 2 | 1,524 | 1,526 |
| 18. 繰入金 | | 258,392 | 35,545 | 293,937 |
| | 1．基金繰入金 | 258,100 | 35,545 | 293,645 |
| 19. 繰越金 | | 125,047 | 139,483 | 264,530 |
| | 1．繰越金 | 125,047 | 139,483 | 264,530 |
| 20. 諸収入 | | 839,814 | 10,612 | 850,426 |
| | 4．雑入 | 691,993 | 13,099 | 705,092 |
| | 5．受託事業収入 | 6,650 | △2,487 | 4,163 |
| 21. 市債 | | 1,059,815 | 16,100 | 1,075,915 |
| | 1．市債 | 1,059,815 | 16,100 | 1,075,915 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 5,183,348 | | 5,183,348 |
| 歳入合計 | | 14,581,780 | △124,254 | 14,457,526 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．議会費 | | 168,507 | △1,712 | 166,795 |
| | 1．議会費 | 168,507 | △1,712 | 166,795 |
| 2．総務費 | | 2,276,674 | △5,851 | 2,270,823 |
| | 1．総務管理費 | 1,701,801 | △1,684 | 1,700,117 |
| | 2．徴税費 | 221,457 | △2,775 | 218,682 |
| | 4．選挙費 | 57,018 | △1,244 | 55,774 |
| | 5．統計調査費 | 186,705 | △148 | 186,557 |
| 3．民生費 | | 4,245,842 | △25,632 | 4,220,210 |
| | 1．社会福祉費 | 2,114,784 | △2,822 | 2,111,962 |
| | 2．児童福祉費 | 1,348,590 | △81,073 | 1,267,517 |
| | 3．生活保護費 | 782,468 | 58,263 | 840,731 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4．衛生費 | | 1,743,503 | △2,926 | 1,740,577 |
| | 1．保健衛生費 | 348,034 | △11,208 | 336,826 |
| | 2．清掃費 | 826,517 | 10,259 | 836,776 |
| | 4．環境対策費 | 141,166 | △1,977 | 139,189 |
| 5．農林水産業費 | | 510,379 | △87,542 | 422,837 |
| | 1．農業費 | 313,033 | △13,998 | 299,035 |
| | 2．林業費 | 168,181 | △73,544 | 94,637 |
| | 3．水産業費 | 29,165 | 0 | 29,165 |
| 6．商工費 | | 296,220 | 17,377 | 313,597 |
| | 1．商工費 | 296,220 | 17,377 | 313,597 |
| 7．土木費 | | 1,791,933 | 38,248 | 1,830,181 |
| | 2．道路橋りょう費 | 373,414 | 52,066 | 425,480 |
| | 3．河川費 | 21,757 | 4,300 | 26,057 |
| | 5．都市計画費 | 1,013,618 | △18,756 | 994,862 |
| | 6．住宅費 | 378,136 | 638 | 378,774 |
| 8．消防費 | | 422,729 | △8,024 | 414,705 |
| | 1．消防費 | 422,729 | △8,024 | 414,705 |
| 9．教育費 | | 1,644,639 | △19,106 | 1,625,533 |
| | 1．教育総務費 | 938,126 | △20,889 | 917,237 |
| | 2．小学校費 | 123,047 | 0 | 123,047 |
| | 4．社会教育費 | 210,942 | 16,451 | 227,393 |
| | 5．保健体育費 | 252,632 | △14,668 | 237,964 |
| 11．公債費 | | 1,466,335 | △29,086 | 1,437,249 |
| | 1．公債費 | 1,466,335 | △29,086 | 1,437,249 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 15,019 | | 15,019 |
| 歳出合計 | | 14,581,780 | △124,254 | 14,457,526 |

第２表　繰越明許費補正

1　追　加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| 2．総務費 | 1．総務管理費 | 辺地共聴施設整備事業 | 2,940 |
| | | 市庁舎管理事業 | 5,775 |
| | | 環境モデル都市推進事業 | 400 |
| 3．民生費 | 2．児童福祉費 | 子ども手当支給事務経費 | 1,549 |
| | | 児童館施設整備事業 | 3,200 |
| 4．衛生費 | 1．保健衛生費 | 新型インフルエンザ対策事業 | 9,612 |
| | 2．清掃費 | 清掃施設整備事業 | 12,810 |
| 5．農林水産業費 | 1．農業費 | 東部センター施設整備事業 | 219 |
| | | 強い農業づくり交付金事業 | 1,130 |
| | | 農道整備事業 | 2,008 |
| | | 農業用水路改良事業 | 1,000 |
| | | 久木野ふるさとセンター施設整備事業 | 250 |
| | 2．林業費 | 市内一円林道・作業道整備事業 | 1,560 |
| 6．商工費 | 1．商工費 | 湯の鶴地区施設整備事業 | 4,847 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 観光ポスター原画製作及び印刷業務 | 2,482 |
| | | 道の駅施設整備事業 | 2,083 |
| | | 湯の児海水浴場整備事業 | 1,895 |
| | | 観光施設整備事業 | 5,082 |
| | | 勤労青少年ホーム施設整備事業 | 5,435 |
| 7．土木費 | 2．道路橋りょう費 | 市内一円道路整備事業 | 6,938 |
| | | 身近な道路づくり推進事業 | 52,000 |
| | | 市内一円道路改良事業 | 8,010 |
| | 5．都市計画費 | 市内一円公園整備事業 | 2,351 |
| | 6．住宅費 | 市営住宅整備事業 | 638 |
| | | 地域住宅交付金事業 | 181,471 |
| 8．消防費 | 1．消防費 | 国民保護関係経費 | 3,020 |
| 9．教育費 | 1．教育総務費 | 公立小中学校ＩＣＴ整備事業 | 65,332 |
| | | 小中学校施設整備事業 | 15,315 |
| | | スクールバス車庫整備事業 | 4,005 |
| | 4．社会教育費 | 水俣の文化財冊子及びマップ印刷業務 | 1,292 |
| | | 環境みなまた絵本大賞作品募集事業 | 2,503 |
| | | 図書館施設整備事業 | 1,125 |
| | | 文化会館施設整備事業 | 14,916 |
| | 5．保健体育費 | 体育施設整備事業 | 1,235 |
| | | 武道館施設整備事業 | 3,014 |

2　変　更

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 9．教育費 | 1．教育総務費 | 小中学校施設耐震化推進事業 | 千円<br>621,484 | 小中学校施設耐震化推進事業 | 千円<br>577,164 |
| | | 太陽光発電設備設置事業 | 91,766 | 太陽光発電設備設置事業 | 119,463 |

第３表　債務負担行為補正

1　追　加

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 水俣市議会会議録印刷業務<br>（議会事務局） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 千円<br>952 |
| みなまた市議会だより印刷業務<br>（議会事務局） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 546 |
| 広報みなまた印刷業務<br>（総務課） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 3,818 |
| 気象情報受信料<br>（総務課） | 自　平成21年度<br>至　平成26年度 | 10,435 |
| 気象情報受信用パソコン借上料<br>（総務課） | 自　平成21年度<br>至　平成26年度 | 430 |
| 自転車市民共同利用システム保守点検委託料<br>（企画課） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 252 |
| 市民活動総合補償保険料<br>（企画課） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 1,482 |
| 水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証<br>（都市政策課） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 143,718 |

2　変　更

| 事　　項 | 補　正　前 | | 補　正　後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期　　間 | 限　度　額 | 期　　間 | 限　度　額 |
| 固定資産土地鑑定評価業務委託料（税務課） | 自　平成22年度<br>至　平成23年度 | 千円<br>7,398 | 自　平成22年度<br>至　平成23年度 | 千円<br>5,565 |
| 固定資産現況調査事業業務委託料（税務課） | 自　平成22年度<br>至　平成23年度 | 7,460 | 自　平成22年度<br>至　平成23年度 | 6,405 |
| 高齢者福祉センター管理運営事業（健康高齢課） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 6,950 | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 6,607 |
| 湯の鶴温泉保健センター管理運営事業（商工観光振興室） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 7,511 | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 7,462 |
| 勤労青少年ホーム管理委託料（商工観光振興室） | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 5,973 | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 5,968 |

第４表　地　方　債　補　正

変　更

| 起　債　の　目　的 | 補　正　前 | | | | 補　正　後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 限　度　額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限　度　額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 一般公共事業（農業農村事業） | 千円<br>3,500 | | | | 千円<br>4,200 | | | |
| 一般公共事業（災害関連事業） | 5,100 | | | | 8,800 | | | |
| 一般公共事業（道路） | 2,100 | | | | 20,800 | | | |
| 学校教育施設等整備事業 | 201,700 | | | | 189,000 | | | |
| 過疎対策事業 | 212,000 | | | | 217,700 | | | |
| 補正されなかった事業に係る額 | 635,415 | | | | 635,415 | | | |
| 計 | 1,059,815 | | | | 1,075,915 | | | |

---

**議第24号**

**平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）**

平成21年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,204,655千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表債務負担行為補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第４号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既　定　額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３．国庫支出金 | | 1,291,211 | △74,541 | 1,216,670 |
| | １．国庫負担金 | 727,482 | △79,513 | 647,969 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 2．国庫補助金 | 563,729 | 4,972 | 568,701 |
| 4．県支出金 | | 199,364 | △811 | 198,553 |
| | 1．県負担金 | 13,460 | △811 | 12,649 |
| 5．療養給付費等交付金 | | 288,819 | △57,426 | 231,393 |
| | 1．療養給付費等交付金 | 288,819 | △57,426 | 231,393 |
| 7．共同事業交付金 | | 637,788 | △138,613 | 499,175 |
| | 1．共同事業交付金 | 637,788 | △138,613 | 499,175 |
| 9．繰入金 | | 381,349 | △140,908 | 240,441 |
| | 1．他会計繰入金 | 283,651 | △43,210 | 240,441 |
| | 2．基金繰入金 | 97,698 | △97,698 | 0 |
| 10．繰越金 | | 5,818 | 206,805 | 212,623 |
| | 1．繰越金 | 5,818 | 206,805 | 212,623 |
| 11．諸収入 | | 7,867 | 150 | 8,017 |
| | 3．雑入 | 6,488 | 150 | 6,638 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 1,597,783 | | 1,597,783 |
| 歳入合計 | | 4,409,999 | △205,344 | 4,204,655 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．総務費 | | 81,091 | 150 | 81,241 |
| | 1．総務管理費 | 43,778 | 150 | 43,928 |
| 2．保険給付費 | | 3,250,320 | △205,088 | 3,045,232 |
| | 1．療養諸費 | 2,900,977 | △181,134 | 2,719,843 |
| | 2．高額医療費 | 338,941 | △23,954 | 314,987 |
| 7．共同事業拠出金 | | 484,359 | 1,703 | 486,062 |
| | 1．共同事業拠出金 | 484,359 | 1,703 | 486,062 |
| 8．保健事業費 | | 26,909 | △7,081 | 19,828 |
| | 2．特定健康診査等事業費 | 19,821 | △7,081 | 12,740 |
| 11．諸支出金 | | 8,942 | 4,972 | 13,914 |
| | 2．繰出金 | 5,543 | 4,972 | 10,515 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 558,378 | | 558,378 |
| 歳出合計 | | 4,409,999 | △205,344 | 4,204,655 |

第２表　債務負担行為補正

変　更

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 特定保健指導業務委託料 | 自　平成22年度<br>至　平成22年度 | 千円<br>1,036 | 自　平成22年度<br>至　平成22年度 | 千円<br>714 |

---

**議第25号**

**平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号）**

平成21年度水俣市の老人保健特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

55,454千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第２号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １．支払基金交付金 | | 30,966 | △30,725 | 241 |
| | １．支払基金交付金 | 30,966 | △30,725 | 241 |
| ２．国庫支出金 | | 20,626 | △20,626 | 0 |
| | １．国庫負担金 | 20,626 | △20,626 | 0 |
| ３．県支出金 | | 5,156 | △5,156 | 0 |
| | １．県負担金 | 5,156 | △5,156 | 0 |
| ４．繰入金 | | 6,584 | △1,152 | 5,432 |
| | １．一般会計繰入金 | 6,584 | △1,152 | 5,432 |
| ６．諸収入 | | 4 | 3,659 | 3,663 |
| | ２．雑入 | 3 | 3,659 | 3,662 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 46,118 | | 46,118 |
| 歳入合計 | | 109,454 | △54,000 | 55,454 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ２．医療諸費 | | 61,906 | △54,000 | 7,906 |
| | １．医療諸費 | 61,906 | △54,000 | 7,906 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 47,548 | | 47,548 |
| 歳出合計 | | 109,454 | △54,000 | 55,454 |

---

**議第26号**

**平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）**

平成21年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369,605千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第４号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １．保険料 | | 263,919 | △19,000 | 244,919 |
| | １．後期高齢者医療保険料 | 263,919 | △19,000 | 244,919 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3．繰入金 | | 122,370 | △95 | 122,275 |
| | 1．一般会計繰入金 | 122,370 | △95 | 122,275 |
| 4．繰越金 | | 427 | 1,215 | 1,642 |
| | 1．繰越金 | 427 | 1,215 | 1,642 |
| 5．諸収入 | | 235 | 425 | 660 |
| | 2．償還金及び還付加算金 | 130 | 425 | 555 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 109 | | 109 |
| 歳入合計 | | 387,060 | △17,455 | 369,605 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．総務費 | | 386,505 | △17,455 | 369,050 |
| | 2．徴収費 | 10,458 | 0 | 10,458 |
| | 3．後期高齢者医療広域連合納付金 | 354,881 | △17,455 | 337,426 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 555 | | 555 |
| 歳出合計 | | 387,060 | △17,455 | 369,605 |

---

**議第27号**

**平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号）**

平成21年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,776,025千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第４号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．保険料 | | 417,179 | 12,871 | 430,050 |
| | 1．介護保険料 | 417,179 | 12,871 | 430,050 |
| 4．国庫支出金 | | 679,991 | 20,351 | 700,342 |
| | 1．国庫負担金 | 444,560 | 13,615 | 458,175 |
| | 2．国庫補助金 | 235,431 | 6,736 | 242,167 |
| 5．支払基金交付金 | | 762,947 | 23,526 | 786,473 |
| | 1．支払基金交付金 | 762,947 | 23,526 | 786,473 |
| 6．県支出金 | | 389,460 | 11,870 | 401,330 |
| | 1．県負担金 | 379,910 | 11,870 | 391,780 |
| 7．繰入金 | | 414,757 | 9,304 | 424,061 |
| | 1．一般会計繰入金 | 407,471 | 9,304 | 416,775 |
| 10．財産収入 | | 0 | 33 | 33 |
| | 1．財産運用収入 | 0 | 33 | 33 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 補正されなかった款に係る額 | 33,736 | | 33,736 |
| 歳　入　合　計 | 2,698,070 | 77,955 | 2,776,025 |

歳　出　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．総務費 | | 82,081 | △498 | 81,583 |
| | 3．介護認定審査会費 | 32,530 | △498 | 32,032 |
| 2．保険給付費 | | 2,518,425 | 78,420 | 2,596,845 |
| | 1．介護サービス等諸費 | 2,197,908 | 61,510 | 2,259,418 |
| | 2．介護予防サービス等諸費 | 162,720 | 11,320 | 174,040 |
| | 4．高額介護サービス等費 | 52,869 | 2,260 | 55,129 |
| | 5．高額医療合算介護サービス等費 | 2 | 220 | 222 |
| | 6．特定入所者介護サービス等費 | 101,256 | 3,110 | 104,366 |
| 4．基金積立金 | | 1 | 33 | 34 |
| | 1．基金積立金 | 1 | 33 | 34 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 97,563 | | 97,563 |
| 歳　出　合　計 | | 2,698,070 | 77,955 | 2,776,025 |

---

**議第28号**

## 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成21年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,468千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,928,482千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第３号）

歳　入　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2．使用料及び手数料 | | 278,419 | △961 | 277,458 |
| | 1．使用料 | 278,408 | △961 | 277,447 |
| 3．国庫支出金 | | 271,450 | △14,000 | 257,450 |
| | 1．国庫補助金 | 271,450 | △14,000 | 257,450 |
| 4．繰入金 | | 754,744 | △21,107 | 733,637 |
| | 1．繰入金 | 754,744 | △21,107 | 733,637 |
| 7．市債 | | 661,700 | △15,400 | 646,300 |
| | 1．市債 | 661,700 | △15,400 | 646,300 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 13,637 | | 13,637 |
| 歳　入　合　計 | | 1,979,950 | △51,468 | 1,928,482 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1．公共下水道事業費 | | 782,589 | △46,034 | 736,555 |
| | 1．公共下水道事業費 | 782,589 | △46,034 | 736,555 |
| 2．公債費 | | 1,196,361 | △5,434 | 1,190,927 |
| | 1．公債費 | 1,196,361 | △5,434 | 1,190,927 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 1,000 | | 1,000 |
| 歳出合計 | | 1,979,950 | △51,468 | 1,928,482 |

第２表　地方債補正

変　更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公共下水道事業 | 千円<br>271,700 | | | | 千円<br>264,000 | | | |
| 過疎対策事業 | 119,100 | | | | 111,400 | | | |
| 補正されなかった事業に係る額 | 270,900 | | | | 270,900 | | | |
| 計 | 661,700 | | | | 646,300 | | | |

---

**議第29号**

**平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号）**

（総則）

第１条　平成21年度水俣市病院事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　平成21年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|---|---|---|---|
| | **収** | **入** | |
| 第１款　総合医療センター事業収益 | 6,290,259千円 | △1,852千円 | 6,288,407千円 |
| 第２項　医業外収益 | 267,911千円 | △1,852千円 | 266,059千円 |
| 収益的収入合計 | 6,313,780千円 | △1,852千円 | 6,311,928千円 |

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「258,719千円」を「273,267千円」に、過年度分損益勘定留保資金「241,021千円」を「255,569千円」に改め、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|---|---|---|---|
| | **収** | **入** | |
| 第１款　総合医療センター資本的収入 | 526,548千円 | △17千円 | 526,531千円 |
| 第１項　企業債 | 371,600千円 | △9,000千円 | 362,600千円 |
| 第３項　補助金 | 2千円 | 2,159千円 | 2,161千円 |
| 第５項　繰入金 | 1千円 | 6,824千円 | 6,825千円 |
| 資本的収入合計 | 526,548千円 | △17千円 | 526,531千円 |
| | **支** | **出** | |
| 第１款　総合医療センター資本的支出 | 784,267千円 | 14,531千円 | 798,798千円 |
| 第２項　企業債償還金 | 412,629千円 | 14,531千円 | 427,160千円 |
| 資本的支出合計 | 785,267千円 | 14,531千円 | 799,798千円 |

（債務負担行為）

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追　加

| 事 | 項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|---|
| 総合医療センター | 寝具・病衣借上 | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 単価契約額に入院患者数を掛けた額 |
| | 紙おむつ購入業務 | 自　平成21年度<br>至　平成22年度 | 単価契約額に使用枚数を掛けた額 |

（企業債）

第５条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更

| 起債の目的 | | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 総合医療センター | 医療機械器具整備事業 | 千円<br>228,800 | | | | 千円<br>219,800 | | | |
| 計 | | 371,600 | | | | 362,600 | | | |

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

---

**議第30号**

**平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号）**

（総則）

第１条　平成21度水俣市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第２条　平成21年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科　　目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| | **収** | **入** | |
| 第１款　水道事業収益 | 485,990千円 | △21,727千円 | 464,263千円 |
| 第１項　営業収益 | 483,075千円 | △21,727千円 | 461,348千円 |
| 第２項　営業外収益 | 2,913千円 | 0千円 | 2,913千円 |
| 第３項　特別利益 | 2千円 | 0千円 | 2千円 |
| | **支** | **出** | |
| 第１款　水道事業費 | 412,930千円 | △40,859千円 | 372,071千円 |
| 第１項　営業費用 | 357,546千円 | △40,859千円 | 316,687千円 |
| 第２項　営業外費用 | 54,283千円 | 0千円 | 54,283千円 |
| 第３項　特別損失 | 101千円 | 0千円 | 101千円 |
| 第４項　予備費 | 1,000千円 | 0千円 | 1,000千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第７条第１号中「149,102千円」を「117,131千円」に改める。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

---

**議第31号**

**第５次水俣市総合計画基本構想の策定について**

第５次水俣市総合計画基本構想を次のように策定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

別冊　第５次水俣市総合計画基本構想（掲載略）

（提案理由）

基本構想を策定するには、地方自治法第２条第４項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

---

**議第32号**

**水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について**

水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）を次のように変更することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

別冊　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）（掲載略）

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第６条第６項において準用する同条第１項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

---

**議第33号**

**指定管理者の指定について**

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市ふれあいセンター
２　指定管理候補者の名称
　水俣市連合母子会　会長　西郷　マサ子
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第34号**

**指定管理者の指定について**

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市高齢者福祉センター

２　指定管理候補者の名称
　　水俣市老人クラブ連合会　会長　下山　俊雄
３　指定期間
　　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）
水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第35号**

**指定管理者の指定について**

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　　水俣市ワークプラザ
２　指定管理候補者の名称
　　社団法人水俣市シルバー人材センター
３　指定期間
　　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）
水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第36号**

**指定管理者の指定について**

水俣市立明水園の指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　　水俣市立明水園
２　指定管理候補者の名称
　　社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
３　指定期間
　　平成22年４月１日から平成25年３月31日まで

（提案理由）
水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第37号**

**指定管理者の指定について**

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　みなまた環境テクノセンター
２　指定管理候補者の名称
　株式会社みなまた環境テクノセンター
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）
みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第38号**

**指定管理者の指定について**

水俣市勤労青少年ホームの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市勤労青少年ホーム
２　指定管理候補者の名称
　財団法人水俣市振興公社
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）
水俣市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第39号**

**指定管理者の指定について**

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市湯の鶴温泉保健センター
２　指定管理候補者の名称
　水俣市15区自治会　会長　川野　剛一
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）
水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案

のように提案するものである。

---

**議第40号**

**指定管理者の指定について**

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　みなまた観光物産館まつぼっくり
２　指定管理候補者の名称
　株式会社みなまた
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第41号**

**指定管理者の指定について**

水俣市立総合体育館（本館）、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりケ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市立総合体育館（本館）、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室
２　指定管理候補者の名称
　財団法人水俣市振興公社
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで

（提案理由）

水俣市立総合体育館（本館）、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第42号**

**指定管理者の指定について**

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者を次のように指定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
　水俣市立総合体育館（南部館）

２　指定管理候補者の名称
　ふくろ総合型地域スポーツクラブ　代表者　会長　田淵　倉八
３　指定期間
　平成22年４月１日から平成25年３月31日まで

（提案理由）
水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものである。

---

**議第43号**

**水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について**

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を次のように制定することとする。

平成22年２月26日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等

（郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称）
第１条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第３条第１項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第２条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、久木野郵便局、釣橋郵便局、湯出郵便局及び袋郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）を指定する。
（事務の範囲）
第２条　郵便局事務取扱法第２条第１項の規定に基づき、事務取扱郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。
捧　戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に限る。）の交付（当該戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
放　納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
方　外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
朋　住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に限る。）及び住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
法　戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製された戸籍に限る。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
泡　印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
（取扱期間）
第３条　事務取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までとする。
（協定）
第４条　第１条から前条までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。
附　則
この指定は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）
地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第３条第３項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

---

**○議長（松本和幸君）**　提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第１号専決処分の報告及び承認について、専第１号平成21年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

本案は、去る１月９日に発生した火災により焼失した公園係資材倉庫の解体撤去及び建てかえ工事に係る費用のほか、焼失した作業機械・器具等の再購入費用について予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,250万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ145億8,178万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第２款総務費に、市庁舎管理事業を、第５款農林水産業費に、農業施設緊急整備事業を、第７款土木費に、市内一円公園維持管理事業を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第19款繰越金を充当いたしております。

また、繰越明許費の補正として、市庁舎管理事業を計上いたしております。

次に、議第２号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。

水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の給料月額を減額するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第３号水俣市社会教育施設条例の制定について申し上げます。

閉校した学校施設を活用し、市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第４号水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について申し上げます。

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方自治法第204条第３項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第５号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について申し上げます。

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法第38条第４項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第６号水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例

の整備に関する条例の制定について申し上げます。

水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第７号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政組織・機構の効率化を図る等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第８号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市消費生活相談員を設置すること等、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第９号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関して支給額の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

列記式の証明書の発行等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

事業の一部廃止に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

中学校再編成に伴い、平成23年４月１日付で全中学校７校を閉校し、４中学校を開校するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

熊本県所有のエコパーク潮騒の広場（水俣港緑地）の運営管理について、平成22年度から指定管理者制度が導入されることに伴い、同広場（水俣港緑地）内に、熊本県との協定及び同協定に基づく承認を受けて本市が設置していた野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第244条の２の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成22年４月１日から、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させ、病院経営の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

平成22年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として、経常的な経費を中心に編成いたしております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ119億8,863万7,000円で、平成21年度の当初予算額と比較すると６億5,155万9,000円、約5.15％の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第２款総務費に、地籍調査事業、電算システム管理運営経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地方バス路線維持対策事業、第３款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に係る経費、子ども手当支給費、次世代育成支援施設整備事業、第４款衛生費に、清掃施設管理運営費、ごみ処理及びし尿処理に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、健康診査事業、予防接種事業、市庁舎省エネ改修事業、水俣病資料館管理運営事業、第５款農林水産事業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、アグリサポート体制整備支援事業、森林組合経営基盤整備事業、丸島漁港広域漁港整備事業負担金、第６款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、観光おもてなし研修事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、九州新幹線全線開通に係る観光アクションプロジェクト、消費者行政対策事業、第７款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道維持補修費、環境共生型住宅モデル整備事業、第８款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、第９款教育費に、小・中学校の運営経費、小中学校再編成推進事業、学校エコ改修と環境教育事業、県民体育祭水俣市・葦北郡実行委員会準備経費、学校給食センター、総合体育館・文化会館・図書館などの施設管理運営経費、動く絵本館運転事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、スキャナー配信システム保守委託料を計上いたしております。

このほか、地方債につきましては、過疎対策事業外３件を計上いたしております。

次に、議第16号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億8,642万4,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第１款総務費、第２款保険給付費、第３款後期高齢者支援金、第５款老人保健拠出金、第６款介護納付金、第７款共同事業拠出金、第８款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款国民健康保険税、第３款国庫支出金、第４款県支出金、第５款療養給付費等交付金、第６款前期高齢者交付金、第７款共同事業交付金、第９款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第17号平成22年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ594万7,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第１款総務費、第２款医療諸費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款支払基金交付金、第２款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億8,678万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第１款総務費、第２款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款保険料、第３款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第19号平成22年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,488万4,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第１款総務費、第２款保険給付費、第３款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款保険料、第４款国庫支出金、第５款支払基金交付金、第６款県支出金、第７款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第20号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,860万9,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第１款公共下水道事業費、第２款公債費等を計上いたしております。

なお、公共下水道事業費の主な事業として、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管整備、浄化センター改築更新工事委託料ほかを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第１款分担金及び負担金、第２款使用料及び手数料、第３款国庫支出金、第４款繰入金、第７款市債等をもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしまして、水洗便所等改造資金の融資に対する損失補償外１件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

次に、議第21号平成22年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に62億7,581万円、収益的支出に62億7,037万7,000円、資本的収入に３億6,213万3,000円、資本的支出に７億3,697万9,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負

担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、地上デジタル放送対応化工事、小型貫流ボイラー更新等の建設工事費、ＣＲ自動撮影装置、医用テレメーター、超音波診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、ＣＴ装置システムリース業務外２件を新たに設定するものであります。

次に、議第22号平成22年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に４億8,222万4,000円、収益的支出に４億122万8,000円、資本的収入に3,446万3,000円、資本的支出に１億8,852万4,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億2,425万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億5,752万6,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、第１款議会費に、一般事務経費、第２款総務費に、市庁舎管理事業、第３款民生費に、生活保護費、第４款衛生費に、清掃施設管理運営費、第５款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第６款商工費に、観光施設整備事業、第７款土木費に、身近な道路づくり推進事業、第８款消防費に、防災関係経費、第９款教育費に、太陽光発電設備設置事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整のほか、退職・異動等に伴う職員人件費の調整を計上しております。

なお、これらの財源といたしましては、第１款市税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、地域住宅交付金事業外34件を追加、小中学校施設耐震化推進事業外１件の変更を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外７件を追加、固定資産土地鑑定評価業務委託料外４件の限度額の変更を計上いたしております。

地方債補正といたしましては、過疎対策事業外４件の限度額を変更いたしております。

次に、議第24号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億534万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億465万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第１款総務費に、国保一般管理費、第７款共同事業拠出金に、保険財政共同安定化事業拠出金、第11款諸支出金に、国保直営診療施設整備費助成繰出金の増額を、第２款保険給付費に、一般被保険者療養費、退職被保険者療養給付費、退職被保険者療養費及び退職被保険者高額療養費、第７款共同事業拠出金に、高額医療費拠出金、第８款保健事業費に、特定健康診査等事業費、第11款諸支出金に、国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第３款国庫支出金、第４款県支出金、第５款療養給付費等交付金、第７款共同事業交付金、第９款繰入金、第10款繰越金及び第11款諸収入をもって調整いたしております。

なお、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料の額を減額いたしております。

次に、議第25号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第２号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,400万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5,545万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第２款医療諸費で、療養給付、現金給付を減額いたしております。

この財源といたしましては、第１款支払基金交付金、第２款国庫支出金、第３款県支出金、第４款繰入金、第５款諸収入で調整いたしております。

次に、議第26号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,745万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ３億6,960万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第１款総務費で、熊本県後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第１款保険料、第３款繰入金、第４款繰越金及び第５款諸収入で調整いたしております。

次に、議第27号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,795万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それ

ぞれ27億7,602万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第１款総務費の減額、第２款保険給付費及び第４款基金積立金の増額を計上いたしております。

これらの財源としましては、第１款保険料、第４款国庫支出金、第５款支払基金交付金、第６款県支出金、第７款繰入金及び第10款財産収入で調整いたしております。

次に、議第28号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第３号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,146万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億2,848万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第１款公共下水道事業費において、下水道総務費で公課費を、施設管理費で浄化センター運転管理業務委託費等を、下水道建設費で設計業務委託料等を減額し、第２款公債費で長期債元利償還金の減額を行っております。

これらの財源といたしましては、第２款使用料及び手数料、第３款国庫支出金、第４款繰入金及び第７款市債で調整いたしております。

また、地方債の補正としまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第29号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第５号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を185万2,000円減額し、補正後の収益的収入の額を63億1,192万8,000円とし、資本的収入の額を１万7,000円減額し、補正後の資本的収入の額を５億2,653万1,000円とし、資本的支出の額に1,453万1,000円を増額し、補正後の資本的支出の額を７億9,979万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、国保調整交付金の対象事業実績報告額にあわせて繰入金の予定額を変更するものであります。

資本的収入については、医療機器等に対する各種補助金・交付金の交付決定及び内示に伴い、企業債との財源振りかえを行うものであり、資本的支出については、企業債１件の償還開始を１年間早めたことにより必要となった元金分の償還金を増額するものです。

また、債務負担行為につきまして、寝具・病衣借上外１件を追加するものであります。

次に、議第30号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第２号について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度水俣市水道事業会計予算第３条に定める収益的収入の額を2,172万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を４億6,426万3,000円とするとともに、収益的支出の額を4,085万9,000円減額し、補正後の収益的支出の額を３億7,207万1,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、定年退職予定者の異動に伴う人件費等の額を減額いたしております。

次に、議第31号第５次水俣市総合計画基本構想の策定について申し上げます。

基本構想を策定するには、地方自治法第２条第４項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第６条第６項において準用する同条第１項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第33号から議第42号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、水俣市立明水園、みなまた環境テクノセンター、水俣市勤労青少年ホーム、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市立総合体育館本館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりケ丘運動場、城山公園庭球場、競り舟艇庫会議室及び水俣市立総合体育館南部館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第３条第３項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第１号から議第43号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第１号専決処分の報告及び承認について、議第２号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について及び議第23号から議第30号までの平成21年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第１号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**○議長（松本和幸君）**　議第２号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について質疑はあり

ませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第24号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第４号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第25号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第２号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第26号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第４号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第27号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第４号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

○**議長（松本和幸君）**　議第28号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第３号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**○議長（松本和幸君）**　議第29号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第５号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**○議長（松本和幸君）**　議第30号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第２号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第１号、議第２号及び議第23号から議第30号まで議案10件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時38分　休憩

---

午後３時51分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案10件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長　平松辰弘君登壇）

**○総務文教委員長（平松辰弘君）**　ただいま総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第１号平成21年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、去る１月９日に発生した火災により焼失した公園係資材倉庫の解体撤去及び建替工事に係る費用について予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第２款総務費に、市庁舎管理事業を計上し、その財源として、第19款繰越金をもって充当するものである。

また、繰越明許費補正として、市庁舎管理事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第２号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の給料月額を減額するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、今回の減額と減額期間についてただしたのに対し、年額で市長が約97万7,000円、副市長が38万7,000円、教育長が約34万1,000円の減額となり、４年間では合わせて約682万円の減額となる。また、期間は任期の４年間との答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第１款議会費に、一般事務経費、第２款総務費に、市庁舎管理事業、第８款消防費に、防災関係経費、第９款教育費に、太陽光発電設備設置事業などを増額したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整のほか、退職・異動等に伴う職員人件費の調整を計上しており、その財源として、第１款市税、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

このほか繰越明許費補正として、公立小中学校ＩＣＴ整備事業外12件を追加、小中学校施設耐震化推進事業外１件の変更を計上している。

また、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外６件を追加、固定資産土地鑑定評価業務委託料外１件の限度額の変更を計上している。

また、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業外１件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入で市税の市民税、固定資産税の減額内容についてただしたのに対し、市民税については、大手法人の業績不振が影響したこと、固定資産税については、景気後退の影響による償却資産の大幅な減額によるものであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長　牧下恭之君登壇）

**○厚生委員長（牧下恭之君）**　ただいま厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、第３款民生費に、生活保護費、第４款衛生費に、清掃施設管理運営費

の増額を計上したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び退職・異動等に伴う職員人件費の調整を計上しており、その財源としては、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入及び第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、子ども手当支給事務経費外３件を追加し、債務負担行為補正として、高齢者福祉センター管理運営事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、老人保健対策費において、検診委託料が減額になった理由についてただしたのに対し、検診受診者の減少によるものであるが、制度改正後のＰＲの不足のほか、個人情報保護の観点から、検診の申込書を自治会や行政協力員を通じて配布・回収していたのを郵送に改めたところ、回収率が減少したことが大きな要因である。なお、現在集団検診が中心であるが、市民が受けやすい検診のしくみを今後検討していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億534万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億465万5,000円とするものであります。

補正の内容は、第１款総務費に、国保一般管理費、第７款共同事業拠出金に、保険財政共同安定化事業拠出金、第11款諸支出金に、国保直営診療施設整備費助成繰出金の増額を、第２款保険給付費に、一般被保険者療養費、退職被保険者療養給付費、退職被保険者療養費及び退職被保険者高額療養費、第７款共同事業拠出金に、高額医療費拠出金、第８款保険事業費に、特定健康診査等事業費、第11款諸支出金に、国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金の減額を計上し、これらの財源としては、第３款国庫支出金、第４款県支出金、第５款療養給付費等交付金、第７款共同事業交付金、第９款繰入金、第10款繰越金及び第11款諸収入をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料の額を減額しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険給付費の減額の要因についてただしたのに対し、過去の実績をもとに算定して予算を計上しているが、平成21年度は後期高齢者医療制度との兼ね合いで多目に見込んでおり、実績がそれを下回ったことが主因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第２号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,400万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

5,545万4,000円とするものであります。

補正の内容としては、第２款医療諸費に、療養給付及び現金給付の減額を計上しており、その財源としては、第１款支払基金交付金、第２款国庫支出金、第３款県支出金、第４款繰入金、第５款諸収入で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,745万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ３億6,960万5,000円とするものであります。

補正の内容としては、第１款総務費に、熊本県後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の減額を計上しており、その財源として、第１款保険料、第３款繰入金及び第５款諸収入で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第４号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,795万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億7,602万5,000円とするものであります。

補正の内容としては、第１款総務費の減額、第２款保険給付費及び第４款基金積立金の増額を計上しており、その財源としては、第１款保険料、第４款国庫支出金、第５款支払基金交付金、第６款県支出金、第７款繰入金及び第10款財産収入で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス等諸費の増減についてただしたのに対し、地域密着型介護サービス給付費の減額については、定員いっぱいの利用があった場合で予算を計上していたが、利用が伸びなかったためである。それ以外の目は増額となっているが、これらは後期高齢者の増加に伴う介護状態の重度化が要因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第29号平成21年度水俣市病院事業会計補正予算第５号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を185万2,000円減額し、補正後の収益的収入の額を63億1,192万8,000円とし、資本的収入の額を１万7,000円減額し、補正後の資本的収入の額を５億2,653万1,000円とし、資本的支出の額を1,453万1,000円増額し、補正後の資本的支出の額を７億9,979万8,000円とするものであります。

補正の内容としては、収益的収入については国保調整交付金の対象事業実績報告額にあわせて繰入金の予定額を変更するものである。

資本的収入については医療機器等に対する各種補助金・交付金の交付決定及び内示に伴い、企業債との財源振りかえを行うもので、資本的支出については、企業債１件の償還開始を１年間早めたことにより必要となった元金分の償還金を増額するものである。

また、債務負担行為については、寝具・病衣借上外１件を追加するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長　西田弘志君登壇）

**○産業建設委員長（西田弘志君）**　ただいま産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第１号平成21年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、去る１月９日に発生した火災により焼失した作業機械・器具等の再購入費用について、予算措置に急施を要したので専決処分を行ったものであり、補正の主な内容は、第５款農林水産業費及び第７款土木費に、農業施設緊急整備及び市内一円公園維持管理用の消耗品費、備品購入費を計上し、その財源としては、第19款繰越金を充当したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の主なものは、第５款農林水産業費で、中山間地域総合整備事業、第６款商工費に、観光施設整備事業、第７款土木費に、身近な道路づくり推進事業として出月地区道路排水整備工事等を増額したほか、各款にわたり、事業確定等に伴う事業費並びに職員の退職及び人事異動等に伴う人件費の調整を計上した。

これらの財源としては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、市債等をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、東部センター施設整備事業外17件を追加し、債務負担行為補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証を追加し、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業外１件を変更した。また、地方債補正として、一般公共事業及び過疎対策事業の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金の減額についてただしたところ、新栄合板工業株式会社の機械導入に伴う補助金であるが、当初の事業計画が採択要件を満たさなくなり、事業を変更したため補助率の変更と事業を縮小したことによるものであるとの説明を受けました。

また、観光費において、ほたる橋補修等数件の工事請負費が計上されているが、これらの事業執行における入札についてただしたところ、地元業者を優先されるよう、入札担当には申し入れを行うようにしており、21年度については、すべて地元業者に発注されているとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第３号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,146万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ、19億2,848万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第１款公共下水道事業費において、下水道総務費で公課費を、施設管理費で浄化センター運転管理業務委託費等を、下水道建設費で設計業務委託料等を減額し、第２款公債費で長期債元利償還金の減額を行っている。

これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第２号について申し上げます。

今回の補正は、平成21年度水俣市水道事業会計予算第３条に定める収益的収入の額を2,172万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を４億6,426万3,000円とし、収益的支出の額を4,085万9,000円減額し、補正後の収益的支出の額を３億7,207万1,000円とするものである。

補正の主な内容は、定年退職予定者の異動に伴う人件費等の額を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

---

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年２月26日

総務文教常任委員長　平　松　辰　弘

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第１号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算(第10号)付託分 | 承　　認 | 全員賛成 |
| 議第２号 | 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第23号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

---

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年２月26日

厚生常任委員長　　牧　下　恭　之

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第23号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第24号 | 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第25号 | 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第26号 | 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第27号 | 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第29号 | 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号） | 原案可決 | 全員賛成 |

---

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年２月26日

産業建設常任委員長　　西　田　弘　志

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第１号 | 専決処分の報告及び承認につい<br>専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分 | 承　　認 | 全員賛成 |
| 議第23号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議第28号 | 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号） | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |
| 議第30号 | 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号） | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |

---

**○議長（松本和幸君）**　以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第１号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　議第２号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について及び議第23号平成21年度水俣市一般会計補正予算第11号から議第30号平成21年度水俣市水道事業会計補正予算第２号まで、以上９件を一括して採決します。

本９件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本９件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本９件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から３月８日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、３月９日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により３月９日の会議は午前９時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は３月２日正午まで、議案質疑の通告は３月９日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後４時15分　散会

平成22年３月９日

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録
# （第２号）

## 一　般　質　問

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録（第２号）

平成22年３月９日（火曜日）

午前９時30分　　開議

午後４時１分　　散会

（出席議員）　18人

| | | |
|---|---|---|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 髙岡利治君 |
| 塩﨑信介君 | 川上紗智子君 | 福田　斉君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中　功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員）　なし

（職務のため出席した事務局職員）　５人

| | |
|---|---|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次　　長（松永伸二君） |
| 議事係長（栄永尚子君） | 総務係長（岡本広志君） |
| 書　　記（渕上大輔君） | |

（説明のため出席した者）　11人

| | |
|---|---|
| 市　　長（宮本勝彬君） | 総務企画部長（葦浦博行君） |
| 福祉環境部長（吉本哲裕君） | 産業建設部長（田上和俊君） |
| 総合医療センター事務部長（桑畑達美君） | 産業建設部産業づくり総室長（上村　彰君） |
| 水道局長（盛下修一君） | 教育次長（坂本　彰君） |
| 総務企画部総務課長（本山祐二君） | 総務企画部企画課長（栄永徳博君） |
| 総務企画部財政課長（渕上茂樹君） | |

○議事日程　第２号

平成22年３月９日　午前９時30分開議

第１　一般質問

| | | |
|---|---|---|
| １　真　野　頼　隆　君 | １ | 市長選について |
| | ２ | マニフェスト及びこれからの市政運営について |
| ２　岩　阪　雅　文　君 | １ | 市長の２期目に向けた基本姿勢と決意について |
| | ２ | 選挙におけるマニフェストの実施に向けた具体的取り組みについて |
| | ３ | 行財政改革の具体的な推進について |
| | ４ | 平成22年度当初予算に対する具体的対応について |
| | ５ | 中学校の統合に伴う部活動への具体的取り組みについて |
| ３　塩　﨑　信　介　君 | １ | 市長選について |
| | ２ | ローカルマニフェストについて |
| | ３ | 平成22年度水俣市一般会計予算について |
| | ４ | 第４次行財政改革について |
| ４　野　中　重　男　君 | １ | 宮本市長の政治姿勢と重要政策について |
| | ２ | 水俣病について |
| | ３ | 環境モデル都市推進に向けて |
| | ４ | 文化財保護について |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前９時30分　開議

**○議長（松本和幸君）**　ただいまから本日の会議を開きます。

---

**○議長（松本和幸君）**　日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成22年１月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計、例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第２号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

**日程第１　一般質問**

**○議長（松本和幸君）**　日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め１人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

**○真野頼隆君**　おはようございます。

自民党議員団の真野頼隆です。

市長選後の初めての議会で、しかもトップバッターですので、力強く質問したいと思いますので、執行部の明快なる答弁、よろしくお願いいたします。

最初に、この前行われました市長選について質問します。

私は、今回の市長選の争点は産廃問題も決着し、これから経済活性化よる雇用の確保をどうするかにあると思っていましたが、事実はそうではなかったようであります。

そこで、以下、３点について質問します。

①、市長は、２期目への挑戦だった今回の市長選をどう総括するのか。

②、市長は、常々、「正々堂々」という言葉を使っているが、どういう意味で使っているのか。

③、市長選期間中、教育委員長宅に産業廃棄物施設建設大反対の立て看板が立ったが、その意図するものは何か。また、立て看板の文言の中に、「愚か者　小金の欲に恥を知れ」ということが書いてあるが、愚か者とはだれのことなのか。

次に、マニフェスト及びこれからの市政運営についてであります。

日本では、マニフェストによる選挙になってから７年になりますが、国政選挙ではもちろん、地方の首長選挙においても、すっかりマニフェストが定着した感があります。御存じのように、マニフェストとは何をやるかの数値目標、いつまでにやるかの期限、それをやるための財源、そしてどういった工程でやるかを体系的にまとめた公約集であります。

人口は減り続け、市全体として活気が失われ、雇用の確保も厳しい状況にあります。農林水産業・商工業・観光等の振興、教育・医療・福祉の充実など水俣が抱える問題が多い中、限られた財源でこれから宮本市長がどういった市政運営をされるのか、公開討論会でのマニフェストをもとに、以下、６点について質問します。

①、環境モデル都市の先進地として、環境から経済を活性化させ雇用を創出するとあるが、どう進めるのか。

②、経済産業振興施策で新たに総合経済対策室を設置するとあるが、どのようなものなのか。

③、観光振興施策として新幹線開業を見据え、湯の児・湯の鶴温泉について、地域間競争に勝

てる温泉観光をどう目指すのか。

④、地域経済活性化として、市の発注する事業に際しては市内業者を優遇するとあるが、どういうことか。

⑤、一日も早い乗り合いタクシーの導入が待たれるところであるが、いつごろか。

⑥、小学校までの医療費を無料にするということだが、経費は幾らと考え、また、その財源はどうするのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長選については私及び教育次長から、マニフェスト及びこれからの市政運営については私から、それぞれお答えします。

それでは、市長選について議員の御質問に順にお答えします。

初めに、今回の市長選の総括についてお答えします。

まずは、先般行われた市長選において再選を果たすことができたことを、また、水俣市長として再びこの場に立つことをお許しいただいた市民の皆さまに深く感謝を申し上げます。

１期目の実績として、選挙戦で掲げた産廃阻止、環境モデル都市の認定を柱としたさまざまなまちづくりの取り組みを評価していただいた結果であると思っております。しかしながら、相手候補に約7,500票近く集まったことは、疲弊した経済への御批判をいただいたものと真摯に受けとめております。いずれにしても、厳しい選挙結果であったということを実直に受けとめ、今後は、選挙公約でも掲げたとおり、環境モデル都市の強みを生かし、国から積極的に財源を確保するなど、他の自治体にはまねのできない環境による経済振興策を図ってまいる所存であります。

次に、正々堂々という言葉を使ったことについてお答えします。

選挙は、公明正大なものであり、これまでの実績や今後のまちづくりの方針について、信念や信義を持って正々堂々と市民の皆さまに訴え、信義を仰ぐものだと考えております。今回の選挙戦においても、その信念に基づいて戦ってまいりました。

**○議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

(教育次長　坂本彰君登壇)

**○教育次長（坂本　彰君）**　次に、市長選挙期間中に教育委員長宅に産業廃棄物施設建設大反対の看板が立ったが、その意図するものは何かについて、教育委員長自身の言葉を代弁する形でお答えします。

まず、宗教者であるお寺の住職という立場で発言をいたします。

今ある自然は、御先祖様からの預かりものであり、子から孫へ、そして未来へ残し伝えていかなければならないものであるということから、我々は自然を破壊したり殺したり汚染したりしないことであります。自然を破壊したり汚染したりすることは、私たち自身に対してしていることと同じことです。自然はそのまま神そのものと言えます。自然的存在の一つとしての水は、単なる$H_2O$でもなく、また単なる物質的素材でもなく、それはそのまま生命の根源であり、神そのものであったと思います。

４年前、水俣市に産業廃棄物施設が建設されると聞き、生命の根源である水を汚染から守り、御先祖様からお預かりしている自然を子から孫に、そして未来へ伝えていかなければならないという思いから、宗教者として住職として当時も看板を持ってきました。何も選挙目当てにこの看板を持ってきたわけではありません。私どもの寺は、年間に６回の法要、行事や研修会を10回程度開催しており、その都度、看板を立てています。また、看板にある「愚か者」の意味は、「愚者（ぐしゃ）」の観点から書いたものであって、己を省みることであります。

前に述べましたように、自然的存在の一つである水は、生命の根源であり、神そのものであるわけであり、その生命の根源である水が汚染されることは我々自身を汚染することになり、目先の開発によってそのようなことを行うこと自体が誤っていると考えます。

諸行無常というとおり、形あるもの、命あるものは、永遠ではなく、いつか朽ち果てていくものであるということでありますから、このようなことを行う者は、愚か者であり、己を省みて、己の至らなさを知るべきであるということであります。

以上、宗教者として住職として看板を持ってきたのであって、選挙を意識していたわけではありません。

**○議長（松本和幸君）**　真野頼隆議員。

**○真野頼隆君**　２回目の質問をしたいと思います。

今回の市長選の争点は、私、やっぱり経済活性化による雇用の創出だったというふうに思います。新人の山内氏の場合、出馬の出おくれと知名度不足にもかかわらず、約1,800票差まで宮本市長に迫ったということは、市民がいかに経済の立て直しを望んでいたのかということの裏返しではないかというふうに思っております。

また、選挙戦の中盤の勢いは、むしろ山内氏の方があったんではないかと、そういうふうに私は思っています。それがこの総決起大会を境に争点がどうも産廃問題にすりかえられたようなそういう思いがしております。

市民のほとんどの方が、もう産廃は終わったんだというふうに多分考えられたと思っていましたが、それがあにはからんや、そうではなかったというのが私の思いでありまして、そしてまた、

ここに正々堂々というビラがあるんですが、こういった、もし産廃容認あるいは推進の市政に逆戻りすれば、形を変えた産廃処分場建設が復活してきますとか、こういったビラが出たりとか、それとか、先ほども言いました、この産業廃棄物施設建設大反対、愚か者、小金の欲に恥を知れ、伝えよ、命の水を子へ孫へ、住職というこういった看板が立ったんでは、どちらに投票をしようかなと迷っている市民にとっては、そら、産廃問題が復活すればまた大変ばいと、宮本さんに入れんばんと、こういうふうに私はなるんじゃないかなと思うんですよね。

ですから、本当に私はこの産廃問題が争点になったことに対しては、非常に腹立たしい思いがあります。市長も、そして我々市議会も、この産廃処分場建設を阻止するために、平成21年の３月議会で水俣市水道水源保護条例というのを全会一致で可決したんじゃなかったんですかね。私はそういうふうに思っています。

そこで質問ですが、選挙戦後半に産廃問題がクローズアップされたということについてどう市長は思われますか。また、今回の市長選の主な勝因に、産業廃棄物処分場建設を中止させた１期目の実績を宮本市長は挙げておられますが、本当に産廃処分場建設は中止できたと思っていらっしゃいますか。

次に、正々堂々という言葉ですが、広辞苑には、ひきょうな手段を用いず、態度が立派なさまと、また三省堂の漢和辞典には、正面から男らしくやる形容の意味で使われております。岩波の四字熟語辞典には、公明正大なさまと、そういうふうに書かれております。私は宮本市長のこの４年間の言動や行動を見ていて、果たしてそうかなと疑問に思うときが多々あったわけなんですが、その中の幾つか例を挙げてみますと、まず１つが、風力発電建設断念の決定の速さであります。何事にも賛成・反対というものはつきものですが、この真の環境モデル都市を目指す水俣であれば、もし健康被害が懸念されるとかそういう問題が発生した場合には、家屋の移転補償をするとかといった対策を考えて、前向きにとらえてもよかったのではないかと、この風力発電問題に関してはですね、そういうふうな思いがあります。また、今回の選挙戦でも宮本市長が任命した教育委員長宅にこのような看板が立ったということも、これはちょっと１つに挙げられるんではないかなと思っております。

私が考える正々堂々とは、何事からも逃げない。また片方の意見だけを聞くのではなく、両方の意見を聞いた上で最終的に判断をする。そして、指揮官みずからが先頭に立って進むことだと、そういうふうに思っております。

そこで質問ですが、これからいろんな事業をやる上で、責任上、みずから泥をかぶるような場面もあるかと思いますが、その場合、部下の責任にせず、正々堂々とその責任をとる覚悟はありますか。

次に、この写真ですけども、これ２月５日に撮影されたものですが、立てられた日時ははっき

りわかりませんけども、恐らく選挙戦序盤では、この看板の話は話題に上ってませんでしたので、総決起大会以後、翌日か、その翌々日ぐらいではないかなと、２月５日にはもう撮影されていますので、翌々日までには立てられたんじゃないかなというふうに思っております。私も実際、２月８日の日にこの前を通りましたら、まだ立っておりました。そして、その次の日にある市民から、２月９日の朝には外してあるばいと、そういうふうな連絡が来たわけですね。ということは、市長選の期間中に立てられて、そして、市長選が終わった後には外されたということは、何か市長選目的に立てられたというふうに我々には映ってしようがないわけですよね。

先ほど教育次長のお話がありましたけども、何回か立てたんだと。でも、やっぱりこういう看板を市長選という、そういうこれからの市を担っていくリーダーを選ぶときにこういうことを立てるということは、これいかがなものかなと、私は非常に問題だと、そういうふうに思っています。いわば、一つの選挙妨害にでもなるような、何かそういう意味合いを持ってくるんではないかなというふうにも感じております。

そこで市長に質問ですが、任命権者として、このことをどうとらえ、どう対処されるのか、質問をしたいと思います。

以上で二次質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、第１点でございますが、選挙戦の争点が産廃の方に移ったんではないかというような第１点の質問だったと思います。

私も相手候補の方も現在の水俣の状況を見たときに、やはり経済が疲弊している。雇用は非常に厳しい状況にあるんだと、当然それがお互いの選挙のねらいでありましたし、何とか選挙を通して、このことを解決していくんだということを訴えた選挙戦だったと思っております。

私は、あくまでも環境モデル都市を中心に据えて、そして環境モデル都市を推進していくことによって経済の活性化を図るし、雇用もやっていくんだ。そういう選挙戦を展開してまいりました。そのことを一貫して通してきたつもりでおりますので、今おっしゃるように、その産廃が争点になったということは、それは市民の皆さんがどういう受けとめ方をされたかわかりませんけど、私は、あくまでも環境モデル都市を通して、そして経済の振興、雇用、そういったものに向かって戦ってきたつもりであります。

それから、１期目の実績として産廃処分場を挙げたんだけれども、本当に産廃処分場はとまったのかというような御質問でございます。

一応の決着は見たと思いますけれども、土地についてはまだ残っておりますので、真野議員も御心配なさっていると思いますけれども、まだまだ予断を許さない状況は続いているんではないかと、そういうふうに受けとめております。

それからもう１点ですが、次に部下の責任を、部下が何かをやったときに責任をとる覚悟はあるのかという、これは首長として当然そうだと思っております。

それから、任命権者として、この処分場の看板が掲げられたことに対してどう思うかということでございますけれども、これは私は個人の思いや、あるいは個人のなされたことですので、言及をするということはできませんけれども、本人の御答弁のとおり、私は看板の中身と選挙戦とは全く関係がないんではないかと、そのように受けとめております。

**○議長（松本和幸君）**　真野頼隆議員。

**○真野頼隆君**　それでは、３回目ですけれども、今回の市長選、私はやっぱり経済の活性化というものが一番争点になるべきだったと思いますし、そしてまた、これから将来ですね、この水俣を担っていく若者の意見というものは、やはり無視できないものがあるだろうと思います。水俣市も30％を超えるような高齢化率になっております。有権者としては、それは高齢者あるいは中高年の方がはるかに有権者としては多いわけなんですけれども、この少ない若者、20代、30代の若者の意見に耳を傾けるということは、将来の水俣があり続けるためには非常に大事なことであろうと思っております。

今回の選挙戦に対して若者の意見をよく耳にするんですが、何となく情けないと、何でまたこういう産廃問題とかそういうのに惑わされなければいけないのか、やはり我々は正々堂々とこの水俣の将来について議論をしたいんだという何かそういう意見を、物すごくこの選挙期間中にも聞きました。自分の息子からもそういうふうに言われましたし、お父さんたちがそんなことをやってるようであれば、我々は将来、水俣に対して物すごく幻滅を感じるというように私も息子にも言われました。本当に我々はこの問題、もっと真剣にやはり若者の意見に耳を傾けて、本当にディベートをやるような形で議論をしていかなければいけないなというふうに私は非常に感じた次第であります。

そこで市長に質問ですが、一度、若者を交えたそういう今後の水俣をどう考えるのかというような形でパネルディスカッションを開催するつもりはありませんか。それを尋ねてみたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　私も今回の選挙を通しまして、いろんな方々と話をしましたし、いろんなところを回りながら、そしていろんな意見をちょうだいしてまいりました。その中で、今、真野議員がおっしゃったように、若者との話とか、若者の意見とか、若者の思いとかいうのをしっかり受けとめてほしいというのも確かに受けとめたところでございます。パネルディスカッションのことにつきましては、今後、十分検討の余地があると思いますので、検討してまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、マニフェスト及びこれからの市政運営について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　次に、マニフェスト及びこれからの市政運営についてお答えいたします。

まず、環境モデル都市の先進地として、環境から経済を活性化させ雇用を創出するとあるが、どう進めるのかについてお答えします。

一昨年末以来の世界的な景気後退の影響から、我が水俣においても経済が低迷し、雇用も厳しい状況であることは十分承知しております。また、企業誘致なども難しい中、水俣そのものが個性を生かして力をつけなくてはならないと考えております。

本市においては、平成13年２月にエコタウンプランの承認を受け、環境関連企業が、現在７社が操業し、150名以上の雇用が創出されております。また、これまでの環境に配慮したまちづくりの取り組みが認められ、平成20年７月に国から環境モデル都市に認定されました。認定後、環境関連の事業に対する国からの補助事業について優先的に採択されております。このように、本市においては、この「環境」をキーワードとしてさまざまな施策に取り組み続けることが、本市の経済を活性化させ、雇用の創出にもつながっていくものと信じております。

具体的にどのような事業をどのように進めるのかについては、新たに設置する総合経済対策室において、検討してまいりたいと考えておりますが、例えば、エコタウン企業など環境関連企業への支援や環境産業の誘致、誘致企業への補助金やものづくり補助金の見直し、太陽光発電・小水力発電の地元業者による設置・保守など、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経済産業振興施策で新たに総合経済対策室を設置するとあるが、どのようなものなのかについてお答えします。

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するために、本市におきましても、企業誘致の促進、地場企業の育成、雇用対策、中小企業への制度融資などに積極的に取り組まなければならないと考えております。これらの業務は現在、商工観光振興室の各係で取り組んでおりますが、経済・雇用に関する施策については農林水産、土木建設、医療、介護、福祉、環境など多岐にわたるものであり、より有効的な施策を展開するためには総合的に対応できる部署が必要であります。そのために、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していく部署として商工観光振興室内に総合経済対策室を設置しようとするものです。なお、事務分掌や人員配置等については、現在検討しているところでございます。

次に、観光振興施策として新幹線開業を見据え、湯の児・湯の鶴の温泉について、地域間競争に勝てる温泉観光をどう目指すのかとの御質問にお答えします。

湯の児・湯の鶴温泉は本市の重要な観光地であり、両温泉の浮揚は最重要課題であります。現在、湯の児温泉につきましては、湯の児地域を中心とした整備を行う水俣市都市再生整備計画を国に申請している段階であり、整備計画が承認されれば、平成22年度から５年間にわたり、湯の児の温泉街を中心に整備を行っていきたいと考えております。また、湯の鶴温泉につきましては、現在、湯の鶴観光振興計画を３月中に策定すべく、地元や旅館関係者等の意見集約や内容の検討を行っているところであります。

湯の児・湯の鶴温泉におきましては、ターゲットを絞り込み、例えば温泉愛好者、自然体験者、修学旅行者などのニーズに合った景観整備やおもてなし等を行っていきたいと考えております。

新幹線開業があと１年となり、地域間競争に勝って水俣を選んでいただけるようにするためにも、観光客の皆様が快適に満足していただけるように、例えば両温泉での課題である交通アクセスなど今抱える課題の解決のためスピード感を持って取り組んでいくことが必要であると考えております。また、今ある観光資源を磨き上げ、魅力あるものにすることも大事だと考えております。また、各旅館のおもてなし向上等に努力していただくことを期待しており、市としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域経済活性化策として、市の発注する事業に際しては市内業者を優遇するとあるが、どういうことかについてお答えいたします。

市の発注する事業は、これまで、市内業者で受注可能なものは市内業者を優先した入札を行い、随意契約では市内業者からの見積書の提出を求め、市内業者に発注してまいりました。具体的には、パソコンなどの事務機器、事務用品、地上デジタル対応テレビなどの家電製品、公用車、草刈り機などの管理機械の購入、庁舎の清掃業務委託、建設工事の発注などが挙げられますが、今後も同様に市内業者に優先して発注し、地域経済の活性化を図っていく方針でございます。

次に、乗り合いタクシーの導入時期についてお答えします。

市では、地域の実情に応じた公共交通となるよう今年度、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内全域における公共交通計画を策定してまいりました。その計画に基づき、引き続き国の補助事業を活用しながら、平成22年度から平成24年度まで、バス等の公共交通が運行していない交通空白地区に順次乗り合いタクシーの導入を考えております。なお、南国交通大口・水俣線の廃止により、東部地区にお住まいの方には大変ご不便をおかけしておりますので、まず初めに、東部地区を対象として、ことし10月をめどに乗り合いタクシーを導入したいと考えております。

次に、小学生までの医療費を無料にするということだが、経費は幾らと考え、また、その財源はどうするのかとの御質問にお答えします。

本市における平成20年度の乳幼児医療費助成額の実績は4,522万円でした。就学後の児童の医

療費実績については、全医療保険者のデータがありませんので、水俣国保に加入している児童の平成20年度の医療費データをもとにその数値を水俣市の人口へ換算することで試算してみました。それによりますと、助成対象を小学６年生まで引き上げた場合、2,200万円から2,500万円程度の増額が見込まれることになります。また財源については、今回拡大を考えている小学１年生から６年生までについては、現在のところ県の補助などもありませんので、全額市の一般財源となります。

**○議長（松本和幸君）**　真野頼隆議員。

**○真野頼隆君**　それでは、２回目の質問に入りますけれども、まず、環境からの雇用の創出ですが、市長は、環境で飯が食えるんだと、選挙期間中もそのことを非常に強く言われてきたわけですね。そして、この４年間でそれを証明してみせるというようなそういうことも言われておりますが、例えばエコタウン企業の中で、タイヤリサイクルと、そして廃プラスチックのリサイクルの企業がもう既にですね、結局いろんな事情がありまして、事業をストップせざるを得なくなったと、このことに関しましても、果たして環境で飯が食えるのか、その辺のところの兼ね合いをどう思われていますか。

それとか、太陽光発電と小水力発電に力を入れて雇用を生むんだと、太陽光発電を家庭で設置した場合、市内の家電業者が設置すれば、その人たちが潤うだけであって、新たな雇用の創出には、私はつながらないんじゃないかなというふうに思うんですよね。小水力発電をどういうふうな形でやられるかわかりませんが、そこに何人か雇いますよというような形で、やはり雇用が生まれないことには、環境による雇用の確保というのは、それは絵にかいたもちにしかならないんじゃないかというふうに思いますが、その点についてどうお考えか、お尋ねをしたいと思います。

次に、総合経済対策室ですが、これは専門の職員を従事させ、地場産業の支援あるいは企業誘致、雇用対策、個人住宅増改築支援などを行い、水俣市の経済活性化につながる施策を立案・実行するというふうにあります。まさしくですね、今、水俣市が一番望んでるそういう課ではないかなというふうに私も思っております。

そこで、私の一つの提案なんですが、その経済対策室長に市長選で戦った山内氏の起用は考えられないのか。そうすることによって、経済立て直しの見通しが見えてくるんではないかと思いますし、また、市長が望んでいらっしゃる対立構図の緩和ということにもつながると思いますが、どうか質問をしたいと思います。

次に、九州新幹線全線開業に向けての温泉観光施策ですが、平成22年度から５年間で約６億円を投資して、湯の児温泉の海岸に日本一長い足湯をつくり、週末に会場のスクリーンで映画が見られるハード整備を考えているというふうな新聞報道がありましたが、その具体的、もし中身、どういった構想なのかということがわかればお尋ねをしたいと。それともう一つ、来年の３月の

九州新幹線全線開業に合わせて、湯の児海岸を利用したさくらマラソンの復活は考えられないか、あわせて質問をしたいと思います。

次に、市発注の事業に際しては、市内業者を優遇するとのことですが、これは市内業者は市に税金を払っているのですから、当然といえば当然のことかもしれません。しかし現実はですね、まだその徹底がなされていないように私には映ります。そこで、ぜひ、市発注の事業は保護政策ではありませんが、ぜひ、市内の業者に発注をするということで徹底を図っていただきたいと思いますが、いかがか、質問します。

また、この市発注の事業を市内業者が仮に落札したとしても、市外業者に丸投げをされたんでは、私はこれは意味がないんじゃないかなというふうに思います。そこで、市発注の事業に関しては、市外業者への丸投げを禁止すべきといいますか、防止すべきだと思いますが、その点についてどうか、質問をします。

乗り合いタクシーの導入の件ですが、この山間部の市民の足の確保ということを考えれば、これは本当に切実な思いであります。今、いろんなタクシー業者を一応集められて説明会をこの前開かれたということですが、その実証を一日も早くやっていただきまして、ことしの10月とは言わず、来月か再来月にでも、一日も早い乗り合いタクシーの導入を実現していただきますように、これは要望をしておきます。

それと、小学生までの医療費無料化の件ですが、今、新たに小学１年生から６年生までの試算をしてみたら、2,200万から2,500万ぐらいがかかるだろうと、すべて一般財源でやるということですよね。いろんな事業を行う場合には、高度成長期だったら、本当にあれもこれもということで何でもできたと思いますが、これだけやっぱり財政が厳しくなると、あれもこれもじゃなくて、あれかこれかというような事業仕分けといいますか、何かに絞ってやる、やはりそういう必要性が出てくると思います。

そういうことで、今回は、さらに対象年齢を６年生まで引き上げるということですから、予算も多くかかると、経費もかかると、そのことがほかの予算に影響を及ぼさないのか、たかが2,000万から2,500万というような、そういうふうな思いもあるかもしれませんが、でも、その2,000万があったら、いろんなほかの需要も、今までやってたことがもしかすればできなくなるんじゃないかな。その辺のところとの兼ね合いといいますか、影響といいますか、それはないのか。そしてまた、市民にとっては、例えば国民健康保険税とか、そういったものの増税につながらないのか、そこのところを質問をしてみたいと思います。

以上で二次質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　まず第１点でございますけれども、環境で飯が食えるか。いわゆるタイヤの、ああいったところの会社が倒産なんかもしているんだけれどもというようなお話もございました。その反面というわけじゃありませんけども、例えばアクトビーとか、田中商店でありますとか、非常に頑張っていただいておりますし、雇用もそれなりにふやしていただいております。最近では、田中商店あたりは障がい者の方々も雇用として雇われているというような状況もございまして、順調にやっていらっしゃるんではないかなと思っております。

私は、いつも同じようなことを申し上げておりますけれども、環境で飯が食えるかというような話でございますが、私は水俣は環境で飯を食っていかなければならないところだ、それが水俣の個性を生かして生きていくまちづくりだと、そのように思っております。

例えば非常に苦戦をしておりますけれども、今、きょう副市長は実は竹のことにつきまして国の方と今折衝で東京の方に行っております。もし、この自然エネルギーを環境モデル都市のアクションプランの一つとして取り上げておりますけれども、もし、竹からバイオエタノールの製造ができるということになりますと、私は非常に、大学教授の言葉をかりますと、壮大なプロジェクトというようなことを大学の教授が言っておりますから、そういったところがもしうまくいけば、非常に苦戦しておりますけれども、当然雇用にもつながってくるんではないかなと思っております。

また、もちろん企業その他ばかりではなくて、これからはやっぱり医療の面、福祉の面、そういったものも頑張っていくことによって、当然そこからも雇用が生まれてくるであろうと思っております。要は、今回、環境モデル都市の認定を受けまして、４つのアクションプランを立てました。そのアクションプランを今回は２期目は具体的に進めていく。その具体的に進めていく中で、いろんな経済の効果あるいは雇用にもつながっていくと、そう信じて頑張っていきたいと思っております。

それから太陽光、それから小水力発電あたりは、新たな雇用を生むのかと、絵にかいたもちになるのではないかということでございますけれども、例えば今、太陽光発電にしましては、確かに市内業者が工事に入っているのは少のうございます。３割ぐらいでございます。今回、この後に申し上げようと思っておりますけども、優先的に市内業者を使ってもらったところには、さらに補助を加えるというようなことも今考えているところでございますが、要するに例えば小水力のことでございますが、小水力の発電を設置することによっていろんな工事が生まれてまいります。水俣でいろんな形で、例えば仮に小水力発電のモーターをつける。そして、その横に小さな水俣が環境モデル都市としてそういうことをやっているんだということで、小さな水車をつけるとか、そういうことも考えておりますので、もし、そういうことが可能であるとするならば、そこから工事も生まれてきましょうし、いろんな形でそういうところから市内業者にいろんな仕事

が発注できるんではないかなというのも思っております。

それから、経済対策室長として山内氏を迎えたらどうかということでございますけれども、しっかり検討させていただきたいと思います。

それから次に、湯の児に足湯、それから映画ですかね、ということでございますけれども、私はやっぱり今回の選挙を通しまして、水俣市民と一緒に夢を語ることが大切ではないか、夢を持ってやっぱり取り組むことも一つのことではないかなというような気持ちも持っていろんなマニフェストもつくらせていただいたところでございますが、これから、その足湯につきましても、それから映画のことにつきましても、例えば映画のスクリーンでありますと、花火大会あたりの前後にそういった映画鑑賞会あたりを今のところできないだろうかなというようなことも考えておりますし、そういう意味からも、一応私もそういうマニフェストとして挙げておりますので、精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

**○真野頼隆君**　具体的なその内容というか、中身はどういったものかと、そういう、いつごろからしてとか、そういうのはわからないんですか、考えは今のところないですか。

**○市長（宮本勝彬君）**　現在のところ、その足湯をいつまでにつくるかということはしておりませんけれども。

**○真野頼隆君**　だから、そういったものと、その中身は、やっぱり今のところはまだないけども。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　足湯につきましては、防波堤がありますね、海岸の。あの旅館の前の防波堤に長く、日本一、日本一かどうかわかりませんが、そういうような足湯をつくったらどうだろうか。もちろん、いろんな御意見もございます。いろんな御意見もございますけども、一応そういうことができるならばという思いでやっております。

それから、湯の児海岸のさくらマラソンということでございますけれども、以前、これやってあっただろうと思うんですけども、これが中止になりまして、その後、久木野のしし鍋マラソンでありますとか、袋あたりの元旦マラソンとか、そういうところに移っておりますけれども、一昨日ありました市民駅伝大会あたりを見ておりましても、そういったものにもう少し、もっと広げて考えてもいいんではないかなと今思っておりますので、これは検討させていただきたいと思います。

それから、市内業者にぜひ優遇措置をということで、市内業者に徹底して発注していただきたいと、これはもう前からも同じでございますけれども、市内業者は当然のこと、そういう形をとらなければならないと思っております。

それから、市外業者に丸投げというようなことでございますけれども、これは、つい先日、一たん分けたやつを丸投げするなということでございますけども、これは商工関係の方ともお話を

させていただきました。それはもう、そがんことがあったならば、やっぱりそらペナルティーを科さないかんたいというような話もちょっとお聞きしたところでございますので、そういうことがないように、ぜひしていきたいなと思っております。

それから、乗り合いタクシーでございますけれども、乗り合いタクシーに関しましては、一日も早い導入、これ、私もずっと期間中回らせていただいて、非常に切実な思いで、病院に行くのに往復１万円かかったばいとか、病院にも行かれんたいというような声を聞いておりますので、できるだけ早く入れたいと思っておりますけれども、乗り合いタクシーを運行する場合に、乗り合い免許というのが必要になります。市内業者、タクシー業界で４社ございますけども、免許を持っていらっしゃる方ございませんので、これを申請して、おりるまでが２カ月かかりますので、そういった意味からも少し時間が必要だと思いますが、できるだけ急がせていただきたいなと思っております。

それから、小学校６年生までの医療費の件でございますけれども、これは議員おっしゃるように、増税あたりは全く考えておりませんけれども、この財源の捻出につきましては、今非常に考えているところでございますけれども、当面は退職不補充あたりで、そこらあたりの人件費で捻出ができないだろうかとも考えておりますし、これは私の個人的な意見でございますけれども、環境のリサイクルあたりの率を上げて、その還元金あたりで何とか、そういったところを少しは回すことができないだろうかと、そういうようなことを考えているところでございます。

**○議長（松本和幸君）**　真野頼隆議員。

**○真野頼隆君**　それでは、３回目いきますけども、環境で飯が食えるのかと、そのことで先ほどの太陽光発電とか小水力による市内業者の方の、それは私はあくまでも地場産業の支援ということだと思うんですよね。市内の業者がそういう太陽光発電を屋根に設置をしたりとかいうのは、それは既存の業者の方が水俣で仕事をされている方がそういう仕事をする。つまりそれは地場産業の支援というふうに私は思います。私が言っているのは、やはりこれだけ今仕事をなくしている人が多いわけですから、リストラとかあってですね。そういう仕事がない人たちの新しい雇用を生むことをしていかなければ、水俣には住めないわけですね。水俣に残れないわけですよ。やっぱりそういう人たちの新たな雇用の創出というのが、本当に環境から、そういう環境の関連の事業からそういうことができるのか、私はそこだと思うんですよ、尽きるのはですね。そこをどう考えていらっしゃるのかということも、また再度お尋ねをしたいと思います。

それと、総合経済対策室のことなんですが、市長選後の熊日の夕刊の投書欄に、ある水俣市民がこういうことを書いてましたね。宮本氏も山内氏もお互いにいいことを言っていると、２人のいいところをあわせて政治が行われれば、きっといい水俣になるであろうといったような記事を、私ちょっと目にしたんですけれども、やはりきのうの敵はきょうの友と、戦国時代でも敗れた敵

の大将を自分のブレーンに起用するということもですね、そういう時代にはあっていたわけでございます。そのことがやっぱり自分のといいますか、そのまちの将来にとってプラスになると、そういうふうに判断をすれば、この山内氏の総合経済対策室長への起用をぜひ御一考いただきたい。これは要望にかえますけども。

それと、さくらマラソンの復活の件なんですけれども、これはぜひですね、やはり来年の３月、新幹線全線開業するわけですから、それを機にもう１回、私はやっぱり復活をすべきだろうと思います。以前、湯の児の旅館組合とか、あとのいろんな関係とか何かいろいろあったとは聞いてますが、やはりこれだけいい環境といいますか、あの湯の児の海岸の桜並木は非常に、よそから来られる人にとっては、非常に魅力があるものなんですね。そういう豊かなやっぱり自然を生かしていろいろ水俣に来られる人たちに喜んでもらう、そしてそういうスポーツイベントをするということは、私はこれからの水俣にとっては必要だろうと思います。この機会を逃したら、本当に水俣は新幹線の通過駅になってしまうんじゃないか、やはり湯の児と湯の鶴の温泉を軸に、水俣の観光というのをもう１回立ち上げる必要があるだろうと思っております。

指宿の菜の花マラソンとか、近くでは隣の出水市のツルマラソンとか、非常に参加者が多いわけですよね。だから、参加料は幾らでももらってもいいわけですよ。今、１回の参加料が大体3,000円から5,000円ぐらいなんですよ。そのくらい金を払っても、みんなやっぱり参加をしたいと、それだけ健康志向といいますか、そういうのもありまして、マラソン大会は、どこのマラソン大会でも非常ににぎわっております。これをもう一度、やはり市民が一丸となって復活をすべきだろうと強く思います。

それも音頭を取るのは、これは観光の振興の意味からも、ぜひ商工観光室に音頭をとっていただきたい。そうじゃないと、いろんな問題があります。道路使用の許可をとるのに警察の問題がある。あるいは湯の児の旅館組合の方々の協力も得なくちゃいけない。そしてまた、競技を主催する協議を主にやっていただく水俣市陸上競技協会、あるいは、水俣市体育指導員協議会の方々の協力も得なくちゃいけない。だから、その中で、じゃあどこが音頭をとるのかといったら、これはやはり市がとるべきだろうと私は思います。ぜひ、市が音頭をとって、このさくらマラソンの復活をしていただきたい。そのことが地域間競争に勝てる一つの道筋じゃないかというふうに思いますが、いかが思われますか、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、環境で、要するに新たな雇用が生まれるのかということでございます。私も４年間１期させていただきながら、いろいろ考えさせていただいたり、いろいろな施策をしてきたつもりでございますけれども、いつも申し上げておりますように、企業誘致、雇用の

問題、特に企業誘致は非常に厳しい状況にあって、なかなか結果を出すことができなかったということでございます。そういう状況の中にあって、じゃあ、水俣がどうやって生きていくのかということを考えた場合には、やはり水俣の持つすばらしさ、水俣の持つ個性を生かして生きていくまちづくりをしなければならないと、そう私は思ったところでございます。ですから、今回もそういうところに期待をしながら、環境モデル都市を進めることによって、一点突破全面展開という考え方で、信念を持って２期目は取り組んでいくつもりでおります。

それから、総合対策室の件でございますけれども、御要望ということで受けとめさせていただきたいと思います。

それから、さくらマラソンの件でございますけれども、この件につきましても、新幹線対策会議というのを今、市民の皆さん方も入れて会議をつくっております。その中でも提案させていただければと、そしてまた検討してもらえばと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時29分　休憩

---

午前10時39分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

**○岩阪雅文君**　私は、先般行われました市長選挙後、初めて招集されたこの意義ある定例会におきまして、通告しております５つの問題について質問をします。

市長は１期目、産業廃棄物最終処分場建設中止を公約の柱として当選され、市民一丸となった取り組みにより、建設中止に一応のめどが立ち、市民の一致した協力が実を結んだと言えます。御承知のように水俣病問題も多くの課題を残しながらも、裁判所による和解勧告を受け、解決に向け、関係者間で懸命に努力がなされています。早期解決を望むとともに、さらなる本市の発展を期待したいものです。

さて、今回の選挙の争点の一つとして地域経済の活性化、雇用問題等が取り上げられました。一方で少子高齢化、人口減少は確実に進んでいます。各施策の具体的取り組みに、一刻も早い成果が求められるのは言うまでもありません。市長は２期目の当選を果たされ、今後４年間、本市の抱える課題に市民との対話を絶やさず、最大限の努力に期待し、質問に移ります。

１、まず市長の２期目に向けた基本姿勢と決意について質問します。

①、市長は、新聞報道等で厳しい選挙であったと評価していますが、結果をどう受けとめ、今

後どのような政治姿勢で臨むのか、見解を伺いたい。

②、選挙戦ではチッソ株式会社との関係も争点となったが、今後、どのように臨む考えであるのか、見解を伺います。

次に、２、選挙におけるマニフェストの実施に向けた具体的取り組みについて質問します。

世界的不況に端を発した経済不況は、国内各自治体運営にも大きな影響を受け、財政難を初め、雇用の喪失等市民生活に大きな影響を与えています。今回の選挙で争点の一つとして取り上げられた地域振興を含めた雇用対策は市民最大の関心事であります。しかし、各企業の経営状況も困難をきわめている状態であり、企業誘致を初め、雇用の拡大は困難な状況にあります。本市でも近年、企業の倒産、閉鎖が相次いでいますが、経済対策、雇用問題は市民にとって切実な問題となっています。もちろん水俣市の問題にとどまらず全国的な傾向であっても、各自治体の取り組みは市民に最も関心のあるところです。

そこで、①、約束２に総合経済対策室の新設（地場産業の充実・企業誘致・雇用対策・個人住宅増改築支援）については市民の期待も大きいものがあります。具体的にどう取り組むのか、見解を伺います。

次に、３、行財政改革の具体的な推進についてであります。

昨年４月に策定した第４次行財政改革大綱は、５カ年を見通した計画として14ページ、６、定員管理と組織・機構の適正化を掲げています。当然ながら、適正化に当たっては、簡素で効率的なものにするとともに、限られた職員で、多様化・複雑化する社会的ニーズや時代の変化に対応でき、最小で最大の効果を上げ、持続可能な自治体運営の確立を構築するため、市勢に見合った組織を整備するとともに、常に見直しを行うことになります。近年の機構改革は一部の例外を除いて、例年４月１日付の定期人事異動とあわせて実施しています。

定員の管理、組織・機構の適正化は言うまでもなく、市民サービスの向上、仕事の効率的な運営、職員のモチベーションの向上等々がなされなければなりません。組織・機構改革は定員管理を基本に、私は組織全般を見渡し、総合的な判断のもとに実施すべきであると思っています。

またマニフェストに言うまでもなく、職員の意識改革も大きなテーマとして取り組みが示されています。しかし市民の目から見れば、財政難あるいは不況という中で、危機感や意識の向上等近年、成果・効果について指摘をよく耳にします。まさにまちづくりの核となるべき市職員の意識改革は早急に求められます。

そこで、質問します。

①、約束５でスリムなまちづくり（行革）としているが、第４次行財政改革大綱の定員管理と組織の適正化とあるが、各事項についてどのような検討や見直しなどしてきたのか。

②、職員の意識改革について平成21年度は何を重点的に取り組んできたのか。

③、22年度は具体的にどう取り組むのか。

次に、４、平成22年度予算に対する具体的対応について。

国の政権交代で、コンクリートから人へ、あるいは地域主権を標榜し、国の方針が変われば当然地方自治体の方針もおのずとも変わってくるだろうと思います。初めての国家予算も成立の見通しが立ったようです。一般財政規模は一般会計総額過去最大の92兆円、新規国債発行額は税収を上回る44兆円、歳出は公共事業費が2009年度当初比で18.3％減、社会保障費は9.8％増、地方自治体にも当然に影響があります。

国の財源は40兆から50兆円規模の財源不足と言われております。去る２月には地方財政計画も公表され、政府の方針転換は地方自治体にとっても大いに関心の持たれるところです。

本市の平成22年度当初予算は、市長選のため骨格予算として編成されています。本格的予算、いわゆる肉づけ予算は、市長の所信表明とともに６月定例会が提案となります。今年度歳出総額を、昨年当初予算に比べ5.15％マイナスの119億円、16年度の財政健全化計画では、平成20年度目標を115億円としています。歳入は自主財源の減少とともに、国庫支出金等国に対する依存財源に対する割合は年々強まっているのに、財政改革は一向に進んでいないのが現状のようであります。

さて、平成22年度の地方財政対策は、実質的な地方交付税が臨時財政対策債を含み24兆6,000億円と前年度比に比べ３兆6,000億円増額し、地方自治体には特別加算として一応の手当てはしたものの、国の財政は既に財源不足を来し、地方交付税制度も破綻を来しているとも言われています。自治体としても依存財源に頼ることなく、自主財源の確保等一層財政健全化に努めなくてはなりません。自治体みずからが生きていくすべというのが一層求められます。

そこで、次の３点について質問します。

①、国の地方財政計画を受けて、どのような予算編成方針を示されたのか。

②、６月定例会が肉づけ予算となるが、市長の公約を含め予定される事業は何か。

③、投資的経費が減少する一方、予算の歳出に占める義務的経費、人件費、扶助費、公債費等の増加が著しいと思うが、市長は基本的にどのような認識を持っているか。

最後に、中学校の学校統合に伴う部活動への具体的取り組みについて質問します。

懸案であった中学校の再編成が平成23年４月、いよいよ実現の運びとなります。関係者を初め、残る課題について真剣な検討が続けられています。いずれにしましても、未来を担う子どもたちが、よりよい教育環境の中で学べることを念願するものです。

御存じのように、中学校での部活動は放課後の活動として取り組まれています。部活動それ自体の意義について中央教育審議会は、部活動は教育活動の一環として、学級や学年を離れて子どもたちが自発的に活動を組織し展開されるものであり、子どもの体や心の発達、仲間づくり、教

科を離れた教員との触れ合いの場として意義を有しているものであるとしています。一方で、現在、教育課程の外に置かれ、この部活動についてはさまざまな問題も含んでいます。しかし、保護者を初め生徒たちも、何らかの意味でその必要性を認めるとともにまた強く求めています。

このような状況の中で、一昨年、新学習指導要領が改訂され、要領の中で初めて中学校の部活動の意義づけを明示しました。統合に伴うさまざまな課題の中、どのように対応されるのか、以下質問します。

①、中学校統合に伴う部活動の現状をどのようにとらえ、課題は何か。

②、再編される各学校のクラブ活動の実態、問題点について把握しているのか。

③、学習指導要領の改訂に伴う具体的取り組みについてどう対処されるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長２期日に向けた基本姿勢と決意については私から、選挙におけるマニフェストの実施に向けた具体的取り組みについては産業建設部長から、行財政改革の具体的な推進及び平成22年度当初予算に対する具体的対応については総務企画部長から、中学校の統合に伴う部活動への具体的取り組みについては教育次長からそれぞれお答えいたします。

初めに、市長選の結果をどう受けとめ、今後どのような政治姿勢で臨むのかについてお答えします。

真野議員にもお答えしましたとおり、今回の市長選は厳しい選挙でございました。相手候補は、環境よりも経済優先ということを掲げられており、疲弊した地域経済の状況下では、その点に賛同され、対立候補に投票された市民の方もいらっしゃるのではないかと思っております。

私の場合、経済優先を望んでいないわけではありません。水俣の経済が活性化するには、他の自治体と同じことをやっているだけでは個性がなく、環境モデル都市で確固たる地位と信頼を築くことができません。

国や関係団体から補助金等の財源を引き出し、地場の企業や農業・観光等にも支援をいただくことで、地元企業や団体が事業展開しやすい土壌をつくり、経済活性化につなげていくことが、私の構想であり、経営戦略であります。今回の選挙では、その点を訴えたつもりだったのですが、余り有権者に伝わらなかったことを残念に思っております。

２期目は、この４年間で培ってきた環境モデル都市水俣の地位や実績を活用して、地域経済の活性化を最優先に、市民が豊かで、子どもからお年寄りまで市民が安心して暮らしていけるよう

なまちづくりを行ってまいります。

次に、チッソとの関係についてお答えします。

さきの選挙戦では、チッソ労組さんなどが相手候補を支援されていることを新聞報道等で耳にしたりしました。選挙戦は、お互いの主義主張をぶつけ合う戦いですが、どちらも水俣をよくするための論戦であり、私としましても、今後のまちづくりの参考とする点を教えられ、勉強になりました。

この前、隣の出水市の方が、「チッソは強いな。世界的な不況の中で、出水市は大きな企業が撤退していったのに、この付近じゃ、今もチッソが一番強く大きな企業だ」と言っておられました。今後とも水俣の経済を引っ張っていただき、地場企業が活性化するように期待しております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　①番についてですけども、質問が大分重複してる分があるんですけれども、私が一番思いますのは、当然もう２期目ですので、１期目の成果を踏まえて取り組んでいくのは当然でしょうし、一番期待したいのは、明確な道筋というのをどうしても示していただきたい。それが一番肝心ではないかなというふうに思っております。

今回、幸いに第４次総合計画を策定されていらっしゃいますので、その辺の中にですね、やはり基本計画、実施計画、入っていくわけですけれども、今後、市民の参加を踏まえた上で、その辺の道筋を明確に示していただきたいというのが第１点でございます。

それと、２期目につけて、新たな水俣のスタートだという意識と決意をもう一度お聞きして、この質問は終わります。

それから、②のチッソについては、市長自体は議会では常に水俣におけるチッソの位置づけというのは重要であることは、述べていらっしゃるというふうに解釈をしております。ただ、どうしても一方ではそうではないんだという見方もあります。であるとすれば、今後は、やはりチッソの支援もマニフェストの中に挙げていらっしゃるわけですので、情報交換等について十分取り組んでいかれるのが肝要ではないかと。それと、チッソの持つ環境分野での施策をどう水俣市の政策に取り入れられていくのか、その協力体制ですね、そういったものについても私は、具体的に積極的にやっぱり市長の方から話し合いに参加するべきじゃないかというふうに思っております。それが１点です。

それから２点目がですね、今回、昨年末から今年度末にかけて30人ほどの従業員の方が、県外へ転出をされているというふうに聞いております。今月には、すべて終わるというふうなお話でありますけれども、水俣がただでさえ人口減少の中で、若い方々が転出をされる。家族を含めると、恐らく30人じゃすまないんだろうと思いますけれども、そういったことを考えますときに、非常に寂しい思いがするわけです。ですから、今後どういった動向になるのかというのが非常に

興味があるわけですけども、こういったものについても、的確な情報をつかんでいただいて、今後、チッソの状況について、やはり考え方などを伺う必要もあるのではないか。あるいは今後地元の雇用についての見通し等についても非常に心配をするわけですけれども、特に分社化という問題を抱える中で、こういうことが起こってくると、本来のチッソの水俣における重要な役割そのものがないか心配をするわけですけども、先ほど言いました部分と２点について、市長の認識をお伺いしておきたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず第１点の明確な道筋を示してほしいということでございます。おっしゃるとおりでございまして、実施計画も６月までには策定できるんではないかなと思っております。そういった中で、市民の皆さん方にどういう方向に水俣市が進もうとしているのかということは、しっかり今後伝えていかなければならないんではないかなと思っております。あらゆる機会をとらえながら努めさせていただきたいと思います。

それから、２期目への新たな決意ということでございますけれども、これはやっぱり市民の皆さん方のお力をおかりしながら、そして環境モデル都市の実現に向けて精いっぱい努力してまいりたいと思っております。

それから、チッソさんの件でございますけれども、いろいろお話をさせていただきながら、積極的に、こちらの方から働きかけていく、そういう姿勢が大切ではないかということでございます。ぜひ、そのように努力をしてまいりたいと思っておりますし、今後の動向につきましても、いろいろチッソさんの方々とお話をさせていただきながら、的確な情報を得ながら、そしてお互いに力を合わせて、チッソさんの技術をおかりしながら、水俣の活性化のために努力をしてまいりたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、選挙におけるマニフェスト実施に向けた具体的取り組みについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長　田上和俊君登壇）

**○産業建設部長（田上和俊君）**　次に、選挙におけるマニフェストの実施に向けた具体的な取り組みについてお答えします。

約束２に、総合経済対策室の新設（地場産業の充実・企業誘致・雇用対策・個人住宅増改築支援）について、具体的にどう取り組むのかについてお答えします。

さきの真野議員にお答えしましたとおり、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していく部署として総合経済対策室を新設し、取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、地場産業の充実につきましては、これからも企業訪問を継続し、各企業の経営状況、雇用状況などの把握をするとともに、さまざまな情報を提供し、企業間のマッチングを図るなど、みなまた環境テクノセンターと連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

企業誘致につきましても、企業立地パンフレットを活用し、トップセールスを行うなど積極的に努めてまいりたいと考えております。また、誘致企業への補助金の見直しも検討してまいりたいと考えております。

雇用対策につきましては、現在、少しでも新たな雇用の創出につながるよう、熊本県の緊急雇用創出基金事業を活用して、新規事業の実施や既存事業の拡大等に取り組んでいきます。来年度におきましても、当初予算に約１億6,100万円を計上させていただき、約110人程度の新規雇用を計画しております。また、国の雇用調整助成制度や人材育成・就職支援事業等を活用いただけるように情報提供を行ってまいりたいと思っております。

個人住宅増改築支援につきましては、地元産材を使用し、地元の大工、工務店が施工した住宅に対し補助金を交付するという事業を行っている自治体もあるとお聞きしております。本市でもこれからのみなまた第一次産業を考える会議の中で、林業関係者から木造住宅の着工件数がふえないことには木材需要拡大は望めず、林業の再生は難しいとの意見が出されております。そのような取り組みを参考にして、木造住宅の着工件数がふえるよう努めてまいりたいと思っております。なお、取り組みの詳細につきましては、新たに設置する総合経済対策室において検討し実施してまいりたいと考えております。

引き続き、地域経済の状況を見きわめながら、経済の振興、雇用の創出など、地域の元気を回復するための対策に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　今、この件も先ほどの答弁と似てきたんですけれども、ハードの面が多かったので、私はちょっとセーフティーネットといいますか、ソフトの部分に触れてみたいと思うんですが、昨年、出水市の大きな企業が２社倒産閉鎖をしまして、私、出水市の状況をお伺いしたんですけれども、どんなふうな市としての対応をしているのかなということでお邪魔をしてみました。水俣市の場合、たまたま社協だよりが今月入ってきたんですけれども、この裏の面に生活福祉資金貸付事業の制度が開設されたということで広報されているんですが、小さい字でいっぱい書いてあります。総合支援資金あり、大きく言いますと、教育支援資金、不動産担保型生活資金というふうに、中はまだ細かくなっていますけども、ほとんど社協でやっているという状況がたまたま目に入ったんですけども、出水市の場合をお伺いしましたところ、商工労政課というのが一つの窓口になりまして、ハローワークとは別に県と合同で出水市求職者総合支援センターというのを別会館に設置をしまして、職員を派遣しております。パソコン13台で九州管内の職業紹介を行っ

ているということでございました。内容は、職業訓練、生活支援に関する情報提供、公営住宅に関する相談、それから職業相談、職業紹介、要するに窓口を一本化しているわけですね。そして、もちろん大きなチラシで紹介をしております。

こういうことから考えますと、水俣市と比較したときにどこが違うのかなという思いもしたわけですが、おのずとわかられると思いますけど、それが１点ですね。

２点目に金融関係をお尋ねしましたところ、中小企業者のための融資ガイドということで、立派なパンフができていたんですが、この中を見ましたところ、出水市独自で中小企業振興資金融資制度というのをつくってらっしゃいまして、小口資金で最高融資限度額が500万円、しかも20年１月１日から本年度12月31日までに新規に融資を受けた中小企業者に対して、３年間利子を全額補給します。こういう制度がございました。３年後は1.2%の利子補給ということで、３年間は無利子だということですね。２番目に経営安定特別資金としまして、融資限度額が最高3,000万円まで、これについても同じように３年間利子を全額補給します。都合3,500万円は何とか間に合うんじゃないかというふうな零細の企業の方々の思いの中で、すばらしい制度をつくってらっしゃる。そのほかに国とかいろいろやっているのもあるんですけども、これは当然水俣市も同じ方法だろうと思います。ただし、窓口が全く違いますね。

だから、そういったことを考えましたときに、やはり目の前の生活に非常に追われている部分が多い中で、市民サービスに配慮した方策をとっていらっしゃることに非常に感心をしたわけですけれども、こういったことを考えますときに、どうしても水俣市としても、やはりそういった、まだ出水市以外にもたくさんあると思います。疲弊した自治体あるいは取り組んでいる例はあると思うんですが、時間の関係で出水市まで足を伸ばしてみたんですけれども、どうかそういう思いを考えましたときに、窓口の一本化ですね。それから２番目に融資でしょうか、無利子関係の融資というんでしょうか、一つのサンプルにはなると思うんですけど、こういったものの取り組みについて、もっと積極的に考えられないのかというのを１点質問したいと思います。

２点目には、昨年12月に緊急経済対策として、真水で4,000万円、5,000万円近くだったんでしょうか、予算措置をしまして、今、実際実動していると思うんですけども、これらも政府による一時的な緊急措置だというふうに思うんですけれども、これがこれで終わってしまって、あと安心ということではなくて、やはり第２波、第３波の不況が来るとすれば、次の第２弾として、水俣市としても独自でこういったものを、しょっちゅうというわけにはいかないと思いますけれども、次の手当てといったものも考えることはできないのかどうか、この２点について、まず質問をしたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

田上産業建設部長。

**○産業建設部長（田上和俊君）**　岩阪議員の２回目の質問でございますけれども、まず、先ほどの緊急支援相談窓口ということですけれども、出水市におきまして、一昨年の12月から総合的な生活支援をするための窓口として、庁舎内に出水市緊急支援相談所というのを設けられております。これは先ほど議員もおっしゃったとおり、大手企業の撤退などにすぐに対応するための窓口とお聞きしております。確かに市民の生活を守るというのが市としても大前提でございますので、総合相談窓口というのは、議員御提案のとおり必要だと思います。

そこで、本市におきましては、そういうものにこたえるために、来年度をめどに、例えば既成の市民相談室とか消費者相談、そういう窓口を一本化して、総合相談窓口ということで、来年度中に立ち上げというか、そういうのを計画しております。

それと小口融資資金、これは出水市におきましては、これも一昨年からなんですけども、利子補給ということで対応されています。実は、これにかわるものというのは、現在、先ほどおっしゃいました国の緊急保証制度、セーフティーネットですね。これが利率的に、0.8%以下ということで、非常に多業種で借りられる制度でございますので、まず、これで対応するということ。それと、今後、現在の景気の状況を見ますと、非常に厳しいものがございます。いつでも、そういう新たな融資制度ができるように、市としても研究をしてまいりたいと思っております。

それと２つ目の質問ですけれども、緊急雇用の問題でございますけども、先ほど１回目の質問にお答えしましたとおり、今回は１億6,100万円という金額をもちまして、大体24業種を対象にして、約110人の雇用を現在考えております。ただ、これにつきましても、これで十分かということが来年になってみないとわからない部分もございますので、総合経済対策室というところで、今後の状況等も見て検討してまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　融資等については検討していくということでございますが、ぜひお願いしたいと思います。今、言われましたのも、九州経済産業局の方に問い合わせて、0.8%の分ですね、中小企業の資金繰りを応援する景気対応緊急保証というので、市報の今月号だったかなと思うんですが、たまたま載っていたんですが、これもやっぱり問い合わせは九州経済産業局の電話番号が書いてあるんですね。だから、こういった部分を考えますと、市民としては、ここに直接する場合がいいのか、市の方の窓口に行った方がいいのかというのもございますので、窓口はやはり一本化していただきたいなという思いはしております。

ほかにも融資関係としましてはいろいろあります。住宅手当であったり、あるいは住宅でも敷金、礼金ですね、それからあと国民年金に対する融資もありましたけども、空き店舗再開事業奨励金、それから、これは出水市の場合、住宅手当緊急特別措置事業、国民保険の一部負担金の減免、市税等の減免等、国民年金保険料免除制度、就学援助、休職中を理由とする保育所入所期間

の緩和、要するにこういった相談窓口をですね、収納に関する相談、全部一本化してるわけですね。もちろん担当課はそれぞれ分かれているんですけども、ここに行けばすべてがわかると、市民にとってはですね。ですから、こういう部分について、もうちょっと市民サービスという面から配慮すべきじゃないかなというふうに思いますので、取り組まれるのかどうか、その辺だけ、あるいは見通しなり検討なり、お尋ねして終わりたいと思いますけど、いかがでしょう。

**○議長（松本和幸君）**　田上産業建設部長。

**○産業建設部長（田上和俊君）**　資金の融資に関しましては、非常に窓口が多くて、確かにそれぞれ専門的な部分がございます。なかなか、１つの窓口で把握できるものもあれば、できないものもあるということで、現在検討しているのは、来年度中にそういう研修を早目にして、来年度中に窓口を開設できるように努力してまいりたいということでございます。

**○議長（松本和幸君）**　次に、行財政改革の具体的な推進について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、行財政改革の具体的な推進についてお答えいたします。

まず、約束５で、スリムなまちづくりとしているが、第４次行財政改革大綱の定員管理と組織・機構の適正化とあるが、各事項についてどのような検討や見直しなどできたかとの御質問にお答えいたします。

定員管理につきましては、第４次行財政改革大綱では、職員数５％程度を削減目標とし、職員の年齢構成の偏在の解消及び定年退職者のピーク年度を考慮しながら、必要最低限の定期採用を行い、適正な定員管理に努めているところでございます。

マニフェストの約束５では、さらに踏み込み、職員数10％の削減となっておりますので、今後定員適正化計画の見直しを行いたいと考えております。

また、組織・機構の適正化につきましては、市の人口や予算規模に応じた組織体制のスリム化と部制廃止を含めた組織の統廃合や機構改革を検討するため、水俣市組織・機構改革検討委員会を平成21年12月に庁内に設置し、その検討を始めております。なお、平成22年度につきましては、施策として関連部分がある環境部門についてより強力に充実推進するため、環境モデル都市推進課と環境対策課を統合するものでございます。さらに、組織の意思決定の迅速化と事務執行の簡素化を図るため産業づくり総室を廃止し、所属の室を課に改めようとするものでございます。

次に、職員の意識改革について、平成21年度は何を重点に取り組んできたのかとの御質問にお答えいたします。

職員の意識改革の取り組み事項といたしましては、主に職員の接遇向上のために、サービス向上研修や接遇研修会などへ延べ19人の職員を参加させ、接遇向上を図ってまいりました。また公

務員としての自覚を常に持つとともに、規律ある職場環境を構築するための職員服務規程の徹底につきまして、課長会議等を通じ、全職員に周知徹底を行いました。また、職員一人一人が共通の目標や認識を持って業務を遂行できるように、朝礼やミーティングの実施徹底を図ったところであり、ほぼすべての部署で実施をしております。

次に、22年度は具体的にどう取り組むのかとの御質問にお答えいたします。

職員の意識改革につきましては、各種地域活動への積極的な参加を推進するなど、常に市民から注目をされているということを意識し、市民の負託にこたえられるよう業務に励むだけでなく、職員の服務規律の徹底と危機意識の徹底を図る必要があると考えております。具体的には、職員接遇マニュアルを作成し、さらなる職員の接遇向上に努めるとともに、職員の意欲、能力、実績等を的確かつ客観的に評価する人材評価システム導入の検討などに取り組んでまいります。

また、部制の廃止を含めた組織の統廃合や機構改革を行うことで、その結果として生じる職責の変化や事務執行の迅速化も職員の意識改革に大きく寄与するものと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　まず１ですけれども、この機構改革についてですけども、実は行政全体の事務も非常に、拝見しましたら問題点があるようですが、この件は次の機会にしまして、今回についてですけれども、宮本市長になられてから、定期人事異動とあわせて、平成18年と19年に実施されております。市報を拝見しまして、その流れを見てきたわけですけれども、今回でいわば３回目ということになりますが、この件は総務委員会で議案として議論されると思いますので、触れませんけれども、要は、こういった機構改革というものが本当に本来の組織機構改革という本筋に沿ったものかどうかというのは、なかなか見た目では難しいところがあります。

いずれにしましても、この機構改革というのは、常に社会情勢だとか制度の改廃だとか、あるいは質的・量的変化に基づいて見直しというのは必要だと思っております。しかしながら、この手法を、従来の改革を見てみましても、課あるいは係という組織名称から、総室あるいは室という変更だけに見受けられて、本来の責任とか権限、指揮命令系統、あるいは意思決定手続というのは、やっぱり全然従来と変わっていないんじゃないかなというふうな気がしております。その辺を、そうでないのか、あるかということを１点、まず質問に入れておきます。

それから、私が勝手に見た目なんですけども、本来、組織改革といいますと、例えば下水道課と水道課を一緒にするとか、あるいは都市政策課と交通対策係ですか、は一緒にならないのかとか、あるいは企画課と財政課が一緒にならないのかとか、あるいは企画課を企画政策課にするとか、本来、政策統合の場である企画課が何か事業課になっていないかなというふうな思いがしたりしておりますので、そういうふうに考えたりもします。それから福祉課と健康高齢課ですか、これも福祉課に行けば、あっちに行ってくださいというような状況も見られますので、こういっ

たものの統合だとか、一般的に考えて、私は、今、思いついたまま申し上げましたけども、そういったことを考えたときに初めての機構改革ではないかなというふうな印象を持っております。

ですから、本来の機構改革というのは、権限とか指揮命令系統、あるいは意思決定手続も、本来明確にすべきだと思いますので、今後の対応について、どのような認識を持っておられるのか。この２点ですね。

それから３点目がですね、１期目のマニフェストの中に部制の廃止あるいは役職の見直しというふうなものがございましたけれども、この辺がまだ実施されておりませんけども、今後どのようなスケジュールで臨まれるのか、質問します。

それから、次に職員の意識改革についてですけども、これも再三取り上げられております。昨年の12月の質問ございました答弁でも、実施計画に基づいて接遇研修、服務規程の徹底、朝礼やミーティングの実施、余裕ある出勤の徹底、人材育成のための研修体系の構築等々、今後５カ年間で確実に実施していきますと、先ほどの答弁、似たような答弁なんですけれども、改革の組織については、やはりそれなりの努力はされているというふうに思います。しかし、市民の目から見れば、それが向上・効果が図られているのかというのが、どうしても疑問に思えてならないというのをよく耳にします。一般的には、規律だとか態度だとか、あるいは危機感だとか、あるいは服装、言えばあいさつ、最終的には与えられた職務の遂行ですね、これらも本当に全うされているのかどうか、例を挙げればいとまはありません。このような経済が停滞した中で、あるいは不況の中で、やはり一人一人が公務員という立場が非難の矢面に立たされるのはやむを得ないと思いますけど、いずれにしても、それは覚悟の上でやっぱり律していかなければならないんではないかというふうに思います。

そこで、もう１回、その辺についての検証、見直しは考えられないのか、質問します。

ついでですけども、内部講師研修も実施されているようですけれども、やはり職員同士の情報交換は重要であるとは思うんですけれども、やっぱり新鮮味だとかインパクトだとか、真剣味だとかというのが見られないと思います。だから、そういったものを含めまして、どう認識されているのか、研修に検討の余地はないのか、質問をします。

以上です。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　何点かありましたけれども、まず機構改革の件ですけれども、従来と余り変わってないようなやり方じゃないかということなんですけれども、先ほど言われましたように、課とか、室あるいは総室等をつくっていく場合には、当然必要に応じて変えていくということになりますけれども、例えば前回やりました、まちづくり総室というのをつくりました

けれども、それは何を意図するかというと、その下に商工観光振興室と農林水産振興室というのがぶら下がっております。実は、産業を振興するために２つの商工あるいは農林水産という産業を結びつけて、それを活性化して次の新製品を生み出したり、あるいは協調して次の事業を展開していくということをねらってやったんですけども、ただ、うまく機能しないという部分もあるということがございました。

というのは、やっぱりそれについては職場が離れているだとか、あるいはやっぱりセクト主義になってしまうとか、いろいろ弊害があったりとかしましたけれども、ただ、その中でも例えば共同で新事業に取り組んでみたりとかという、一方ではその成果も上がってきている。ただ、今回ありますように、総合経済対策室をつくるということが、マニフェストで言われております。そのことも踏まえますと、やっぱり時代の要請に合った組織にしていくというのが必要ではないかというふうに思っておりますし、その中で、責任と権限、指揮命令系統の充実とかというのは、当然のごとくやっていくということでございます。ですから、若干やっぱりそういう活性化のためにやるということでございます。

それから、部長制の廃止あるいは役職の見直しを今後どのようなスケジュールでやっていくのかということでございますけれども、先ほども答弁いたしましたように、昨年の12月に組織機構改革検討委員会というのを立ち上げており、積極的に実はもう素々案ぐらいまでいっている状況で今担当の方では考えていただいております。ですから、なるだけ早くこれを議員の皆様方にもお示しをして、いろんな御意見をいただきながら、また手直しをしていって、よりよい案をつくっていきたいというふうに実は思っております。

それから、公務員に対する厳しい市民の見方があると、服務規律とか危機意識についてはどう考えているかということだったと思っておりますけれども、我々公務員は、今、市民の目が厳しいというのは十分認識をしております。特にこういう経済状況の中で、やはりどうやって市民の負託にこたえていくかということは、財政あるいは予算を組むときの考え方一つにしても、我々の目的は住民の福祉を最大限に尊重して幸せをどうやって分かち合っていくかということでございます。そのために財源の配分もいたしますし、そのための人事等も当然やっていくということでございます。ですから、常に、やはりそういう厳しい市民の目があるんだということを意識して、やはり服務規律あるいは危機意識に対応していきたいと、そういうふうなことを周知していきたいというふうに思っております。

それから、職員の意識改革を行うのに内部講師じゃ、ちょっと弱いんじゃないかということだったと思いますけれども、実は内部講師と外部研修というのを両方兼ねてやっておりますけれども、内部研修の意味は、管理職が例えば部下職員に対して物申す機会というのが今まで全然なかったということで、コミュニケーションを部下ととっていくというのが１つございます。そして、

幹部の考え方を、自分の考え方を披瀝するという、そういう場合もございますし、そうすると、上司の考え方がわかってくるということで、双方にとっていいのかなというのが１つありますし、講師をする以上は、管理者もある程度考え方をまとめて勉強しなくちゃならないということで、相互研修になるということで、今、取り入れております。

外部研修についても、予算を徐々にふやしていっております。やっぱり外からのすぐれた方の意見というのを入れていくというのが、やっぱり活性化につながるのかなということで、両方並行しながら取り入れていきたいなというふうに思っています。

**○議長（松本和幸君）**　次に、平成22年度当初予算に対する具体的対応について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、平成22年度当初予算に対する具体的対応について、国の地方財政計画等を受けてどのように反映したのかとの御質問にお答えいたします。

地方財政計画は、次年度の地方公共団体の歳入歳出総額や財源等の見通しと行財政運営の指針を示すものとして、国が毎年作成して公表するもので、この計画によって地方財政対策、ひいては地方交付税の額が決定されるなど、地方公共団体の財政運営に重大な意味を持つものであると認識しております。

また、地方財政計画の策定に先立ち、総務省から都道府県等に出される地方財政の見通しと予算編成上の留意事項についての文書とあわせ、国の予算編成の方針や地方財政対策の概要を推しはかる資料として、予算編成の重要な参考としているところです。

平成22年度の地方財政計画において、国は地方財政計画の規模を82兆1,200億円、一般財源の総額を59兆4,103億円とし、地方交付税においては、地方単独事業の財源として既存の加算と別枠で、地域活性化・雇用対策臨時特例費9,850億円を加算したほか、一般会計による加算措置などにより、地方交付税総額を、前年度より１兆733億円増の16兆8,935億円、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税の総額を前年より３兆6,316億円増の24兆6,004億円とし、21年度に引き続いての増額が確保されたところです。

また、政権交代の後、国は平成22年度予算編成の基本方針において、コンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権、経済成長と財政規律との両立という５つの基本理念のもと、平成22年度予算の重点分野として、何よりも命を大切にし国民の生活を守る政治を掲げ、事業仕分けに象徴されるように、予算編成過程の刷新を図りつつ、財政健全化への道筋を示すとしています。

本市の平成22年度一般会計当初予算編成に当たりましては、これら国の方針等も参考に景気低迷に伴う税収の落ち込み、過去の景気対策により膨らんだ借入金残高、生活保護費などの社会保

障費の増大など、本市を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、すべての事業について原点からの見直しを掲げて予算編成に取り組んできたところです。

また、本市においても、平成20年度以来、国の緊急経済対策に呼応して、国の各種臨時交付金や補助事業を活用した公共事業の拡大や前倒しに取り組み、地域経済の活性化を図ってきたところであり、市民の雇用を守り、生活基盤を守るための事業にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

折しも、平成22年度一般会計当初予算については、ことし２月の市長選挙に伴い骨格予算としたところであり、政策的経費等については、今後の肉づけ予算において改めて検討することとしておりますので、市長のマニフェストに掲げた事業も含め、市民の生活を守り、地域に活力をもたらす事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、６月定例議会が肉づけ予算となるが、市長の公約を含め予定される事業は何かとの御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、平成22年度一般会計予算につきましては骨格予算としており、６月議会において肉づけ予算として補正予算案を提出することとしております。その主なものといたしましては、国・県の補助事業のうち、年度当初において交付決定がなされていないものや、市単独の投資的経費で政策的判断が必要とされる事業費などであり、例えば、第５款農林水産業費において、中山間地域等直接支払事業、強い農業づくり交付金、第７款土木費において、八ノ窪・湯出線道路改良事業、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市内一円道路維持補修事業、地域住宅交付金事業、第９款教育費において、小・中学校施設耐震化推進事業、学校エコ改修事業、太陽光発電設備設置事業などが挙げられます。

また、市長のマニフェストで取り上げた各事業につきましては、改めて現状を的確に把握し、実施方法及びその時期、所要の財源の問題などについて十分に検討した上で、マニフェストに掲げた実施時期等も踏まえながら、順次、実現を図っていくこととしておりますので、６月の予算計上する事業については、財源等含め、さらなる検討が必要でございますので、今の時点で申し上げることができない状況でございます。

次に、投資的経費が減少する一方、予算の歳出に占める義務的経費の増加が著しいと思うが、市長は基本的にどのような認識を持っているかとの御質問にお答えいたします。

平成22年度一般会計当初予算は骨格予算となっておりますが、この中で、性質別の内訳を見てみますと、普通建設事業費などの投資的経費が予算全体に占める割合約2.8％に対して、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の占める割合は約54％となっています。殊に扶助費の増加が著しく、今年度は、子ども手当の創設に加え、厳しい経済・雇用情勢に起因する生活保護費の増加、高齢化に伴う医療・福祉に係る経費の増加が重なり、特に大きな伸びとなっております。また地方財

政状況調査、いわゆる決算統計に基づき、市町村の財政構造の弾力性、すなわちゆとりの度合いをあらわす経常収支比率という指標を見ますと、本市の経常収支比率は平成18年度が95.3%、19年度が97.7%、20年度は若干改善いたしまして93.8%となっております。

経常収支比率とは、地方税・普通交付税などの使い道を制限されない毎年収入される収入、すなわち経常的な収入のうちのどれだけを、人件費・公債費・扶助費など毎年義務的に支出される支出、すなわち経常的な支出に費やしているかをあらわす指標で、この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示しております。市で80%、町村で75%を超えると、財政構造が弾力性を失いつつあるものと考えられております。

本市の財政構造はゆとりを失っている状況にあると思われますが、さらに景気の低迷に伴う税収の減少、過去の経済対策による借入金、高齢化等に伴う社会福祉費の増加など厳しい状況は続いております。マニフェストにも掲げました環境モデル都市づくり、産業振興、観光振興、交流人口の拡大、そして行財政改革の推進など、地域の活力を取り戻すための取り組みに猶予はないというふうに考えております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　ちょっと視点が違ったかなと思ったんですけれども、地方財政計画を見るときに、どうしても地方交付税というのが主体的に見るわけですけども、今回の場合は特に政権交代ということで、国の方針が財政あるいは政策ともに変わるということで取り上げてみたわけです。３月３日の新聞報道では、政策の農協経由見直しというふうな記事を大見出しで見ましたけれども、これなんかも、戦後農政の大きな転換期に来ているのかなと非常に印象を受けたわけですけれども、先ほど言われましたように、地方財政計画では、地方交付税もどうやら手当てはしたというふうには見えます。特に臨時財政対策債が24.6兆円、去年に比べて3.6%がふえているということもございますので、今後、地方運営等においてはやりやすいかもしれませんけれども、水俣市の財政状況を97.7%考えますと、残りの2.3%が本来事業経費にしか充てられないという状況です。ある意味言えば、厳しい状況にあるというふうになっております。

そういう中で、今後新しい財政運営をしていくわけですけれども、ぜひ、６月には国の財政フレームも発表になるようでございますので、新たな財政計画というのをつくらなくちゃならないと思いますが、ぜひ立派な財政計画をつくっていただきたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、中学校の統合に伴う部活動への具体的取り組みについて答弁を求めます。

坂本教育次長。

(教育次長　坂本彰君登壇)

**○教育次長（坂本　彰君）**　次に、中学校の統合に伴う部活動への具体的取り組みについてお答え

します。

まず、中学校の統合に伴う部活動の現状をどのようにとらえ、課題は何かについてお答えします。

部活動は、希望する同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しませ、活動の楽しさや喜びを味あわせるとともに、活動意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、その意義は大きく、学校教育における重要な役割を担っていると考えております。ただ、生徒数の少ない学校では、部活動の種類が限定されるなど、本人が希望する活動が困難なケースも見受けられています。このような現状も踏まえ、来年４月の中学校の再編成に向けて、部活動の活性化はもちろん、これまでの活動に支障がないようにすることが大切であると認識しております。中学校の統合に伴うその他の課題としては、具体的な種目を決定していくことや事前の交流、活動場所などがあると考えております。

次に、再編される各学校の部活動の実態、問題点についてお答えします。

現在、中学校の部活動については、３年生が引退前の昨年８月時点では、延べ43種類、675人の生徒がスポーツや文化等の活動に取り組んでいます。課題や問題点については、１つ目に、各学校の部活動の種類に違いがあるという点です。２つ目は、外部指導者を招いて活動を行うなど、それぞれの学校で指導体制が異なるという点です。３つ目は、再編成後にスムーズな活動ができるよう、事前の生徒間の交流をどのように進めていくのかという点です。４つ目は、部活動の種類が多くなることも考えられ、活動場所の確保をどのようにするかという点です。これらの課題や問題点については、現在、各使用校舎ごとに組織している中学校再編成準備委員会の教育部会において協議・検討を進めているところです。

最後に、学習指導要領の改訂に伴う具体的取り組みへの対処についてお答えします。

議員御承知のとおり、部活動の取り扱いについては、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと記されています。また、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることとも記されています。このことは、中央教育審議会の答申を受けたもので、中学校教育において、部活動の果たす役割・意義は極めて大きなものであることを踏まえているものであると考えております。

基本的には、教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程編成上の位置づけが変わったというものではありませんが、今回、部活動が学習指導要領の中に明確な位置づけがなされておりますので、教育課程との関連を図ることや地域等との連携、そして指導体制の充実など運営上の工夫についても対処してまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　岩阪雅文議員。

**○岩阪雅文君**　部活動に支障がないように今後取り組んでいただきたいと思いますけれども、種目の決定だとか、事前の交流活動の場ということが必要だということでございますけども、今現在、外部指導者で来ていらっしゃる人にお伺いしたんですけれども、やはり思春期である子どもたちのメンタルの部分は非常に大切ではないかと、特に中体連等で対戦した相手が仲間になるという部分については、外部から見るほど簡単ではないんだというふうなことを語っていらっしゃいました。だから、こういう部分については非常にやっぱり気を使う部分だろうと思いますけれども、重点的に取り組んでいただきたいなという思いがしております。

それから、場所等についても、例えば野球については、塩浜グラウンドを使いたいんだといったときに、じゃあ、だれがどこでどういうふうにして交渉に入ってくれるのかという問題も提起をされたのもございます。ですから、今後、再編成準備委員会で協議をされているということですけれども、やっぱり保護者あるいは生徒指導者、先生というふうな分の意見だとか、あるいはアンケート調査というふうなことで、非常に複雑多岐にわたるわけですけども、本当に再編成協議会でこれらを含めたところですね、取り組んでいけるかどうかというのを、非常に私は疑問視しているし、不安を持っております。そういう意味では、教育委員会がやはり重要な明確な道筋といいましょうか、検討材料というのを十分与えないと、私は恐らく結論は出ないんじゃないかという気がしておりますが、その辺についての見解を１点お伺いします。

２点目ですけれども、今回、学習指導要領の改訂で先生たちの立場ですね、いろんな問題を含んでいると思います。例えば実態把握がまず急務であろうと思います。例えば先生方が現在クラブ活動に関与する時間が少ない、あるいは加入連盟等の問題、支援あるいは指導者の問題、技術面の問題、こういう問題もありますので、やはり教育委員会が中心になって取り組んでいかなければ、住民委員会では取り組めんじゃないかというような気がしておりますので、それらを含めて、今、言いました点について認識をお伺いをして終わりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　教育委員会として、今後の部活動についていろいろ道筋をつけていただきたいということでございますが、新しい学校になれば、敵味方同士一緒のチームになると、それから活動の種類も多くなりますので、練習をする場所等の問題にもなると、本当に大切な問題でありますので、教育委員会として、できるだけ再編成の教育部会での道筋等をつけるように、いろいろ情報等は提供し、またアンケート等をとる際に当たっては協力をしていきたいというふうに思っております。

それから、先生方の活動する時間とか、いろいろそういうものについても考慮しなくてはいけないんじゃないかなというふうにおっしゃられましたが、外部指導者等も含めて十分活動が確保

できるように考えていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに考えているところですし、現在も多くの方々に外部指導者として入っていただいておりますので、今後とも、そういう方々につきましては、協力をしていただくようにお願いをしてまいらなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後１時30分まで休憩します。

午前11時52分　休憩

---

午後１時30分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩﨑信介議員に許します。

（塩﨑信介君登壇）

**○塩﨑信介君**　皆さん、こんにちは。

新政同友クラブの塩﨑です。

去る２月７日に行われました水俣市長選挙において２期目の当選を果たされた宮本市長にお祝いを申し上げます。１期４年間の実績と日本一の環境モデル都市づくりを中心としたマニフェストに掲げられた施策が市民に受け入れられた結果であったと思います。一方、山内候補は残念な結果となりましたが、知名度の不足、支援政党・団体等の動きの鈍さがあったとはいえ、得票は7,453票と善戦をされました。

今の水俣市は、少子高齢化、企業の倒産、雇用の減少、商店街の疲弊、観光業の衰退等による人口の減少が顕著であり、市としての機能が崩壊寸前の状態になりつつあります。経済の活性化を早くしてくれ、働く場所をつくってくれ、給料を上げてくれ、税金を安くしてくれ、年金をふやしてくれなどの水俣市民の切実な願いが山内候補の得票につながったことも重みのある事実であります。宮本市長は、これからの４年間、この重みを十分に理解された上で、今後の市政運営に反映されることを期待するとともに、議会の中の一議員として市民の負託に合致した市政運営が行われるよう監視を強化していきたいと思います。

では、通告に従い、登壇より質問をします。市長及び執行部からの明確な答弁を期待します。

１、市長選について。

今回の選挙は、公約として宮本市長は環境と福祉、それに対して相手候補である山内氏は経済の活性化と雇用の維持・拡大を選挙の争点として声を上げ、選挙戦に突入しました。４年前の選挙では、産業廃棄物処分場建設の是非が争点となり、結果として当時の現職市長が負け、宮本市長が誕生した経緯があります。そのときの選挙の争点は、明確な選挙戦になっておりました。し

かし、今回の選挙は、事前に行われた討論会でもわかるように、明確な争点がなく、前回の選挙と比較して盛り上がりが少なかったような気がします。私は、このままでは水俣はだめになる。若者の雇用がなくなるとの危機感から、チェンジ水俣を選挙公約にうたった山内氏に期待し、選挙戦も一生懸命応援してきましたが、一歩及びませんでした。

そこで、下記のことについて質問します。

①、勝因として相手候補との違いは何だったのか。

②、当選後の新聞コメントに、対立したままの発展はないとあったが、具体的にどういうことか。

２、ローカルマニフェストについて。

平成22年２月発行の市報の中に宮本市長の選挙公報がありまして、その中に日本一の環境モデル都市で経済の活性化と雇用創出と書いてありましたが、実現すれば大変すばらしいことだと思います。これから先、水俣の市民が豊かになり、水俣に生まれてよかった。水俣に住んでいてよかったと思えると同時に、自然環境も豊かになったときこそ、本当の日本一の環境モデル都市を実感できるのではないかと思います。そのためにも、まず第１に市民生活を豊かにする経済の基盤強化が不可欠です。

そこで、下記のことについて質問します。

①、地場産業の充実、企業誘致、雇用対策とあるが、具体的な方法は何か。

②、太陽光発電の助成を行い、日本一を目指すとあるが、できるのか。

③、日本一の読書のまちづくりが３年経過したが、効果はあったか。

次に、３、平成22年度水俣市一般会計予算について。

今回の骨格予算案は、平成21年度の当初予算と比較して、歳入歳出それぞれ６億5,000万円が減額され、厳しい予算となっている。歳入では、市税が１億6,000万マイナス、歳出では民生費が５億4,000万円プラス、商工費が7,000万円プラスとなっているが、その他の歳出はすべてマイナスとなっている。近年の経済不況による失業者の増加、企業の倒産、景気の悪化による市外地への転勤等が影響していると思われる。今こそ、人材を生かす恒久的な経済対策を実施していく必要があると思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、本年度、本予算にマニフェストをどのように反映されるつもりか。

②、平成21年度と比較して市税の減収がふえているが、原因は何か。また、今後の対策はあるのか。

③、歳出の中で民生費がふえ、農林水産業費、土木費が減っているが、理由は何か。

④、市庁舎に太陽光発電設備が計上されていたが、耐震強度に不安がある中、どういうことか。

４、第４次行財政改革について。

水俣市は、組織・機構の簡素・合理化、事務事業の見直し、定員管理、職員給与の適正化、特別会計公営企業の経営健全化等のため、平成７年度より５年ごとに３次にわたり行財政改革を実施してきているが、いまだに職員一人一人の市民に対する意識の変化が見られない。あいさつができない。庁舎内で目と目が合っても無視する等の職員がいまだに存在することは非常に残念である。宮本市長の合い言葉にもなっている、市役所は市民の役に立つところ、この言葉はだれでもすぐに理解できる簡単明瞭な言葉ではないでしょうか。それができないのは、職員が市民に対して感謝することを忘れ、毎日の業務がマンネリ化してきているあかしではないかと思います。

役所とは、市民生活の安全・安心と豊かさをサポートするのが本来の役目です。

そこで、下記のことについて質問します。

①、１年が経過しようとしているが、目に見える成果はあったのか。

②、特殊勤務手当の条例改定が提案されていたが、民間ではあり得ないことであり、廃止する考えはないのか。

③、マニフェストの中で、市長の給与10％削減、総人件費の10％削減、職員の10％削減、約束という形でうたってあったが、具体的な計画実行はあるのか。

④、組織体制のスリム化がうたってあるが、具体的にどうするのか。

これで本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　塩﨑議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長選及びローカルマニフェストについては私から、平成22年度水俣市一般会計予算及び第４次行財政改革については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、市長選の勝因として、相手候補との違いは何だったのかについてお答えします。

選挙の審判は有権者が下すものであり、市民のお一人お一人が何をもって投票されたのかわかりませんが、また、この場に帰ってこられたことを市民の皆様に感謝申し上げたいと思います。

今回の選挙では、１期目の実績として、選挙戦で掲げた産廃阻止、環境モデル都市の認定を柱としたさまざまなまちづくりの取り組みを評価していただいたこと、また、環境から確実に産業と雇用を生み出すこと、観光振興面でもハード面の整備を含めた湯の児・湯の鶴の再生計画を訴えてきたことなどが市長再選につながったのではないかと考えております。

次に、対立したままでの発展はないとコメントしたことについてお答えします。

岩阪議員にもお答えしましたとおり、選挙戦は、お互いの主義主張をぶつけ合う戦いの場では

ありますが、どちらも水俣をよくするための議論であり、私としましても今後のまちづくりの参考とする点を教えられ、勉強になりました。今後は、これからの水俣をどうよくしていくかを考え、行動していくことが大切であります。選挙戦で一時的に対立したこともありましたが、今後は、水俣市民が気持ちを一つにしてやっていきましょうという気持ちのコメントであります。

**○議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

**○塩﨑信介君**　この質問は真野議員も午前中やっておるんですから、非常にダブったような話になると思いますけど、真野議員も言いましたように、今回は正々堂々というビラも出たと、それと看板の件ですね、これが私としても非常に真野議員同様、選挙活動というか、に当たるんじゃないかということで、市長に質問するつもりやったんですけど、先ほど真野議員への答えで一応理由はわかったということですけども、１つ、今回、7,500票近くといいますか、市長に対する反対の意見といいますか、そのことが結果として出たということで、現職である４年間の今までの実績、産廃処分場、環境モデル都市、環境モデル都市に付随した産業、それと観光という形でやってきたのが理解されたということですけども、それとは別にやっぱり今の経済的な水俣が、これは全国的な状況も一緒なんですけども、そういう中で、7,500票という票に対して、市長としては、今後、どういう形で対応されていくつもりでおられるのか、それを１つですね。

それと、先ほど看板の件で坂本次長のお話があって、年に６回ぐらい看板立てているという話だったもんだから、その看板がもし、どういう看板が毎年、年に６回も立っているのか、もしわかれば教えていただきたいと。

それと、あと２番目として、対立したままの発展はないということで、これは選挙が終わった２月９日の水俣市長選の宮本氏再選されたということで、この中で西日本新聞で書いてあるんですけど、これは本当書いてある対立構図を解消したいと、これは私も同じような意見です。もう今のままでは、やっぱり水俣のためにはならないと。この新聞にも書いてあるとおり、いろいろ長い歴史があって、宮本さんが市長になったからどうのこうのということじゃなくて、これは深い大きな壁といいますか、それがあるというのは事実私も理解してます。だからやっぱり宮本市長が言われるように、このままでは水俣のためにならんということで、今後、あと４年間、宮本市長はこういうことに対して、具体的にどういうことから始めるのか。先ほど岩阪議員がチッソに対して支援をするということでマニフェストに書いてあったと、その中で今回選挙としては宮本市長と対抗の方を応援したということで、その答えとして、市のことを思ってのことと理解しているという発言をいただきました。非常にこれは私にとっては市長の寛大な気持ちがあらわれているなということの内容を含んだところで、今の３つ目の質問ということで、わかっていただけましたでしょうか。

今、３つ目ですよね。要するに改善を図りたいと、対立構図が今まであったということでね。

それで、この新聞を読んでみますと、市民の気持ちを一つにして、チッソや地元企業が元気になってもらうように精いっぱい支持したいと、そういう形で解決策をやっていきたいということ、ちょっとあるんですが、その課題の下に、今後４年間、チッソ支援を含めたところで新たなやり方というか、考えの違うやり方を考えておられるんであれば、ちょっと教えていただきたいと。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず第１点の、7,500票の重みをどう受けとめるかということでございます。これは先ほども真野議員にも申し上げておりますけれども、非常に経済、そして雇用、私も先ほど申し上げましたけども、選挙活動に回りながら、市民の皆さん方の声を聞いて、私がやっぱり想像している以上に、さらに厳しい現実も直面いたしました。このことに対する市民の皆様方の強い要望があったんではないかというふうに受けとめております。したがいまして、２期目にはこのことを優先として考えて対応していかなければならない。そのためには、やはり議員さん方も含めて市民の皆様方と一緒になっていかなければ解決できるものではありませんので、どうか塩﨑議員も御協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

今後は、先ほども申し上げましたように、私はあくまでも環境モデル都市を進めていきたいと。その中で、具体的には申し上げられませんけれども、今、時間がありませんけれども、その中で経済の活性化、雇用は私は生まれてくると、先ほど申し上げましたように、信じておりますし、期待もしておりますので、それを強く進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、今後の４年間にどういう具体的な手だてを考えているのかということでございます。もう何回も何回も申し上げておりますから、またかと思われるかもしれませんけれども、私はやはり水俣のこれまでの歴史あるいは現在の厳しい状況を見たときに、水俣の生きる道というのは、やはり環境に特化した道を選ばなければならないんではないかなと思っております。企業誘致、雇用の状況がこんなに厳しい状況の中であって、やはり環境モデル都市というのを基盤に据えた取り組みが水俣の目指す道であろうと思っております。これが水俣ならではの進む道でありますし、また、強くそのことを推し進めていきたいと思っております。

非常に簡単でございますけれども、今、環境モデル都市の認定をすることによって、４つのアクションプランを立てているところでございますが、例えば自然エネルギーの活用の部分が１つございます。それには、先ほど申し上げましたような太陽光発電でありますとか、小水力発電の導入を考えているところでございます。

それから、環境の産業づくりの分野においては、けさも申し上げましたけれども、竹でありますとか、あるいは安心・安全な農産物づくりでありますとか、有機農業の振興でありますとか、そういうものを挙げております。それから環境配慮型暮らしには、先日出しました自転車のまちづくりの実践あたりを考えているところでございます。

それから、４番目に環境学習の都市づくりということでございますけれども、環境の部分をさらに推し進めることによって、きっと交流人口もふえてくるであろうと思っております。そういった４つの環境モデル都市の具体的なものを基盤としてまちづくりを進めていけば、一発の勝負ではなくて持続可能な、本当に安心できるまちづくりが出てくるんではないかなと、そのように思っているところでございます。したがいまして、まずモデル都市のアクションプランを軸に今後進めていきたいなと思っております。もちろん企業誘致でありますとか、あるいは観光でありますとか、福祉の問題でありますとか、医療の問題でありますとか、そういったところももちろん並行してやっていかなければならないと思っておりますけれども、雇用も単なる企業だけではなくて、これからはやっぱり福祉でありますとか医療でありますとか、そういったところからも当然雇用が生まれてくるんではないかな、そういう思いで頑張っていかなければならないと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、市民総出でこれは頑張っていかなければならないことでありますので、我々としては、それの先導役として精いっぱい頑張らせていただきたいと思っております。

それから、もう一つは対立の構図どうなのかというようなことでよろしいですかね。私、１期４年間、市長をさせていただきまして、そして４年間の経過の中で、この対立の構図が何とかならないのかということは常に考えてまいりました。やっぱりこれを越えないと、本当に水俣の真の意味での進展はないのではないかなと、そのように思っております。先ほど申し上げましたように、どこの自治体も少なからずあるんではないかなと思いますけれども、やっぱりこの問題をそれぞれの思いやそれぞれの生き方があると思いますけれども、これが水俣のためになるんだと思ったときには、やはりそれを乗り越える、そういう努力をお互いがしていかなければならないんではないか。そうしないと、水俣の前進はないんではないかな。４年間、そういう、１期させていただきながら、この対立の構図を何とか乗り越えて、そしてみんなが手をつないで、本当に水俣の将来を考えていかなければ、今、議員が心配していらっしゃる、水俣は本当にだめになってしまうんじゃないかなと、私もそのように感じておりますので、皆様方のお力をぜひおかりしたいと、そのように思っております。

**○議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　真野議員にお答えいたしました、教育委員長の自宅に看板が立った件でございますが、年に、法要の時期に数回、６回程度、それから研修会を折々に開きますので、それで10回程度、年に10数回程度看板を立てているということでございますが、内容につきましては、把握をしておりませんので、委員長に聞きました上で、後でお答えをさせていただければというふうに思います。

**○議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

○**塩﨑信介君**　今の看板の件ですけど、真野議員が見せました、あの産廃処分場をどうのこうのの看板ではないということですね、それだけちょっと確認したい。とりあえず、それを１つ。

あと市長にですね、３月７日の日に環境大臣が来られて、水俣病問題の解決という前提でいろいろ話をされたみたいですけど、その中で市長も参加されたんですかね、一応は。参加じゃおかしいですね、済みません、参加というのは申しわけない。環境大臣が来て、要するに未認定患者さんとお話をしたという形で、５月１日までには水俣病のそういう問題を解決するスタートをしたいというふうな形で新聞に書いてあったんですけど、先ほど私、今後４年間、チッソ支援という形がどういう支援に変わっていくのかというのはちょっと聞きたかったもんですから。先ほどの私の質問が悪くて答えていただかなかったんですけど、そういう意味での今回の水俣病という話が出ましたけど、そういう意味も含めたところで、市長として、今後の４年間、チッソに対する支援という形をどういうふうに思っておられるかというのをお聞かせ願いたいということです。

○**議長（松本和幸君）**　宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　きのう、おとといですかね、環境大臣がお見えになりまして同行させていただきましたけれども、５月１日をもって、今おっしゃるように、申請ができるような形までもっていきたいというような話は確かにお伺いいたしました。それに対してチッソさんの動きがどうなのかということは全然そのときに話が出てきておりませんけれども、やっぱりこれからも一日も早い救済に向けてチッソさんも頑張っていただく、元気になっていただく。そして患者さん方の補償に向かって努力をしていただく。そういう意味でも、私たちもチッソさんたちと元気になっていただかねばなりませんので、そういう意味でお力をおかりしながらやっていかなきゃいかん。一緒になってやっていこうと、そう思っております。

○**議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

○**教育次長（坂本　彰君）**　看板の内容につきましては、その都度、いろんな行事をなさるようですので、内容は変わってくるものというふうに思っております。

○**塩﨑信介君**　ありがとうございました。

○**議長（松本和幸君）**　次に、ローカルマニフェストについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

○**市長（宮本勝彬君）**　次に、ローカルマニフェストについて順次お答えします。

地場産業の充実・企業誘致・雇用対策とあるが、具体的な方法は何かについてお答えします。

現在、一昨年末の世界的な景気後退の影響から、本市の経済も低迷し、雇用も大変厳しい状況にあります。また、各企業が進出・投資を控えるなど企業誘致も難しい状況にあります。しかしながら、厳しい経済・雇用状況に対応していくためには、地場企業の育成、企業誘致の促進、雇

用対策に対し、今後とも積極的に取り組んでいく必要があります。

現在、経済や雇用関連の業務は商工観光振興室で取り組んでおりますが、本市の経済活動を活発化させるには、農林水産、土木建設、医療、介護、福祉、環境などの各事業と連携させながら、経済対策に関する施策をより有効的に展開していく必要があります。そのために、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していくため、総合経済対策室を新たに設置し、総合的に経済対策を検討し、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電設備設置に助成を行い、日本一を目指すことについてお答えをいたします。

太陽光発電設備設置への助成制度につきましては、今年度から実施しております。その内容は、設置機器の発電量１キロワット当たり５万円を乗じた額を助成することとし、上限額を20万円としております。今年度の助成件数は42件で764万5,000円の執行見込み額となっております。太陽光発電の設備は非常に高価であることから、昨今の厳しい経済状況を憂慮しておりましたが、予定していた件数をほぼ達成いたしました。国の余剰電力買い取り制度の単価が昨年11月に倍額に変更されたことや、設備の需要増加に伴う製造のおくれなどの影響が今後は終息に向かうと予想されることから、来年度の需要の伸びに期待をしているところです。

太陽光発電日本一のまちづくりを目指すことにつきましては、平成19年度の家庭用の太陽光発電設備の世帯当たりの設置率を熊本県の資料で見てみますと、設置率日本一は佐賀県の2.21%、２番目が宮崎県の1.98%、３番目が熊本県で1.88%となっております。当市の今年度末での設置率は、世帯当たり1.6%ほどになりますので、当面は佐賀県の設置率を超えることを目標に、日本一を目指して普及啓発に努めてまいりたいと存じます。

また、助成金の申請状況を見てみますと、市内企業の設置による割合が３割ほどにとどまっておりますので、市内企業の利用促進を図るため、何らかの優遇措置を助成要項に盛り込むべく、現在準備を進めているところです。この優遇措置により、設置率の向上や市内企業の活性化につなげたいと考えております。

今後とも、太陽光発電設備の普及促進を図り、再生可能エネルギーの利用促進と低炭素社会の実現に向けた取り組みをより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、日本一の読書のまちづくりが３年経過したが、効果はあったのかの御質問にお答えします。

平成19年11月に日本一の読書のまちづくりを宣言し、平成21年３月には、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画を策定いたしました。現在の具体的な推進状況ですが、昨年は大手出版社である講談社から読書活動が認められて、絵本のキャラバンカーを贈呈していただきました。また、昨年から実施しております環境絵本大賞事業では、水俣の読書のまちづくりと環境の取り組

みを全国に向けてアピールしているところです。

読書活動推進のかぎを握る子どもたちについては、市内の小・中学校へ市立図書館の図書を配本するスクールライブラリー事業を開始し、小・中学校へは、学校にない図書を毎月各小学校100冊、各中学校80冊ずつ配本しており、学校でも子どもたちに本に親しむ工夫をしていただいております。さらに、朝の読書活動も市内の小・中学校全校で取り組んでいただいているところです。あわせて幼稚園にも配本事業を行っており、幼稚園からは特によい評価をいただいているところです。

また、４カ月の乳児と保護者を対象とした「ぐるりんぱブックスタート事業」では絵本をプレゼントしますが、その後約７割の保護者の方が、我が子への読み聞かせを継続されていることがアンケートからわかっております。４カ月の乳児には、絵を見せるだけでなく、話しかけることで脳の発達を促すことが、最近の脳科学の研究の中でもわかってきているということで、読み聞かせを継続することは、脳の発達とともに親子のきずなを深める上で最も適した手段と考えております。

さらに、市立図書館では、昨年の秋から図書の貸し出し冊数を１人５冊以内から10冊へとふやしました。大人から子どもまでの平均貸し出し冊数は、3.1冊から4.1冊へと若干ふえていますが、子どもたちへの貸し出し状況だけを見ますと、以前よりも、一度に10冊の絵本を借りていく子どもたちが見受けられるようになり、読書意欲を感じているところでございます。また絵本コーナーには、親子で絵本に触れ合い、読み聞かせをしたりする姿が多く見られます。

このように徐々にではありますが、これまでの取り組みの効果もあらわれておりまして、日本一の読書のまちづくりについて御理解いただいている市民が多くなっているのではと思っております。しかしながら、市全体にこの取り組みが浸透しているかといえば、決して十分でない点もありますので、今後はさらに力を入れてまいりたいと思っております。

読書活動は、人の成長にとって大事な心の糧であり、時には人生に大きな影響を与えることもあります。本市では、日本一の読書のまちづくりを宣言して３年目を迎えましたが、国は、2010年のことしを国民読書年と定めており、人間形成において、また教育の一端として読書は大切であることを唱えています。

本市も同様な思いから、日本一の読書のまちづくりを計画に基づいて推進してまいりますが、具体的に計画を実施していくには、まだまだ時間が必要となりますし、現在までの取り組みの効果はある程度把握できていますが、市民の心に根づき、読書による心の醸成が図られているのかということについては、まだまだ目に見える形ではあらわれておりません。市としましては、今後も引き続き、この日本一の読書のまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、５年先、10年先を見据えた取り組みとして長い目で見守っていただければと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

**○塩﨑信介君**　この経済対策といいますか、これも午前中の質問で大体わかったというか、理解しておるんですけど、その中で１つ、総合経済対策室を設置するというのがメーンになって、今後４年間、水俣の経済活性化のために進めてやっていくということで、これは私も応援をしたいというふうに思っています。

そう言いながらも、やっぱりまだ経済の方が非常に疲弊しているということですし、１つ、今、新聞の報道を見せますけども、水俣のある技術が非常に好結果を生んで、要するに水俣に利益を落としているというのがあって、これは熊日新聞の２月11日に、ウエダ靴屋さんですね、この人は。お年としては宮本市長と一緒で66歳という方で、それで、この人は靴修理をやられるということで、県内で２人しかいないと、これが新聞に出たところが、市外とか県外から靴の修理をしてくれとか、そういうのが結構ふえたとこういう形で、熊日さんにも感謝すると。それで、これには全然電話番号なんかは書いてないんですけど、わざわざ熊日新聞に問い合わせをして、電話がかかってきたり住所を調べて送ってくるということで、非常にウエダさんも喜んでられたんですけれども、こういうふうに逆に、今、水俣にある地場産業をですね、水俣の地場産業が非常に技術が凍結じゃないですけど、眠ったままになっているんじゃないかなという形で、もっと逆に仕事を取ってくるというか、企業誘致が今は非常に厳しい状況です。だけども、やっぱり手をこまねいておるわけにいかんということで、じゃあ、よそから仕事を持ってくるという意味からして、行政として、そういうふうな企業さんの特徴を調査したりして、マップにしたようなやつを情報発信して、水俣にはこういう技術があります、こういうところがありますという、要するに観光ではいろいろやられると思うんですけれども、こういう職人さんたちの持っておられる技術をよその人にも理解していただくための、そういう仕事を誘致すると、企業誘致も必要なんですけど、仕事を誘致するという形で、ひとつそういう経済活性化にできないかというのは、これに対してひとつお答えをお願いしたいと。

それと、観光振興という形で今回のマニフェストにも載っておると、湯の児・湯の鶴ということで、観光振興室でも一生懸命やっておられると、来年春には新幹線開通という形で、今の現状では、ストロー現象になる可能性もあるというのはあるんですから、湯の児海岸のチェリーラインに桜が咲いて、そういう形で、今出てはおるんですね。市内というか、新聞の折り込みにこういうのが出てはおるんですけど、こういうのを見ても、まあまあ、ちょっと値段的に高いのかなと。今、非常に全国的に人気は、たまたま別府の杉乃井とか何とかは9,800円で、ちょっとけたが違えば非常に安く、何か安いかなと思ったりするという形で、湯の児もどうこうやっちゃおるんですけど、たまたまひとつ湯の児に行かれた方が、旅館に入っていったら、テーブルはあったけども、お菓子が置いてなかったと。普通、旅館に行けば、大体お菓子が置いてあるじゃないで

すか、例えば４人分なら４つあったりとか、それでお茶を飲もうとしたら急須にさびがあったとかですね。だから、例えば湯の児の１カ所がそういうのがあったとすると、湯の児全体がいかにもそうだと思われるような、そういう形になるわけですね。

今度湯の鶴に行かれたら、ふろに入ったところがだれもおらんと、真っ暗にして、だれもおらんけん、声をかけたら奥の方から出てきたということで、金払って、ふろ入ったんだけども、やっぱりだれか来たら、おもてなしというか、観光地いうのはおもてなしですから、そういう形での湯の児の旅館組合、湯の鶴の旅館組合の、そういうところの努力が足らないんじゃないかと、確かに今は、景気が悪くてお客は減ってきてると思うんですけど、そういう意味からして、行政としてその辺の指導を再度やっていく必要があるんじゃないかなと。今の湯の児やったら、環境整備という形でいろいろやられてるというのは非常にわかるんですけど、旅館自体、ある程度、個人企業だから、余り言えないことがあると思うんですけど、そういうお客さんの声というのは、外に出たときには、非常にマイナスにしか出ないということがあるんですから、例えばすべての旅館がそういう形で統一したおもてなしをするということで、帰ってもらえば、また口コミで新たにリピーターがふえるということがあると思いますので、そういうちょっとしたところなんですけど、ちょっとお客さんと会ったら、にこっと笑って、いらっしゃいませ、こんにちはとか、その辺の心の触れ合いといいますか、そういうのがちょっとないんじゃないかなというふうに思うもんですから、その辺の行政からの指導をやっていただけるかどうかですね。

それとですね、あと、雇用関係というパターンですけども、私、工業高校卒業なもんですから、高校の就職係の人にお話を聞いて、今回、91人、工業高校を卒業しまして、そのうち70名が就職と、そのうち11人が水俣市内、芦北という形で残りますよと、それ以外は、熊本県内から県外に行くということで、４人に１人ぐらいしか水俣には残らないと。要するに水俣は仕事がないというのも十分あるんですけど、子どもも少子化になってるということで、宮本さんが言われています環境大学を誘致するという形で、こういう形にすると、逆に入り込みというか、人口はふえる可能性も出てくるという形で、この環境大学の誘致ということで、具体的にお考えがあったら教えていただきたいと。

もう一つ、２番目として太陽光発電の件ですけども、日本一ということで、今、お聞きして、大体2.2％ぐらいと、設置率が。太陽光の場合は、個人負担といいますか、お金が結構かかるということですね。だから、今、要するに４キロワットで210万円から280万円ぐらいと、国・県・市からの補助を入れても60万ぐらいは補助があったとしても、それ以外は自己負担という形で、非常に今の状況は厳しいのかなと。確かに環境モデル都市としては、すばらしいことだと思うし、やっぱり進めていかないかんなと思うんですけど、今の補助率を上げる予定はないかということですね。日本一を目指すということであれば、市長としても、そういう覚悟があって発言された

と、マニフェストに掲げられたと思いますので、そういうつもりはないのかお聞かせ願いたいと。

あと、日本一の読書のまちづくりということで、確かに宮本市長が言われる形で進んでおると。小学校、中学校の学校の先生にいろいろお話聞いたんですけど、朝の読書というのは非常に効果が出てると、それで、一日、落ちつきが出てきたと。それと読解力といいますか、そういうのがだんだんよくなってきて、学業にいい影響をしてるということなんですけども、やっぱり計画として何か出したときに、要するにＰＤＣＡじゃないんですけど、計画をしたら、まず実行しますと、実行したらそれの検証をしますね、効果があったのかどうか。検証した後に、それの改善策をまたやるという形でよくなっていくわけですけど、学校の先生あたりに聞いたら、先ほど市長の方から、貸し出し数がどうのこうのという形であったんですけど、あんまりその辺は学校図書館とはそういうところを確認しても、そういう目で、要するに読書のまちづくり、読書をすることに対する結果というか、そういうことの調査はしてない。平成19年から始まっておるわけですけれども、３年間は、言い方は悪いですけど、一応やれと言って、あとは任せっきりという形になっておるように、先生からのお話が聞こえたもんですから、その辺は、今後、読書のまちづくりの検証をされるのかどうかですね。

もう一つ、先生方が言われるのは、本を買う冊といいますか、購入冊数が少ないと、それと子どもたちが興味のある本が少ないということは先生から言われています。朝の読書のときは、図書館から持ってきたりとかするんですけど、子どもによっては家から持ってきた本、好きな本を朝読んでいると。本を読むことはいいとは思うんですけど、そういう地方交付税の中での図書購入費というのがあるらしいんですけど、全国的にいうと、まだ８割ぐらいしか使われていないという新聞報道もありますので、その辺の購入費がきちっと国からの指定に合ったような購入をされてるのかどうか、わかれば教えていただきたいと。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず第１点でございますけれども、水俣の地に仕事の誘致というんですか、それをぜひするべきではないかなというような御質問でございました。私の方でも、今、担当の方で地場企業の方を全部回らせていただいております。現在、53社済んだところでございますが、聞き取りをしながら、その中でそれをデータベース化しております。それぞれの企業が困っていらっしゃること、何が今要求をしたいことかとか、そういうことを今データベース化して形として出そうと思っておりますので、そういったものをもとにしながら、今、議員がおっしゃった部分について検討を重ねていきたいと、そのように思います。

それから、おもてなしの件でございますけれども、これは、おもてなしの研修等をさせていただいたこともございますけれども、今おっしゃるように、そういう部分があるのかなと、今ちょ

っと伺いながら思ったところでございますから、この辺のことにつきましては、それぞれ旅館の方々にもこういうお話をさせていただきながら、さらに研修を深めていければなと思っているところでございます。

それから、環境大学の誘致の件でございますけれども、この件は非常にハードルの高いものだろうと自分でも思っておりますし、今、実際、水俣市でみなまた環境大学というのを実施しております。これは全国各地から集まっていただいて、短期間の研修を行っているところでございますけれども、そういったのを少しずつ伸ばしていくことができないのか、あるいは、おとといの環境大臣にも実はこの環境大学の誘致についてはお願いをしたところでございます。明確なお答えはもちろんありませんでしたけれども、ぜひ環境大学を誘致してもらえないだろうかというようなお話をさせていただきました。そのことにつきましては、いろいろ専門的な方々も含めながら検討していかなければならないことだと思いますので、少し時間がかかるかとも思いますが、精いっぱい取り組んでいきたいと今思っているところでございます。

それから、太陽光発電の、さっき申し上げましたとおり、確かに地元業者というのは３割ぐらいですし、非常に高額になりますので、この厳しい状況の中ではなかなか難しいだろうと思っております。議員の御指摘のとおり、この補助も含めまして、少し検討をしてみたいと思います。

それから、日本一の読書を検証するのかというようなことでございますけれども、私も現場におりまして、よく思っていたことがございます。ちょっと的が外れるかもしれませんけども、道徳の授業をしておりまして、例えば電車の中でたばこを吸っている人を見かけたら、それはいけないことだから注意をしましょうと、そういうタイトルで道徳の授業をします。その道徳の授業をしたから、道徳の授業を受けたから、その子どもたちが即、次のそういう場面に出くわしたときに、その態度がとれるかということは非常に難しい問題であろうと思っております。ですから、私は、その授業をした後ですぐその効果があらわれる教育というのは、非常にその部分が難しいところじゃないかなと思っております。

したがいまして、そういう授業を受けたところで、どっかの場面で、その子どもたちがそういう行動に走ったときに、私はその子どもを評価してやらなければならない。それが教育の営みだろうと、そのように思っておりますので、検証となりますと、なかなか難しい問題があるんではないかなと思っております。

それからお金のことでございますが、財政のことでございますが、確かに地方交付税の中に図書費は入っておりますけれども、それが全額いっていないという状況は確かにあるように思います。私が今、この日本一の読書のまちづくりで何を求めようとしているのかといいますと、この日本一の読書のまちづくりを通して、水俣市の市民の皆さんも含めて、読書の時間、読書に親しむ時間が日本一長い、日本一量の多い、そういう水俣のまちを最終的には求めていきたい。その

ように思っております。

ですから、今の時点では、私は読書の冊数ももちろん与えていかなければなりませんけれども、それよりもまずは、子どもたちにどう動機づけをしていくのかと、そのことが先ではないかなと思っているところでございます。今後も引き続き、その日本一の読書のまちづくりについては、先ほども申し上げましたように、非常に重要な、子どもたちの成長の中で重要な部分だなと認めておりますので、引き続き頑張っていきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

**○塩﨑信介君**　一応最後は要望という形で、ことしは何か国民読書年ということになっておったようで、ぜひともやっぱり今の宮本市長のそういう考えを進めていただいて、情緒教育、そういうことにつながるように拡大していっていただきたいというふうに思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、平成22年度水俣市一般会計予算について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、平成22年度水俣市一般会計予算についてお答えいたします。

まず、本年度本予算にマニフェストをどのように反映されるつもりかとの御質問にお答えいたします。

御承知のように、平成22年度一般会計当初予算につきましては、２月に市長選挙が実施されたことから骨格予算とし、主に人件費、扶助費、公債費などの義務的経費のほか、経常的経費で実施に政策的判断を要しないもの、投資的経費のうち継続的に実施している国・県補助事業などで年度当初からの着手が必要なものなどを中心に編成しております。なお、政策的判断を要する事業費等に関しましては、肉づけ予算となる６月補正予算において対応することとし、現在、予算編成作業を進めているところです。

市長のマニフェストで取り上げた各事業につきましても、改めて現状を的確に把握し、実施手法及びその時期、所要の財源の問題などについて十分に検討した上で、マニフェストに掲げた実施時期等も踏まえながら、順次予算化して実現を図っていくこととしております。

次に、平成21年度と比較して市税が減収しているが、原因は何か。今後の対策があるかについてお答えいたします。

平成22年度市税収入については、予算総額27億8,292万2,000円で、対前年度当初予算比で5.3％、１億5,631万6,000円の減額となっております。主要な税目であります市民税、法人市民税、固定資産税について御説明を申し上げます。

市民税につきましては、前年度より3,538万6,000円減の８億9,329万7,000円を計上しておりますが、その減額に当たっては、社会経済状況による給与所得や個人所得の減収を見込んだもので、

平成21年度の決算見込み額を基礎数値として減額計上しております。

次に法人市民税でありますが、前年度より１億286万8,000円減の２億744万円を計上しております。その減額に当たっては、全国的な長引く不況の中、各企業の業績が急速に悪化しているところであり、本市におきましても、大手製造業関連企業の法人市民税が減少しており、市民税と同様に平成21年度の決算見込み額を基礎数値として減額計上しております。

次に、固定資産税について申し上げます。前年度より1,152万1,000円減の14億5,860万5,000円を計上しておりますが、減額の主な要因としまして、経済状況の余波を受けた地価下落が挙げられるところであります。

今後の対策でありますが、国・県・市の景気対策による経済状況の好転に期待しております。また、市といたしましても、適正な課税、収納率の維持向上に努めてまいる所存でございます。

次に、歳出の中で民生費がふえ、農林水産業費、土木費が減っているが、理由は何かとの御質問にお答えいたします。

さきに申し上げましたとおり、平成22年度一般会計当初予算につきましては、骨格予算としており、政策的判断を要する事業費に関しましては、肉づけ予算となる６月補正予算において対応することとしております。そのため、中山間地域等直接支払事業、強い農業作り交付金などの農林水産関係補助金のほか、道路・橋梁・住宅等の整備に係る国・県補助事業等の経費を当初予算に計上していないために、農林水産業費、土木費が大幅な減少となっているものでございます。

一方、民生費につきましては、もとより義務的経費である扶助費等が大部分を占めるため、肉づけ予算に回る余地がほとんどないことに加え、22年度において新たに子ども手当支給経費約３億8,000万円、明水園改築事業費約8,300万円などが加わり、さらに、昨今の社会経済状況に伴う社会福祉費の増加等が重なり、約５億4,000万円、13.3%の増額となったものでございます。

次に、市庁舎への太陽光発電設置と耐震強度についてお答えいたします。

今議会に提案をしております新年度予算の中で、市庁舎への太陽光発電設備の設置につきましては、平成21年度地域環境保全対策費補助金を活用して実施するものです。一昨年、国から認定いただいた環境モデル都市として公共施設の省エネ・グリーン化を進めるための改修を行うという補助金の使用目的が限定をされているものです。

この事業の計画内容は、市役所庁舎屋上に軽量で薄膜型のフィルム式の太陽電池パネルを設置し、発電することで、庁舎内の電力として活用し、$CO_2$の削減に寄与するものと考えております。今回設置を予定しているものは軽量型のパネルでありますので、耐震強度に影響を与えるような重量にはならないのではないかと現在は考えておりますが、詳細な設計や設備機器の選定をしていく際に十分検討していきたいと思います。

なお、今年度から実施されている耐震診断の結果を踏まえて、設置方法や設置場所等について

も検討したいというふうに考えております。

○**議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

○**塩﨑信介君**　今のお話でよくわかりましたけど、平成22年の今回骨格予算ということで、６月になってから肉づけということで正常な予算になるということで、それは一応理解しましたけど、この市庁舎の太陽光発電という形で、今は耐震強度でサンプル提出中ということで、その耐震のよしあしがはっきりしてから太陽光発電を設置するということでいいんですか。簡単に言うと、そういうことですか。

　ということは、今回の2,500万円という形で金額は非常に大きかったんですけど、先ほど、子どもの医療費無料化で2,500万円という形であったもんですから、それに対してそっちの方が非常に優先順位が高いかなと思ったんですけど、ここに、もし設置して、フイルム式というのは、太陽光発電の場合は効率がいろいろあって、最近効率のいいのがいろいろあるという形ですけども、これはやっぱり最新型の太陽光発電ということなんですか。それだけをちょっと教えてください。

○**議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

　葦浦総務企画部長。

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　今、フイルム式で軽いのかということでございましたけれども、先ごろですか、新聞報道でも御存じだろうと思いますけれども、熊本県内にある企業が従来の重さの10分の１程度で開発をしたというようなことがありまして、私どもも、その耐震の強度が非常に心配でございますので、できるだけ軽いものをということで計画を進めていきたいというふうに思っております。ただ、今、塩﨑議員がおっしゃいましたように、いろいろな話が出ましたけれども、いろいろとこの地域、これ、グリーンニューディールということで、推し進めておりますけれども、使用目的が全然違うものですから、比較にはちょっとならないかなと思いますけれども、両方大事かなというふうには思っております。

○**議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

○**塩﨑信介君**　医療費の話をしたのは、やっぱり、まず市民生活が先かなというのがあったもんですから、そういうのを、これはこれでまた、市長、先ほど言われたように、やりますということですけども、それとまた別にこの2,500万もかけて今の時期にやる必要があるのかなと思ったものですから、確かに環境モデル都市の日本一を目指すという意味からしたら、意義はあるんでしょうけど、それの費用対効果が市民生活にですね、やっぱり市民生活を優先という形で施策としてされた方が市民としてはやっぱり喜ばれるんじゃないかなと。要するに、市の職員の方は市民には市民なんですけど、要するに太陽光発電の設置をするということで、グリーンニューディールというのは非常にわかるんですけど、一般の市民の方は、そこはお金があったなら、もうちょ

っと有効な使い方があるじゃろうというふうな考えの方がおられるわけですから、そういう意味からして、そういうことでやるということであれば、今回はそれで私の方も納得という形で、有効に使っていただきたいということで要望にかえさせていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　次に、第４次行財政改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、第４次行財政改革について順次お答えいたします。

まず、１年が経過しようとしているが、目に見える成果はあったのかとの御質問にお答えいたします。

平成21年４月から、意識改革、行政改革、財政改革の３本を柱とした第４次行財政改革に取り組んでまいりました。今日までの主な取り組み状況ですが、まず意識改革では、岩阪議員の御質問にお答えしましたように、職員の接遇向上のために、サービス向上研修や接遇研修会などへ職員を参加させ、接遇向上を図ってまいりました。また、公務員としての自覚を常に持ち、規律ある職場環境を構築するため、職員服務規程の徹底につきまして、課長会議などを通じ、全職員に周知徹底を行ったところです。また、職員一人一人が共通の目標や認識を持って業務が遂行できるよう、朝礼やミーティングの徹底を行い、ほぼ全課で毎週実施するようになりました。また、組織の共通の方針や目標を認識し、その役割と責任を明確にし、効率的な職務遂行ができるよう、平成21年度に課長職以上の職員に、目標管理シートの作成を実施いたしました。現在、目標達成状況・目標達成率等、目標管理シートの提出を依頼しているところでございます。

職員の意識改革は、これまでの慣例や公務員意識を払拭するために、これからも引き続き職員の意識改革に取り組みながら、職員の高い事務処理能力や行政課題への対応能力等の育成に努め、また、職員の意欲、能力、実績等を評価するシステムや人材の育成を目的とした人事考課制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、行政改革では、平成21年10月に水俣市危機管理指針を策定し、台風や地震など自然災害だけでなく、新型インフルエンザ、食中毒、水質汚染事故など、あらゆる危機管理に対応できるよう危機管理体制の充実を図りました。また、組織体制のスリム化のため、水俣市組織・機構改革検討委員会を平成21年12月に庁内に設置し、その検討を始めております。

次に、財政改革では、閉校した学校施設を活用し、市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため、学校施設を社会教育施設として設置する条例案を今議会に提案をしております。また、水俣市立総合医療センターにつきましては、平成22年４月からの地方公営企業法の全部適用への移行を目指し、準備を進めております。なお、窓口業務時間延長や地域担当制度、人材評価システム導入の検討など、次年度以降、実施に向け検討をしてまいります。

第４次行財政改革の実施計画63項目につきましては、１年間の実施状況と進捗状況を作成するよう、現在各課へ依頼中であり、全体の取りまとめが終了次第、評価・検証を行い、21年度の１年間の結果を市のホームページ等で報告できるよう作業を進めております。

次に、特殊勤務手当の条例改正案が提案されていたが、民間ではあり得ないことであり、廃止する考えはないかとの御質問にお答えいたします。

特殊勤務手当の支給根拠としては、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものであります。

その内訳としましては、感染症防疫作業手当のように、国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対する手当として９種類、税務手当のように、その勤務に対して国が給与上何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対する手当として４種類、清掃手当のようにその勤務が、著しく危険、不快、または不健康な業務に対する手当として11種類あります。これらのように、特殊勤務手当の支給については、国家公務員の給与制度においても設けられている制度であります。したがいまして、特に市職員に限った制度ではございませんが、今後も随時その必要性等を検証してまいりたいと考えております。

次に、マニフェストの中で市長の給与の10％削減、総人件費の10％削減、職員数の10％削減を約束とうたってあったが、具体的な計画実行案はあるのかとの御質問にお答えいたします。

市長の給与の10％削減につきましては、このたびの定例市議会で水俣市長等の給与の特例に関する条例を提案し、既に御可決をいただき、３月の支払いからの実施が決定をしております。総人件費の10％につきましては、職員数の10％削減を実施することで削減可能と判断しますが、今後、平成27年度までに多くの定年退職者が見込まれますので、職員の年齢構成の偏在を回避するため、前倒しをして職員採用を行うことも必要になりますが、今後、定員適正化計画の策定の中で達成に向け検討をしたいと考えております。

次に、組織体制のスリム化がうたってあるが、具体的にどうするのかとの御質問についてお答えいたします。

第４次行財政改革大綱での取り組み項目として、市の人口や予算規模に応じた組織体制のスリム化と部制廃止を含めた組織の統廃合の検討が掲げられています。具体的には、この取り組み項目を念頭に今後検討していくことになりますが、各課や係の事務分掌と業務内容を見直し、重複した業務や廃止すべき業務がないか精査を行い、組織・機構の見直しを進めたいと考えております。なお、平成22年度には環境モデル都市推進課と環境対策課の統合を行うとともに、産業づくり総室を廃止し、所属の室を産業建設部所属の課とするところでございます。

**○議長（松本和幸君）**　塩﨑信介議員。

○**塩﨑信介君**　この中で一番私が気になっている特殊勤務手当について、今後は条例改正ということで、100分の３が今度は１月4,000円という形で条例改正になったんですけども、条例改正で、この特殊勤務手当はいろいろありまして、人事管理費、税務総務費、社会福祉総務費、生活保護総務費、清掃総務費、道路橋梁総務費ということであるんですけど、その中で、やっぱり税務総務費というのが、今回、平成22年度の骨格予算ですけど、234万2,000円という形で、全体が325万ということになっていますから、それからすると、結構金額的には大きいと。要するに条例が昭和26年という形に告示ということになってまして、一応内容的には、平成12年から平成21年まで、一部改正とかという形にはなっておるんですけども、要するに特殊勤務手当という言葉は昔からあったと思うんですね、これは。

要するに、昔は確かに公務員は給料が安かったとか、そういうことがあったのかなと、それからすると、26年からすると、もう55年ぐらいたっておるんですけど、その中で、やっぱり作業の方法とか仕事の内容とか、そういうのがずっと変わってきておると思うんですよ。変わってきておるにもかかわらず、こういうところが全く見直されていないと、変な言い方ですけど、もらえるもんならもろとけというか、そういうふうな感覚がずっとあったのかなと、それは私個人の考えですけどですね。この中で、今いう税務手当というのは、私が聞いたところによると、先ほど説明がありましたように、危険であるとか不快であるとかという理由に対してお金を払いますよということなんですけど、普通民間の方々は、そういう仕事はしょっちゅうやっておるわけですね。その中では、行政だけがそういう形で手当がつくと。実際、そういう危険が税務手当をつけるというその仕事自体がそういう危険が今でもあるのかどうか、ひとつお聞きしたいのはそこだけですね。

それともう一つ、スリム化ということになっておるんですけど、その中で、部長制度の廃止という形で宮本市長は言われたんですけど、組織というのは縦社会という形で、ずっと部長、課長、係長という形でずっとあるわけですけれども、部長制を廃止することで、４年間で２億円を削減するということで、宮本さんのマニフェストにも書いてあったと思うんですけど、削減することはいいんですけども、そういうことで、組織が弱体化したり市民へのサービスが低下するということになると、ちょっと本末転倒かなという、私ども部長制度の廃止後のシステムというのは、わかる範囲で教えていただきたいと。

○**議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　まず、特殊勤務手当についてですけども、危険があるのかということですが、危険はないというふうに思います。ただ、税務手当につきましては、国家公務員に準じた形でですね、国家公務員は税に関する職員は別の給料表を使っていて、それに伴って、そ

れに準じた形で市の分を出しているというのが現状でございます。

ただ、今回ですね、前は給料の、今出ましたように、100分の３ということで出しておりましたけれども、今回、月額4,000円ということで提案をさせていただいております。

それから、組織・機構のスリム化の中で、部長が不在になって住民サービスの低下に逆につながるとかというのがありましたけれども、議員も御存じだと思いますけども、水俣市の今の人口規模といいますと、もう２万8,000人切ったと、少子高齢化で人口が減っていくんだということと、財政規模ですね、当然ずっと減っていくと、自主財源も減っていく、あるいは交付税も減っていくということになりますと、自分たちで財源をどっかから見つけていくと、少数精鋭でもって市政運営していくんだというのが肝要かなという姿勢で、今回、部長制の廃止もうたってきたと。慎重に審議を重ねておりますけれども、それが市民のサービスの低下にならないよう、あるいは議会対策上、皆さんに御迷惑をかけないように、先進事例も調べながらやっていきたいなというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　以上で塩﨑信介議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後２時43分　休憩

---

午後２時53分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

**○野中重男君**　皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの生活の向上を願い、市政の発展を願う立場から質問いたします。

まず初めに、宮本市長の当選を心からお祝い申し上げたいと思います。多くの困難や課題が出てくると思いますが、体に気をつけられ、市民の信託にこたえられますようにお願いいたしたいと思います。

さて、市民生活はどうでしょうか。私もこの間、多くの方から話を伺いました。それをよくよく考えてみますと、国政に関することと市政に関することに大きく言えば分類されると思いました。現在の水俣の疲弊状況、国政に関することが大半であるとも思えました。税制、社会保障、労働に関する法律、いずれも国政に関することであります。世界の先進国の中で日本の経済回復が一番おくれてると言われています。それは国民の購買力が落ちて消費が伸びない。それで経済が回復しないというふうに言われています。どこからこれらが来てるのか、本質を見ていく必要

があるんではないかと私は考えてました。税制では、株式投資をする人たちへの優遇税制がつくられて投資家が優遇されています。所得税、住民税を初め国民負担は重くなりました。社会保障でも、例えば後期高齢者医療制度が導入されました。これらは前政権の構造改革政治で進められてきたものであります。また、自治体には三位一体改革を押しつけられ、地方交付税交付金が減り、自治体運営は窮地に陥りました。国政でも地方政治でも、自分たちが苦しくなった、将来不安が増してきた、こういう勢力には市政は託せない、そういう市民の皆さんの選択でもあったように私は思います。国政では、これまでの痛みを改善するために高校授業料の無料化など前進的政策が出されています。抜本的な改善はこれからだと思います。さらに国民生活を守る政策の展開を今後も望みたいと、そのように思います。

一方で、市長選挙の結果を見ますと、相手候補に7,000数百票集まった。大政党と大企業が支援されたわけで、一定の基礎部分はあったとしても、しかし、それだけでは説明できない点もあるように思います。市政だけでは解決できないことをわかっていても、失業し、仕事がなく、怒りと不安のやりどころがない、少ない年金でやっと生活し、負担がふえる中でどう生きていくのか不安でたまらない、経営不振の先が見えない、このような閉塞感が結果に出たようにも思います。これらを踏まえて、２期目の市政運営を期待し、以下質問いたします。

１、宮本市長の政治姿勢と重要政策について。

①、今回の市長選挙の勝因と相手候補に7,000数百票集まった結果について、どのように分析されるか。

②、これからの市政の重要政策について。

③、選挙公約で総合経済対策室を掲げられたが、市民の生活、雇用状況、中小零細企業の経営の現状認識はどうか。

④、この対策室の役割と人的体制はどう考えているか。

⑤、対策室の企画課、商工関連部署との関係はどうなるのか。

２、水俣病について。

①、不知火海沿岸では多くの命が奪われ、健康が破壊され、地域のきずなも切られました。水俣病被害の全体像がわからないのに水俣病は終わると考えられるか。

②、チッソの後藤会長は社報で、水俣病の桎梏からの解放と言われているが、これをどのように考えるか。

③、水俣病被害者を日常的に診察されている市内の医師から被害実態の聞き取りを市長自身がされたらどうか。

３、環境モデル都市推進に向けて。

①、太陽熱温水器と化石燃料節約の効果について。

②、現在の普及状況と21年度の申請件数及び補助の状況について。

４、文化財保護について。

①、水俣城の調査がされ、石垣が出現しているが、今回の結果、どのようなことがわかったのか。また、その意義について。

以上、本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、宮本市長の政治姿勢と重要政策については私から、水俣病については福祉環境部長から、環境モデル都市推進に向けては総務企画部長から、文化財保護については教育次長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長選の勝因と相手候補に7,400票集まった結果についてお答えします。

市長選の勝因については、さきに塩﨑議員にお答えしたとおりでございますが、相手候補に7,400票集まったとおり、今回の選挙戦は厳しい戦いであったと考えています。これは疲弊した経済状況への御批判であると真摯に受けとめています。選挙戦では、そのような御批判やおしかりの言葉を耳にしました。２期日では、批判の御意見等も市政運営に生かしていかなければならないと、気持ちを新たにしております。

次に、これからの市政の重要政策についてお答えします。

市長選では、これからの市政の重要政策として５つの約束を掲げました。

まず、１つ目が、環境分野として世界の環境モデル都市を目指すまちづくりを掲げさせていただきました。具体的には、設置率で日本一の太陽光発電のまちをつくること。環境大学を立地し、若者が行き交うまちをつくること。竹による新たなバイオ燃料づくりで企業誘致を行うことです。

２つ目は、産業・観光分野として活気あるまちづくりを掲げさせていただきました。具体的には、総合経済対策室を新設し、チッソを初め地場産業の支援、企業誘致、雇用対策、個人住宅増改築の支援を行うこと。バラの花通りづくり、プレミアム商品券を発行し商店街を活性化すること。農林水産業の活性化を行うことです。

３つ目は、福祉分野として医療と健康のまちづくりを掲げさせていただきました。具体的には、水俣病の全面解決、医師・看護師等を確保し、医療センターの充実で安心なまちをつくること。みなくるバスの充実と乗り合いタクシーを導入することです。

４つ目は、教育・子育て分野として子育てしやすいまちづくりを掲げさせていただきました。具体的には、小学６年生までの医療費無料化、英語活動支援員の配置、放課後補充教室の拡充で

子どもたちの学力向上を図ることです。

５つ目には、行革として、スリムなまちづくりを掲げさせていただきました。具体的には、市長給与の10％削減、総人件費・職員数の10％削減、職員の意識改革、組織のスリム化を図ることです。

これらの５つの約束は市の重要政策として掲げ、その実現に向け確実に実行してまいりますが、選挙戦を通じ、多くの激励と叱咤のお言葉をいただく中で、まずは市民を経済的に豊かにすること、子どもからお年寄りまでが安心して暮らしていけることが、今の市民が求めていることだと確認させていただきました。重要政策の中でも、経済対策と福祉対策は特に最重要課題として実施してまいりたいと考えております。

次に、選挙公約で総合経済対策室を掲げられたが、市民の生活、雇用の状況、中小零細企業の経営の現状認識はどうかについてお答えいたします。

これまで４年間、市民の皆様とともに市政運営に携わってまいりました。この４年間において、我が国と同様に本市の経済状況も大変厳しいものとなっています。また、今回の選挙を通して景気回復、経済活性化、どうにかならないかとの声が大きく寄せられ、市民の皆様の期待も最も大きいものでありました。そこで、私は経済産業振興施策を最重要課題として掲げ、市民の皆様が安心して暮らせますよう、全力で取り組んでまいる所存でございます。

御質問にあります市民の生活の状況につきましては、一昨年、平成20年と比べ、昨年、平成21年の所得の減収が予想されており、さらに、生活保護世帯も増加するなど、多くの市民の皆様から、以前より生活が苦しくなったとお聞きしており、非常に厳しい状況であると認識しております。

雇用の状況につきましては、昨年４月の時点で水俣地域の有効求人倍率は0.22倍でありましたが、９月では0.24倍、１月現在では0.3倍と、若干ではありますが上昇しております。しかしながら、熊本県の0.41倍に比べ、かなり低く、依然として大変厳しい状況にあることには変わりございません。

また、企業の経営状況につきましては、昨年10月より商工観光振興室におきまして、これまで地場企業53社の訪問を行い、経営状況、雇用状況などをお聞きするとともに、助成制度や融資制度の紹介をいたしてきております。訪問した企業の方々からは、一昨年末以来の世界的な景気後退の影響を受け、経営状況、雇用状況は大変厳しい状況であるとお聞きしております。

このような中で、各企業においては、国のセーフティーネットや雇用調整助成制度、市の融資制度などの各種制度を活用され、何とか雇用の維持・確保に努力されているのが現状であります。本市の企業における経済活動状況も大変厳しいものであると認識をしております。

次に、総合経済対策室の役割と人的体制をどう考えているのかについてお答えします。

まず、室の役割につきましては、さきの真野議員にお答えしておりますとおり、経済・雇用に関する施策は、農林水産、土木建設、医療、介護、福祉、環境などと多岐にわたるものであります。これらの施策を有効的に展開するためには総合的に対応できる部署が必要であると考えております。このことから、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していくために商工観光振興室内に総合経済対策室を設置しようとするものです。

なお、人的体制につきましては、事務分掌や人員配置などについて、現在検討しているところでございます。

次に、総合経済対策室の企画課、商工関連部署との関係はどうなるのかについてお答えします。

経済・雇用のさまざまな課題に向け、今３月議会に提案させていただいております第５次水俣市総合計画の基本構想の中の施策の大綱の政策２として、豊かさや活気を実感できるまちを目指し、地域の特性や資質を生かして、地場産業の支援、新たな産業の育成、環境産業の誘致に取り組み、雇用や地域経済の活性化に努めることとしています。

今後、実施計画を策定し、総合経済対策室でもさまざまな事業に具体的に取り組むことになります。事業実施に当たっては、本市の施策立案担当課である企画課と十分に連携を図り、実効あるものにしてまいりたいと思っております。

○**議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

○**野中重男君**　現状認識等については、所得、生保世帯、有効求人倍率あるいは企業訪問等の数字で、資料としてはこういうところからの資料収集とその分析で、すべてとは言いませんけれども、大まかには把握できるのかなというふうに思いました。

それで、先ほどの答弁にもありましたように、個人市民税が対前年度比で減っている、法人市民税が減っている、固定資産税が減っているというのは先ほど質問の答弁でもありましたので、それを念頭に置いた上で、今お答えいただいた点も踏まえた上で、もう始められてるんですけれども、市内の中小業者50数社を回られた。話も聞いてらっしゃるし、市から援助できるものについては援助するということをされていると思うんですけれども、あらゆる階層の人たち、あるいはあらゆる職種の人たちから、実態をよく聞くということからしか政策はつくれないんじゃないかなというふうに実は思っています。それを聞くことで、窮状をだれかに話すことで心は休まるということもありますし、その中から事業者としては何をしなきゃいけないのか、行政としては何をしなきゃいけないのかというのが見えてくるように思いますので、これを徹底的にすると。いろんな人たちから話を全部署で聞いていくと、市民からということを徹底されたがいいというふうに私は思っていますけども、基本的な考え方はどういうふうに思っていらっしゃるか、これが第１点です。

第２点目なんですけれども、これからの市長の市政運営のことです。

１期目は、市長になられたばっかりで戸惑うこともあったと思うし、あるいは迷われることもあった、いら立つこともあった、いろんなことが多々あったと思いますけれども、しかし、２期目も市民は宮本市長に負託したわけですね。これからの市政運営をお任せしますよということで任せたわけです。だから、大いに自信を持っていただいて、また大きな権限を与えられたということで、私は市政運営に当たっていただきたいというふうに思ってるんですけども、この辺の基本的な考え方について、以上２点、お尋ねします。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず第１点でございますけども、政策をつくる上でいろんな方々から話を聞きながら、そしてそれを政策に生かしていく、そういう必要な市政をどう考えるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、選挙戦でも本当にいろいろな方々の御意見をちょうだいいたしました。その中で、これまで自分が感じてきたことよりも、本当にもっともっとやっぱり厳しく困っていらっしゃる方がおられるんだなということも実感させていただいたところでございます。今後も可能な限り、市民の皆さん方の御意見を聞けるような手だてをつくったり、あるいは私自身から皆さんが集まるところに出かけていって、いろんなお話を聞かせていただきながら、この施策に反映できればなと思っております。

それから、これからの市政運営についての考えでございますけれども、マニフェストに掲げさせていただきました中には本当に厳しい取り組みも要求されるマニフェストもございます。本当に必死になって頑張っていかなければ達成できないのもあるんではないかなというようなものもございますけれども、精いっぱい頑張らせていただきたいと思っております。まずは、このマニフェストの確実な実施に向けて精いっぱい努力をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、緊急にまた手を打たなければならない、いろんな施策も出てくるんではないかと思っておりますので、そういうものも含めながら誠実に取り組んでまいりたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

**○野中重男君**　３回目の質問ですけど、１点だけお伺いします。

総合経済対策室については、総括的な対応をする部署が、いろんな関連課がありましたから、それで部署が要るんだということでした。これは人的体制もこれからということだったんですが、あと４月まで１カ月弱ありますので、その部署でどういう仕事をすると、関連部署との関係どうするのかというのをさらに詰められていくんだろうというふうに思うんですが、例えば商工観光がやっていること、農水がやっていること、あるいは土木、都市政策がやっていること、企画がやっていることを調整するだけだったら、私は受け身の室になってしまうというふうに思うんです。どこで何をやっているかという文書を集めるだけだったら、それこそ受け身の部署になって

しまうように思うんですね。ここに何をさせるのかということの市長からの指示といいますか、あるいは総務企画部長との連携あるいは市長、副市長との指示系統もあると思うんですが、この部署は、私は受け身体制であってはならないように思うんです。

市役所の仕事全体を例えば福祉にしろ、あるいは市民課にしろ、市民が要望に来て、それにこたえるという仕事もあります。税務課だとかも、税を徴収するということだとか、環境課も受け身のところで、市民からの要望にこたえるという面があるんですけれども、この部署は受け身では、本来のマニフェストに掲げられた政策を実行する、その最先端を切っていく部署にはならないんではないかなというふうに思います。だから、攻勢的な構えでこの部署は仕事するというような構えの部署にしなければいけないんではないかと思いますけれども、全部固まってないというのはよくわかります。そもそもどういうイメージでこの課をつくろうとしておられるのかという市長の考え方をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　議員御指摘のとおり、今のところ、事務分掌とか、あるいは命令・指示系統あるいは人員をどうするのかと、これから具体的に詰めてまいりたいと思っておりますけども、おっしゃるとおり、ここの部署はやっぱり実行部隊として設置したつもりでおりますので、そういう意味におきましては、本市の経済を引っ張っていけるというんですか、そういうような部署にしたいなと思っております。そういう意味で、今おっしゃるとおり、机の上だけの仕事ではなくて、どんどん出ていったりとか、そういう形で積極的に攻勢―― 攻勢という言葉を今おっしゃいましたけども、そういった部署にできればなと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、水俣病について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　次に、水俣病問題に関する御質問に順次お答えします。

まず、水俣病被害の全体像がわからないのに、水俣病は終わると考えるのかとの御質問にお答えします。

水俣病被害者救済策については、昨年７月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、環境省が中心となって開始に向けた救済方針が取りまとめられており、また裁判を行っている水俣病不知火患者会とは、ことし１月22日に熊本地方裁判所から和解勧告が出され、解決に向けた協議が行われていますので、水俣病被害者救済は進むものと思われます。

一方、水俣病については、地元水俣にあります国立水俣病総合研究センターを初めとした国の研究機関や全国の大学等で医学的な部門を初め、社会学や化学的な部門などでも研究されていま

すが、いまだに不明な点が多く、水俣病の全体像は明らかになっていない状況にあると思います。そのことを踏まえ、先日、環境大臣は、被害者団体との懇談で、水俣病問題は特措法での救済、裁判での和解の成立だけでは終わらないと述べられましたので、継続して調査・研究がなされるものと思います。

次に、チッソの後藤会長が社報で、水俣病の桎梏からの開放と言われているが、これをどのように考えるかという質問にお答えします。

チッソの後藤舜吉会長は、社内報の年頭所感で、水俣病被害者救済法に盛り込まれた分社化によって、チッソは紛争その他水俣病の桎梏から開放されることにより、経営は安定し、社員の皆さんのモラルも向上すると述べられ、これに対し環境省が注意したところ、後藤会長は環境省を訪れ、不適切だった、関係者の皆さんにおわび申し上げますと陳謝されたと聞いております。

水俣病問題については、環境省が中心となって鋭意救済方針の取りまとめが行われている状況において、今回の発言は御本人の陳謝の言葉どおり、水俣病被害者に対し配慮が欠けていたのではないかと思います。

次に、水俣病被害者を日常的に検診されている市内の医師から被害者実態の聞き取りを市長自身がされたらどうかという質問にお答えします。

水俣病患者、被害者の検診については、これまで神経内科の先生を中心に行われてきました。医師の意見を伺うことは、実態を知るために重要なことだと思いますが、現在、和解協議が進められている最中であり、その推移を見守りたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

**○野中重男君**　２回目の質問に入りますが、今、御答弁あったように、環境大臣も継続した調査をしなきゃいけないということを言われたということの紹介がありました。ということは、環境省含めて、この救済策が終わればみんな終わるというふうには思ってないという表明をされたのかなと、水俣市もそのように考えているということなんだろうというふうに理解しました。

それから、答弁の３番目の市内の医師からの聞き取り調査なんですけれども、私はこれはですね、市長自身がこれまでもお医者さんに会われたことはあると思うんですけれども、改めて、保健手帳の診断書を書いていらしたお医者さん、あるいはこれまで検診医であった、特に池田先生とか佐藤先生だとか、神経内科医ですよね。あるいは裁判所に共通診断書を出しておられる高岡先生だとか川上先生だとか、いろんな人たちから実態を聞かれることが今の動きを正確に把握されることになるというふうに思って、これを提案したんです。それで、見守りたいということですけれども、今すぐできなくても、これはぜひされたらいいというふうに考えています。

それで、質問に入りますけれども、１点目は、熊本地方裁判所での和解協議で環境省はこういうふうに言っています。天草の龍ケ岳町樋島・高戸地域などは、総合対策医療事業の対象地域に

入れると、その他の地域は個別に対応すると。また1969年11月までは、胎児性などの関係で症状があれば救済対象に入れるが、その後については、へその緒の水銀値のデータがあるなど個別の事例につき対応するというふうに報道されています。

そこで伺いたいと思います。

第１点、チッソや国・熊本県は、天草地区でこれまでどのような症状が水俣病である、症状がある人は認定申請しなさい、そういう情報を提供し、手続の方法を周知したことがあるか、県に聞かれていると思いますけど、どういうふうに答えられたか。

２点目です。水俣病の症状がどんなものか、あるいは認定申請の仕方も知らされていない、健康調査もされていない、だから結果的に認定患者がいなかったということなんです。ところが熊本県水俣病保健課は、認定患者が多発した地域を参考にして決めたというふうに言っているんですね。こんな言いぐさがあるかというふうに思います。たまたま名乗り出てきて認定になった人がいるから、その地域は入れるんだ。出てないところは入れないんだという話なんですよ。こういうのは僕は不当というふうに思いますけれども、これについてはどう思うか。

３点目は、不知火海沿岸で、へその緒を保存して水銀を調べてみなさい、こういうのをお母さんたちに周知して、分析を援助したことがあるかどうか、これも熊本県に聞かれていると思いますので、答弁いただきたいと思います。

それから、次の質問ですけれども、今質問したの３項目、今度は４項目めになりますが、「週間金曜日」という雑誌があります。去年の11月27日号で、特措法成立を主導された熊本県選出の衆議院議員の方がインタビューに答えておられます。それによると、特措法については、チッソが何とかしてくれと言うもんだから、特措法の中に分社化を盛り込んだという経過を説明した上で、新会社が責任を継承したら分社化の意味がないというふうに答えておられます。当初、分社化は被害者に支給する原資、つまりお金を捻出するためと言われてきました。しかし、その一方でこのようなねらいがあったことを当事者が語っておられるということなんです。現物を見ていないのでわからないというふうに言われるかもしれませんけれども、今、紹介しましたので、これをどういうふうに評価されるのか。

５点目です。特措法に基づく救済措置では、新保健手帳所持者が特措法に基づく救済策に手を挙げて、公的診断で該当しないというふうになったら、今持っている新保健手帳も失効すると環境省は言ったというふうに報道されておりますけれども、これは手を挙げる人の抑制につながるというふうに思いますけれども、これも県などに聞いたり情報を集めておられると思いますので、これについて御答弁いただきたいと思います。

以上５点です。

**○議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　まず第１点目でございますけれども、国や県、チッソは天草地域で水俣病に関する情報の提供あるいは認定申請の手続の方法等を周知したのかということでございましたけれども、熊本県の方にお聞きいたしました。水俣病の情報や手続については、県のホームページ等で情報提供していると、また要請があった場合には県の職員が当地に出向いて手続等の方法を説明していると、そういうことでございました。

それから２点目で、熊本県水俣病保健課は、認定患者が多発した地域を参考に決めたと言っているが、不当とは思わないのかというようなお尋ねだったかと思いますが、認定申請や保健手帳の支給基準については、これは国・県で決めるものでございます。水俣病問題の当時の状況、それから、それまでの経緯を考慮して決められたものであると、そのように思いますし、市としましては、当時の詳細な経緯を聞いていませんので、認定患者のみではなく、もっと総合的に判断すべきだったんではないかというぐあいに思っております。

それから３点目で、国及び熊本県不知火海沿岸で、へその緒を保存し、水銀を調べてみなさいと周知あるいは分析を援助したことがあるのかということでございました。これも県にお聞きいたしましたが、へその緒の水銀分析等の周知あるいは金銭的な援助というのは行っていないということでございます。

それから、週刊金曜日で、この特措法にかかわりを持たれた方の発言として、チッソの分社化が目的であったというふうな発言をどう思うかということであったと思いますが、直接そのような発言というのを私ども聞いたわけではございませんし、発言の詳細の内容について思い等を正確に表現されたものか、よくわかりません。

それから保健手帳の失効、手を挙げることの抑制ではないかということでございますが、具体的な方法については、現在、環境省が中心となって取りまとめを行っておられます。その動向を見守りたいと思いますが、かねてから申しておりますように、広く救済されますように、国や県に引き続きお願いをしてまいりたいというふうに思います。

○**議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

○**野中重男君**　３回目の質問になりますが、私のふるさと、実は天草なんですよね。海岸ではないんですが、私は新和町出身です。そこの漁民の人とか川原町の漁民の人たちがパソコンでのぞいているんでしょうか。県はホームページに公開しているということなんですけれども、パソコンは役場の職員さんだとか、役場しかないんじゃないでしょうか。要するにやっていないということなんですよ。それから、へその緒のところについてもやっていないし、分析には援助もしていないということですよね。これが実態なんだと僕は思います。

それで、資料を紹介しますけども、平成３年11月26日にまとめられた環境省の中央公害対策審議会の答申ですよ。今後の水俣病対策のあり方について、どういう人たちがまとめたかというと、

環境省が頼りにしてきたお医者さんたちです。どういう人かというと、委員長は井形昭弘先生、鹿児島大学学長です。神経内科の大家ですよね。委員長代理、森島先生、名古屋大学法学部の教授、委員には荒木淑郎先生、熊本大学医学部教授、いずれも神経内科の先生です。いわゆる環境省が頼りにしてきた医学専門家と言われる人たちがまとめた文章です。何て書いてあるか。

汚染された魚介類が採取され流通した当時に、メチル水銀の暴露歴を把握するための調査は十分行われていなかったため、個々人について、当時のメチル水銀摂取量が水俣病発症に至らない程度であることを示すことは困難である。つまり、だれが発症するかわからないという意味ですよ、これは。調査されていないから。

もう一つ、地域的なものなんですけども、水俣病認定患者以外の地域住民が水俣病に関して助言や指導を受ける機会やメチル水銀の影響に関して、みずからの健康状態を正確に把握する機会は必ずしも十分とは言えなかった。国の答申さえ、こういうふうになってるんですよ。要するに、情報も与えられていないし、健康調査もされていないし、それで、熊本地裁等で言っているのは、ある地域だけなんだと、ほかの地域は入れないんだ、認定患者がいないから入れないんだと、情報も提供していないのに、認定患者がいないから外すんだという話なんですよ。いかにおかしいかということが、今、お示しした資料からもわかるというふうに思っています。

それで、質問ですけれども、１点目です。今、部長から答弁もあったように、市長は幅広く救済すると、されるべきだというふうに言われてました。対象地域に入れるか入れないかについては、動物の異変を調査するとか、住民の健康調査をして、それに基づいて決めるべきだというのが当たり前の話じゃないかと私は思うんですけれども、こういうのを国とか県にちゃんと言われたらいいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが１点目です。

２番目、へその緒を調査したのはだれかということですよ。行政してないんですから、原田正純先生とか藤野先生だとか、ずっと携わってきた先生たちでしょう。自腹を切ってやってきたんですよ。そのへその緒を持っている人で水銀値が高い人は救済対象に入れる、持っていない人を入れないという話なんですよ。調査をしてですよ、高い人は名乗り出てくださいというならわかりますよ。たまたま、その先生たちに出会って、データを持っている人は名乗り出てきなさい。どういうことなんでしょうか。本当に私はけしからんと言って、もう腹が立ちました。

それで、ここでも年齢制限をしようという話なんですけれども、調査をして年齢の範囲を決めるべきだということを意見言われた方がいい。現地の市長だから、あるいは現地の当事者、行政だからこそ言われた方がいいというふうに思っています。

それから３点目です。分社化問題ですけれども、配慮が足らなかったというようなことを言われましたけれども、特措法が患者救済のための機能を果たしてほしいと市長が期待されるというのはよくわかります。しかし、こういう発言をされた事実は消せないというふうに思っています。

最後まで責任を全うすべきだと、被害者の救済についてですね、ということ。それから公害企業の消滅に何も言わないということで、本当に地元の自治体の首長としてそれでいいのか、後世に禍根を残さないかというふうに思っています。ここについては、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

それから４点目です。今、裁判所での和解協議が頻繁に行われて、それが報道されてるわけですけれども、聞くところによりますと、提訴の受け付けを早く閉じてほしいということを原告団や弁護団に国は言っているようです。特措法に基づく手続についても、一定受け付け期間を設けるというようなことがどうも計画されているようです。こういうふうになりますと、環境大臣は、これだけでは終わらないけれども、これをやることで一定の理解を得られるんじゃないかなというふうに言われたんですよね、７日に言われたというのが８日の新聞記事にも載っていました。それで、こういう措置、とにかく裁判の受け付けも終わってください、特措法の受け付け期間は半年になるか、あるいは７カ月なのか８カ月なのか３カ月なのか、よくわかりませんよ。わかりませんけれども、これらは小池環境大臣のときの私的諮問機関が答申した、恒久的な制度をつくるべきだという答申に反するんではないかと私は思いますけれども、どのように考えられますか。

**○議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　水俣病被害者の対象地域の決定方法あるいは、そういうことで国や県に意見を強く言ってほしいと、言うべきではないかということだったかと思います。今先ほど中公審の答申の中でお示しありましたように、非常に専門的な知見を持った御意見を紹介されたと思います。これまでも水俣病被害者の対象地域については、国が中心になりまして、認定患者の出身地であるとか居住地などを参考にされて決定をされてきたというぐあいにお伺いいたしております。また、先日、環境省の職員の方がこちらの方へ出向かれまして、被害者団体への説明を行われましたけども、その対象地域に出水市の下鶴地区や天草の樋島などが改めて追加されたということで、地域も拡大したということも報告されておりました。

そういうことでございますけれども、市といたしましては、これまで国や県に対して言ってきましたように、救済されるべき人が広く救済されるようにと、そのように言ってきましたし、今後もできるだけ広く救済されるように言ってまいりたいというぐあいに思います。

それから、へその緒の水銀調査を行ってから救済対象の年齢範囲を決めるべきではないかというような質問だったかと思うんですが、救済対象年齢についても現在環境省の方で検討がなされております。その推移を見守りたいというぐあいに思います。

それから、３点目は市長の方からするといたしまして、４点目で、恒久的な制度にならないんじゃないか、環境大臣の私的審問機関の答申にも反するんではないかということでございましたが、先ほども申し上げましたとおり、今回の被害者救済法では、救済されるべき人が救済される

ためにも、健康被害のある人をぜひこの救済の手続を行ってもらいたいと、また周知についても、そのようなことが要請ございましたら、市としても周知を図ってまいりたいというぐあいに考えております。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　はっきり物を言うべきではないかというような御質問でございます。これまでもそれなりに、言わなければならないときには言ってきたつもりでございますけれども、先日、大臣、それから次官に同行させていただき、いろんな立場の方々、いろんな思いを持っていらっしゃる方々の御意見をちょうだいしたところでございます。そういった中で、大臣がおっしゃったのは、今、議員もおっしゃったと同じようなことでございますけれども、大臣が５月１日の慰霊式へ向けて、救済のスタートができるようにしたいというようなお話を、コメントを出されました。私、市長の認識として、被害者の方々の一日も早い救済を求めていらっしゃる方もございますし、あるいは、これまでそれぞれの立場でこの救済に向けて努力をされたり頑張ってこられた方々もいらっしゃる。それが、今、大詰めを迎えているんではないかなと、今、大詰めの時期に来ているというような受けとめ方をさせてもらったところでございます。したがって、今、地元の首長としての言動は慎重を期さなければならないんではないかなというような思いがしております。

ただ、また大臣がつけ加えておっしゃったことは、５月１日までの救済というのは、特措法では、すべての救済はできないのではないかと思っていると。したがって、引き続き努力をしたいという言葉を出されました。そういうことも言及されたわけでございます。私も、その場で意見を求められましたので、全体の場で被害者の方々の声をしっかり受けとめていただいて、多くの方が救済されるように引き続き努力をしていただきたいというようなお願いを申し上げたところでございました。

今後も団体の方々や、あるいは国の動きをできるだけキャッチをしながら、連携をとりながら、議員がおっしゃるように、禍根を残さないように、そういう努力は引き続きしていきいと、そのように思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、環境モデル都市推進に向けて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、太陽熱温水器と化石燃料節約の効果についてお答えいたします。

太陽熱温水器は、エネルギー変換効率が高く、設備費用も太陽光発電などに比べると比較的安価であるため、費用対効果の面でも有効であるとされております。節約の効果につきましては、

ソーラーシステム振興協会の資料によりますと、太陽熱温水器１台で、年間約222リットルの灯油を節約することができるとされています。また、日本の太陽熱温水器の性能や耐久性は、世界的にも高水準にあると言われており、$CO_2$削減にも大変効果があります。本市では、今年度から太陽光発電設備の補助とあわせて太陽熱温水器の設置補助制度も導入いたしました。今後も継続して補助を実施し、再生可能エネルギーの導入促進を図っていきたいと考えております。

次に、現在の普及状況と21年度の申請及び補助の状況についてお答えいたします。

市内の太陽熱温水器の普及状況につきましては、全体的な状況把握が難しいことから調査はしておりませんが、総務省の調べによりますと、熊本県内では約27％の家庭に設置されているとのことです。

また、今年度の補助申請及び交付の状況につきましては２件でありました。申請件数が少なかった要因といたしましては、市民への周知啓発が太陽光発電に比べて十分でなかった点や、補助対象を新規設置のみに限定したために、つけかえ等の需要に対応できなかったことなどが挙げられます。そこで、新年度におきましては、つけかえ等の需要に対応できるよう補助要項を見直し、また、太陽光発電設備に関する補助と同様に、地元企業を活用する場合の優遇措置等について検討・改正を行い、さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

**○野中重男君**　太陽光発電についても先ほど御答弁があって、設置の希望、40数件あったということでした。大いに進めていただきたいなというふうにも思っています。それで、率も佐賀県を抜きたいというような話でもありました。それで、もっと、これつけたらいいのになというふうには思っていても、なかなかつけられないという市民生活があるんじゃないかというふうに実は思っているんです。200万円から300万円ぐらいお金かかるわけですよね。化石燃料を使わんためには、太陽光を使った発電がいいし、しかし、お金が高いしという、市民の皆さん、ちゅうちょがあるんだろうというふうに思います。

それで、約300万円ぐらいの投資を回収するには15年前後かかりますよね、大きさにもよるんだと思いますけど、しかも現金で、補助があったとしても200万ぐらいかかると。そうすると、50代、60代の方たちは、回収が終わったときは、ほぼもう動けない状態になっちゃってるんじゃないかという話になっちゃうんですよ。多分、私はそうなるんじゃないかと思っているんですが、それで、もう何もせん方が安上がりばいというふうになるんですね、結局。また、少ない年金で、あるいは雇用不安がある中でというふうになりますので、収入が安定してないと、なかなか設置できないというのもあります。だけれども、ぜひ太陽光もつけるように皆さんに普及してほしいというのがあるんですが、太陽熱温水器についても、もっとちゃんとＰＲされた方がいいんじゃないかなというふうに実は思っているんです。

これは東京都が出した資料、環境モデル都市推進課でパソコンからインターネットで出してもらったんですけど、住宅のＣＯ2排出を削減する切り札という見出しがついていました。都の調査研究では、太陽光発電と太陽熱利用のＣＯ2削減量を比べると、同じ設置面積なら２倍、同じコストなら４倍も太陽熱利用がまさっているというのを出しております。それで、理由として、太陽電池によって太陽光が電気にかわる効率は15％前後なのに対し、太陽熱利用設備で太陽光を温水にかえる効率は約50％と高いと、太陽熱利用設備には、太陽電池と違い、高価な部材が不要なためコストが安い。というのが東京都のホームページから出した資料なんですよね。

それで、しかもですね、これは皆さん御承知のように、太陽光発電で買い取った量を九電が買い取るわけですけど、そのお金はどこから出してるかというと、設置してないところの電気料金を上げることによってその分を捻出しているんですよ、これは経済産業省の指導ですよね。これも前政権時代につくられまして、そのままになっています。

ある高齢者からこういうふうに言われました。約６万円の国民年金で生活している者がそんな投資ができるはずがない。市民生活の実態をよく見るべきだと、私は怒られました。あんたどもは市民生活を知っとっとかっていうふうに実はしかられたんですよね。

提案なんですけれども、公共施設にもどんどんつけていくし、あるいは太陽光発電もつけてもらった方がいいと思うんですけれども、そこも援助すると、補助を上げるというのもそのとおりなんですが、同時に、それだけでは化石燃料の使用量を減らせないし、経済的負担も軽減できないと、市民の。太陽熱温水器についても、以下の点でもうちょっと工夫して改善したらいいと思っています。

１番目、現在の10分の１の補助率を上げる。それから、今は、この補助は新規だけになっていますよね。更新にも補助を出す。市内の事業者が設置したい場合は、さらに補助率を上げる。４点目は、今、受け付け期間が３期に区切られてますよね。ある一定期間、例えば６月とか８月とか10月、３期に区切られています。これを通年受け付けにする。それから、市民に経済的であり有効的であることを伝える。今、太陽熱利用のシステムということで出しておられますけれども、これだけでは市民はわからないと思います。太陽熱温水器がお金の節約になり、地球の温暖化も防げますという、わかりやすい言葉で、ぱっと見てわかる言葉で市民に啓発する。補助も出しますよというようなことで市民に啓発されたらどうかというふうに思ってるんですけれども、このような取り組みをされたからどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　先ほども答弁いたしましたように、実際、交付の状況は２件ということで、余り利用がされなかったということで、私どももいろいろ議論をいたしました。まず、さっき言われるように、ちょっと啓発が足りなかったと、周知が足りなかったというふうに思っ

ておりますし、先ほどありましたように、太陽熱利用システムなんていう上品な言葉を使ったということがありまして、そのまま太陽熱温水器というようなことに変えていく、啓発をするということがまず大事かなというふうに思っておりますし、それから、少なかった理由は、先ほど言いましたように、新規だけを認めていたということがございます。だから、買いかえに対しては対応してなかったということで、これにつきましても、やはりＣＯ2削減効果が非常に大きいというようなことがわかってきましたので、補助率のアップあるいは買い替え需要にも対応していくということを考えていきたいというふうに思っております。

それから、市内の事業者が設置する場合には、費用をお頼みになる場合については、補助率でもかさ上げするとか、そういうことも検討をさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、１年じゅう受け付けにするということに関しては、予算の制約上、予算についても限りがあるということで、終わってしまえば、ちょっと受け付けはできないのかなというふうなところはございますけれども、なるだけ受け付け期間を長くするような形で対応をしていきたいなというふうに思っております。

○**議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

○**野中重男君**　実は私も自宅に20年くらい前からつけているんですが、私は、おふろとかシャワーのときはこれを使うんですけど、もう今ごろから12月ごろまで、晴れた日は、ほとんどボイラー使わなくて結構です。実に有効ですね。今、答弁いただきましたけれども、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

○**議長（松本和幸君）**　次に、文化財保護について答弁を求めます。

坂本教育次長。

(教育次長　坂本　彰君登壇)

○**教育次長（坂本　彰君）**　次に、水俣城跡の調査の結果とその意義についての御質問にお答えします。

水俣城跡は、現在、その一部が城山公園として整備されていますが、近年、大雨によるがけ崩れ、倒木などが発生し、その保存が課題になっています。今回の調査は、公園内における水俣城跡の遺構の状況を把握し、今後の保存について検討する資料を得るために行ったものです。

調査は19カ所の調査区を設け、15日間かけて行い、城に関連のあるものと思われる陶磁器片やかわら片といった遺物や、石垣などの遺構を確認できました。特に、公園内の西側の高台において、新たに石垣を２カ所検出できたのは大きな成果と言えます。１カ所は天守と思われる高台の最上段から、もう１カ所は、それから約５メートル低くなっている段から検出されました。下の段の石垣は積み方や割り方、表面の加工の仕方などから、加藤清正が水俣を領有して以降に整備されたものと思われます。城における石垣は、城の施設の配置や規模、形状及び年代を顕著に示

す構造物であり、これが残っているということは、城郭の調査における重要な手がかりがあるということであります。

水俣城は1612年に廃城になり、それから約400年経過しております。その後の土地利用や自然崩落、または公園整備により地形が大きく変わり、遺構の残りが悪いのではないかと危惧される部分もありますが、このように貴重な手がかりが残されているということは、今後も調査をし、保存していく余地があるということであり、今回の調査は、それが確認されたという点で意義のあるものとなったと考えております。なお、今回検出した石垣が続いている方向や深さ、長さなどを把握することで城郭の輪郭がかなり出せるのではないかという期待もされるところです。

今後も引き続き調査を行い、保存を検討していきたいと考えていますが、大小の石が検出されることで掘削作業に限界や危険が伴うこと、また掘り出した遺構の当面の保存の問題、さらには調査の手法、効率性なども課題となりますので、小規模な調査区を設けながら段階的に行っていきたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　野中重男議員。

**○野中重男君**　引き続き、いろんな工夫しながら調査されるということですから、最後要望にしておきたいと思いますけれども、年表だとか見ましたけれども、加藤清正が熊本に入ったのは1588年ですよね。1600年には関ヶ原の戦いがあって、豊臣方に味方した小西は、その時点でつぶされるという話になります。水俣城が築城されたのが1607年、1612年には、今、答弁あったように廃城になっています。ところが一国一城令は1615年なんですね。水俣城が壊された後、３年後に一国一城令が出されてる。どういうことなのかなというふうに想像するわけですけれども、清正は関ヶ原では、豊臣方に味方せずに徳川方についたんですけれども、しかし、徳川政権からすると、西の方の広島城の福島正則だとか加藤だとかというのは、それこそ豊臣の子飼い大名ですよね。西の方の不安要素だったんじゃないか。

それで、何でこんな一国一城令が出る前に早く壊されたんだろうか、私は徳川幕府と加藤清正、肥後藩との緊張関係があったんではないかというようなことを勝手に想像したりしています。結局、1611年に加藤清正が死んで、12年に壊されるわけですけども、そのとき宇土城、矢部城も一緒に壊されたと、担当者から聞かせていただきました。今おっしゃったように、石垣の範囲はどこまであったのか、あるいは何層になってるのか、堀や建物はどうなっていたのか、こういうのを今後ぜひ調査していただきたいというふうに思います。

また、私、さきの議会で水俣城の絵が描かれている図面が残っているということで、この場でも紹介しましたけれども、伺いますと、1607年築城されてから1612年の間、この５年間の間にかかれた絵だろうということの説明を受けました。そういう意味では、幕藩体制が確立していく、1637年が天草の乱ですから、キリシタン禁制と、その大名をつぶす、一揆をつぶすという動きに

なっていくんですけど、江戸初期の幕藩体制の動きの中で水俣城の築城、崩壊等を関連づけると、大変おもしろい結果が出てくるんではないかなと思いましたので、引き続き、調査をしていただきたいと思います。

以上、要望です。

**○議長（松本和幸君）**　以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前９時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後４時１分　散会

平成22年３月10日

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録
# (第３号)

## 一　般　質　問

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録（第３号）

平成22年３月10日（水曜日）

午前９時30分　開議

午後３時28分　散会

（出席議員）　18人

| | | |
|---|---|---|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 髙岡利治君 |
| 塩﨑信介君 | 川上紗智子君 | 福田　斉君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中　功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員）　なし

（職務のため出席した事務局職員）　５人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | （牛迫秀基君） | 次　　長 | （松永伸二君） |
| 議事係長 | （栄永尚子君） | 総務係長 | （岡本広志君） |
| 書　　記 | （渕上大輔君） | | |

（説明のため出席した者）　12人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森　　近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） |
| 産業建設部長 | （田上和俊君） | 総合医療センター事務部長 | （桑畑達美君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （上村　　彰君） | 水道局長 | （盛下修一君） |
| 教育次長 | （坂本　　彰君） | 総務企画部総務課長 | （本山祐二君） |
| 総務企画部企画課長 | （栄永徳博君） | 総務企画部財政課長 | （渕上茂樹君） |

○議事日程　第３号

平成22年３月10日　午前９時30分開議

第１　一般質問

| | | |
|---|---|---|
| １　谷　口　眞　次　君 | １ | 市長の政策、抱負について |
| | ２ | 世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについて |
| | ３ | 活気あるまちづくりについて |
| | ４ | 医療と健康のまちづくりについて |
| | ５ | 遊休公有地の資産活用について |
| ２　平　松　辰　弘　君 | １ | 市長のマニフェストについて |
| | ２ | これからのみなまた第一次産業を考える会議について |
| | ３ | 南九州西回り自動車道袋インター設置について |
| | ４ | 丸島水路公害防止事業費事業者負担金について |
| ３　髙　岡　利　治　君 | １ | 市長選挙について |
| | ２ | ローカルマニフェストについて |
| | ３ | 第５次水俣市総合計画について |
| | ４ | 平成22年度当初予算について |
| | ５ | 工事発注について |
| ４　川　上　紗智子　君 | １ | 後期高齢者医療制度について |
| | ２ | 障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用について |
| | ３ | 子どもの医療費助成について |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前９時30分　開議

**○議長（松本和幸君）**　ただいまから本日の会議を開きます。

---

**○議長（松本和幸君）**　本日の議事は議席に配付の議事日程第３号をもって進めます。

---

**日程第１　一般質問**

**○議長（松本和幸君）**　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め１人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君　登壇）

**○谷口眞次君**　おはようございます。

無限21議員団の谷口です。

去る２月７日水俣のトップリーダーを決める市長選挙が行われました。見事に再選を果たされました宮本市長に、まずもって心からお祝いを申し上げます。

宮本市長は、正々堂々をモットーに誠心誠意、選挙戦を展開されました。１期目にして、市民と一体となっての産廃阻止という偉業をなし遂げられました。環境モデル都市推進で、国の環境関連の多くの予算を獲得されるなどすばらしい実績と、２期目のマニフェストが多くの市民の皆さんに理解され、また元教育者としての資質と誠実さが認められ、市民は再び宮本市長に市政を託しました。

しかしながら、水俣病問題や地元経済の活性化、雇用の創出、商店街の活性化、観光振興などさまざまな問題が山積いたしております。健康に留意され、明るい水俣、そして、市民の幸せ度アップのため、市長を先頭に執行部、職員、一丸となっての御尽力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の選挙戦の中で、私も多くの市民の方々よりマニフェストに対する意見などを聞くことができました。３月議会は骨格予算ですが、６月議会での予算の行方が気になるところでございます。民意を十分に生かしたものになるよう願って、通告に従い順次質問をいたします。昨日の質問と重複するところもありますが、そのまま質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、１、宮本市長の政策と抱負についてお尋ねをいたします。

①、２期目の選挙戦を通じて市民の声と選挙結果をどう受けとめ、それをどう政策に生かしていくつもりか。

また、市長は１期４年間において、地盤づくりができた、水俣は環境で飯が食えると選挙戦で訴えてきました。１期目の成果と２期目の具体的構想についてお尋ねをいたします。

次に、２、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについて。

マニフェスト約束１の中で、リサイクル率50％以上、太陽光発電設置率日本一、竹によるバイオ燃料づくりで企業誘致などを挙げられておられます。そこでお尋ねをいたします。

①、21年度における太陽光発電設置の件数、金額、地元業者による施工割合はどうか。

②、竹によるバイオマス燃料開発事業の内容と進捗状況について。

③、発泡スチロールのリサイクル化は考えられないのか。

以上、３点についてお尋ねをいたします。

次に３、活気あるまちづくりについて。

マニフェストの約束２の中で、大きな柱に総合経済対策室の新設、湯の児・湯の鶴の観光振興、エコパーク水俣を充実し、スポーツ大会の誘致などを挙げられています。そこでお尋ねをいたします。

①、総合経済対策室の基本的な考え方と今後の計画について。

②、湯の児都市再生事業及び湯の鶴の観光振興計画の進捗状況について。

③、エコパーク中心に行われたこれまでのスポーツ大会誘致による、他市からの入り込み客の実績及び経済効果について。

以上、３点お尋ねをいたします。

次に、４、医療と健康のまちづくりについて。

マニフェストの約束３の中で、小学生までの医療費無料化や、みなくるバスの充実、乗り合いタクシーの導入が挙げられています。そこでお尋ねをいたします。

①、みなくるバス路線整理と乗り合いタクシー導入のニーズ調査結果と今後の見通しについて。

②、小学生の医療費無料化の実施について。

以上、２点お尋ねいたします。

最後に５、遊休公有地の資産活用について。

①、市の遊休公有地の近年の売却状況と現状についてお尋ねをいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政策、抱負については私から、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについては副市長から、活気あるまちづくりについては産業建設部長から、医療と健康のまちづくりについては総務企画部長及び福祉環境部長から、遊休公有地の資産活用については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長の政策と抱負についてお答えします。

市長選の中で、産廃阻止の実績の評価、環境モデル都市実現への期待、観光振興策、それに人口減少や少子高齢化などを背景に、疲弊する経済の活性化策などに対する激励やおしかりの言葉をいただきました。選挙結果については、相手候補に7,400票あったことは真摯に受けとめなければならないと思っております。今後は、日本一の環境モデル都市で経済活性化と雇用の創出を図

りたいと考えています。

次に、１期目の成果としましては、産廃阻止、財政健全化、環境モデル都市の認定、日本一の読書のまちづくりなど教育環境の充実、道の駅のオープンなどが成果としてありました。特に、環境モデル都市の認定を受けました実績から、環境の予算や公共事業が優先的に水俣市に配分されることになっています。このことを、水俣再生への浮揚の契機としてとらえ、水俣のこれからの生きる道として、２期目も強力に進めていきたいと考えております。

具体的には、太陽光発電、小水力発電、バイオマスなど、新エネルギー分野の研究機関や企業誘致により、環境分野での雇用の創出が期待できます。

次に、県内の小学５年生などが大型バスで水俣に入ってくるのを、皆さんもよく目にされていると思いますが、環境学習旅行をさらに拡大させることで、観光・商業の振興が期待できます。また、観光客がふえますと、地産地消の食べ物の提供により、農業・水産業の振興が期待できます。さらには、環境大学の立地に向けて取り組んでまいります。

また、地元の木材を活用したエコハウス集落づくりなど、環境モデル都市を大いに活用した産業で水俣を活性化させたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　答弁をいただきましたので、２回目の質問を行います。

確かに、今、宮本市長言われたとおり、7,400票とられたということで、きのうから何回も答弁をされていますけども、ぜひですね、これはもう真摯に受けとめていただいて、やはり経済や雇用対策に対する市長への大きなエールだというふうに私も思っております。だからこそ、やはり環境を基盤とした経済や雇用の活性化、これを何が何でもこの４年間で証明しなければいけません。ぜひ力を入れて、そういうことをやっていただきたいというふうに思っております。

また、日本の産業界においては、あるときは造船、あるときは鉄鋼、あるときはＩＴ関係、さまざま変化をしてきております。まさに21世紀は環境の世紀であるというふうに私もそのように認識をいたしております。環境に特化したまちづくりが水俣の生きる道だと私も信じておりますので、ぜひそれに向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

また、具体的にどう展開していくかが、これからの本当の課題じゃないかなというふうに思っております。

２月の20日に北九州で小倉の方で御存じかと思いますけども、これからの低炭素社会を推進するためのシンポジウム、100万人の１歩からということで、会合があっております。

この中で、独立行政法人の建築研究所の村上周三理事長が基調講演をやっていますけども、その記事ですけども、見える化で省エネ促進ということで、低炭素社会の実現に向けた市民の役割と自治体の責任について話したということで、民生、産業、運輸の３部門でのエネルギー消費動

向を見ると、民生部門が突出して増加していると。どんなに省エネ機能にすぐれた建物や土地をつくっても、市民がエネルギーをどんどん使ったのでは省エネルギー効果は期待できない。いかにして市民のライフスタイルを高炭素型から低炭素型に誘導していくかが重要だと。

その１つの方法が都市環境整備の見える化で、市民の省エネ意識を刺激できると。市民の日常生活に直結した目標で施策の策定、実行を行う地方自治体はエネルギーを消費する各主体に対して影響力もある。地域や地方自治体による二酸化炭素削減政策の推進が期待されている。市民と自治体が主導する低炭素の道筋はどのように描けばいいのか。

まず、市民に対して将来の低炭素社会の姿をわかりやすく提示することが重要だ。環境モデル都市である北九州市は全国でも最も成功している都市だと思う。市民の意識を誘発する、また全国13ある環境モデル都市では、それぞれの都市が意欲的な目標を掲げて、ユニークな施策を提案しているというふうに記事が載っております。

その13の環境モデル都市のうちの１つですので、ぜひ水俣もやはり市民への見える化、幸福度につながるもの、すなわち肌で感じて見て感じる、こういった幸せ、これがやはりないと、環境モデル都市の推進はなかなか厳しいものがあるのかなというふうに思います。市民の協力が一番と思うのですが、このことをどう進めていくのか、それを１点。

それと宮本カラーといえば、やはり教育者でございますので、特にやはり環境大学立地、この４年間の最重要課題だと思います。立地の課題とか意気込みとか、お聞かせいただければと思います。以上、２点です。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　議員おっしゃるように、市民の協力が必要だということでございますけれども、この面につきましては、やはり私どもも、今、反省もしているところでございます。もっともっと市民の方々に定着するように、市民の方々に本当に理解していただけるような手だてを考えていかなければならないと、そのように思っております。

今、家庭版ＩＳＯというのもやっておりますし、また学校版ＩＳＯあたり、子どもを通して家庭の方へというような取り組みもしておりますし、今回、エコ日記というのも新しく取り組んでおります。そういう意味におきまして、今後、家庭の方にもしっかり徹底していくような施策を考えていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、環境大学の件でございますけれども、この環境大学ができるということは、やはり公害の町から環境の町へと再生した環境モデル都市として、多く世界にも打っていけるんではないかなと、そのように思っておりますし、またこのことが、ひいては経済効果、そういったもの、あるいは雇用につながっていけば、もう本当にいいかなというような思いがしてい

るところでございます。

しかし、今おっしゃるように、非常に課題も、大変厳しい課題があるのではないかなと思っております。まず第一に、やっぱり財政面の問題が第一の大きな課題ではないかなと思っておりますし、また大学設置にかかわるさまざまな法的な規制もありましょうし、いろいろな部分で環境省の方にはこの前お伝えをしたところでございますけれども、例えば、文科省あたりとの折衝もこれから進めなければならないと思いますし、非常に時間もかかる問題だろうと思いますが、とにかく精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

まずは、今後、現在行っております短期セミナーあたりを何とか拡大するとか、あるいは国水研あたりとの協力をお願いするとか、そういった、学校のまた跡地もございますので、そういった跡地あたりも何とかそういう形で使えないだろうか、とにかく早急に検討委員会を立ち上げまして、そして専門家の方々も入れて、具体的に方策を考えていきたい、そのように思っております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　今、決意の方もいただきましたので、ぜひ課題を一つ一つハードルを乗り越えていただいて、本当に市民が一体となってできる環境モデルづくりを目指していただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長　森　近君登壇）

**○副市長（森　近君）**　次に、世界の環境モデル都市を目指すまちづくりについて順次お答えします。

太陽光発電について、21年度の件数と金額、地元業者の施工割合はどうかとの質問でありますが、この太陽光発電設備に対する補助制度は、環境モデル都市として、再生可能なエネルギーの利用を促進し、低炭素社会の構築に寄与することを目的に、今年度から実施しております。

その内容は、みずから居住する住宅に新たに太陽光発電を設置する方に対し、１キロワット当たり５万円、上限20万円の補助金を交付するというものであります。これまで、広報等での周知や昨年７月に市内23カ所で実施した環境モデル都市地域講座において周知啓発に努めてまいりました。

今年度の補助申請件数は42件で、補助金の執行見込額は764万5,000円となっております。太陽光発電設備の設置費用は、１キロワット当たりの単価で約60万円、一方、国・県・市の補助金の合計は１キロワット当たり15万5,000円となりますので、補助制度を利用すると単価当たりで25%

のメリットがあります。しかしながら、一般家庭では３キロワットの太陽光発電を設置するとした場合、設置費用が180万円、補助金が46万5,000円となりますので、自己負担額は133万5,000円となり、かなり高価と言えます。したがって、さらに普及を促進するために、制度の改正を検討しなければならないと考えております。

また、地元施工業者の割合は約３割で、市内の電気店や電気設備企業に受注があったものの、大手ハウスメーカーなど市外業者の割合の方が大きいことから、新年度においては、地元業者に有利な補助制度となるよう検討を進めております。

具体的には、地元業者の施工で太陽光発電設備を設置する場合、補助金１キロワット当たりの単価に上乗せし、上限も増額したいと考えております。

今後も太陽光発電設備の普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、竹によるバイオマス燃料開発事業の内容と進捗状況についてお答えします。

バイオマスの有効利用につきましては、平成19年度に設置された水俣市バイオ燃料利活用協議会により、水俣市近隣にどのようなバイオマスが存在しているのか調査・検討を行ってきたところでございます。

その結果、日本の竹の約60％ものの面積が九州に集中し、特に、南九州３県が上位を占めていることが判明いたしました。現在、世界ではバイオマス燃料の原料としてはサトウキビ、トウモロコシ等、食糧と競合するものが多く、国内では食糧と競合しない原料によるバイオマス燃料生産技術開発が急務となっております。そのことから原料として通年安定的に確保できるものとして、竹を選定したところであります。

竹は繁殖能力が非常に旺盛であり、１年で再生し、３年で収穫できることなどから、バイオマス燃料の原料として量的に十分確保できるものと考えられます。また、放置された竹林を整備することで、さらなる$CO_2$削減効果が見込まれ、森林や農地の復元が可能となることから、竹からのバイオマスエタノール生産を行うことを目指し、現在に至っております。

次に、これまでの進捗状況といたしましては、平成19年度から21年度までの３年間、みなまた環境テクノセンターが事業主体となって水俣芦北環境技術研究開発事業に取り組んでまいりました。その結果として、熊本大学や崇城大学において、研究室レベルではございますが、竹からバイオエタノールを高効率に生産できる日本でもトップクラスの技術が確立されました。

これらの技術の蓄積をもとに、バイオエタノール実証実験プラントの設置や竹の搬出システムなどの実用化に向け、熊本大学や崇城大学及び地場企業でありますチッソ環境エンジニアリングなどに技術開発者として参画いただいて、みなまた環境テクノセンターが、環境省の委託事業であります地球温暖化対策技術開発等事業に申請しているところでございます。市としましても、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、発泡スチロールのリサイクル化は考えられないかについてお答えします。

現在、発泡スチロールのうち、食品トレーについては容器包装プラとしてリサイクルしておりますが、こん包材または緩衝材としての発泡スチロールは容器包装に該当しないため、焼却処分をしております。

以前、廃プラの分別を開始する際、発泡スチロールのリサイクルも検討したことがございましたが、発泡スチロールは重量の割りに容積が大きいため、運搬や保管など極めて非効率であります。したがいまして、実施するためには収集車をふやし、ストックヤードを新設する必要があります。さらに、発泡スチロール溶融機の設置費用が約350万円、異物の除去及び洗浄作業に従事する作業員の人件費を考えますと、現在の焼却処分した場合より、かなり高くつくと考えられます。しかし、ゼロ・ウェイストを目指す本市としましては、リサイクルの手法、費用対効果などさまざまな観点から、今後、先進事例など情報収集を行い、リサイクルができないか検討してまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　答弁をいただきましたので、２回目の質問に入りたいと思います。

太陽光発電につきましては、今年度が42件ですかね、執行額が764万ということで、個人の補助金の合計が１キロ当たりの15万5,000円ですね。ということで、かなりやはり高額になっているということです。

水俣でも、市外からの訪問販売で、たまに価格の問題でトラブルがあったりとかということも聞いております。うちにも実際来て、やらせてくれということで、私らみたいな仕事をしとれば、はっきり地産地消だから、もう水俣の業者しか入れませんという感じではっきり断れるんですけど、やはり普通の個人のお客様は値段的な問題、あるいはセールスで押し込まれたら、どうしてもついつい設置してしまうというようなことで、その割合がこんな割になっているのかなという感じもしております。

ぜひ、やはりこの環境モデル都市を目指すまちづくりは、やはり地元の業者が潤うような優遇策じゃないと、結局、環境では飯は食えないということになりますので、ぜひ市内の業者が潤うような優遇策ですね、今、述べられましたけども、日本一の設置率を、熊本県の方もやっていますし、水俣もそういうふうな形で進んでおりますので、予算の全体的な総額、これによると３期まで予算額をして、超えるような場合には４期目は実施しませんというようなことになっていますけども、ぜひそういった予算額も補正予算で補うとか、そういったことも必要ですけど。一番大事なのは個人の負担、これが個人の負担が少なければ、その分だけ設置が多くなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、やはり、今、答弁があったように、１件当たりの個人の補助額の増額、これが一番効果的であるというふうに思っておりますので、具体的にどの程度の

増額を検討されているのか、それを１点ですね。

それと、バイオマス事業につきましては、実用化に向けて、熊大や崇城大学、地場産業のチッソエンジニアリングに参加してもらっているということで、100年に一度と言われる経済不況の中で、なかなか企業誘致が来てくれません。そういった状況で、これは前市長のときから努力はされていますが、いまだに企業誘致というのは実現をされておりませんので、そんな中、宮本市長はこれまで一貫して議会でも答弁されてきたように、環境関連事業の予算の獲得や、チッソを初めとした地場産業の共存共栄が必要だということを言われてきました。そのことが、今、実現にこぎつけてきているのかなという感じもしておりますので、順調に来ているのかなと思っております。

この申請を出しているということですが、いつごろ結果が出るのか、それを一つお聞きしたい。あと、御船の竹のバイオマス事業が暗礁に乗り上げておりますけども、水俣の場合は、多分100%補助だから、別に資金面は問題ないのかなというふうに思っておりますけども、国や企業の契約が済めば、問題ないのかなと思いますけども、そのバイオマス事業について、今後の課題、問題点等あればお尋ねしたいと思います。

それから発泡スチロールについてですけども、これはいろいろ、今、話題になっております３つのリサイクル方法があるということで、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルということで、プラスチックに原料として再資源化したり、あるいは油、油化にして燃料にしたり、あるいは燃焼させて固形燃料として使うとか、そういった３つの方法が、今されておりますけども、全国的にリサイクル率全体で80.9%がリサイクルされておるわけですね、全国で。

そんな中で、やはり再資源化50%を目指す水俣にしては、どういうことかなと、ゼロ・ウェイストを目指す水俣で燃やすのかということなんですね。ぜひ、これは早急に検討して、費用対効果等も調査していただいて、再利用ができないか検討いただきたいというふうに思います。

先日テレビの報道で、ちょっと見てたんですけども、システム購入費が１台80万という形で、もうそのまま持ってきて、そこで処理して油化にするというようなテレビの放送があっていましたので、ぜひそういったものも参考にして、再度、この件については費用対効果調査等をお願いしたいというふうに、ここは要望にしておきます。

以上、お願いします。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　谷口議員の第２の質問にお答えします。

まず、太陽光発電の個人負担が少なくなるように、補助金を上乗せしてはと、具体的にどうかということですけども、これにつきましては、今、御答弁いたしましたように、６月補正の中で

そういったことも含めて検討していきたいと。個人負担が減るように、また地元業者にどういう形にした方が有利になるか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

２番目に、竹のバイオマス燃料の申請状況ですけども、２月15日に申請をしまして、相手は環境省ですけども、それで１次書類審査がありまして、一昨日、環境省の方でヒアリングがありました。９カ所残っておりまして、このうち何カ所が選ばれるのかなということなんですけども、ヒアリングの内容を申し上げますと、やはり技術的なものが確立されているのかということと、竹が本当に集材されて原料として確保できるのかと。東京の方で、余り理解がなかったのかなと思いますけども、竹を切ってしまったら、後は出てこないんじゃないですかというような質問もあってましたけども、ちゃんと３年で再生をされて、そういうことが、これが有利なんですよというようなことを申し上げましたし、やはり今までソフトバイオマスといいますか、わらとか草とかは実証がぴしっといってたんですけど、ハードのこういったセルロース系の竹とか木材の部分についてが、まだ、なかなか研究が進んでいないと。そういったことで、我々はこれを実用化したいんだということでお話をさせていただきました。

そういった意味で、感触としてはよかったんですけども、その９件の中からどれだけ選ばれるのかというものが、まだ課題としては残っております。

それと、今後の課題等につきましては、やはり、集材をして集める、そういったことも今回の実証の中に入っておりますので、山の伐採をして、大体１年間ぐらい乾燥して運び込むという計画をしていますけども、そういったものが具体的にスムーズにいくのか、そういった問題、それと濃硫酸を使ったりする工程がありますので、それを循環に回していく、結局外に出さないという、本当の循環型のシステムとして稼働が可能なのか、そういったことが今回の実験の大きなテーマになってまいりますので、そういったこと。

それと次の段階にどう持っていくのかということで、今回、あくまでも実証実験ということですので、年間10キロ程度をつくって、通年運転をしながら、その問題を探っていくという形になりますので、具体的に企業化していくという形になると、これを何千キロという形になってまいりますので、そういったときに、どういう問題が出てくるか。

また地元での支援のあり方だったり、企業をどう参入させていくのか、でき上がったエタノールの値段、そういったことも含めまして、そういった課題は今後残ってくるのかなと思っております。

また、御船の問題ですけども、これはもう一応バイオマスタウン構想に基づいて工場をつくっていくという段階で起きていることでありまして、これにつきましては、以前のうちの合板というか、集成材をつくる企業の話がありましたけども、ああいった段階での問題で、今後、企業化していく中で、そこをちゃんと銀行の融資とか相手企業の体力とか、そういったことをきちっと

認めて確認をしながらやっていかないと、ああいった問題が起きてくるのかなと思っています。今回の実証実験の段階では、それには当たらないんじゃなかろうかなという考えでおります。

それと、発泡につきましては、要望ということでしたけども、議員、御提案のとおり、そういった形で調査、研究してまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、活気あるまちづくりについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長　田上和俊君登壇）

**○産業建設部長（田上和俊君）**　次に、活気あるまちづくりについてお答えします。

まず、総合経済対策室の基本的な考え方と今後の計画についてお答えします。

現在、本市の経済状況は、一昨年末以来の世界的な景気悪化の影響から、経済が低迷し、雇用も厳しい状況にあり、企業誘致なども厳しい状況にあります。そこで、経済・雇用情勢に対応するために、企業誘致の促進、地場企業の育成、雇用対策、中小企業への融資などにも積極的に取り組んでいく必要があります。さらに、経済活動を活性化させるためには、農林水産、土木建設、医療、介護、福祉、環境などの各事業と連携させながら、総合的に対応しなければならないと考えております。

現在、経済や雇用関連の業務は商工観光振興室で取り組んでおりますが、経済対策に関する施策をより効率的に展開するためには、総合的に対応できる部署が必要であります。そのためには、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していく部署を設置し対応してまいりたいと考えております。

今後の計画につきましては、まずは４月、総合経済対策室を新たに設置し、総合的に経済対策を検討し、実施してまいる予定です。

次に、湯の児の都市再生事業及び湯の鶴観光振興計画の進捗状況についてお答えします。

まず、湯の児の都市再生事業につきましては、水俣市都市再生整備計画を策定し、現在、国に申請しており、決定を待っているところでございます。決定されれば、平成22年度から順次整備を行ってまいりますが、湯の児温泉街を中心にさまざまな整備をしていく予定であります。

次に、湯の鶴観光振興計画につきましては、湯の鶴温泉の旅館経営者、自治会関係者などによる湯の鶴観光振興計画策定委員会を立ち上げ、これまでに地元会議を３回、市役所内の会議を３回実施し、地元及び市役所関係部署の意見集約や計画内容の検討を行っております。

そのほか、湯の鶴温泉の各旅館への個別ヒアリングや宿泊者へのアンケート、湯出中学校の保護者へのアンケートを実施しております。また、本市と連携協力に関する協定書を結んでおります崇城大学にも御協力をいただき、地元会議への出席や空き旅館や温泉街の路地裏調査、頭石地区の調査等を行っております。

３月中には、湯の鶴観光振興計画を策定し、地元住民説明会等を実施し、この計画に基づき、平成22年度から各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、エコパーク中心に行われた、これまでのスポーツ大会誘致における他市等からの入り込み客の実績と経済効果についての御質問にお答えします。

まず、これまでのスポーツ大会の開催状況について申し上げます。

エコパーク水俣におけるスポーツ大会等の開催状況につきましては、市主催の市民体育祭を初め、野球連盟、ソフトボール協会、サッカー協会、テニス協会等の各種競技種目団体等主催のスポーツ大会等が平成19年度、44大会、平成20年度、54大会、平成21年度は１月末現在で71団体の大会が開催されております。

また、市民の一般利用を含む全体の利用実数につきましても、平成19年度８万204人、平成20年度は２万3,395人ふえて10万3,599人、平成21年度は１月末現在で1,099人ふえて10万4,698人となっております。

なお、他市等からの入り込み客につきましては、平成20年度、54大会のうち、県内他市等からの参加があった17大会と、県外から参加があった12大会で、約5,500人が本市を訪れております。

エコパーク水俣において開催されたこれらのスポーツ大会等の多くは、市体協加盟の各競技種目団体を初めとする関係者の皆様方の御尽力により、民間主体で自主的に開催運営されたものであり、近年、エコパークを中心とした本市におけるスポーツ大会等の開催数は、少しずつではありますが、着実に増加しております。

次に、スポーツ大会等の誘致に伴う経済効果についてお答えします。

平成20年度に水俣市外から参加があった29大会の参加者、5,500人の宿泊、日帰り等の内訳につきましては、主催者等からお聞きしましたところ、約900人の選手、大会運営役員や応援等に同行された保護者等を含め、延べ人数で1,500人が宿泊し、残りの約4,000人が日帰りの参加となっております。

この29大会のスポーツ大会の誘致開催による経済効果につきましては、平成20年度熊本県観光統計の県平均観光消費額である、宿泊１人当たり約１万5,000円、日帰り１人当たり約3,200円の観光消費額を用いて試算しましたところ、本市域のみに限定した一時的経済効果として、約3,500万円以上の直接的効果が得られたものと試算されます。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、総合経済対策室ですけども、きのうも多くの議員の方から質問がありましたので、とにかく、この部署が今後どのような成果を上げるか、市民も注目しているというふうに思っておりますので、ぜひ成果を上げていただきたいなというふうに思っております。

そこの部署が、水俣の司令塔的な存在となって、水俣を引っ張っていってくれる、そういったことを市民は願っていると思いますので、５年先、10年先じゃなくて、今現在どうしたいんだ、どうするんだというようなことを市民は期待をしています。特に若い人たちは、今が何とかしてほしいというのが事実だと思いますので、また人事についても、特に経済界、環境あるいは観光など総合的に詳しい方を顧問に置くとか、そういったことは考えられないのか、それをまず１点お願いしたいと思います。

それと、普通の通常の一般事務はもう全くやってもらわんでいいと、専門的にそこをぜひやってほしいというふうに思っております。兼務という形じゃなくて、できる限りそのようにやっていただきたいなというふうに思っております。

また、今、津奈木の新聞がありますけども、３月６日の西日本新聞ですけども、まるごと美術館ということで載っております。まち全体を美術館構想ということで、総務課の職員たちが発案をして、このアイデアが採用されたということで、やはりこの提案型というか、提案制度、これはやはり必要じゃないかなというふうに思います。ぜひ、この総合経済対策室もそういった庁内の意見を収集して、またそれをバックして検討すると、そういった形の、この各部署からの提案型のそういったものを採用できないのか、これを１点お尋ねをしたいと思います。

それから、やはり市民との情報の共有化、これがやはり必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、今、総合経済対策室をつくったけれども、一体何をやっているんだということが住民にはっきりわかるように、広報の方も市報あたりで丸々１ページ使うて、今どういうふうにやっておるんだということを明確にひとつ知らせていただきたいということで、市報等の媒体を使って市民に状況をお知らせするようなことはできないのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、湯の児・湯の鶴の活性化の問題ですけども、さまざまな整備を展開していくということで、今、申請中で、まだ内容はほとんどわかってないかなというふうに思っていますけども、想定される事業等があれば教えていただきたいなというふうに思います。

選挙期間中にちょっと耳にしたんですけども、日本一長い足湯が湯の児にできるんじゃないかと、きのうもちょっと答弁がありましたけども、雲仙の今、小浜温泉が多分日本一じゃないかなというふうに思っております。これにつきましては、105メートルの屋根つきで、腰かけ、ウオーキングコーナー等がついてペット用もできると、たしか総工費は１億円ぐらいだったかなというふうに記憶していますけども、湯の児の日本一の足湯は具体的にどのようにされるのか、ある程度、やはりよそと違った付加価値のあるものじゃないと、この日本一というのはすぐ塗りかえられますので、また後の日本一がもう使えなくなりますので、どういったものにするのか、やはり、例えば子どもプールをつくった日本一の長い足湯とか、余り付加価値のあるものじゃないと、ま

た魅力もないのじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方をどう思っているのか、また予算はどの程度なのかお尋ねしたいと思います。

それと、スポーツ誘致についてですが、各種団体が主催となって、大分、開催大会が多くなってきております。いろいろ減少する中で、このスポーツが盛んになってきているというのは、大変喜ばしいことだなというふうに思っております。また、宿泊客も1,500人ですか、日帰りが4,000人ということで、経済効果も上がっているのかなというふうに感じております。やはり、こういったスポーツ大会をどんどんふやしていかないと、なかなか市民が本当に先ほど言いました幸せ度といいますか、そういったのがやりがい、生きがいが、やはり上がってこないのじゃないかなというふうに思っております。

特に、今回、マニフェストに上げられたスポーツ大会誘致については、他市からの入り込み客につながるような多分施策だろうというふうに思っておりますけども、水俣といえば、やはり湯の児・湯の鶴そしてエコパーク、ここら辺が中心になって、よそからの人たちを招き入れて、そして水俣のいいところをぜひ見ていただきたい、そして感動していただきたい、そして継続的に、またそういったスポーツ大会に参加してもらいたいという気持ちが皆さんわいてくるんじゃないかなというふうに思います。

きのうも、真野議員の方からさくらマラソンの話が出ましたけども、偶然か、私もそれを提案しようかなと思って来ております。エコパークから仮に湯の児の桜並木までのさくらマラソンとか、あるいは市役所から以前やりよった湯の児さくらマラソン、こういったのが復活ということができないのか、以上、お尋ねいたします。

**○議長（松本和幸君）**　田上産業建設部長。

**○産業建設部長（田上和俊君）**　谷口議員の第２回目の質問にお答えします。

まず、総合経済対策室に顧問等を置くことはできないかということでございますけれども、昨日、市長もお答えしましたように、今後また検討するということでございますけれども、まず、基本的には、今までありました、例えば商工会議所とかエコみなまたとか、そういうところが十分いろんな調整を行われているかと申しますと、なかなか一緒にいろんな対策を検討する機会がなかったというのが現状でございます。

先日、環境大臣がいらっしゃったときに、商工会議所の方からまちづくり委員会等を商工会議所中心にやっていくということでございますので、その中で、我々市としても一緒になって、そういう総合経済の対策が議論していければと考えております。

それと、職員の提案型で、いろいろなまちづくりに参加するような方策はできないかということでございますけれども、以前、職員提案箱というのがございまして、なかなか、提案あったんですけれども、それが施策につなげていけない部分がありまして、何年かで廃止した経緯がござ

いますけれども、職員はいろんなところで会議もありますし、発言もあります。そういう中で、職員がいろんな新しい意見とかすばらしい意見を出していただけるような、やはり庁内の中でも検討していかなければいけないというふうに考えております。

そして、総合経済対策室についてのいろんな各事業とか、いろんな考え方を広報でお知らせしたらどうかということでございますけれども、これはまさに市のいろいろな施策についても市民と一体に進めていかなければならないことでございますので、これはぜひ、そういうふうに進めさせていただきたいと思います。

次の、湯の児・湯の鶴の観光振興でございますけれども、湯の児の都市再生整備計画につきましては、基本的には区域を800ヘクタール、湯の児エコパーク、市内の各所を区域にして定めておりまして、現在７つの基幹事業と９つの提案事業というのを計画しております。

主な事業としましては、湯の児島の公園の整備ですね、それと市道湯の児線の景観整備と公園整備、それと案内板等の整備を含めて７つですね。それと、提案事業としましては、先ほどありました足湯の整備事業、それと浮き桟橋整備事業、これはタチウオ釣り等の浮き桟橋を使って、お客様に足場が非常に不安定でございますので、浮き桟橋を使って船に乗船していただいて、タチウオ釣りに参加していただくということですけれども、それと湯の児の観光振興計画などの９つの事業がございます。合計で16事業で、６億2,400万、16事業の総計で５年間でやる事業でございますけれども、予算的には６億2,400万でございます。

御質問の足湯につきましては、日本一の足湯ということで、今、提案させていただきましたけれども、まだ詳細の設計ができていませんので、具体的には言えませんけれども、大体200メートルぐらいを目標に考えておりまして、予算的には3,000万ぐらいを目標に考えております。ただ、これは交付金事業でございますので、40％が国からの補助が受けられます。

それと、湯の鶴観光整備計画につきましては、具体的には温泉センター及びその周辺の整備、それと散策道や湯出七滝の整備、それと空き旅館等の整備など、15のハード事業と温泉泉源の調査とか、イベントの活性化、食メニューの開発など13のソフト事業を計画しております。ただ、まだ予算的なものは今後の調整になりますので、予算的なものは決定しておりません。

それとスポーツ大会でございますけれども、これにつきましては、きのうも真野議員から御質問がありましたけれども、今後検討していくということにさせていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　なかなか、これまでも湯の児・湯の鶴関係の活性化というのは、市がなかなかやってくれないなという意見もありましたので、今回、このようにかなり予算を使ってやっていただけるというのは、大変関係者には喜ばしいことだと思います。また、そういったことで、地元の

方もやらんばいかんなということで、また元気がつくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、やっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○**議長（松本和幸君）**　次に、医療と健康のまちづくりについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、医療と健康のまちづくりについて、順次お答えいたします。

まず、みなくるバス路線整理及び乗り合いタクシー導入のニーズ調査の結果、今後の見通しについてお答えいたします。

市では、地域の実情に応じた公共交通となるよう、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、今年度、公共交通の利用実態及びニーズ調査を実施し、市内全域における公共交通計画を策定してまいりました。

調査といたしましては、市内3,000世帯を対象とした市民アンケート調査、公共交通利用者アンケート調査、新水俣駅における２次アクセス調査等を実施しております。

調査の結果、バス等の公共交通がない交通空白地区への公共交通の導入、みなくるバスの路線延伸及び運行内容の見直し、新水俣駅から各観光地へのアクセス手段の確保等、公共交通に関する課題が判明いたしました。そこで、公共交通計画に基づき、引き続き国の補助事業を活用しながら、平成22年度から平成24年度まで、各種事業を実施してまいります。

事業内容といたしまして、まず第１に、交通空白地区に乗り合いタクシーを導入いたします。平成22年度から対象地区ごとに順次導入する計画としておりますが、南国交通大口・水俣線の廃止により、東部地区にお住まいの方には大変御不便をおかけしておりますので、まず初めに、東部地区を対象として、ことし10月をめどに導入したいと考えております。

第２に、来年３月の九州新幹線全線開業に向けて、新水俣駅と湯の児・湯の鶴温泉とを結ぶ観光乗り合いタクシー、市内主要施設を周遊する観光周遊タクシーの実証運行を平成22年度から実施したいと考えております。

第３に、利便性及び効率性を図るため、平成23年度に、みなくるバス及び路線バスの運行内容を見直すよう計画をいたしております。

○**議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　次に、小学生までの医療費無料化の実施時期についての御質問にお答えします。

この事業については、平成22年６月議会に、予算及び条例案を提案したいと考えており、年度

内のできるだけ早い時期に実施できるよう準備を進めたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　それでは、２回目の質問に入りたいと思います。

きのうも乗り合いタクシー等の話がございましたけれども、八代あたりも、実際、泉町の方で乗り合いタクシーを開始しておる、あるいは人吉市の方では、産交バスが空白地域を結んで運転再開したということで、やはり、近隣市町村も積極的に導入をしていますので、ぜひ水俣も特に268号線、東部地区の話がありましたけども、大変困っておられますので、乗り合いタクシー導入の時期について、10月には導入したいという答弁がございましたけども、実施時期がなぜ10月からしかできないのか、もう少し、早めていただけないのか、これが１点。

それと、交通空白地区に順次乗り合いタクシーを導入するということであるが、どの地区に導入を予定しているのか、簡単に説明をお願いしたいと思います。

また、小学生の医療費無料化についてですが、これにつきましては、厳しい財政状況は十分認識しております。しかしながら、水俣の人口減少、子育て支援策として水俣の最重要課題の一つでもあるんじゃないかというふうに思っております。国の方もその方向性を示しておりますので、予定どおりおくれることなく、ぜひ６月議会に予算等条例の提案をお願いしたいと思う、これは要望にしておきます。じゃあ、お願いします。

**○議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　乗り合いタクシーの導入をもう少し早目にということでございましたけれども、課題が実は３つほどございます。

きのうも、市長、申し上げましたけれども、乗り合いタクシーを東部地区にということで、最初にということで考えておりますけれども、まず、タクシー会社に対する乗り合い免許が必要になるということで、水俣市に４社ございますけども、４社さんの免許申請というのか、それにしばらく二、三カ月時間がかかるというのが、第１点ございます。

それと、東部方面については、南国交通がシャトルバスを運行しております。その路線と競合するということになりますので、そこの了解というのが必要になってくるということで、その調整に、今、鋭意打ち合わせ、協議をさせていただいておりますけれども、もう少し時間が必要かなということが第２点でございます。

それから、３点目にいろんなタクシー事業者あるいは警察あるいは運輸局等々の協議に、やっぱり時間がちょっと必要でございますし、それが決まって、その後、地域住民への説明、理解というのも必要でございますので、それまでにやっぱり10月ぐらいまで時間が必要かなということでございます。

それから、順次、乗り合いタクシーを導入したいというふうに、今考えておりますけれども、

最初ありました東部地区に対しては22年度に導入を図っていきたいということで、路線的には６路線ぐらいを22年度やっていきたいというふうに思っておりますし、23年度については、湯出あるいは白浜地区を対象に実施をしたいと思っております。

また、24年度については、大迫牧ノ内線とか、袋あるいは八ノ窪、そういう地区４路線ぐらいを、今、検討をしております。ただ、これ決定じゃ、まだございませんので、まだ参考ということでお聞きをいただきたいと思いますので、鋭意、空白地区には導入をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、遊休公有地の資産活用について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、遊休公有地の資産活用についてお答えいたします。

市の遊休公有地の近年の売却状況と現状についてのお尋ねですが、平成20年９月議会で、渕上議員の一般質問にお答えしましたように、遊休公有地につきましては、平成16年度に塩釜神社横を含め10件で約7,550万円、17年度にひばりケ丘グラウンドの一部を含め12件で約１億7,000万円、18年度には袋中学校跡地を含め10件で約51,370万円を売却いたしました。

また、19年度は火葬場跡地を含め４件で1,590万円、20年度は法務局跡地を含め10件を6,560万円で売却をしております。平成21年度は、売却予定市有財産として９物件を水俣市ホームページ等に掲載をいたしました。その中の一つである初野の土地を競売するため、水俣市公告等でもお知らせをしましたが、残念ながら参加者がおらず、売却に至っておりません。

今後は天神町の警察署駐車場跡地及び洗切町の土地の入札を予定しております。

また、現在貸し付けをしている普通財産につきましては、貸付者に購入をしていただけるように、今、話を進めており、積極的に売却を推進し、公共施設整備基金の財源確保に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　時間の方も迫ってきましたので、最後になりますけども、遊休公有地の売却状況ですけども、今、説明をいただきました。税収が大変厳しい中ですので、財政確保が喫緊の課題であるというふうに思っております。積極的な売却も必要ですが、しかしながら、中には、今あるものをいかに利活用するか、見きわめも必要であると、私は考えております。

広報や民間の力もかりて、積極的に売却すべきものはしていただきたいというふうに思いますが、特に水俣の観光地周辺、ここら辺はやはり環境整備をして利活用する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

特に、旧水天荘に隣接する水天山公園とか、かなり荒れ果てております。すばらしい石碑が並

んで、景色もすばらしくいいところなんですけども、あそこには深イイ話があるわけですね、実は。わけありの場所ということで、ここに忘れ得ぬ人々シリーズということで、水俣市名誉市民

故橋本彦七の面影　私の知る橋本市長、徳永宗起さんですか、この方が、娘さんは水俣にいらっしゃいますけど、この方も水俣におられたんですけども、芦北の方で議員さんをされた方なんですけども、ここに水天荘のことがちょっと書いてあります。

絶景の国民宿舎水天荘、この佳境湯の児海岸道路の頭上、海抜100メートルの山頂に国民宿舎水天荘がある。昭和40年11月25日、橋本市長によって開館のテープが切られた。湯の児道路と海岸道路が出会うところから専用道路を上がると１キロ、曲がり曲がってここに車をとめるならば、はるかに遠く雲仙岳、眼下眼前に天領、そして殉教の島々天草の全島を、南は北薩の山々、そして獅子島、長島、東は津奈木町の全景と津奈木太郎に連なる芦北の山々、隣群球磨旧相良藩に連なる大関連峰、その鏡山の左手には一端峻険な球磨、五家荘の山々がかすんで見えると。すばらしい場所であるということを、ここにうたって書いてございます。

その中で、水天荘はこういう絶景の地にあるということも書いてあるんですが、この絶景の適地をだれがどういうふうにしたかということなんですけども、これは水俣市の実業家、田渕又次郎さんが、これは水俣市に実は寄附をされておるということですね。田渕氏はなかなか硬骨の人で、肥後もっこすの要素も多分に持っている人であったと。そのころまで、水俣商工会議所の会頭や市議会の経済常任委員長等の要職にあり、橋本市長にとっては明確に野党的立場に立つ有力者であった。

昭和37年10月７日、水俣駅を起点とする山野線に急行韓国号が宮崎市に走ることになって、答礼のため、水俣市長ほか代表者が宮崎市長を訪問した。そのときに、宮崎市側もこれを歓待して、宮崎市長の発案で、この一行を翌日、名所旧跡に案内されることになった。その日の日程には、日南海岸も含まれていて、鵜戸神宮も盛り込まれていた。その際、その場で、まことに軽率にもと田渕氏は今でも頭をかかれるのであるが、何げなく、全く何げなく「鵜戸神宮もですか」と聞き直されたそうです。すると、宮崎市長が「皆様、既に鵜戸神宮には何度も御参拝なさっていますし、余り遠過ぎますから、ここはやめにしましょう」ということになったそうです。

その場はそれまでであったんですが、後刻、宿舎の田渕氏の部屋に橋本市長がわざわざ顔を出して、「田渕会長、あすの宮崎市長の案内日程のことですがね、せっかく先方で好意を持って一たん織り込まれたことですから、計画どおりの御好意に沿うことにすればいかがでしょうか」と話しかけたそうです。頭の回転にかけては人後に落ちぬ田渕氏はまずかったと直観し、ぜひそのようにということになり、その場から秘書を介してそのように申し入れして、最初の予定どおりに取り計らい方、先方方にお願いをしたそうなんです。

この一件で、橋本市長の深い思いやりに心を打たれたということで、私の橋本観は一変しまし

たと。この人物、この人物こそは、この人物ならでは、そしてこの人物のためならということになって、後日、国民宿舎がこの人から寄贈されて、もう好きなだけ使ってくださいということで、水俣の最上の適地が、この友情によって必要な分だけ提供された次第であると、実に美しいエピソードではないかというふうに、ここに記されております。

そういうことでですね、私もこれを見て、あのままでいいのかなと、実はもう鎖もかかっておりますし、草もぼうぼう生えていますし、ぜひ美しいエピソードのある水天荘をどう思われるか、売却を検討されているのか、それを１点、お尋ねしたいというふうに思います。

それと、恵愛園の移転がもうそろそろだと思いますけども、跡地活用について、今後の利活用について、どのように考えておられるのか。公園化してもらえるならば、アドプト制度も活用して地元の有志の人たちが、桜の里みたいにカワヅサクラとかヒガンザクラとか植樹できればなという意見も出ておりますので、跡地について、その２点お尋ねします。

**○議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　今、いわれをお聞きしまして、本当に何とも重い気分になりまして、実は大体は水天荘、売却してというふうなことも、今のままではいけないんじゃないかなというふうに実は思っておりますけれども、ただ売却するということになりますと、今、田渕さんの思い等も十分勘案する必要があるんじゃないかなと。まして末裔がいらっしゃいますので、その方の御了解もいただくなり、そういう作業が要るのかなということも思いますし、跡地の利用につきましては、やっぱりしっかり考えていって、ただ、あそこをほっとくということはできませんので、やっぱり何らかの形で民間活用にしろ、有効活用するという方向では、同じ考え方じゃないかなというふうに思っておりますので、十分検討させていただいて、売却も含め、売却するにしても、いろいろな思いを入れていく、そういう売却の仕方をしていきたいというふうには思っております。

それから、老人ホームの跡地につきましては、老人ホーム、今、まだ現在建っておりますけども、４月には多分新しい老人ホームができるということで、その後は不要になるということでございますけれども、まだ跡地の利用につきましては、検討をしておりません。ですから、今御提案のありましたことも含めて、あるいは建物も30数年建っておる建物でございます。年数にしてはかなり傷んでいる部分が多いんですけれども、その辺の有効活用もできるかできないかも含めて、跡地利用も含めて、十分検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　谷口眞次議員。

**○谷口眞次君**　では、最後の質問になります。今、答弁いただきましたように、ぜひ、わけありの場所でございますので、検討していただきたいなというふうに思います。

いろいろそれに当たっては、かなりやはり人件費とかかさんできますので、そこら辺はアドプ

ト方式を使って、住民の皆さんと協力をいただきながら公園化するなり、そういったことをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

星の観測とか、あそこは夕日の鑑賞会とか、すばらしいそういった地域には最適じゃないかなというふうに思っております。また、ちょっとした交流会ができるイベント会場とか、バーベキューができる会場とか、水天荘の跡地は利用すればいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに、これは要望で終わります。

**○議長（松本和幸君）**　以上で、谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時42分　休憩

---

午前10時52分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平松辰弘議員に許します。

（平松辰弘君登壇）

**○平松辰弘君**　皆さん、おはようございます。

政風クラブの平松でございます。

まずは宮本市長、２期目当選本当におめでとうございます。今後、一生懸命、水俣発展のため、全力で正々堂々と勇気を持って市政に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、早速ですが、質問に入らせていただきます。

まずは、市長のマニフェストについてですが、今回の市長選に際してのマニフェストの中で、第１次産業に関しまして水俣ブランドの確立（新規作物の導入）そして農林水産業の基盤整備（耕作放棄地解消、農道水路の整備、集落支援員の活用）を挙げておられます。

そこで、２つぐらい質問したいと思います。

１つ目は、これらの政策について、詳細な説明をちょっと求めたいと思います。

２つ目ですが、これらを政策として挙げられた背景、またその理由が何かお尋ねしたいと思います。

次に、同じく第１次産業についてですが、市長は昨年、これからのみなまた第１次産業を考える会議を設立されました。最初、第１次産業関係者を一堂に会し、趣旨の説明、この産業の問題点、課題の提起がなされ、次からより深い専門分野の議論に入るため、例えばかんきつ、お茶、タマネギとかの部門、部門に分かれ、会議が開かれました。

私は当初、この会が設立され会議がなされたときは、これまでのやり方にないすばらしく、期待と、また市の第１次産業に対する取り組みの熱意を感じました。しかし、数回、会合が行われ

ただけで終わっております。

そこで質問いたします。この会はどのような目的、意義を持って、設立されたのかお尋ねいたします。

これまで開かれた各部門の会議の経過、内容はいかがなものだったか、お尋ねいたします。

また、ここで出た意見、結果は今後どのようにされるのか、市政に反映されるのか、実行されるのか、お尋ねいたします。

次に、南九州西回り自動車道袋インター設置について質問いたします。

この問題は、私これで３回目です。これまで市の答えは、袋インターは必要だから設置見直しは考えていないとのことでした。しかし、私はどうしても必要性が理解できないので、見直しを求め、再度質問しました。

市民の間でも、ひばりが丘にでき、出水市の針原にもできる計画があるのに、市の経費負担までして、袋にインターを設置するのはむだではないか。水俣市はもっとほかにやることがあるのではないかとか、袋インター設置費用は国がすべて出すものと思ってたというような市民の声をよく聞きます。まだ、袋インターに関しては知らない市民が多く、さらに知ると、このような声がふえると思います。

そこで、質問いたします。袋インターの必要性はどこにあるのか再度質問いたします。

また、市長は日ごろ、第１次産業の衰退は、水俣の衰退という意味のことを言っておられますが、御存じのとおり、インターをつくることにより、かなりの面積のかんきつ園が犠牲になり、水俣の農業に大きな影響を与えます。このことについて、どのように思われるか、お尋ねいたします。

そして、袋インター設置はもう一度見直す必要があると思うのですが、お尋ねしたいと思います。

最後になりますが、丸島水路公害防止事業事業者負担金について質問したいと思います。

この問題もかなり長くなる問題で、決算委員会でも19年度、20年度と指摘されています。また、監査委員の見解としても、負担金の滞納は許されるべきものではなく、税の公平性の観点からも、あらゆる方策を講じ、少しでも改善の方向に向かうよう、さらに努力を望むと言っておられます。私も過去２回この質問をしましたが、ほとんど改善に向かっているように感じられませんでした。前回の質問に対し、市としても今後も積極的に相手方と協議をしていかなければならないと考えております。

さらに、強制徴収につきましても、金融機関等への照会にとどまることなく、差し押さえられる資産はないかなど、弁護士相談を重ねながら、あらゆる方面から検討し、回収に向けて鋭意努力してまいる所存ですと答弁されましたが、その後、どのような対策を考えられたかお尋ねいた

します。

以上で、本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　平松議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、市長のマニフェストについては私から、これからのみなまた第１次産業を考える会議については産業建設部長から、南九州西回り自動車道袋インター設置については副市長から、丸島水路公害防止事業費事業者負担金については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

まず初めに、今回のマニフェストの中で、第１次産業の政策について詳細な説明をとの御質問にお答えいたします。

今回のマニフェストでは、第１次産業の政策として、水俣ブランドの確立と農林水産業の基盤整備を挙げております。水俣ブランドの確立につきましては、まずは基幹作物であるかんきつ類や茶、タマネギのさらなる生産拡大、品質向上を図ることが大切であり、そのほかに新たな特産となるような新規作物の導入、普及、生産拡大を図り、第４、第５の基幹作物として定着を目指したいと考えております。

また、水俣には特徴ある物産品や木工芸品、久木野愛林館や村丸ごと生活博物館で取り組んでいただいている農村体験、環境教育、その他さまざまな資源を生かした観光など、農林水産物以外にも魅力ある水俣を売り込める素材がたくさんございます。

これからの水俣ブランドの確立といたしましては、これまでのように農産物だけに着目するのではなく、こういったさまざまな分野が一体となってＰＲ活動を行い、お互いに相乗効果を生み出すなど、その仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

次に、農林水産業の基盤整備でございますが、まず、県営中山間地域総合整備事業において、新規整備地区としましては、圃場整備を桜野・深川の２地区、湯出大森地区で集落防災施設整備を平成21年度に選定し、事業の施行に向けて土地改良法の手続を完了いたしました。今後、平成22、23年度に桜野地区の整備、24年度に深川地区、平成25年から27年度までに湯出地区の整備が行われる計画です。

また、平成19年度に着手しております県営小田代農免道路の３期地区整備につきましては、平成22、23年度に橋梁の架設を行い、計画区間の完成を目指しております。しかし、本農免農道につきましては、３期地区が完了しても全線開通には至りませんので、23年度以降につきましても継続して整備していただきますよう、引き続き県に働きかけたいと考えております。

また、本市の農地の多くは中山間地にあり、急峻で高齢者には厳しい耕作条件であります。こ

のような状況を少しでも解消し、農地が耕作放棄されることのないよう、有効活用を促進する目的で、平成21年度に国の補助を受けて、農地有効利用支援事業を実施したところであります。

本事業は、大々的に基盤整備を行うような事業ではありませんが、比較的、要望を受けた受益者の意向に沿える事業であるものと思っており、受益者の分担金につきましても、可能な限り軽減する措置も付加いたしました。

21年度の実績として、農道整備５路線、用排水路の改良11カ所、取水施設の改善３カ所、農地の整地３カ所を実施いたしており、耕作放棄地の解消にもつながるものと期待しております。

平成22年度以降につきましても、国の事業採択が見込める限り、水俣市としましても継続して取り組みたいと考えております。

これらの基盤整備事業につきましては、長年、要望を受けていた地区や、身近で実現性、即効性の高いものを優先して取り組んできましたが、今後は農地の集積や区画の拡大化もあわせて検討する必要があるものと感じております。

集落支援員につきましては、地域の実情に詳しい人材を活用し、住民とともに集落点検を行ったり、集落のあり方についての話し合い等を支援する制度として、平成20年に政府の過疎問題懇談会で提言され、総務省の施策として各地域で取り組まれつつあります。本市では、この集落支援員制度をどのように導入、活用していくか、村丸ごと生活博物館のような、その他関連施策との整理とともに、庁内関係課で検討を行い、各地域に応じた集落の維持、活性化対策につなげたいと考えております。

次に、これらを政策として取り上げた背景と理由についてお答えいたします。

私は常々、第１次産業は本市の重要な産業の１つであり、第１次産業の振興は水俣の復権の柱であると認識いたしております。今後、農林水産行政を進めていく中で、さまざまな関係機関や生産者の方々の御意見やお考えをお聞きしようと、これからのみなまた第１次産業を考える会議を設置し、各部会において課題や解決策等を御検討いただいてきましたが、その中で最も多かった意見が基盤の整備であり、ものが売れない、経営が成り立たないという点でございました。

基盤の整備につきましては、他地域と比較しても低い水準にあるのは十分認識いたしております。また、生産者の皆様の切実な願いであると思いましたので、私の政策として挙げさせていただきました。

また、水俣ブランドの確立につきましては、長引く景気低迷の中で、よいものをつくれば売れる時代から、よいものでもなかなか売れなくなってきており、生産コストを考慮した安定価格で売るというのが難しくなってきていると認識しております。消費者にとっては、国産品やおいしいという要素は既に当たり前のこととなっており、安心、安全で健康によく、珍しいといった付加価値をつけ加え、消費者にいかに理解してもらい、買ってもらえるかが、今後の産地として生

き残れるか、生産者の経営が安定するかどうかではないかと考えております。このようなことから、本市のような小さな産地でも有利販売につながり、経営として成り立つようなブランドづくりを進めたいと考え、政策として取り上げさせていただきました。

先ほども申し上げましたように、本市のような小さな産地だからこそできる、水俣ならではのブランドの確立を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

**○平松辰弘君**　今、市長から説明ございましたけど、このマニフェストの特に農業部門だけ、基盤整備の方をやるということでありましたけど、もちろん、私は必要であって、そして非常に小さい、例えば作業道をつくるとか、これにも書いてます、これも非常に必要なことと思うんですけど、私はそれはマニフェストに入れるのは、余りにも小さ過ぎるのじゃないかと思いますね。私の意見ですけども、やはりもう少し、水俣の農業の実態あたり、だからお聞きしたいのは背景だったんですけど、それをよくとらえておられて、もう少し行政でしかできない、そしてさらに発展できる、例えば農産物がもう少し増産できるような、その大きなところをもう少し入れてほしかったなと１つは思いますね。そのところについて、もう一つお聞きしたいと思います。

そして、もう一つですけども、新規作物の、今度開発されるみたいなことを入れておりますけど、これはどういうことで、こういうことを言われたのかなと思いますけれども、もちろん今までのやつに対しても、やっぱりそのまま続けていかなきゃいけないと言われますけども、また新規作物をやるからには、奨励するからには、それなりの調査、栽培歴、ここに合っているのか合ってないのか、そういうところまで十分検討していかなきゃいけないと思います。

どういうことかいいますと、マニフェストを見て、やはり農家の方は市長を選ばれた人もいると思うんです、期待をして。非常に、農家というのは、そんなに楽ではありません。今も、これは農家だけじゃないですが、不況のせいで非常に安くなっているんですよ。もし、あったら、高いのがあったら、飛びつきたいですけども、ただ、それをある程度期待してはいたんじゃないかと思いますけど、その点は十分考えた上で入れられたのかなと、いろいろな調査をして、これだったらいけるぞと、水俣に合うぞと、今までのデコポンですね、タマネギとかにとってかわって、コストでここのところがそういうのに値すべきものか、そこがどう考えてやられたのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　第１点の行政でしかできない大きな取り組みをマニフェストの中に入れていただきたかったということでございます。確かに、議員がおっしゃるとおり、農地の集積については、やっぱり大きくまとめて、そしてそれに量産する、できるような、そういうようなマニフェストの中に挿入すべきではなかったかということでございます。

確かに、その必要性を感じておりますし、十分、そのことにつきましては受けとめさせていただいているところでございますけれども、いろいろ現在の状況を考えたところによりますと、いろいろな地権者の方々の問題でありますとか、あるいは生産者のまとまり、また、それを自己負担が出てくるだろうと思いますし、自己負担との関係、そういったものを含めながら、今、現状で農家の方々がどこまでそれに対応できる状況なのかというような、いろんなことも考えますし、また後継者の問題、そういったものも考えましたときに、必要性は十分理解しているんですけれども、なかなか厳しい状況もあるのではないかということで、今回は議員の御期待にこたえられるような、そういうマニフェストにはなっていないのではないかなと思っております。

今の水俣の現状からいたしますと、やはり、まずは基盤整備、今おっしゃるように、少なくとも、中に軽トラックが入るぐらいのそういうような道路はやっぱり入れたり、そういうふうにしながら基盤整備をしていく、そのことが先決じゃないかなというような思いで、そういうことを取り上げさせていただきました。

それから、新たな新規作物でございますけれども、これは私のちょっと素人的な思いで書かせていただいたところでございますけれども、実は、石坂川で収穫祭がございますので、あそこに行きまして、地元の方々といろいろ話もさせていただいたんですが、あそこにすばらしいショウガが並んでおりまして、私が素人目で見てもすばらしいなというような思いもしましたし、地元の方と話をさせていただく中で、ここは非常にショウガをつくるのには向いとるばいというような話もございました。手間がかからないといいますか、あるいは利用範囲が広いといいますか、そういった意味で、ショウガとか、それからサトウキビあたり、何とか手がけていくことができないだろうかなというような思いで、新しい作物の導入ということで、今のところ、ショウガと、それからサトウキビあたりを何とかできないだろうかというようなことを、今考えているところでございます。

**○議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

**○平松辰弘君**　新規作物に、ショウガとサトウキビということで、サトウキビなどは非常に有名であるんですけども、ただ私が１つ残念なのは、私も試算したことはありません、したこともないし、どれだけペイできるか、そういうのはありませんけど、１つだけ考えていただきたいことは、やはりマニフェストというのは、それだけある程度、責任持って私は書くべきと思いますから、具体的には書いてありませんけど。そういうのを見つけたいというのは、お気持ちはわかるんですけど、今後、だからもう少し調べられて、本当に必要なのか、新規作物だとか。私はそれよりも既存のやつになぜもう少し力を入れないのと、その比較もまだ背景としてできてないのに、どうかなというのもありますので、もう少し深く現状を調べていただいて、新規作物が悪いとはいいませんけど、それも含めて結構ですので、それをまた具体的に、今度は、また違うやつでも結

構と思うんですよ、出していただきたいと思いますので、その点いかがですか。

○**議長（松本和幸君）**　宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　おっしゃるとおりに、今後もそういうような形で進めていきたいと思っておりますし、このショウガとかサトウキビにつきましては、試験栽培みたいな感じで取り組ませていただければと思っておりますし。また詳しい調査、そういったものを含めながら、確実にできるところから進めていきたいと思っております。

○**議長（松本和幸君）**　次に、これからのみなまた第一次産業を考える会議について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長　田上和俊君登壇）

○**産業建設部長（田上和俊君）**　次に、これからのみなまた第一次産業を考える会議について、順次お答えします。

まず、この会がどのような目的、意義を持って設立されたかについてお答えいたします。

近年、食の安心・安全や地産地消など、国内における第１次産業への期待は高まりつつあります。しかし、第１次産業を取り巻く国内外の情勢悪化とともに、本市でも例に漏れず、生産者の高齢化や担い手不足など、大変厳しい状況が続いているのが現状です。

こういった現状から、本市では第１次産業の振興を水俣経済活性化の大きな柱と位置づけ、今後の水俣の第１次産業の方向性を見出すために、本市の農林水産関係や直接従事されている方々の御意見やお考えをお聞きし、協同して解決策を模索、検討し、農林水産業の振興を図っていくという目的で設立いたしました。

続いて、これまでの各部門の会議の経過、内容についてお答えします。

これまで、果樹、水稲、茶、野菜、畜産、林業、水産業の７部会に分け、昨年９月から現在に至るまで、計21回の会議が開かれております。各部会とも、その課題の洗い出しを終え、課題の解決策や必要な施策などのまとめを行っているところです。

内容につきましては、全部会を通して基盤整備や地産地消の販売促進の声が多く上げられております。各部会においては、新規に生産を始める農業者を考えた農業用機械のリース制度の提案や、ＰＲ活動を通した販路拡大推進の必要性、米の地域内流通の確立や家畜飼料収集の効率向上のための取り組みなどの提案をいただいております。

これらの課題や解決策は、会議内で挙げられた協議事項の一部でありますので、その他の意見や御要望も含めて検討し、今後の第１次産業の振興につなげていければと考えております。

次に、意見や結果は今後どのようにされるのか、市政に反映し実行されるのかという御質問にお答えします。

これまで、各分野の代表の方々に御提案いただいた意見や御要望は、振興計画という形で事務局で整理、取りまとめを行っているところであり、３月末から４月にかけて考える会議で協議、検討いただき、来年度以降の施策として可能な限り市政に取り入れていきたいと考えております。実施につきましては、必要性や有効性、緊急性を十分協議した上で、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

○**議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

○**平松辰弘君**　ただいま答えていただきましたけど、実は、この会議にはちょっと農家から不満が出ております。今、計21回と言われましたけども、各部すべて合わせて21回なんですよ。例えば、ミカンとかタマネギ、お茶もしかり、全体会議が１回か２回ありました。一番重要なのは専門部会ですね。要するにつくっている人たちを入れて、いろんな新規就農者可能性の人を入れたり、有機肥料をつくっている人を入れたり、大農家を入れたりして会議がありました。実はそれはまだ２回しか行われておられませんね。もちろん事務局が農林水産課ですので、ここが音頭とるしかないし。

そして、11月中に意見をまとめましょうという話し合いがあったはずです。また事務局の考えだったそうですね。ところが、それがしり切れトンボになり、農家は期待していました、いつあるんだろうかと。返答もなく今まで来ました。何も、ナシのつぶてですね、全然。もう農家の人たちは終わってるかなと思っておりますよ。

私は先ほども申しましたように、当初、このような農家の意見を聞き、実態をどういうのが課題かとあって、先ほど言われましたように、協同で今から解決策を探っていこうという非常に意義のある私は会議と思っていました。ところが、何か聞くと２回しかなかったと、結論が出たか出ないかわかりません、意見は出ました。先ほど基盤整備とか、そういう販路の拡大とかがありましたけども、そういうのは出たと思いますけど、それじゃあ、どう結論づけて、どうやるのかというのは、私はどうだったのかと思っております。今後それを洗い出して、まとめに行っていきましょうとありますけども、まだ私は会議の途中であることを聞いておりますので、これでまた、このままこれで終わりかというのは、何のためにされたのかと。

私は農家に対するこれは侮辱と思いますよ、何のために集められたのかなというですね。やる気があるんだろうかと。やっぱり真剣に考えてくださいということですよ。それを１つちょっと私は不満で、農家の方の代弁をやっておりますけれども、非常に残念でなりません。

そしてもう一つですね、もう一つよりも、そのことについてちょっとどう思われるか、率直な意見をお聞きしたいと思います。

○**議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○**産業建設部長（田上和俊君）**　平松議員の御指摘のように、確かに各部会におきましては２回から３回とお聞きしております。先ほど申しましたように７部会ございまして、大体21回ぐらい行われたということでございますけれども、部会によっては非常に少ない回数もあったとお聞きしております。

ただ、基本的に農家の皆さんと話しているのは、いろいろな問題点の抽出というのをまず前提にして、その後どうやって解決策を持っていくかというのを、全体で話し合うということを前提に始められたと思っております。第１回目が平成21年の２月ということで、組織の人員26名、市職員、農林水産課含めて市11名ということで、数回、それぞれの全体部会もやっておりますけれども、その中で、今後どうやっていくかということについて、これから３月、４月にかけまして事務局を中心にまとめるということでございます。

ただ、これにつきましては、この検討会が今回それをまとめて終わりということではなくて、毎年ローリングしながらやっていこうということで、今、事務局と打ち合わせております。ただ、まずは状況というか、それを抽出するところから始まって、今度の６月にあわせたところ予算化をどうするか。そしてまた、今、申し上げました委員の皆様に出席いただいて、ぜひことしだけではなくて、毎年これをローリングして高めていって、より施策につなげるような形で展開していければということで、各委員の方に個々のいろんな御不満や要望が本当に聞けるのかという御意見もあったと聞いています。そういうことも含めた上で、事務局でしっかりまとめさせていただいて、今後の展開につなげていきたいと考えております。

○**議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

○**平松辰弘君**　私が聞いているのはそういうことじゃなくて、もちろんそれは必要ですけども、私は怠ったんだなと思っておりますよ、この作業を。もう少し早く集めるのを年度内とか11月ぐらいに集めて、私としては、先ほどマニフェストのこともありましたけども、この会議でまとめたやつを何でマニフェストに出さないかと。私はそうで、その整合性がないです。何もないです、全然。マニフェストとこの意見というのはどう整合性があるかというのを、もちろんそれを、もう一つどうやってやるかというのが非常に矛盾しているところもあるわけです。これ、どう考えるのかということですね。すると、それがこういう矛盾があるということは、何のために集められたというのが非常に信憑性に問われるわけですね。これを１つお聞きしますね。

もう一つ、私が先ほど尋ねたのは、二、三回しかしていないと、そして年内にまとめるとか、11月にまとめるという話も出ました。それなのにやってない、怠慢だと思います、私は。このことに対してどうですかというのを質問しているんですよ。答えてください、はっきり。それでいいでしょう。

○**議長（松本和幸君）**　田上産業建設部長。

○**産業建設部長（田上和俊君）**　確かに議員御指摘のように、去年の２月に第１回目の会議をして、１年経過する中で、やはり２回とか３回とかというのは、やはり会議の取り組みとしては少し少ないんじゃないかと痛感しています。これまでまとめられたやつを今後どうしていくか、これはもう本当に自分のこととして、担当職員も自分の農業の政策を真剣に考えるということで、しっかりこれからやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**議長（松本和幸君）**　宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　今の怠慢というようなことでございますけれども、そのことにつきましては、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

農家の方の代弁ということで、今、お話がございましたので、農家の方々がそういう思いで受けとめていらっしゃるんじゃないかなと思います。大変申しわけなく思いますし、議員が常日ごろ言われておりますスピード感を持って対応してほしいというようなことを常々言っておられますので、そういったものを含めまして、できるだけ可能な限りスピード感を持って、この問題には対応していきたいと思っております。大変御心配、御迷惑をかけましたことをおわび申し上げたいと思います。

（「マニフェストにこれを何でこういう会議のやつが…」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　暫時、休憩します。今、答弁漏れが１つありますから、よく話を聞いてから答弁してください。

午前11時26分　休憩

---

午前11時27分　開議

○**議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　マニフェストの中に入っていない部分につきましては、今後結果を見ながら、その部分もあわせて進めていきたいと、そのように思います。

○**議長（松本和幸君）**　次に、南九州西回り自動車道袋インター設置について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長　森　近君登壇）

○**副市長（森　近君）**　次に、南九州西回り自動車道袋インターの設置についてお答えします。

初めに、袋インターの必要性についてお答えします。

平成19年９月と平成20年６月の議員からの御質問でもお答えしておりますとおり、インター整備によります利便性向上、緊急医療時の搬送、災害時の国道３号のバイパス機能、経済的効果など、市としまして総合的な視点で検討した結果、必要であると判断したところです。

次に、市長は日ごろ、第１次産業の衰退は水俣の衰退という意味のことを言っておられるが、袋インターを設置すれば水俣の農業にかなりの影響を与える。どのように思われるかとの御質問にお答えします。

袋インター及びインターへの取りつけ道路の整備により、優良な果樹園がインターや取りつけ道路となることで、当該地域で農業を営まれている方には大変御迷惑をおかけすることになると思います。また、果樹生産という面でも影響はあると思います。

しかし、袋インターの建設着手は10年以上先になると思われますので、国土交通省と地権者の方の話し合いにも、市も同席させていただくなどして、農業面への影響が少なくなるように、代替地の確保など、できる限り協力をしてまいりたいと考えております。

次に、袋インター設置について見直す必要があると思うがどうかとの御質問にお答えします。

袋インターは、平成16年10月と平成17年３月に開催された熊本県主催の都市計画案についての住民説明会、平成17年３月18日から１カ月間実施しました計画案と環境影響評価準備書の住民縦覧、さらに市議会高速交通対策特別委員会での説明、地元住民への説明会を経て、都市計画審議会で御了承いただき、平成19年３月に都市計画決定されております。

また、必要性につきましては、先ほどお答えしましたとおりですので、現時点では見直すことは考えておりません。

**○議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

**○平松辰弘君**　これも過去２回いたしまして、同じ答弁でした。でも、今説明されましたけども、どうしても納得いきません。バイパスにするとか、緊急時のやつ、経済効果もあるといいますけど、果たしてそうかなと思います。

そして、この問題は余りまだ市民の方が知らないんじゃないかと思いますね。その地区の人はないよりもあった方がいいというのは、それはもう当然のことなんですよ。ただ、お金を自分のお金を出してまでというのはどうかなと思いましてですね。今、やっぱり考えなきゃいけないことは、本当に水俣にとって本当に必要なのかということです。ただ、たくさんあるんです、やることは。ただ、私は今まで２回の答弁の中で、ちょっと感じましたけども、請願だから、こちら側から要するにお願いしたから、断わりにくいというようなことをちょっと私は感じたわけです。だから、それはどうかなと思いまして、もう政権も宮本市長にかわられて、もう２期目なんですね。本当に必要がないと、もし思われたら、そういう場合は遠慮することなく、私はそれは勇気を持ってやるべきと思っております。

そして、この農家がありますけど、この農家は御存じのとおり、高速道路だけでもかなりの面積がつぶれます。私は高速道路は決して否定するものじゃなくて、なくちゃならないとは思っておりますけど、ただインターに関してだけは、やっぱりどうしてもということで、今質問してい

るわけです。このインターをやはりつくると、さらにまた、特にデコポンのハウスですね、皆さん方が補助金を出されたあのハウス、県内でも一、二を争うハウスなんですよ。非常に県内、県外からも視察者が多く、また水俣あたりの普通の農家あたりにかなり刺激を与えて、あの農家があるから一生懸命やれるんだという模範的な農家なんですよ。それが私はなくなるということは、その本人よりも周りに与える影響というのが、私は大きいと思うんですね。農業の方でも経済効果があるなども言われましたけど、私はないと思っていますね。

農業の方では、今、交通アクセスがないんですよ。生産者がぼんぼん、ぼんぼん減っているんですよ。先ほど言いましたように、基盤整備した方がまだ早いんですよ。そういう金があったら、農業の方に基盤整備しなさいと、３億、全部で幾らですか、３億4,000万かかるんですよね。何やかんやでまた減るとは言っておられますけども、これはまた後で言いますけども、そういう金があったら、私はもうちょっと考えてほしいなというのがあるから、もう一度やっぱり見詰め直して、やっていく必要が、私はどうしてもあるなと、こうやって思っているわけなんですよ。

今、政権がかわっております、自民党から民主党に。民主党が言っているのは、コンクリートから人へです。事業仕分けもやっているんですよ。またやろうとしていますね。むだなことをなくそうということですよ。ダムもぼんぼん、ぼんぼんやめなさいということでやっているんですよ、むだなやつはと。断わるんだったら断れるんじゃないですかね。私は非常に大歓迎と思います、国としては。

そして、財政も逼迫している中、800兆か何か知りませんけど、これだけの地方も合わせて借金があるのに、今から出そうとしません。補助金も難しいと思いますよ、補助金制度も変わろうとしているんですよ。

以前、答えられました中に、取りつけ道路、要するにインターから下までの、地面までのところは国が出すかもしれんけども、それから３号線へつける取りつけ道路ですね、約600メートルと言われたかな、３億4,000万円かかるそうですね、こう言われました、試算で。そして、まだはっきりとはしていないけども、国からの55％の交付金があろうだろうと、これに対して。残りを過疎債で、過疎債だから70％は交付金で返ってくるだろう。要するに水俣はその３割の4,700万ぐらいじゃないだろうかなという答えをされておりますね。

その後、こうやって政権がかわったわけです。見通しつかれると思いますけど、補助金出さなきゃどうなるんですかね。制度が変わるんですよ。３億幾らまでかけてもやるべきことなんですかね。そんなお金があったら、もう少しほかの分野でやった方がいいですよ。まだ貧しい、貧しいというの失礼ですけど、行政の救いを求めているというか、そういう市民がたくさんおるわけですよ、おられるんですよ。私はもう少しそこで、水俣も事業仕分けをやってほしいと思いますね。かなり勇気が要ると思います。ところが政権がかわりましたので、案外、前よりもやりやす

いかと思っています。その点をどう思われるか、お答え願いたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　政権がかわって、事業の見直し、事業仕分けも含めて考えたらどうだろうかということで、再質問がありましたけども、先ほど申し上げましたとおり、現時点では今の状況では難しいのかなと思っております。ただ、補助制度とか、そういうのにつきましても、変わってくるということですけども、一応、今後の動向を見ながら、そういったことも含めて検討する時期は来るのかなと思っています。

ただ、今現時点では、もう都市計画決定されておりまして、こちらから請願したということも先ほど言われましたけども、そういった状況で１回中止できないかというような話をした経緯もありますけども、なかなか難しいというような返事もいただいておりますので、現時点では難しいんじゃないのかなと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

**○平松辰弘君**　今の何か答弁聞きましたらですね、少しは考える様子があるなと、検討してもいいなというふうに、ただ現時点では難しいなということですけども、本当にするんだったら、３億も４億もかけていいんですよ。私はそういうふうにとらえなかったから言うんですけど、だから何回も言いましたけども、もう政権がかわりましたので、私は再度検討した方がいいと思います。勇気も要りますよ、もちろん。お願いしたわけですから、今さら何をとかですね、都市計画もありますから、また振り出しですけども、どちらが大事なんでしょうかね。そう思います、税金と思いますので、私は。

もう少し、こんなんないと、皆さん方いつも言われて、助成金をぼんぼん削り、いろんなことを削られますけど、こんな大きいやつもあるわけです。勇気を持って果敢に取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度、そういう可能性があったら、いかがか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　私もこれは、市長就任しましたときには、もう進行しておりまして、市長に就任させていただいて、すぐ見直しをということで、そういう問題もちょっと起こりましたので、お話をさせていただいたんですが、もう状況として非常に厳しい状況であったということで断念をしたところでございます。

現在もそうだと思うんですけれども、この問題につきましては、他県にまたがる問題でございまして、進捗状況その他を考えますと、他県にまたがる問題で、非常に大きな問題であると思っておりますので、現時点では、もう私はこの問題につきましては、ぜひ御理解いただきたいと、そのように思っているところでございます。御理解をいただいて、もちろん農業関係にも大変な

御迷惑をおかけすることだろうと思うんですけれども、そういう部分につきましては、市としても精いっぱいできる限り支援をしてまいりたいと思っております。どうかこの問題につきましては、御理解いただきたいと思います

○**議長（松本和幸君）**　次に、丸島水路公害防止事業費事業者負担金について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　次に、丸島水路公害防止事業費事業者負担金についての質問にお答えします。

丸島水路公害防止事業に係る水俣化学工業所の事業費負担額は１億545万3,000円で、水俣市は昭和61年３月に水俣化学工業所に対し負担金の額を通知しています。

負担金は、水俣市が立てかえた事業費を、同社が昭和63年から平成29年までの30年で分割償還するということになっており、その額は元金１億545万3,000円、利子9,842万6,915円、合わせて２億387万9,915円となっています。

償還については、平成６年度から８年度までに90万円が納入されたものの、その後は入金がありません。平成14年と17年に銀行口座から合わせて56円を強制徴収しており、現在までの納入金額は90万56円となっています。その返済分を差し引いた返済未済額は平成21年４月１日現在で１億4,549万9,627円となっています。

回収については、毎年、年度当初に無限責任社員に対して納付書を持参し、さらに督促もして返済をお願いしてきましたが、入金は行われていません。そこで、その無限責任者の所得調査を行ったところ、年金収入があることがわかり、この年金については熊本県が既に差し押さえを行っていますが、本市も顧問弁護士や熊本県と協議を行い、ことし２月初めに参加差し押さえの手続を行ったところです。

○**議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

○**平松辰弘君**　この問題も私は３回目ですかね、議員になりまして。これも一向に解決しません。ほとんどとまっている状態です。ただ、私は、この問題は19年、20年か、決算委員会のときに、議員全員が指摘しておりますよ、委員長報告にもございました。これはほうっておく問題じゃなくて、どうにかしてくださいと、全庁的な考えでということでですね。できる、できないは別なんですよ。やはりこれを黙っておくことはやっぱりおかしいと思います。もともとは市民の税金なんです。風化させてはいけないと思います。この努力を怠っちゃいけないということで、私は議員としてやっぱり言うべきだなと思っております。確かに困難なところもあります。そういうことで、また質問したわけでございます。

答弁聞いておりますと、２月にですか、今、要するに年金の方を今、県が差し押さえしていた

けども、市の方で少し私たちもということで、手続されたということなんですけども、だから少しでも県が押さえられていますけど、遠慮することなく、何で早くしなかったのかと思いますね、市は。もう県の方が押さえられたんでしょう、市は何も取るところがないと。入ってきたのは90万56円ですね、それで今途切れているということですので、その手続をまずしなかったこと事態も、ちょっとおかしいなとは思っておりますけど、そういうことで、そこはもう少しそういう県の方と協議して、やられるかというのをもう一つお聞きしたいのと。

そして、当事者、無限責任者が非常に押さえるところがないと、もう生活するのに、それ以上返済する能力がないということなんですけども、どのような生活されているんですかね。要するに食事とか何とか、そういうのはそれだけのお金は自分でとっておられるのかですね、そこをちょっとお聞きしたいなと思っています。

そしてもう一つ、財産がないと、資産がないと、返すべき資産が。例えば、固定資産でも結構です、家屋でも結構ですけれども、今ないのか、じゃあ、以前はあったのか、普通は持っておられますよね、私も少し持っています。持っていますよね。以前からなかったのか、それともどうにかされたのか、そこのところはどう調査されているかですね。理解できますか、質問。質問したいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　本件について、黙っておくことはおかしいと、議員申されておりますけども、そのことは以前から申し上げておりますように、非常に重く受けとめておりますし、私どもといたしましても、努力を怠るといったつもりは一切ございません。

そういった意味で、熊本県に対して、差し押さえられておられる物件を回収できないか、参加して御相談申し上げたところでございますし、その件については強く、県の方にも今後とも相談をしていきたい、協議してまいりたいというぐあいに思っております。

それから、過去に財産について、以前はあったんではないかということで、確かに資産調査いたしましたら、それに該当する家屋、物件等、名義がちょっともう変わっているというものもございました。現在は、ほとんどが奥様の名義になっておられるということでございます。

以上です。

**○議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　どのような生活をされておられるのかというお尋ねもございましたけども、生活しておられるその中身については、私どもの関知するところではございませんので、御了承願いたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　平松辰弘議員。

○**平松辰弘君**　私は、持っていない人から取れというのは、これは言いたくもないですけど、でも１円でも返納されるように、これは努力すべきなんですよ。それはもう全額というのはどうでしょうかね、非常に大きいなと思うんですけど、私が言うべきことじゃないんですけども、少しでも、払おうとするように、こちらから指導していくとか、そういうのを催促するというのは、これは大事なことと思いますので、ぜひやってほしいと、これは思っております。

そして、今、答弁いただきました中で、以前は家屋あたりの財産を持っておられたと、そして、それは名義が変わっていると、家族の方、奥さんか何かのことを言われましたけど、そういう方に譲渡されているというふうになっていますということで、今、答弁もらいましたけど、前年の６月議会で野中議員が、ちょうど何のときだったかな、詐害行為取消権というのを言われたんです。私はあれは後からちょっとよく言いましたけども。

ちょっと法律家じゃありませんので、間違っているところありますので、私の認識の範囲内ですと、つまり債務者は返済する義務があるわけですね。もちろん財産を償却までしなきゃいかんですね、生活圏はこれはまた別ですけどもですね。そのときに、もし財産を持っていたと、それをうやむやに、要するに意図してそれを第三者ないしに譲渡したと、そういうときは債権者は、つまり債権者取消権と同じと思いますけども、詐害行為取消権というのは、それを裁判所に訴え出たら差し押さえすることができるというふうに法律はなっていると、私は思っているんですけども、そういうところまで弁護士の方と相談されたり、そういう検討はされなかったのか。そして、そういう可能性があるんだったら、やられないかというのを質問したいと私は思っております。

そしてもう一つですけれども、この問題は具体的には入れませんけど、私は役所が問われていると思いますよ。公平性とか正義感とかを市民は期待しているんですよ。そういうところが役所です。私も期待しています。もちろん文句も言います。注文もします。それは期待しているからです。役所というのは治めるんですから、地方自治を。そこは、正義性、公平性のために努力しなかったら、信頼が失墜すると思いますから、私はぜひ信頼回復じゃありません、失墜しないように。そして、市民のより安心・安全な豊かな生活をするために、絶対必要なことと思いますので、その点に対しての役所としての認識はどうなのかを最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○**議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　資産等についての詐害行為の御質問ございましたけども、本件についても、顧問弁護士の方に御相談申し上げております。ただ、時効との関係もありまして、非常に難しいという弁護士の回答もございます。その辺はまた、ほかの方法等含めて、弁護士には再度御相談していきたいというぐあいに考えております。

それから、役所の使命ということですけれども、確かに私ども強い意志を持って市民から負託を受けているんだという、そういう使命を感じておりますし、本件についても従前から言っておりますように、誠意を持って当たっていきたいというぐあいに考えております。

なかなか進展しないことに対して、憤りなり感じておられるというのは受けとめておりますし、私どもも皆さん方、議員の皆様方と同様に、誠心誠意、その辺は業務を遂行していきたいというぐあいに考えております。

**○議長（松本和幸君）**　以上で平松辰弘議員の質問は終わりました。

この際昼食のため午後１時30分まで休憩します。

午前11時51分　休憩

---

午後１時30分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、髙岡利治議員に許します。

（髙岡利治君登壇）

**○髙岡利治君**　皆様、こんにちは。

自民党議員団の髙岡でございます。

窓の外は、先ほどから春の嵐が吹き荒れておりますけれども、私は、心穏やかに一般質問を行いたいと思います。

きょうのお昼は、実は学校給食センターの方で、議員、それから執行部の皆さんとお昼御飯を食べさせていただきました。学校給食の試食ということで、大変味つけもいいし、おいしい食材を、地元の皆様方が育てられた食材をふんだんに使った給食を提供していただいているということで、子を持つ親としてありがたく思っております。そういうおいしい食事を大分おかわりをされた方もいらっしゃいますので、眠気が襲ってくる可能性もありますけれども、私の質問が子守歌に聞こえないように、しっかり質問していきたいと思います。

去る２月７日に行われた市長選挙において、宮本市長が２期目の当選をされました。その選挙のさなか、市民、各種団体、議会が一丸となって阻止をした産廃処分場建設の問題が再び持ち上がるかのようなビラが出回ったことは、非常に残念でなりません。何のために昨年３月議会で水道水源保護条例を制定したのか、あの場所にそのような施設の建設ができないようにとの思いであったにもかかわらず、いたずらに市民の不安をあおるような風評が出回ったことに深い失望とともに、水俣の将来に禍根を残したのではないでしょうか。

さて、宮本市長も１期目の４年間は、なれない市政運営の中、思うような行動ができていなかったように感じますが、２期目の市政運営には、いささかの停滞も許されません。待ったなしで

早急な経済対策、雇用対策を含めた多くの課題に迅速に、そして積極的に取り組んでいただくことを強く願い、以下質問いたします。

１、市長選挙について。

①、今回の市長選挙結果をどのように受けとめているか。

②、１期４年間の反省として、どのようなことが考えられるか。

③、２期目へ向けての取り組みと考えについて。

２、ローカルマニフェストについて。

①、経済産業振興施策について。

②、観光振興施策について。

③、医療と健康のまちづくり施策について。

３、第５次水俣市総合計画について。

①、平成22年度実施計画の具体的な中身について。

４、平成22年度当初予算について。

①、平成22年度の主要な事業にはどのようなものがあるか。

５、工事発注について。

①、入札及び随意契約等の基準について。

以上、１回目の質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　髙岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長選挙及びローカルマニフェストについては私から、第５次水俣市総合計画については副市長から、平成22年度当初予算及び工事発注については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長選挙結果についてお答えいたします。

この御質問に関しましては、さきの答弁で各議員に申し上げたとおりでございますが、大変厳しい選挙戦であったと思っています。相手候補に7,400票集まった結果は、疲弊した経済状況への御批判であると真摯に受けとめ、２期目では、批判の御意見も市政運営に生かしていかなければならないと、気持ちを新たにしているところです。

次に、１期４年間の反省についてお答えします。

重要施策の主なものとして、産廃最終処分場対策を初め、教育問題対策、地域の活性化、環境都市の再構築、経済振興対策、福祉・介護・医療の充実を掲げ取り組んでまいりました。産廃問

題は市民の一致団結したお力により、市民の皆様との大きな約束を果たすことができたと考えております。

教育問題は全国平均を上回る偏差値を獲得することができ、水俣の子どもたちの優秀さを認識しているところであります。また、教養を高め、安らぎと充足の時間を持っていただくために提唱いたしました日本一の読書のまちづくりでは、策定した推進計画が実行され、さらに必要性が増してきていると考えております。

地域の活性化では、自治会の移行期を支援してまいりましたが、住民の努力で地域の個性化が見えるようになってきました。しかしながら、地域経済におきましては、エコタウン事業２社を初め幾多の地場企業が倒産するなど厳しい状況が続いており、世界的な景気低迷によるところではありますが、私も努力が足りなかったと反省をしております。

環境都市の再構築につきましては、環境モデル都市として国から認定を受け、アクションプランを実行できる運びとなりましたことは、水俣の将来に明るい展望が開けたものと思っております。

経済振興対策の中で商業につきましては、スウィーツのまちづくりなど、商店街の方々と対話を重ねながら進めてきたことで、活気ある商店街づくりに、明るい未来への展望が少し開けてきたような気がしています。

観光については、道の駅のオープンやバラ園が開園し、水俣への観光客増につながってきたと考えていますが、温泉地への宿泊までには至っていないのが現状であります。

農業振興につきましては、市民農園や給食畑、かっさい市場・新鮮市の開催などで、地産地消が進み、活性化につながってきているのではと思っております。

福祉・介護・医療の充実につきましては、ふれあいネットワークやまちかど健康塾など地道な活動ではありますが、今では全市区で行われるようになりました。医療については、医師数が人口１万人当たりでは全国37番目と充実している状況で、市民の安心・安全について推進できたものと思っております。

次に、２期目への取り組みと考えについてお答えします。

この御質問に関しては、野中議員、谷口議員にお答えしたとおりでありますが、まずは、市民を経済的に豊かにすること、子どもからお年寄りまでが安心して暮らしていけることを市の最重要課題として実施し、水俣市や水俣に暮らす人たちが元気になってもらえるように、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。議員の皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

今、市長の答弁の中に、この市長選の結果をどのように受けとめるかというところで、今回の

選挙は大変厳しい選挙であったというふうに答弁がありました。相手候補が取られた7,453票というこの票数をどうとらえるのか。やはり今答弁にもありましたように、今の水俣が経済対策を打っていないということをあらわしているのではないかというふうに私は感じます。それに、やはりこの１期４年間の経済対策に対して十分に進められなかったことへの閉塞感、これのあらわれでもないかというふうにも思います。この点に関して市長はどう思われるか、もう一度ここを、まず１つ、質問いたします。

また、市長は選挙とはお互いの政策をぶつけ合う場、議論をする場というふうに言われました。私もそのとおりだと思います。ただ、現職と新人との違いというのは当然あります。現職は、４年間の実績と２期目へ向けての目標を明確にアピールできるというメリットがある反面、４年間やってきたことへの批判も受けなければなりません。片や、新人候補は実績をアピールすることはできませんけれども、そのかわりに批判の対象にもなりにくいし、その材料もないという有利な部分もあります。そのような違った条件の中で選挙戦というのをやるわけですから、今、私が言ったように、市長も申されたように、堂々と政策論をぶつけるのが本来の選挙のあり方ではないかというふうに私は思います。しかし、今回の選挙はそうではなかったような気もいたします。

きのうからいろいろと質問がありましたように、私も今回前段で申し上げましたように、産廃処分場の問題があたかも復活するようなビラが出回り、私の周りでも、「また産廃処分場がでくっとかい」というような声も耳にしました。また、ある場所には良識を疑うような言葉の書かれた産廃処分場反対の看板が立てられる。宮本市長はきのうの答弁の中でも、その看板は選挙とは関係がないかのような答弁をされましたが、本当に関係がないのであれば、なぜ選挙が終わって何日もたたないうちに看板が撤去されたのか。産廃処分場の問題が本当に動き出したのであれば、それこそ堂々と掲げて、今でも反対の声を上げていなければいけないんじゃないでしょうか。これが今の水俣の現状ですよ。

市長は、当選後のマスコミの取材の中で、選挙は終わった、対立のない水俣をつくりたい。対立したままでの発展はない。水俣市民が気持ちを一つにして、チッソや地元企業が元気になってもらうよう精いっぱい支援したいとインタビューで答えておられます。きのうの答弁の中でも、対立の構図を乗り越えなくてはならないとも言われております。しかし、一部の心ない人間が市民に誤った情報を流し、いたずらに不安を与えるような状況があるのも事実です。

このような現実がある中で、市長は本当に対立を乗り越え、市民と一丸となってやっていくという確固たる自信がおありなのか、これを２つ目の質問といたします。

次に、１期４年間の反省の中で、地域の活性化というところで自治会への支援ということがございました。自治会制度が確立していく中で、今後、行政としてのかかわり方をどう持っていくのか。中には、自治会制度に移行することによって格差が出てきているという声も聞かれます。

このあたりの問題はないのか、これが３点目の質問です。

地域経済に関しては、市長の方から、努力が足りず反省しているとの答弁があったかと思いますが、これはまた後からのローカルマニフェストのところで触れたいと思います。

観光については、道の駅やバラ園による観光客増につながったとあります。昨年４月の下旬、道の駅がオープンしまして、５月の連休あたりは観光客も多かったように思いますが、近ごろは客足がやや遠のいているようにも感じます。せっかく道の駅の認定を受けたのですから、あの場所をもっと活用できるようにてこ入れを行うべきというふうに私は思いますけれども、今後の対策はあるのかどうか。これが４つ目の質問です。

２期目へ向けての取り組みについては、大枠で御説明をいただきましたので、個々の部分に関しては、これもマニフェストの方で質問をさせていただきたいと思います。

以上４点、答弁をお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、第１点ですけれども、１期目を振り返って経済対策の閉塞感というのがあるんだけども、それに対してどう受けているかということだったと思いますが、そのことにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、私なりに、あるいは職員も一緒になって努力をしてきたつもりですが、その結果が出せなかったというようなところはもう認めておりますし、反省もしておりますし、それなりに環境モデル都市へ向けることによって、それなりの土台をつくってきたつもりでございますので、議員が御期待をされているように、２期目には精いっぱい、それを実現に向けて頑張っていかなければと思っております。

それから、選挙戦のことでございますが、ビラの件と看板が出された件でございますけれども、まず看板でございますが、選挙が終わったら撤去されたというのはどういうことかというようなことでございますけども、そのことは一切私もまだ事実を知っておりませんので、答えようもございませんけども、先ほど申し上げましたように、この件につきましては、個人の思いや行動でございますので、この場で私が言及することではないと思っております。きのうも申し上げましたけども、看板の中身は選挙には全く関係なかったと、そのように受けとめております。

それから、ビラが出回ってきたというような話でございますけれども、選挙の争点というのは、やはり有権者の方々が、判断することであって、いろいろなこういった議論がなされるのは、選挙にあっては、いろいろな議論がなされるのではないかなと、そのように思っております。

それから、対立を乗り越える自信があるのか。これは自信とかそういうものではなくて、あくまでもお互いが努力をすべき、努力をして乗り越えていくべきことだと、そのように受けとめておりますので、私の方からも精いっぱい歩み寄りながら、お互いの気持ちを通じるように努力をしてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、自治会制度の問題でございますけれども、この自治会制度の移行によりまして、やはり主体的な地域活動が展開されるようになったというのはメリットではないかなと思っております。この自治会制度によりまして、例えば区によりましては文化祭があったり、あるいは自治会の報道というんですか、広報紙あたりを発行されたりとか、いろいろな主体的な自治会の活動が展開されるようになったんではないかなと思っております。

私は、水俣市の活性化というのは、やはりそういった一つ一つの小さな自治会が元気を出して、それが集まって、一つの大きな水俣の元気につながると、そのように思っておりますので、今後とも自治会には精いっぱい支援をし、一緒になって努力をしていかなければならないと思っております。ただ、議員が今御指摘になりましたように、自治会制度になって温度差が少し出てきたというのも事実だろうと思いますので、それぞれの自治区によっての特徴、特性がございますので、そういったものをお互いに見つけ合い出しながら、みんながそろって元気を出していくような自治会にしていかなければならないと、そのように思っております。

それから、道の駅については、私もそのように受けとめさせていただいております。昨年４月にオープンいたしまして、10万人を突破したということで、交流人口がかなりふえてきたということで喜んでおりましたけれども、最近、ややそれが低調ぎみといいますか、少し下がってきているというようなことも受けとめております。今後、この道の駅の周辺につきましても、今回、恋人の聖地のモニュメントを護岸に掲げたりしておりますし、先ほども言いましたように、スポーツの振興でありますとか、いろんな形で、あるいは資料館あたりとも連携を結びながらやっていかなければならないと思っております。そういった道の駅に絡むエコパークのいろんな資源を今後連携して生かしていくことによって、また道の駅の元気をさらにもとに戻したいなと、そのように思っております。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　それでは、３回目の質問ですけれども、先ほど、看板の件とビラの件は、これは質問はしてなかったかと思いますけれども、今言われた自治会制度の件ですけれども、それぞれの自治会の努力によって温度差がということもあるかもしれませんが、やはりその辺も行政としてうまく引っ張っていただくような形はとっていくべきなのかなというふうに思います。そこの温度差がどうしても出てくれば、なかなか水俣市全体としての底上げというところで、ちょっとマイナスの部分が出てくる可能性もあるのかなというふうに私は感じますので、その辺は引き続き、対応していただければというふうに思います。

それから道の駅の件なんですけれども、今言いました、午前の質問の中でもありましたように、例えば湯の児に足湯をつくるというような案がありました。私は、道の駅周辺に足湯があったらいいかなというふうにも思うんですよね。やはりエコパークにいろんな運動施設で大会を開いた

りされます。そういう方々に利用されるのもいいでしょうし、まつぼっくりあたりに来られた観光客がバラ園を見ながらでも入れるような、そういう足湯も一つの案としてあるのではないかなというふうな感じもいたします。

これに関しまして、湯の児の方にそういう計画をしているということなんですが、地元の方々との協議あたりをされてるのかどうかですね。行政として、ただ一方的に提案をしてるのか、それとも地元との協議の中でそういう提案が出て、ぜひ、そういうことを進めてもらいたいという声もあるのかどうか、それを、足湯の件と今の件ですね、２点。

それから、よくまつぼっくりの件が出るんです。今は指定管理者が管理をしております。何回か出てはきたと思うんですけども、いずれ、民間委託あたりは考えていないのか、この件に関してもですね。施設の充実等を図るに当たって、その民間活力を利用するための考えはないのかどうか、この３点、答弁をお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、湯の児の足湯の件でございますけれども、これは、今、議員から提案がありましたように、なるほどと今聞かせていただいたところでございますけれども、湯の児に足湯というのを考えましたのが、湯量が非常に多いということで、豊富に湯量があるということでどうだろうかというようなところで考えたところでございました。

協議をなされているのかということでございますけれども、これは湯の児の各旅館とは打ち合わせをしております。話はしております。

それから、まつぼっくりでございますけれども、いろいろそろえなければならない条件もあると思いますので、条件をそろえるところで検討させていただきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、ローカルマニフェストについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　次に、ローカルマニフェストについてお答えいたします。

まず、経済産業振興施策についてお答えします。

私は、マニフェストの中のすぐに行う重要施策として経済産業振興施策を掲げています。具体的には、総合経済対策室を新設し、専門の職員を従事させ、地場産業の支援、企業誘致、雇用対策、個人住宅増改築支援など、経済活性化につながる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地場産業の支援については、これからも企業訪問を継続し、経営状況、雇用状況などを把握するとともに、さまざまな情報を提供し、企業間のマッチングを図るなど、取り組んでまいりたいと思っております。

企業誘致につきましても、企業立地パンフレットを活用しトップセールスを行うなど、さらに積極的に努めてまいらなければならないと思っております。

雇用対策につきましては、少しでも新たな雇用の創出につながるよう、熊本県の緊急雇用創出基金事業を活用して、新規事業の実施や既存事業の拡大等に取り組んでまいります。来年度におきましても、当初予算に約１億6,100万円、約110人程度を新規雇用する事業を計上させていただいています。また、国の雇用調整助成制度や人材育成・就職支援事業等を活用いただけるように情報提供を行ってまいりたいと思っております。

個人住宅増改築支援につきましては、地元産材を使用し、地元の大工、工務店が施工した住宅に対し補助金を交付するという事業を行っている自治体もあるとお聞きしております。本市でも、これからのみなまた第一次産業を考える会議の中で、林業関係者から木造住宅の着工件数がふえないことには木材需要拡大は望めず、林業の再生は難しいとの意見も出されております。そのような取り組みを参考に、地元産材を利用した木造住宅の着工件数がふえるよう努めてまいりたいと思っております。

また、サラダタマネギなどの特産品の次の商品開発や水俣ブランドの確立につきましては、これからのみなまた第一次産業を考える会議において、昨年９月から検討を重ねており、近日中に振興計画を策定し、可能な限り市政に取り入れていきたいと考えております。

これからも引き続き地域経済の状況を見きわめながら、経済の振興、雇用の創出など、水俣の元気を回復するための対策に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光振興施策についてお答えします。

水俣市は、湯の児・湯の鶴温泉を初め、海や山や川の自然などさまざまな観光資源がありますが、うまく生かし切れず、宿泊者増につながっていないのが現状であります。私としましては、何とか交流人口をふやし、経済浮揚につなげるためにも、観光振興は本市の重要な施策であり、喫緊に取り組まなければいけないと考えております。

私が市民の皆様とお約束いたしましたローカルマニフェストの中において、エコパーク水俣を交流拠点として「道の駅みなまた」やバラ園の充実、スポーツ大会の誘致、恋路プロジェクトの実施、湯の児・湯の鶴温泉や中尾山展望台の整備に早急に取り組むことを約束させていただいております。ぜひ実現に向け精いっぱい努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の御協力と御支援をよろしくお願いいたします。

次に、医療と健康のまちづくり施策についての御質問にお答えします。

この医療と健康のまちづくり施策の柱として、子育て支援を見据えた小学６年生までの医療費の無料化と医療センターの充実を重要施策として挙げております。

まず、小学６年生までの医療費無料化については、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、本市に住所を有する子どもに対して医療費の一部負担を助成しておりますが、対象年齢については、現在の就学前までであるものを小学６年生までに拡大したいと考えております。実施時期につきましては、谷口議員の御質問にもお答えしましたとおり、平成22年度内のできるだけ早い時期に実施できるよう準備を進めたいと考えております。

また、国保水俣市立総合医療センターの充実については、医師と看護師を確保し、医療体制を整え、本市及び近隣地域の中核医療施設としての役割が果たせることが重要であると考えています。そのためにこれまでも取り組んできましたが、熊本大学を初めとした養成校と連携した医師等の確保、また、医師住宅や院内保育所等の働きやすい環境を整えることなどについて、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、経済産業振興施策に関してですけれども、市長はマニフェストで目指す姿として、これからの時代は環境と福祉をまちづくりの中心に据えることが経済を活性化させ、雇用を創出することになりますというふうにおっしゃってます。この環境と福祉を経済に結びつけるという、どのように結びつけていくのかというところをもう一度質問させていただきたいというふうに思います。これが１つ目の質問ですね。

それから、当初予算に１億6,100万、約110名ですか、新規雇用事業を計上というふうにありますけれども、具体的にどのような事業を考えておられるのか。これが２つ目の質問です。

観光振興施策につきましては、新幹線の全線開業というのが来年2011年というふうになっております。これは、もう以前からわかっていたことであるんですけれども、よく言われるように、できても何も周辺整備とかインフラ整備、いろんなことをしていかないと、ただの通過点になってしまうよと、水俣に限らず、熊本市あたりも危機感を持って今一生懸命やっております。このままでいけば、鹿児島中央と福岡にお客を取られてしまうんじゃないかというようなことも言われておりますので、この市長が１期目就任をされてからのこの４年間、この点に関して、どのような施策をとってこられたのか。これが３つ目ですね。

それから、湯の児・湯の鶴の都市再生事業というふうにあります。これは多分午前中、田上部長の方が答弁されたんだと思います。もう一度簡単にここは説明をしていただければというふうに思います。これ４つ目ですね。

それと、中尾山展望台を新しい観光スポットにというふうに、このマニフェストの中でうたっておられますけれども、今、昨年の補正予算であそこの展望台の建設の予算が出まして、今現在

実際工事を取りかかっていますけれども、やっぱり市民の方は、展望台よりも先に道をどぎゃんかせえよということをよく言われます。大概、10人中９人から10人は、あの狭い道で離合もできないようなところに展望台つくって、だれが行くとかいというような厳しいお言葉もいただくんですね。私もやはり、あそこを観光の目玉の一つにするというのであれば、やはりそういうインフラの整備というのは絶対条件ではないかというふうに思うんですけれども、この道路の拡幅工事等の予定を今考えておられるのか。これが５番目の質問です。

それと、エコパークを利用しての旅館やホテルと連携してスポーツ大会などを誘致というふうにあります。これはいつですかね、エコパークが陸上競技場がオープンするときだったですかね、パンフレットの作成をしたかと思います。これでＰＲをしたんですけれども、その後のこのパンフレットによる成果といいますか、その辺のところのデータというのは管理されているのかどうか。これが６つ目ですね。

それと、医療と健康施策の部分で、今言われました子育て支援ということで、小学校６年生までの医療の無料化ということは、それぞれいろんな議員さんが質問されました。それから医療センターの充実ということも22年度から全適ということでやっていくんですけれども、やはり医師確保、看護師の確保、やはり人の命にかかわることですから、これはやっていかなければいけないかというふうに思います。ただ、今は皆様も御存じのように、水俣も高齢化率がもう31％、やがて32％になろうとしてます。地域によってはもう50％、半数以上が高齢者という地域もございます。そういう中で、前回私が質問した認知症、認知症に関して一生懸命、市の方でもサポーター制度等をとって、広く市民に啓発活動をされているかというふうに思いますけれども、これの進捗状況あたりはどうなのかというのを７つ目の質問とさせていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、第１点の環境と福祉で経済産業の発展を図るんだと、振興を図るんだと、どうやってそれはやっていくのかということでございますけれども、環境はもちろん、環境モデル都市を中心に据えながら進めていかなければならない。これはもう前から言っているところでございますけれども、福祉の件につきましては、今御案内のように、非常に高齢化も進んでおりまして、本市は31％の高齢化をしております。そういった部分から、この福祉の部分では、かなりのこれからは対応が必要になってくるということで、ここには多くの雇用が生まれてくるのではないかと、そのような観点からそういうことを申し上げたところでございます。

それから、２つ目の緊急雇用創出基金事業の１億6,100万円、約110人程度のどんな事業かということでございますけれども、これはちょっと資料を持ってきておりますので、紹介させていただきたいと思っております。

主な事業といたしましては、旅館等でのおもてなしの研修や観光ガイド研修により、観光人材の育成を行うというのが１つでございます。これには大体25人の雇用を予定しているということでございます。それから、市道・農道・里道・水路の草刈りとか樹木の伐採とか、あるいは側溝のしゅんせつを行う環境美化等の推進事業に12人の雇用を予定しております。それから、水俣病関係資料の整理事業によりまして12人の雇用、こういった３事業を含めまして24事業で１億6,100万円を来年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

それから３番目でございますけれども、新幹線対策ということでございますが、既に昨年、新幹線対策会議ということを水俣市の主な方々にお集まりいただきまして、新幹線対策に対して、議員の御指摘のように、若干遅い気もございますけれども、対策会議を開催いたしまして、今、例えば新水俣駅から湯の児までのアクセスはどうするのかとか、いろんな課題を出しておりますので、早急にその辺のところは対応を進めていかなければならないと思っております。

それから、湯の児・湯の鶴の再生計画ということでございますけれども、これは再三申し上げておりますけれども、それぞれの事業を設けながら、湯の児は湯の児なりに、どういう人たちをターゲットにしていくのか、湯の鶴はどういう人たちをターゲットにしていくのか、湯の児は何をどこで売っていくのか、湯の鶴はどこで何を売っていくのか、そういったところを今鋭意検討しているところでございます。

それから、中尾山展望台の件についてでございますけれども、確かにそのことは聞いておりますし、コスモス祭り等がございますと、非常に渋滞をして迷惑をかけているという部分ございます。現在、２カ所拡幅工事をしているところでございますので、今後、今のところ、いつするということはまだ決めておりませんけど、計画的にやっていかなければならないと思っております。

それから、スポーツ大会の誘致のパンフレットを作成したけれども、その成果はどうか、検証しているのかということでございますけども、現在のところ、しておりません。ぜひ、これもやっぱりしながら、その効果も見ていかなければならないんではないかなと思っております。

それから、最後は認知症のことだと思います。この認知症につきましては、一昨日だったですかね、認知症の支援フォーラムというのを文化会館で開催をいたしました。文化会館、お集まりいただくのかなと思って心配しておりましたけれども、ほぼ満席に近いようにたくさんの方がお集まりいただきました。この問題につきましては、非常に皆さんが関心を持っていらっしゃるし、まさにニーズに沿ったフォーラムであったんではないかなと思っております。

いつも申し上げますけれども、もちろん認知症の方そのものをもちろん支援をしていかなければなりませんけれども、それに取り巻く介護の方々、そういった方々も見ていかなければならないということでございます。いずれにいたしましても、みんな地域で元気な方々がそれぞれそういった弱者を見守っていくシステムをやっぱり構築していかなければならないのではないかなと

思っております。いつも言いますけれども、昔から近所の底力というのがございます。近所、お互いに助け合いながらやっていったその世代をもう１回思い直しながら、お互いに地域の中で、そういった方を育てていく、そういうネットワークづくりをしなければならないし、また、ボランティアの方々の育成も今大急ぎでやっているところでございます。

○**議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

○**髙岡利治君**　それでは、３回目の質問ですが、今の２回目の答弁の中で、新幹線開業へ向けての対策として、昨年からということであったんですけども、やはり今、市長が言われたように、遅いんじゃないかなと。もう既に何年も前から11年開業ということはいろんなところで言われてるわけですから、それを見越したところでの対応というものをやっていかないと、すべてがやはり後手後手に回ってるような感じがするように私には感じられますけれども、午前中の平松議員の質問の中にもあったように、１次産業の部分に関しても、やはりそういうことできちっとフィードバックをするというか、そういうことも大事でしょうし、やはりその辺の結果の検証、よくローリングをしてというふうに言われますけども、その辺のところも次につなげるためにはやはりきちっと結果を出していかないと、次へのスタートにならないのではないかというふうに思いますので、しっかりその辺はやっていただきたいというふうに思います。

それから、中尾山の展望台、今は２カ所程度拡幅工事をやっておられるということですけど、既に展望台はもう工事をしてるんですよね。ということは、てっぺんの部分はもうやがてでき上がるというのに、じゃ、せっかくそういうものができても、そこまで行くまでの道が十分整備されていなければ、やはり観光客を誘致するにしろ、コスモス祭りがあるにしろ、今まで以上の人口増というのが、観光客増というのが望めるのかどうかというのは、やはり私は疑問に思います。やはりまず、そういうところも早急に、もしそこを観光スポットとして考えておられるのであれば、早急にやらなければいけない問題かなというふうに考えております。

それと、先ほどのエコパークのパンフレットに関しての検証はしてないということで、それはもう先ほど申し上げたことと一緒ですね。やはりこの辺もきちっと検証して、本当に、補助金であれは多分つくったパンフレットだったかなというふうに記憶しておりますけれども、有効利用ができたのか。よく言われる費用対効果というものがあったのかどうかというところは、やはり最低限把握をしておいた方がいいのかなというふうに思いますので、ぜひその辺もきちっとやっていただければというふうに思います。

そこで、市長の方が今、環境を中心とした経済の活性化というふうによく言われます。環境を中心と。私にはどうしても、よく言われるのは環境一点突破という言葉をよく使われますよね。どうしても、環境だけにターゲットを絞ってやっていくのかなというふうに私には聞こえてくるんですよ。それは当然環境モデル都市の認定を受けた水俣ですから、環境というのは最優先、重

要課題だというふうに十分私も認識をしておりますけれども、やはり地元の企業とか商店街というのは、環境関連だけで生活をしているところばかりではないということもやはりここはわかっておかないと、今言いましたように、環境一点突破というだけでは、地域経済の活性化や雇用の創出には不十分なのじゃないかと、だめだということではなくして、不十分なのじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、環境と経済というのは両立、やはり２本柱で、１本の柱の中でやっていくように、やはりちゃんと２本立てでここはやっていかないといけないのではないかなというふうに私は思うんですが、市長はどうお考えなのかというのがまず１つ目ですね。

それから、おもてなし事業とかいういろんなありますけども、スポット的な、今年度も緊急雇用対策ということでスポット的な部分での雇用ですとか、そういうものは手だてを打ってきておられるようには思いますけれども、今やはり必要なのは、よく私も耳にするんですけども、多少給料は安くても、やはり保険があって、将来の見通しのある仕事が欲しいんだという若者がたくさんいるんですよね。ですから、そういうものをつくり出していくためには、よく言われる、例えば誘致企業、企業誘致はやりますと言うんですけども、今はやっぱりこういう御時世ですから、なかなか企業誘致も本当に難しいというふうに思います。

もっと大事にしなきゃいけないのは、よく言われる地元企業が元気になるような施策、こういうものをもっとどんどん打ち出していくということで、例えばそういう地元企業が元気になって仕事がふえていくようになれば、じゃあ、１社に１人とは言わないですけれども、１社に0.5人であるとか、３社で２人とか、そういう形で少しずつでも雇用が生まれてくれば、今、地場にある企業や商店街が相当数あります。そこに20人や30人の雇用というのが生まれる可能性も出てくるわけですね。そうすれば、１つの企業を誘致する程度の雇用の場が確保されるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう部分での経済対策を含めた何か施策というものをお持ちなのかどうかというのを２つ目の質問とさせていただきます。

それから３つ目ですけども、きのうの答弁の中で、地元企業の聞き取り調査を今やられてるということがありました。一応今53社ですかね、終わったということなんですけど、これをある程度、今後データベース化して管理をしていくということなんですが、今現在で53社もあれば、かなりいろんな意見が出てくると思うんですよ、企業の方々から。不満もあるでしょうし、希望もあるでしょうし、要望もあるでしょうし、いろんなことが出てきてると思うんですけども、二、三で構わないんですが、どういう意見が、どういう声が上がってきてるのかというのをお聞かせいただければ、これを３つ目の質問といたします。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　まず第１点でございますけれども、環境と経済が両立すると、２本立てのまちづくりが大切じゃないかと今議員がおっしゃいましたけども、全く私もそのとおりだと思っております。私がいつも環境一点突破といいますのは、何も環境だけに特化したということではなくて、特化したじゃなくて、環境一点突破というのは、環境を進めていくことによって、それからいろんな経済、ほかの部分も広がっていくんであろうという考え方をしているところでございます。あれもこれもではなくて、環境に特化して突っ込んでいくことによって、いろんな形として広がっていく。その焦点がしっかりしてくるんではないかなと、そういう思いで環境一点突破ということを今申し上げているところでございますけれども、考えてみまして、やっぱり水俣の歴史を振り返ってみますと、やっぱり命や健康をないがしろにした経済の成長のために、高度成長のために水俣が犠牲になったということだろうと思っております。したがいまして、環境の目指すところは健康であり命であると。だから、これをあくまでもやっぱり基盤に据えたまちづくりをしていかなければならない、そういうことは今も思っているところでございます。

したがいまして、もちろん環境モデル都市づくりと言っていますから、それで商店街の方に目が向かないとか、そういうことではないと思っておりますし、それを進めることによって、やっぱり並行しながら商店街は商店会として対応しなければならない。そんなふうには思っているところでございます。ただ、基盤に据えるのは、環境で飯が食えるかとか、そういうこともあるかもしれませんけれども、私が申し上げたいのは、やっぱり環境モデル都市を進めることによって、水俣市は本当に健康や命を大事にした、本当、真に豊かさを求めていくまちをつくるような環境にならないとということで、環境、環境ということも申し上げているつもりでございます。したがいまして、それと同様に環境と経済が両立する、それこそまさに持続可能な水俣のまちになっていくんではないかなと、そのようにとらえているところでございます。

それから緊急雇用対策の件でございますけれども、確かに、そうおっしゃるとおりだろうと思っているところでございますが、昨年の暮れでございましたけれども、申し上げたと思いますけれども、年を越すのにも困っているんだと、非常に厳しいんだと、何とかしてくれんかと、年も越されんぞというようなお申し出がありまして、じゃあ、これを早く手を打とうと、何とか手を打とうというようなことで打たせていただいたこともございます。そういったところから、まずは、とにかく長期的にきちっとした形でやる分も含めまして、今後、しっかり考えていかなければならない部分ではないかと思っております。

それから、53社を回ってどういう意見を聞いてきたかということでございますけれども、すみません、部長の方で答弁させます。

○**議長（松本和幸君）**　田上産業建設部長。

○**産業建設部長（田上和俊君）**　53社訪問して、どういう意見が出たかということでございますけ

ども、53社につきましてはピックアップして、例えば従業員数が多いとか資本金が多いとか、そういう形で順次訪問しておりますけれども、その中で一番大きかったのが、やはりつなぎ資金ですね、いろんな企業の業績等も落ちてるということで、つなぎ資金について、なかなかわかりづらいと、それをよく、しっかり情報を提供してほしいというのがございました。それと地元の企業について、なかなかネットワークとかそういうのがない状況ですので、そういうものを、自分たちの意見をきちんと吸い上げてくれるようなそういう取り組みはできないかとか、それと先ほど申しました、いろんな情報についても共有できるような形の制度をつくっていただけないか、そういうことが大体皆さん、大方の意見でございます。

今後、そういう例えば地元企業が、先日も言いましたけれども、いろんな情報の交換ができるようなですね、それとか企業間のマッチングとか、そういうのも検討する必要がありますので、環境テクノセンターの中に、例えば地場企業の支援センターとか、そういう違う意味で地場企業の皆さんが集まっていろんな情報交換できるような場を検討する必要があるかなというふうに考えています。

**○議長（松本和幸君）**　次に、第５次水俣市総合計画について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長　森　近君登壇）

**○副市長（森　近君）**　次に、第５次水俣市総合計画についてお答えします。

平成22年度実施計画の具体的な中身につきましては、本議会で、地方自治法第２条第４項の規定に基づき提案しております基本構想についての議決をいただくことができましたならば、その基本構想に基づいて策定をしていく予定でございます。

具体的には、議案として提出しています基本構想（案）の５ページに計画の構成と期間を示しておりますとおり、実施計画は2010年から2012年までの３年分を策定し、毎年度見直しを行ってまいります。また、平成22年度の当初予算は、市長選挙が行われたことに伴い骨格予算となっているため、今後進めてまいります６月補正の政策的経費の予算編成作業に実施計画を有機的に結びつけていきたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　今の副市長の答弁がありましたので、２回目の質問をさせていただきます。

ここに私も基本構想というのを案を持ってきておるんですけども、ただ、これは私の認識不足なのかどうかわからないんですが、実施計画は22年４月からスタートするわけですよね。今議会で議決をもらってということもあるんでしょうけども、その中身が、それをもらってから、議決をして、それを策定していくものなのか。私は、既にそういうものも中身はある程度つくった中でのというふうに認識をしておったもんですから、この質問をしたんですけれども、そこはどう

なのかというの、まず１点ですね。

それと、将来都市像ということでここに出ております。人が行き交い、ぬくもりと活力ある環境モデル都市水俣というのを描いてあるんですけども、ただ、この中には、例えば平成29年には人口が２万4,500人になっているだろうという想定したまちづくりというふうにあるんですよ。そうすると、人が行き交い、ぬくもりと活力のある環境モデル都市という部分と、今、２万8,000を切ろうとしてる約２万8,000、それが２万4,500に減るところを想定したまちづくりと、どうも何か整合性がとれないような感じが私はするんですね。当然、今、少子高齢化で人口が減ってるのはわかるんです。わかるんですけども、行政として、もうこれは自然現象でしようがないんだというふうにして、もう既に29年までにはこれだけの人口が減りますよ、想定の中でのまちづくりをしていくのか、それともそれに歯どめをかけて、できれば人口をふやすような施策をとっていくというまちづくりを目指すのか、この辺のちょっと説明をしていただきたいなというふうに、その２点、お願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　総合計画の第２の質問にお答えいたします。

基本的に基本構想ができる段階で、もう実施計画があって当たり前じゃないかというようなことの御質問だと思いますけども、基本的に、この構成のありますように、基本構想は議決事項で、基本計画につきましては、今もう事務レベルである程度作業を進めて、そういったものが柱としてはできております。これに肉づけをしていく。あと、具体的な事業をいつやるのか、あと予算をどうつけるのかというのは、一応今回議決をいただいた中でそれを進めていくということで、この５カ年の基本計画の大きな骨子につきましては、ある程度、事務方の方で今整理をしております。これについて、あと実施計画で22年度から３年分、どういう事業をやるかということをこれから詰めていくという形の作業を今予定しております。

また人口の問題につきましては、今もう２万8,000切って２万4,500想定で、どうするんだというのがありますけども、基本的にまちとしては人口が増加するようなまちづくりを進めていきたいということで、我々も、この総合計画に基づいて、まちが活性化していく、歯どめがかかる。そういったことを検討しております。ただ、想定人口としては、やはり人口が減少していく部分も社会現象としてありますので、実績としては、そういう推計が今なされてるということで掲げておりますけれども、人口につきましては、これ以上人口が減少しないように、いろんな施策を打ちながら、歯どめをかけるような形で、この総合計画の具体化について進めてまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　じゃ、もう一度ちょっと、確認なんですが、今、副市長の方が答弁されました、こ

の総合計画の基本構想に関しては、今議会の議決をもってということですよね。ですから、私が聞きたいのは、今、基本計画はある程度肉づけを事務方でやっていると、実施計画に関しても、じゃあ、議決がないとできないのかどうかということを私は聞きたかったんですよ。でないと、結局、さっきも言ったように、もう22年といったら４月、もう来月から始まるわけですよね。そうすれば、最低でも来年度ぐらいの実施計画あたりはできてるのが普通なのかなというふうに私は解釈するわけです。だから、それも議会の議決がないとできないのかどうかということを私はお聞きしたかったんです。ではないということであれば、なぜそこまでの計画はできてないのかというところを答弁をお願いします。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　基本的に、議会の議決事項は基本構想です。これに諮っていくということで、大幅な訂正等がありましたら、またそれは見直しをかけなきゃならないというようなことで、今後５年間に対する基本計画につきましては、今作業を進めてますので、結局実施計画もそれができないのかと言われれば、作業としてはできます。だから、それを今詰めてるということで、確かに今言われますように、少し議会への提案が遅くなったということは、ここで申し上げなきゃならない部分なのかなと思います。これが11月、12月ごろであれば、そういった形で終わった後でも間に合ったのかな。ただ、ことしは市長選挙がありましたので、市長の選挙で方向も変わる部分もありますので、そういったことも踏まえながら、今回の策定については慎重に進めてきたという部分もありますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、平成22年度当初予算について答弁を求めます。

　葦浦総務企画部長。

　　（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、平成22年度当初予算について、主要な事業にはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

　昨日の岩阪議員、塩﨑議員の御質問でも申し上げましたように、平成22年度一般会計当初予算は、２月に市長選挙が実施されたことから、骨格予算として編成し、政策的経費等については、肉づけ予算となる６月補正予算において対応することとしております。

　当初予算は、主に人件費、扶助費、公債費などの義務的経費のほか、経常的経費で実施に政策的判断を要しないもの、投資的経費のうち継続的に実施している国・県補助事業などで年度当初からの着手が必要なものを中心に計上しており、各款別の主な事業につきましては、提案理由の説明において、るる申し上げたところでございますが、改めて申し上げますと、第２款総務費に、地籍調査事業、電算システム管理運営経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地方バス路線維持対策事業などを上げております。第３款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、

自立支援給付費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療に係る経費、子ども手当支給費などを。第４款衛生費に、清掃施設管理運営費、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、健康診査事業、予防接種事業、市庁舎省エネ改修事業、水俣病資料館管理運営費。それから第５款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、アグリサポート体制整備支援事業、森林組合経営基盤整備事業、丸島漁港広域漁港整備事業負担金。それから第６款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、観光おもてなし研修事業、みなまた環境テクノセンターなどの施設管理運営費、九州新幹線全線開通に向けた観光振興事業費、消費者行政対策事業費など。第７款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道維持補修費、環境共生型住宅モデル整備事業など。第８款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費。第９款教育費に、小・中学校の運営経費、小・中学校再編成推進事業、学校エコ改修と環境教育事業、総合体育館・図書館などの施設管理運営経費、県民体育祭の準備経費、学校給食センター管理運営経費、動く絵本館運転事業などを計上いたしております。

また、昨今の厳しい雇用情勢に対し、県の緊急雇用創出基金事業により、各款に合計約１億6,000万円の予算を計上し、延べ109人の新規雇用を創出する予算でございます。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　それでは、２回目の質問をしたいと思います。

先ほどのローカルマニフェストのところでも、ちょっと市長の方から答弁がありました。観光おもてなし事業の委託費に6,250万というのが予算計上されてあるんですね。これは観光人材の育成ということで、先ほどの答弁もあったかと思うんですけども、その対象となる人ですとか、人数が25名と言われたんですかね。かなり金額的には大きい金額かなと思うんですけども、もう１回その辺を、じゃ、どういう形でやられるのかというのをまず１点ですね。

それから市庁舎の太陽光発電設備の設置に2,520万、これはきのうの質問でも出ておりました。この庁舎のどこかにということで、太陽光発電の施設を設置するということであったかと思うんですけども、御存じのように、この庁舎もやがて50年たつ、もう老朽化した庁舎で、私は以前から建てかえ問題等も質問しておりましたけれども、じゃ、これを設置することによって、環境モデル都市という部分での効果はあるとは思うんですけれども、いずれ、この庁舎もそういう建てかえというような時期も出てくるかなというふうに思うんですが、そうした場合に、これだけの予算をかけて今設置して、これが無駄にならないのかどうか。例えばきのうもありました、軽量で薄型のパネルを使ってということだって、じゃ、簡単に取り外しができたり移設ができたりというものなのかどうなのか。その辺も含めて答弁、２つ目の質問です。

**○議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　まず第１点は、観光おもてなし事業で、人数25人の大体予算的に

は6,500万ぐらいになるんですけれども、これにつきましては、市内の観光旅館を主体に、旅館の方に募集をかけて、そこで実際に研修をしながら、仕事も覚えるというようなことで、旅館の賄い、あるいは客の接客等を主体に勉強しながらノウハウを蓄積していただいて、あわよくば、それが雇用につながって、そのまま永続雇用につながっていくという形の事業というふうに我々は考えて今進めておるところです。

それから、太陽光の問題につきましては、今議員おっしゃったように、実は庁舎につきましては、もう当初から我々は調査する以前からです。耐震的には非常に問題があるというようなことを言ってまいりましたけれども、これにつきましては、太陽光発電のパネルそのものについては、私、きのうも申し上げましたように、非常に薄型のやつが出てきて軽量化がなされてきてまして、実は全部、パネルだけでいきますと、350キロぐらいの重さになるんですけども、ただ、その前に、それを固定するための基礎の部分とフレームというのは必要になります。ですから、その部分が、あるいは３トン、４トンというふうになっていきますと、架台にかかる部分というのは非常に問題かなという部分もございます。

ただ、庁舎自体はですね、本庁舎もありますし、水道もございます。教育委員会もございますし、秋葉もございます。ですから、それで重さ、あるいは設計をいたしまして、どういうふうになるかというのは、十分検討をしたいというふうに思っておりますけれども、将来的な庁舎の建てかえの部分を、それも考えながら決定していくというのが大事じゃないかなというふうに思っています。

**○議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

**○髙岡利治君**　じゃ、３回目の質問ですけれども、この観光おもてなし事業に関しては、今、部長の方から答弁がありました。せっかく、これだけの予算を使ってやるわけですから、育成をするということであるんで、やはり私は、ただ行政はお金だけを出してやれということではなくして、やはりきちっと旅館の経営者の方々も、その辺は十分理解をしていただいて、これだけのお金を使ってやるんだから、自分たちのメリットになるようなことも、経営者の方々も自覚をしていただきたいと、やっぱりその辺は十分にその方々と話し合いをした中で進めていただきたいというふうに思います。

それから、この太陽光の分に関しても、今言われたように、じゃ、建てかえしたときには、もう使い回しがききませんよというようなことができればないように、移動ができるような、そういうものも十分検討された上で設置をしていただければというふうに思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、工事発注について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、工事発注について、業務発注に係る指名競争入札及び随意契約時の業者選定を行うに当たってどのような基準で実施しているかとの御質問にお答えいたします。

まず、建設業法第２条に規定される建設工事の入札につきましては、水俣市建設工事請負契約業者選定要綱に基づき選定しているところです。具体的には、本市に入札参加資格審査申請書を提出し、資格認定を受けた者の中から、28種類の工種に応じて選定をしていますが、市内に本店等を設置する土木工事及び建築工事業者につきましては、経営事項審査結果の総合評点、工事成績などをもとに格付を行い、設計金額に応じて指名業者を選定しております。

また、物品購入、業務委託に係る入札につきましても、同様に市に入札参加者資格審査申請書を提出していただいた後、有資格者の中で資格審査申請時に提出された入札参加を希望する営業の種目をもとに選定をしております。

次に、随意契約につきましては、地方自治法施行令に基づき行っておりますが、随意契約の条件として、まず水俣市財務規則に定める額の範囲内の安価な契約をするとき、また業務内容により受注者が特定しているとき、価格のみでなく商品の品質・性能などを総合的に判断して受注者を決定するプロポーザル方式によるとき、災害や事故の発生により入札を行ういとまがないとき、競争入札に付することが不利と認められるときなど種々の要因をもとに実施しております。随意契約では、競争入札の際の入札参加者資格審査申請書の提出による資格認定といった基準は設けておらず、個別の契約に応じ、適宜実施している状況です。

しかしながら、いずれの契約による場合も、市内業者に施行能力があると認められる案件につきましては、優先的に選定することに努めておりますが、一方で、市内に施行できる業者の数が限られる場合もございますので、その際には、適正な価格競争を図るという観点から、市外業者も入れたところで選定を行っております。

○**議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

○**髙岡利治君**　入札、それから随契とあるんですけども、１つは、なぜこれをお聞きしたかというと、やはり昨年の３月議会で水俣市中小企業振興基本条例を制定して、できるだけ地元業者を使うようにということもあります。ただ、お聞きしたいのは、じゃ、今言われた経営審査というのは、例えば受ければ、すぐそれが有効として使えるのか。それとも、次年度といいますか、４月１日、例えば県あたりは翌年度からというような形かと思うんですけれども、それは市としては、どういうふうな形をとっておられるのか、そこを１つお聞きします。

○**議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　経営審査後、すぐに入札に参加できるかという話だと思いますけれども、限度額というのがありまして、参加資格、500万以上ですと、審査資格が必要です。500

万以下ですと、必要ございませんので、それは即参加できると。ただ、500万以上の入札については、１年間待っていただくというシステムになっております。

○**議長（松本和幸君）**　髙岡利治議員。

○**髙岡利治君**　ということは、その審査を受けてから１年ということですか、それとも年度で、じゃあ、例えばことしの11月受けても、来年度の４月からはできるのか、それとも11月に受ければ、来年度の11月からしか参加できないのか、その１年というのは幅があると思うんですよね、今言った解釈の中に。それをもう１回ですね。

それと、契約後に、例えば市と契約をする業者がおります。それを下請に出したりする業者も当然おりますね、入札の場合は４割ということは決められていると思うんですけども、請負金額の、だったと思うんですよね。それも中には例えば市外の業者に下請を出してみたりとかと、いろんな問題も今出てますね。特殊なものであれば難しい部分はあると思うんですけども、そうじゃない通常のものは、やはり市内の業者の下請あたりも出すべきだと思うんですけども、そこは契約の中で、例えば、そこまできちっと行政の方でも、指導というと、ちょっと重い言い方になるんで、要請とか、そこまでちゃんと使うのであれば、市内業者を優先に使ってくださいよというようなこともやってるのか、それともやってなければ、今後はそういうところも考えていくのか。以上２点、最後に質問します。

○**議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　先ほどの審査資格後の話ですけれども、あれにつきましては、申請後１年ということで御理解いただきたいと思います。

それと、市の方で下請についての要請については、実は常々これについては、契約上は持ってないというふうに思いますけれども、契約するときに、市内業者を使っていただくようにというようなことも含めて、それは話をしているというふうに思っております。

○**議長（松本和幸君）**　以上で髙岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後２時44分　休憩

---

午後２時54分　開議

○**議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○**川上紗智子君**　皆さん、こんにちは。

日本共産党議員団の川上紗智子でございます。

市長の２期目が始まりましたけれども、ぜひ命を守る、市民の命を守るということをしっかりと土台に据えて、しかも多くの市民が暮らしやすい、そんなまちづくりを進めるために力を尽くしていただきたい、そのことをまず申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず、１、後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

自民党・公明党政権のもとで、75歳以上を別枠とする後期高齢者医療制度が始まりまして、この間、高齢者のみならず、多くの方々から、こんな制度は廃止した方がいい、もうやめてほしいという叫びや願いが大きく広がりました。そんな中で、昨年の衆議院選挙で、その制度の廃止を公約に掲げた民主党を中心とした政権が誕生しました。願いを持っていらっしゃった方は本当に期待をされ、喜ばれたと思います。私も喜びました。ぜひ廃止してほしい、そう思いました。ところが、民主党政権は廃止を４年後に先送りをしました。私は一日も早く、こんなひどい制度は廃止をさせたいという思いで、以下質問をさせていただきます。

①、現在の75歳以上の人は何人いるか、今後の人数の推移はどうなるのか。

②、今後の医療費の伸び及び保険料の見通しはどうか。

２、障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用について。

障害者控除というのは、納税者本人や扶養家族などが障がい者の場合、所得税・住民税の所得控除ができるものですけれども、障害者手帳がなくても、65歳以上の高齢者で障がい者に準ずる人は、市町村長などの認定で控除を受けることができるとなっています。

①、このことについて、厚生労働省から来ている通知はどのようなものか。

2006年、平成18年12月議会で、私どもの議員団の野中重男議員が一般質問でこの問題を取り上げました。平成18年度、本年度から65歳以上の高齢者の介護保険料は、すべての人において20%値上がりした。さらに小泉内閣のときの所得税法改正によって所得税・住民税が上がり、20%にさらに上乗せをして上がった人たちがいる。この人数は何人かと尋ねた上で、市町村長の障害認定で要介護認定者は所得税・住民税・介護保険料が減額される。早急にこの制度を新設したらどうかと質問をしました。それに対して吉本部長は、介護認定者の障害者控除制度については、今すぐ実施するという状況にはないが、検討していきたいと答えています。同時に市長は、議員の要望のとおり、その方向で検討していきたいというふうに答えておられます。

そこで、②、その後、この平成18年度の一般質問以降、どんな検討をされてきたのか質問します。

③、この制度の県内のほかの市の取り組み状況はどうか。

３、子どもの医療費助成について。

せめて、子どもが病気のときはお金の心配もなく医者にかかれるようにしてほしい。これは多

くの親の願いです。私は、今度の市長選挙で宮本市長が、小学６年生までの助成を公約にされた。このことを聞いたとき、大変うれしかったです。歓迎です。

そこで質問をいたします。

前の議員の質問にも同じものがございましたが、あえて質問させてもらいます。

①、小学６年生までの助成はいつ提案をするのか。

②、実施予定はいつか。

③、現物給付でするのか。

④、そのための財源はどれぐらい必要か。

以上で本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、後期高齢者医療制度及び障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用については福祉環境部長から、子ども医療費助成については私から、それぞれお答えいたします。

**○議長（松本和幸君）**　後期高齢者医療制度について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　まず、後期高齢者医療制度について。

現在の75歳以上の人の人数と今後の人数の推移についてお答えします。

75歳以上の人は、住民基本台帳人口において、平成22年２月28日現在で4,855人であります。今後の推移につきましては、これに74歳から70歳の各年齢階層の人口を加え、75歳以上の年間の死亡者数を300人と仮定しますと、１年後の平成23年２月末には4,973人、２年後には5,068人、３年後には5,173人、４年後には5,230人、５年後には5,264人と試算されます。

次に、今後の医療費の伸び及び保険料の見通しについてお答えします。

後期高齢者医療制度につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者として医療給付や保険料の賦課を行っております。医療費につきましては、広域連合において、平成22年度及び23年度の医療給付費の見込がなされておりますが、県全体で平成22年度は約2,372億4,000万円で、前年度から6.36％の増加、平成23年度は約2,520億5,000万円で6.24％の増加が見込まれております。そのうち、本市分は平成22年度が約46億7,000万円で、前年度から5.01％の増加、平成23年度が約49億1,000万円で5.18％の増加となっております。

この増加の要因としましては、１人当たりの医療給付費が増加傾向にあることと被保険者の増

加が見込まれることが挙げられます。保険料につきましては、２年ごとの保険料率の改定により、平成22年４月から新たな保険料率となります。平成22年度及び23年度の保険料率は、均等割額が現行の４万6,700円から300円ふえて４万7,000円、所得割率は8.62%から0.41%増加し、9.03%となっております。これは、医療給付費の増加に加え、前回の保険料算定では制度開始当初であったため、23カ月分の医療給付費を算定基礎としていることに対し、今回は24カ月分を見込んでいること、後期高齢者負担率が改定となったことにより保険料負担が上昇するためです。ただし、保険料の大幅な上昇を抑制するため、平成20年度及び21年度の保険料剰余金や熊本県財政安定化基金からの交付金を財源として充当することとし、法令等の改正の手続が進められております。その結果、単純計算で１人当たり保険料額は７万6,097円から７万8,199円となり、2,102円の負担増となりますが、各種軽減の適用では５万443円から５万1,931円となり、1,488円の増加となることが試算されております。

○**議長（松本和幸君）**　川上紗智子議員。

○**川上紗智子君**　今の御答弁でもわかりますように、医療費、医療給付費もふえる。75歳以上の人口もふえるということになっております。後期高齢者医療制度の保険料というのは、お話にもありましたように、２年ごとに改定をされ、医療給付費、医療費と75歳以上の人口増加に伴って際限なく上がる仕組みになっています。それで熊本県も上がったというふうにも言えるかもしれませんけれども、この間、当初、政府は何の手だても講じなければ、全国平均で14%程度上がると説明をしていました。この後期高齢者医療制度を運営する各都道府県の広域連合に対して、お話にもありましたけれど、2008年から2009年度の保険財政収支の剰余金や保険料収納額の不足などに備えた財政安定化基金を使って値上げを抑えるよう呼びかけると同時に、さらに抑制をするために国庫補助を行うことを検討すると昨年の10月に事務連絡をしていました。ところが、この言明を政府はほごにして国庫補助を行わなかったために保険料が大幅に上がる都道府県が続出をしています。熊本県もその一つと言えるかもしれませんが、全国的に保険料の引き上げをしているところが大勢ではありません。

全国的な対応を見てみますと、引き上げを予定しているのは21都道府県、据え置くと言っているのが15県、引き下げると言っているのが８県、検討中が３県、九州内を見ますと、引き上げは熊本県、据え置くと言っているのは佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県、引き下げると言っているのは宮崎県、検討中が福岡県というふうになっています。決して値上げが当たり前ではありません。せめて据え置きをすべきではなかったかと私は思います。

このままこの法律の廃止が先送りにされるならば、2012年度にはまた改定の時期がやってまいります。確実にこのままいけば上がるのは火を見るより明らかです。この間、高齢者の方々はさまざまな負担がふえて、何とかしてほしい。これじゃ生きていけない。そういう声を上げていら

っしゃるにもかかわらず、このひどい制度がこれから先も引き続きやられる。到底、見過ごすわけにはいきません。

しかも先日、民主党が言っておりますように、すぐに廃止をするのではなくて、新しい制度ができたらそれに変えるというふうに言っておりました新しい制度の案のようなものが新聞記事に載っておりました。皆さんもごらんになったかと思いますが、これは熊日新聞の見出しですが、「高齢者医療、後期制度廃止後の新制度案、65歳以上国保に加入、財政運営、現役とは別に」となっています。私はこの見出しを見た瞬間、なぜと思ったことがあります。それは、なぜ現役と別にする必要があるんでしょうか。国保に加入まではまだわかるのですが、現役とは別にということが書いてありますし、それが中身として盛り込まれています。現役世代と別にするのであれば、今75歳以上を差別して、75歳以上を一くくりにしてやっている制度と変わらないどころか、さらに65歳以上と枠を広げて別枠にして差別をすることになりはしないでしょうか。確かに新しい制度は早急に求められています。けれども、今の後期高齢者医療制度のさまざまな問題点を解決する制度でなければつくる意味はありません。高齢者の皆さん方を差別することなく、必要な医療はきちんと受けられる。そして保険料の負担を高齢者に押しつけない。そういう制度が必要ではないかと思うのです。

そういう国民の願いをしっかり受けとめた制度をつくるためにも、まずは今のひどい制度を今すぐ廃止をして、そして新しい制度を国民の声も聞きながらつくるべきだと私は思います。ぜひ、市長におかれましては、さまざまな場で、このひどい制度は早く廃止をすべきだということを言っていただきたいし、議会としても、そのことをぜひ意見書として上げていかなければならないのではないかというふうに思います。市長にはそういう要望と、それから最後になりますが、議長におかれましては、広域連合の議員として出ていっていただいております。ぜひ高齢者の切なる願いを後期広域連合議会に反映していただきますよう、これも要望してこの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　次に、障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用についてお答えします。

まず、厚生労働省から自治体に来ている通知はどのようなものかとの御質問にお答えします。

高齢者への障害者控除の適用に係る通知については、厚生労働省から県へ出された平成14年８月１日付事務連絡であり、老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについて、その内容と市町村への周知の依頼が記載されております。

通知の内容は、年齢65歳以上の者で、知的障害、または身体障害者手帳６級以上の障がいに準ずる状態であると市が認める方及び６カ月以上寝たきり状態にあり、複雑な介護を必要とされる方は、市が認定書を交付することにより障害者控除の対象とすることができるというものであります。

なお、認定する場合には、その方の状態の程度に応じて、障がい者と特別障がい者に分けられますが、認定の基準設定や具体的な認定方法については、それぞれの市町村にゆだねられております。

次に、2006年12月議会の一般質問でも取り上げられたが、その後どんな検討がされたのかとの御質問にお答えします。

前回の答弁におきまして、県内で既に実施している市が２市、今後実施予定が３市という状況の中で、県内他市の状況を参考に、市の財政事情や介護保険財政への影響も考慮し、実施に向けて研究を進める旨のお答えをしているところでございます。

その後、県内都市の実施状況を確認し、現在では多くの市が制度を導入しているところであり、市の財政事情が悪化する中で、制度を導入することによって税収や保険料収入が減少することも予想されますが、認定基準の設定等を含め積極的に検討してまいります。

次に、県内の他市の取り組み状況はどうかとの御質問にお答えします。

現在の状況で見ますと、14市中12市が実施しております。しかし、その認定区分において、障がいに準ずる状況の基準を、寝たきりの状態のみ対象としている市や、何らかの支援を要する方からすべて対象とする市、また介護度で区分する市など、さまざまな対応をとっておられます。本市としましては、他市の状況を参考にし、本市に合った内容での制度導入の準備を進めてまいりたいと考えます。

**○議長（松本和幸君）**　川上紗智子議員。

**○川上紗智子君**　厚生労働省からの通知は2002年、平成14年に来ていたということですけれども、これは前市長のときだったと思いますが、そのときも、それを受けて水俣市ではこの制度をつくらなかった。平成18年の野中議員の質問以降も今に至るまでできてない。周りを見ると、14市のうち12市がやっている。資料を見ますと、大体、平成18年から19年の間でそれぞれの市が要綱をつくり、実施を始めていることがわかります。私は、市民の皆さん方の利益になることをもっと早くやってほしかったというふうに切に思います。ましてや、この間、さまざまな負担がふえて、何とかしてほしいという声が上がっているにもかかわらず、このことに手をつけられてなかった。手はつけていたけど、実施に至っていなかったというのはとても残念に思います。積極的に検討していきたい、取り組んでいきたいということでしたけれども、積極的に、かつ早急に私は実施をしていただきたいというふうに思います。

ついでに申し上げれば、お隣の出水市も平成19年の８月には実施をしています。ぜひ、2011年度、平成22年度の確定申告に間に合うように実施をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　実施する方向でということで御答弁申し上げましたけども、今、議員の方から申されましたように、できるだけ早急に実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　川上紗智子議員。

**○川上紗智子君**　ぜひ、よろしくお願いいたします。その際ですが、くしくも多くの自治体がこの制度に取り組んでおります。そこで、いろんな問題点や課題も明らかになってきてるようなんですが、１つは、当事者や障がいを持つ高齢者の家族の皆さんを初めとして、当事者の方々にこのことが周知徹底をされない。なかなか周知が難しいということがいろんな自治体で課題となっているようです。周知をされなければ、知らないままで、このことを適用を受けることはできません。ぜひとも、ほかの自治体を参考にされるのであれば、そういう点もぜひ参考にしていただいて工夫をしていただき、周知徹底できるようお願いしたい。このことを要望して、この質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、子どもの医療費助成について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　次に、子どもの医療費助成についての御質問に順次お答えします。

小学６年生までの助成の提案と実施時期については、谷口議員の御質問にお答えしましたとおり、平成22年６月議会に予算及び条例を提案したいと考えており、年度内のできるだけ早い時期に実施できるよう準備を進めたいと考えております。

現物給付でするのかについては、手続などに係る市民の負担が少なくなるように、現段階では、現在の乳幼児医療費助成と同様に、市内の医療機関での通院であれば現物給付で行い、入院等の高額な医療費の場合及び市外の医療機関で受診した場合については償還払いでの助成を行いたいと考えています。

そのための財源はどれくらいかについては、真野議員の御質問にお答えしましたとおり、助成対象を小学６年生まで引き上げた場合の試算で、2,200万円から2,500万円程度の増額が見込まれております。

**○議長（松本和幸君）**　川上紗智子議員。

**○川上紗智子君**　福島県のある村の村長さんがおっしゃっているんですが、少子化は国の大問題だ

が、国がやらないでは済まされない。地域社会が崩壊する。産みやすく育てやすい環境をつくることが、次世代をつくり、村づくりにもなる。それが自治体の仕事だというふうに言われています。

小学６年生まで早急に助成をしていただく、これは大歓迎ですけれども、さらに中学３年生まで助成をしていただきたいというのが私の思いです。今、貧困と格差の問題が大きな問題になっておりますが、子どもの貧困ということで、家計の都合で病院に行けず、保健室に来て薬をもらう。そんなことも聞こえてまいります。そういう点では、中学３年生までさらに拡大していただきたいという思いなのですが、もし、そうなるとすれば、どれぐらいその費用はかかるのか、２回目の質問をさせていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　３年生までに拡大した場合の金額でございますけれども、先ほど申し上げた水俣国保の医療データをもとに試算した方法で試算した場合、就学前までと比較しますと、2,356人で3,300万から3,800万円の増というのが見込まれる。3,300万円から3,800万円ぐらいが見込まれるということで、小学校６年生までと比較いたしますと、さらに850人ということで、1,100万円から1,300万円の増ということが見込まれるということでございます。よろしゅうございますか。

**○議長（松本和幸君）**　川上紗智子議員。

**○川上紗智子君**　全国的には、都道府県単位で見ますと、35の都道府県が通院、入院とも小学校入学前まで助成をしています。中には小学校６年生だったり、中学３年生だったりというところもあります。熊本県は残念ながら、その35県の中に入っていません。９県しかない４歳未満の助成しかない県の一つです。この各県それぞれ国の制度がない中、助成制度をつくってやっているわけですけども、それにさらに上乗せ助成をして、全国の市町村では県よりもレベルの高い助成を今しています。中学３年生まで助成をするというのは、少しずつ大きな流れになってきています。

日本共産党の衆議院の穀田恵二議員は先日の国会で、国の制度として、子どもの医療費を就学前までやるべきではないかということで質問をしておりますけれども、それに対して鳩山首相は、優先課題として扱いたいテーマだと理解するという答弁をされています。私はぜひ、国に対しても県に対しても、特におくれている県に対しては、もっと助成の対象年齢を引き上げるよう、そして国に対しては、国として子どもの医療費を助成する制度をつくるように、市としても声を大にして言っていただきたいというふうに思います。同時に、今すぐには無理でも、市長の任期中に、ぜひ中学３年生までの実施をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、国に対しては要望していただきたいことがあります。それは、子どもの医療費の窓口負担を助成している自治体に対して、調整ということを言って国民健康保険の国の負担分を減

らすということが政府によってやられています。これは自民党・公明党の政権時代から行われてきたことです。ぜひ、こういうペナルティーを科すようなやり方をやめてほしいということも要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、今回は小学校６年生までということで広げさせていただきました。まず、その結果を見せていただいて、さらに検討させていただければなと、どういう状況が出てくるのか、まだはっきりしたところはわかりませんので、そういう結果を見ながら検討させていただければと思っております。

また、今御要望がございましたことにつきましては、ぜひ市長会等も通しまして、それぞれお願いをしてまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前９時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後３時28分　散会

平成22年３月11日

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録
# （第４号）

## 一般質問・質疑

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録（第４号）

平成22年３月11日（木曜日）

午前９時30分　開議

午後３時０分　散会

（出席議員）　18人

| | | |
|---|---|---|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 髙岡利治君 |
| 塩﨑信介君 | 川上紗智子君 | 福田　斉君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中　功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員）　なし

（職務のため出席した事務局職員）　５人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | （牛迫秀基君） | 次　　長 | （松永伸二君） |
| 議事係長 | （栄永尚子君） | 総務係長 | （岡本広志君） |
| 書　　記 | （渕上大輔君） | | |

（説明のため出席した者）　12人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　　長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森　　近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） |
| 産業建設部長 | （田上和俊君） | 総合医療センター事務部長 | （桑畑達美君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （上村　　彰君） | 水道局長 | （盛下修一君） |
| 教育次長 | （坂本　　彰君） | 総務企画部総務課長 | （本山祐二君） |
| 総務企画部企画課長 | （栄永徳博君） | 総務企画部財政課長 | （渕上茂樹君） |

○議事日程　第４号

平成22年３月11日　午前９時30分開議

第１　一般質問

１　西　田　弘　志　君　　１　経済振興策について

２　教育問題について

３　新エネルギー施策について

４　自転車のまちづくりについて

５　みなまた未来コンサートについて

２　牧　下　恭　之　君　　１　自然災害、教訓忘れず確かな備えを

２　予防医療について

３　教育問題について

４　安心できる介護制度へ

３　中　原　泰　子　君　　１　子どもの教育環境について

２　学校管理費について

３　職員の勤務形態について

４　環境大学について

第２　議案の訂正について（議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

（付託委員会）

第３　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について　（総務文教）

第４　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について　（厚生）

第５　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

（厚生）

第６　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　（総務文教）~~（厚生）~~

第７　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第８　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第９　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第10　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第11　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制

定について　（厚生）

第12　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第13　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第14　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について　（厚生）

第15　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算　（各委）

第16　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算　（厚生）

第17　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算　（厚生）

第18　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算　（厚生）

第19　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算　（厚生）

第20　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算　（産業建設）

第21　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算　（厚生）

第22　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算　（産業建設）

第23　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について　（総務文教）

第24　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について　（総務文教）

第25　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）　（総務文教）

第26　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）　（厚生）

第27　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）　（厚生）

第28　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）　（厚生）

第29　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）　（産業建設）

第30　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）　（産業建設）

第31　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）　（産業建設）

第32　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）　（産業建設）

第33　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）　（総務文教）

第34　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）　（総務文教）

第35　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について　（総務文教）

第36　議第44号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について　（総務文教）

第37　議第45号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）　（各委）

第38　議第46号　平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号）　（厚生）

第39　議第47号　財産の取得について　（総務文教）

平成22年３月第１回水俣市議会定例会陳情文書表放

| 受理番号 | 件　　名 | 代表者の住所<br>及 び 氏 名 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|---|---|---|---|---|
| 陳第５号 | 葛渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について | 水俣市葛渡563<br>松本　國司 | | 総務文教 |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前９時30分　開議

**○議長（松本和幸君）**　ただいまから本日の会議を開きます。

---

**○議長（松本和幸君）**　日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例１件、補正予算２件、議決案１件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、議案の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情１件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第４号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

**日程第　１　一般質問**

**○議長（松本和幸君）**　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め１人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

**○西田弘志君**　皆さん、おはようございます。

朝日会、西田でございます。

２月の市長選、焦点になりましたのは、経済優先か、また環境優先かというものでありました。宮本市長が言われる環境を通した経済発展というものを水俣市民は選択をいたしました。これは20世紀、経済優先から21世紀は地球環境優先、特に先進国と言われるＧ７、今はＧ８となりまし

たですが、これらの国は次世代に残す地球環境を考えた経済政策が求められております。

しかし、これだけ経済が冷え込んでまいりますと、環境と経済の両立というものが早急な課題というふうに言われております。当然、国にもこういった政策が求められております。また、それは地方自治体も同じだというふうに思います。

今回、一般質問の中で幾度となく取り上げられました経済対策振興室の質問は、そのあらわれだというふうに思っております。それだけ市民からも経済対策に期待がかかっているところであります。市長が１期目に先頭に立って産廃問題を解決したように、次は経済対策に本腰を入れるべきではないでしょうか。今、政府はコンクリートから人へと言われております。むだな橋、ダム、そういったものをつくるよりは、子ども手当、高校の無料化、農家の戸別補償で、直接お金を配ってしまう、そのような政策が行われようとしておりますが、公共事業を減らした分、景気が冷え込んで失業者がふえると、またこれもプラス・マイナス・ゼロになるのかなというふうにも思います。やはり、お金をどこに使うかであり、新しい産業が生まれることに配分して、働く場所をつくることが必要ではないかと思います。

今国会で温暖化法案が出ると準備をしてあります。2020年までに$CO_2$の25%削減、また電気の高値買い取りなども含まれていると言われております。こういった規制が法制化されますと、宮本市長が言われる太陽光発電の設置の普及などは、一気に進むんじゃないかというふうに思います。

やはり、環境で新しい産業を興さない限り、日本はよくならないということです。高度成長時代の国土整備で建設業が爆発的にふえて、土木技術が発展し、働く場所がふえました。車の排ガス規制のとき、日本車は対応し、世界の自動車産業で競争力がついて、自動車産業は多くの雇用を生みました。今度は温暖化の規制で新しい産業に投資や国の補助がいき、環境産業が世界に競争力を持ち、働く場所ができること、それが宮本市長が言われる環境で飯が食えるという意味ではないかというふうに思っています。環境で飯を食うというのは、水俣だけの問題ではなく、日本全体の問題だというふうに思っております。水俣市民が選択した今回の市長選が、間違いなかったことを、今度の４年間でぜひ実証していただきたいということを思いつつ、以下質問をさせていただきます。

１、経済振興策について。

日本の経済が縮小し、不況風があふれる中、現状を打開するために市民から経済対策に期待がかかるところであります。水俣だけよくなるのは難しいと思いますが、市としてできる施策は早目に打っていただきたいという思いから、以下質問をいたします。

①、マニフェストに掲げた総合経済対策室の考え方についてお尋ねします。

②、経済振興策は雇用対策につながります。現在の雇用情勢をどう認識しているかお尋ねいた

します。

③、前回、完売となったプレミアム商品券の今後の考え方についてお尋ねいたします。

２、教育問題について。

近年、自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、アスペルガー症候群など、いろんな症状を持った子どもがふえています。これらを踏まえ、以下質問をいたします。

①、市内の小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちについて、どう把握しているかお尋ねします。

②、今後こういった子どもたちの支援をどう考えるかお尋ねします。

③、特別支援教育支援員の役割と現状をお尋ねします。

④、あじさい教室の現状をお尋ねします。

３、新エネルギー施策について。

環境モデル都市として、地球温暖化防止につながる化石燃料に頼らない新エネルギーの導入促進は重要だと考え、以下質問をいたします。

①、竹によるバイオエタノール生産のメリットをお尋ねします。

②、ここ数年、竹によるバイオエタノール構想があり、国の補助事業に申請をしながら、実証プラントに着手を目指しているが、今後の見通しをお尋ねします。

③、バイオエタノール構想には、地場企業の参画もあるのかお尋ねをいたします。

４、自転車のまちづくりについて。

$CO_2$の削減につながる自転車のまちづくりが少し目に見えてまいりました。小さな行動がやがて大きな成果につながるという思いから、以下質問をいたします。

①、自転車市民共同利用システムの考え方についてお尋ねします。

②、今後の自転車のまちづくりの展開をお尋ねいたします。

５、みなまた未来コンサートについて。

先日、実行委員会で協賛企業の社長のコンサートに対する思いをお聞きし、このすばらしいコンサートを成功、定着させてほしいという思いから、以下質問をさせていただきます。

①、コンサートの概要についてお尋ねします。

②、コンサートに来ていただいた人に、水俣を見てもらうことや宿泊につなげる必要性についてお尋ねします。

③、環境モデル都市として開催するには、エコロジーがテーマの１つになり、環境を意識したコンサートとして実施すべきと思うが、考え方についてお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済振興策については私から、教育問題については教育次長から、新エネルギー施策及び自転車のまちづくりについては副市長から、みなまた未来コンサートについては産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

まず、マニフェストに掲げた総合経済対策室の考え方についてお答えします。

現在、本市の経済状況は一昨年末以来の世界的な景気後退の影響から、我が国と同様に大変厳しいものとなっています。また、今回の選挙を通して景気回復、経済活性化、どうにかならないかとの声が大きく寄せられ、市民の皆様の期待も最も大きいものでありました。

そこで、私は経済産業振興施策を最重要課題として掲げ、市民の皆様が安心して暮らせますよう、全力で取り組んでまいる所存でございます。

昨年４月に商工観光振興室内に企業誘致対策係を設置し、企業誘致の促進、地場企業の育成、雇用対策に積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、昨今の厳しい経済状況を考えると、経済対策に関する施策をより有効的に展開していくためには、農林水産、土木建設、医療、介護、福祉、環境などの各事業と連携させながら総合的に対応しなければならないと考えております。

そのために、経済・雇用のさまざまな課題に庁内関係部署と連携し、総合的かつ機動的に対応していく部署として、来年度から総合経済対策室を設置しようとするものです。

次に、現在の雇用情勢をどう認識しているかについてお答えします。

雇用情勢につきましては、水俣地域の有効求人倍率は、昨年４月は0.22倍でありましたが、９月では0.24倍、１月では0.3倍と若干ではありますが上昇しております。しかしながら、依然として大変厳しい状況にあることは変わりございません。水俣市内の経営状況につきましては、昨年10月より商工観光振興室におきまして、現在まで地場企業53社の訪問を行い、経営状況、雇用状況などの把握に努めてきております。訪問した企業の皆様からは、一昨年末以来の世界的な景気後退の影響を大きく受けており、経営状況、雇用状況は大変厳しいとお聞きしております。本市の企業におかれては、このような厳しい状況の中にも、国の雇用調整助成制度、市の融資制度などの各種制度を活用され、何とか雇用の維持、確保に努力されているのが現状であり、依然、本市の雇用情勢は大変厳しいものであると認識しております。

次に、前回完売となったプレミアムつき商品券の今後の考え方についてお答えします。

商品券の販売は経済の活性化を促す一つの大きなきっかけになると考えておりますので、今後、時期を見て、実施する方向で検討してまいります。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

○**西田弘志君**　経済総合対策室につきましては、もう何回も今議会で取り上げていただいて、大体中もわかっておりますが、前回、市長が産廃対策室をつくって、産廃阻止というものに一生懸命やられたわけですが、私が考えるには、今、商工観光の中に対策室をつくるという考えで進んでいるというふうに答弁、１日目、２日目で聞きましたですが、できればですね、これ質問としてさせていただきますけど、市長直属の対策室として置いて、各課横断できる、当然経済対策ですから、土木、農林水産、商工、もう各課を横断できるような対策室としてやっていただけないか、水俣のやっている施策が水俣の経済にどう影響するか、刺激策となるようなものか、また地元経済の浮揚につながるものか、そして、ひいては雇用につながるのか、そういったものを精査、吟味するような対策室にしてもらいたいなというふうな思いがありますんで、その辺をひとつ市長、質問をさせていただきます。

雇用対策につきましては、ハローワークに私もこの間行って、ちょっと話を聞いてきたんですが、ここにあるのは12月現在で0.30、熊本県が0.39、日本全体で0.46、悪い水俣も0.30でも悪いですけども、これ今、日本じゅう悪いということですね。言われていたのが、名古屋でも今悪い。リーマンショック以降、名古屋は1.0以上、いつもあるようなものだったけど、リーマンショックが去年、おととしの秋でしたね、それ以降はもうやっぱり0.5を下回っている、あの名古屋でさえそうだということですね。これを見ますと、水俣が0.30、2008年が0.32、2007年0.36、ずっとさかのぼって見ても、もう0.3、4、もうその辺でずっとなんで、雇用という部分はほとんど変わってないというのが現状だと思います。市長が今いろんな形でトップセールスで企業連れてこいという意見がたくさんあります。それはそれで当然だと思うんですけど、ここ10年、もう何十年って同じようなことでやられても、なかなか雇用というものがうまく伸びていないという現状を考えますと、やっぱりもう小さいところにどんどん手をかけてやるというのがやっぱり必要じゃないかなと思います。

初日に塩﨑議員が商店街の靴屋さんの話をされました。熊日新聞に載って、載ることによってよそから注文が来たりしているということだったです。もうその商店街の靴屋さん、私もよく知っていますし、市長もそこの靴屋さんの靴を履いてるんじゃないかなと思うんですが、結局ですね、もう当然企業誘致は大事ですけど、地元のそういうちっちゃいお店から、お店、人、企業、いろいろないっぱい企業ありますので、そういったことを今、回っていらっしゃるということですけど、もっとそういうところに直接何か手伝うことができないかというのを、やっぱりやっていくべきじゃないかなと、個別にそこだけやれっていうのはあれですけど、やっぱり頑張っているところに応援してやるのが行政の仕事じゃないかなと思うんです。もう商店街、なかなか寂しい、厳しいってもうここ何十年も言われているわけですから、この市庁舎の下で物販を何かできるような形をするとかでもいいですし、飲食店いっぱいあります、そういったところのチラシつ

くったら、各課にどこかおけるようにするとか、そういった細かいところで支援していくのも一つの手じゃないかな。やっぱり地元のところが少しでも潤っていただいて、雇用が生まれれば、大きいところ来なくても、そういうところを地道にやるべきだというふうに思っております。

今、大手流通業者はもうどんどん進出が今２つぐらい工事始まってますけど、出てきたすぐは雇用はあると思いますけど、結局同じ商品でバッティングして、地元のお店が縮小、廃業というふうになっていって、最終的には税金が入らなくなってしまう。そういった流れになってしまいますので、ぜひそういったきめ細かいことをしていただきたい。

それと、誘致っていうか、水俣に来てもらうなら、やっぱりバッテイングしないようなものを、いろんなことを考えていただきたいなと、ぱっと考えると、映画館ないから映画館つくってほしいとか、温泉センターがないから温泉センターつくってほしいとか、そういう話ありますんで、どういったものが本当に水俣にいいのかというのを、よそからやっぱり人が来るような、葦北、大口、出水、阿久根、川内、そういったところからでも人が呼べるようなものは何かないのか、そういったものを話すことが、また経済対策室の１つの役割だというふうに思います。

プレミアム商品券につきましては、これは賛否あると思います。しかし、水俣の活気づけになることは間違いありません。今回、地元のスタンプのカード化という支援をされましたですけど、そういったことで、市内で買い物がしやすくなる、そしてまたプレミアム商品券とか出ると、そういうのにくっつけてポイント２倍、３倍つけるというサービスもできると思いますので、なるべく地元でお金が回るような考え方をしていただきたいというふうに思います。

プレミアム商品券は１つだけ質問させていただきますけど、前回はもう市役所が全部やってしまったと思います。発行、販売関係、その辺のところで販売のところを商工会議所あたりとも話したり、商店街とも話したりして、どこか違うところで販売して、地元で買いやすいようにする、何か利便性がいいものにするっていうものは考えられないかということを１つ質問させていただきます。２つですね、質問。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、第１点は経済対策室の件でございますけれども、市長直属あたりにしておくようなことをしたらどうかということでございます。この総合経済対策室は、昨日、野中議員のほうからもございましたけれども、攻めの部署にしなければならないというようなお言葉もございました。設置につきましては、今、具体的に詰めているところでございます。非常に時間も限られておりますけれども、今、議員がおっしゃったことも十分参考にさせていただきながら、設置については考えていきたいと思います。

それから、２問目のプレミアム商品券のことでございますけれども、この件につきましても、

先ほど申し上げましたように積極的に導入していきたいなと思っております。

なお、販売につきましては、今、お話にもありましたように、商工会議所さんあたりとも十分相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　やっぱり今、経済対策、一番注目を集めているところだと思いますので、積極的にやっていただきたいというふうに要望して終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、教育問題について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長　坂本　彰君登壇）

**○教育次長（坂本　彰君）**　教育問題についての質問に順次お答えします。

初めに、市内の小・中学校に在籍する発達障害を含め障害のある子どもたちについて、どう把握しているかということについてお答えします。

まず、教育委員会では毎年健康高齢課と協力して就学相談会を実施し、入学や進級に際し、発達障害などを抱える子どもの保護者との相談会を行い、個別に状況を把握しております。また、各学校には特別支援教育コーディネーターを設置しているところですが、今年度、その研修会を実施する折、現状把握をするため、各学校において特別な支援を要する子どもたちの数や、現在行われている支援の状況、今後、必要と思われる支援のあり方について調査を行いました。

平成14年に文部科学省が行った調査では、全国で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の割合は6.3%というデータがありますが、水俣市においてもほぼ同様の数値であることがわかっております。その他、県教育委員会の調査もありますので、各学校で把握している発達障害の診断を受けた児童・生徒数の報告も受けているところです。今後ともいろいろな機会をとらえ、実態を把握してまいりたいと考えております。

次に、今後このような子どもたちの支援をどう考えるかという質問ですが、このことにつきましては、特別支援教育支援員とのかかわりが深い内容ですので、まず特別支援教育支援員の役割と現状からお答えいたします。

特別支援教育支援員は、小・中学校の通常学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対して、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活のサポート、学習活動上のサポート、健康安全を確保するためのサポートなどの職務を担っております。水俣市におきましては、この特別支援教育支援員を平成19年10月から４人を配置し、平成20年度に小学校５校に６名、中学校２校に２名の計８名、平成21年度は小学校５校に９名、中学校４校に５名の計14名を配置して、児童・生徒の支援体制の充実を図っているところです。

今後の子どもたちの支援についてですが、ただいま述べました特別支援教育支援員の配置につ

きましては、各学校の希望をとりましたところ、配置をふやしてほしいという意見が多くありましたし、市の就学相談会等におきましては、保護者から期待する声も多く承っているところですので、現状を見きわめた上で、今後増員が必要かどうかの検討をしていきたいと考えております。

また、各学校総体としての支援体制を整えるために、校内支援委員会を充実させるとともに、市独自で行っている特別支援教育コーディネーターや、特別支援教育支援員の研修会の充実、さらには小・中学校ブロックで情報を共有化し、適切な支援のあり方を検討する地区コーディネーター会議の開催などを行いながら、子どもたちの支援を進めていきたいと考えております。

次に、適応指導水俣教室、通称あじさい教室の現状についてお答えします。

あじさい教室は、水俣市内の小・中学校において不登校の状況にある子どもたちに活動の場を提供し、集団活動や教育相談等を通して、適応力及び自立心を養い、学校復帰ができるよう助言指導をするために設置されております。

あじさい教室へ入級している児童・生徒数は、平成19年度が15名、平成20年度が13名、平成21年度が２月末現在で、体験入級を含め10名となっているところです。日常の指導においては、学習指導を中心に運動などを行うとともに、体験活動を重視し、サラダタマネギの栽培や陶芸や絵画など製作活動も実施し、学校と連絡を密にとりながら学校復帰への支援を行っています。

現在、３名の指導員を配置しておりますが、国の委託事業である問題を抱える子ども等の自立支援事業の教育支援センターとしての役割も担っており、各学校で開催されるケース検討会議に参加したり、保護者との相談活動も適宜行っているところです。

なお、不登校の要因や原因はさまざまで、個別の事例に応じて対応していく必要があるところですが、最近では、発達障害が原因と思われることで不登校となり、入級するような児童・生徒の事例も見られるようになってきましたので、指導員は市主催の特別支援教育コーディネーター研修会等にも参加し、その対応方法を検討しながら指導に当たっているところです。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　この特別支援教育支援員といいますのは、2007年の４月に学校教育法の一部が改正されまして、法律が施行され、特別支援教育が法的に位置づけられたということだと思います。従来の特殊教育というふうに言われて、障がいの程度に応じて特別な場所で指導しているものから、障がいのある児童・生徒一人一人に教育的ニーズに応じ、適切な教育的支援を行う特別支援教育へ転換が図られ出した。特殊学級みたいなところから、普通の教室でも一緒に学べるように、可能になったということですね。

私も一小にこの間ちょっと見にいかせていただいて、通級のクラスとか普通の全体のクラスも見させていただきましたですけど、以前に比べるとそういった子どもがふえているような自分も感覚がしました。今、全国で6.3%、水俣もそのくらいかなということを言われましたですけど、

やはり一緒に勉強もしてもらいたいですけど、やっぱり手がかかるのは目に見えているなというふうに思いました。やっぱり先生も大変やろうなという思いがしました。そういうところをこの特別支援教育員が配置されたところは、支援をしていらっしゃるというふうに思います。

やっぱりもう行政がどう考えるかというふうに思います。よい環境学習を整えてやるというのが、結局水俣の全体の教育環境の充実につながりますし、水俣市の学力のアップにもつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。当然、この特別支援教育支援員の部分は国の交付税措置もあるというふうに聞いております。あとはもう行政がどのぐらい力入れるかだというふうに思っております。

質問としてはですね、障がいを持った生徒は、一見やはり小学校に入る前からそういったのがあると、中学校出るまで長く見てやることが必要だと思うんです。やっぱりそれをちゃんときちっと伝えていって、見守っていくという、そういったところの教育支援計画というものはできているのかっていうのをお伺いします。

あじさい教室につきましては、私も時々行きますけど、ことし10人ぐらいと言いよんなったです。やっぱりふえたり減ったり、途中から帰っていける子もいますけど、また新しくふえたり、そのままもう卒業して学校に、また高校から、中学の場合、高校に行ける子はいいですけど、行けない子はやっぱり大変やなと思いますし、今、定時制の方にでもどんどん行くようにという指導をされて、結構行っているように聞いております。

やはり、一つ心配なのは、途中で帰る、卒業していくという子の学力がきちっと支援してできているのか、また学校に帰って学力でついていけないと、また不登校になってしまう。高校に行っても、その辺でついていけないと、高校をまたやめてしまうということがやっぱり心配なので、その辺の学力の面についてどういうふうに認識されているか、この２つをお尋ねします。

**○議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　まず、支援を要する子どもたちについての教育支援ですが、そういう計画などがあるのかという１点目のご質問ではなかったかなというふうに思いますが、幼稚園、保育園から小学校に上がるとき、就学前から小学校に、それから小学校から中学校へ上がる、その時点と２回というか、２つの節目があるというふうに思いますが、小学校に入学する前におきましては、各幼稚園、保育園の先生方と小学校の先生方が情報交換会を実施しておりますし、特に支援を要する子どもたちにつきましては、連絡会も保護者を交え、学校の管理職あるいは健康高齢課の保健師の方、それから各学校のコーディネーター等、そういう関係の方々を交えながら、詳細な連絡会を実施しておりますし、また、小学校から中学校へ上がるときも連絡会を実施しておりますし、また支援が必要な生徒につきましては、そういったような保護者を交えながらの連絡会をやっているところでございます。

法律が変わりました後、支援を要する子どもたちにつきましては、個別の支援計画あるいは個別の指導計画等作成するような、そういったようなことも出ております。特に個別の支援計画につきましては、大人になるまで、二十前後というんでしょうか、大人になるまでを見越して、この一人一人の子どもたちに必要な支援がどういうことがあるのかという、そういう内容で様式はいろいろあるんですけれども、そういったような長期的な計画もつくりながら、その子を支援していくという、そういう方向にもありますので、そういったような計画等をもとにしながら、各学校適宜修正も加えながら、今現在行ってもらっているところでございます。

２点目につきましては、あじさい教室に在籍をする児童・生徒の学力保障というんでしょうか、学力支援はどうなっているのかという、そういう質問であったというふうに思いますが、現状では、あじさい教室の指導員が、その児童・生徒一人一人に応じて、算数・数学、英語、国語、いろいろな教科がありますが、とにかく基礎的なものから学習をするように支援をしているところです。

それから、あじさい教室だけではなくて、各学校、あじさい教室には入級していなくて、学校におくれて来るとか、教室には入れないという、そういう児童・生徒もいますので、その児童・生徒につきましては、空き時間のある先生たちを中心に対応してもらっているところですし、本年度は不登校の子どもたちに対する支援の加配ということで、県の事業も１つ受けまして、そういう県の事業の配置を受けた学校につきましては、特別にそういう先生方が、おくれて来たり、教室に入れない子どもたちの学習支援などもしているところでございます。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　こういう障がいを持ったお子さんをやはり長期的に見てやって支援するのが必要だと思います。やっぱりきちっと計画的にしていかないと次に先生がかわったり、学校がかわったりしたとき、きちっと支援ができないので、そういうところはきちっとしていただきたいなというふうに思います。

あじさい教室のほうは、学力が落ちないように、その辺も気をつけながら、ぜひ指導をしていただきたいなというふうに思います。

障がいを持った子どもに余り理解されないというのは多いと思うんですね。こういう子どもたちは自分が困っていることを表明したり表現したり助けを求めたりということはやっぱり難しい。そういうところは、やっぱり周囲の理解と支援というのが必要だというふうに思っています。感情表現が下手な分、見た目がわかりにくいので、障がいとはわかりづらく、わがままを言っているというふうにしかられたり、そういったところで自信喪失につながっていくということもあると思います。やっぱりそういう理解が必要だと思うんですけど、それは学校の先生、支援員、いろいろいらっしゃると思いますけど、それは保護者、そういった方々にもやっぱりそういうとこ

ろを理解して認識してもらうというのが必要かなというふうに思うんです。ですから、学校とか、そういう支援員、養護教諭、保護者も含め、そういった研修体制というか、そういったところは、何か今後やられる予定があるのか、それを質問させていただきます。

○**議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

○**教育次長（坂本　彰君）**　障がいを持った児童・生徒を理解するための研修等については、学校職員だけではなくて、保護者も含め、そういう関係の方々の研修も必要ではないかなということであったと思いますが、今、芦北養護学校のコーディネーターの先生を中心に、各学校、二月に１回ぐらいだったと思いますが、そういうふうな理解をするために、いろいろな研修会を芦北養護学校を中心にしていただいて、数ははっきり把握をしておりませんが、そういう研修会に参加している保護者の方々もいるというふうに聞いております。

水俣市や私ども教育委員会の方では、まだそこのところは保護者向けのいわゆる研修会等はまだ考えておりませんが、やはり、必要であれば検討していかなければいけないんではないかなというふうに思っております。

○**議長（松本和幸君）**　次に、新エネルギー施策について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長　森　近君登壇）

○**副市長（森　近君）**　次に新エネルギー施策についてお答えします。

初めに、竹によるバイオエタノール生産のメリットについてお答えします。

昨日、谷口議員の御質問にもお答えしましたが、日本の竹の約60％もの面積が九州に集中し、特に南九州３県が上位を占めていることから、通年、安定した量の確保が見込めるというのが最大のメリットと考えております。

また、竹は繁殖能力が非常に旺盛であり、１年で再生し、３年で収穫できることなどから、量的に十分確保できると考えられることや、侵入竹林や農地を復元することで、さらなる$CO_2$削減効果が見込まれることもメリットと考えております。

次に、竹によるバイオエタノール構想があり、国の補助事業に申請しながら、実証プラントに着手を目指しているが、今後の見通しについてお答えします。

昨年度から実証実験プラント建設につきまして、各関係省庁及び関係機関の委託事業、補助事業の調査を行ってまいりました。現在、環境省の委託事業であります地球温暖化対策技術開発等事業への申請を水俣環境テクノセンターから行っているところであり、採択されますと、平成22年度には実証実験プラントを設置し、24年度までの３カ年間、当委託事業の中で竹の搬出システムなどの実用化とともに、実証実験を行うこととなります。

次に、バイオエタノール構想の中に地場企業の参画があるのかについてお答えします。

今回の竹によるバイオエタノール構想は、環境モデル都市行動計画に即したものであり、地場企業や関係機関一体となった取り組みが非常に重要だと考えております。今回の申請に関しましては、チッソ環境エンジニアリングも技術開発者として参画いただいておりますが、今後、竹の切り出し、搬出作業、バイオエタノールの利用につきましても地場企業や関係機関に参画、御協力いただき、新たな雇用の創出などにもつなげていきたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　きのうですか、環境省の方に副市長が行かれてヒアリングを受けられたっていうことを答弁されてましたですけど、ぜひその部分で採択されて、22年度からプラントという部分に着手できれば非常に進むなというふうに思いますので、頑張っていただきたいと思います。

地場企業の話ですけど、今言われたように、今、水俣の企業さんも一緒にこういったことは参画できるっていうふうな答弁だったですけど、実験でやるプラントでも、やっぱり地元の企業にはやっぱりノウハウが残りますし、次の展開するときに、地元の企業の大きなメリットになるというふうに思っております。やっぱり、そういったところ、地元と一緒にやるというのも大事かなというふうに思います。民間、大学、行政の産学官で研究開発したことが、最終的に民間で活用できる、そういった道筋ができれば、どんどん水俣の活性化につながっていくのかなというふうに思っております。

質問は、今回環境省のほうでそういった補助金申請等やられておりますけど、ここ何年か、この竹というのでいろいろやってらっしゃいますけど、ほかの省庁でもこういったところで合致するところがもしあるのだったら、もしですね、環境省の方がうまくいかなくても、今後この竹についてやっていかれるのかっていうところを１つと、ヒアリングの手ごたえみたいなところを聞かせていただければと思います。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　まず、環境省で採択されるかということで、今、ヒアリングを受けております。この前は農林水産省の方の事業も模索した経緯がありますし、経済産業省にもあります。やはり、こういった形で、今後、新エネルギーといいますか、バイオマスを使った事業をどうやっていくかというのは、各省庁にまたがってありますので、そういったものを探したい。ただ、今回がやっぱりすべて委託事業で、負担がないと。地元で工場をつくるときの土地だったり、上物とかというのは一部出てくるかもしれませんけども、研究内容等につきましては、全額国が見てくれるという部分については、なかなかそういう条件がそろった補助事業というのは少ないと、そうしないとなかなかそこまで負担までしてやれるかといったら、なかなかできないということで、いろいろ今後ともそういうことを探しながら、まず今は手を挙げていますので、これが採択されるように最大限努力をしていきたいなと思います。

また、感触につきましては、ヒアリングの内容で６名の審査員の方が質問をされましたけども、感触としてはよかったんじゃないのかなと思っています。ただ、基本的に、けさもまたメールが入っておりまして、プラントの積算をもう１回上げてくれというような形があっていましたので、結局もう全然だめならそういったこともないのかなと思っていますので、話によりますと120ぐらいあった中から３、40の中に絞り込まれてきているという状況ですので、できたら、ぜひ採択していただきたいということで思っていますし、内容としましては、先生方からも評価はいただいたものと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　それが採択できるかどうかは、今後だと思いますけど、期待をしております。

長崎県の五島列島では、電気自動車のレンタカー100台、高度道路交通システム、ＩＴＳというらしいですけど、組み合わせました未来型ドライブ観光という実証実験がことしの４月から実施される、こういった環境にいい観光という、そういったもので実験だと思うんですけど、エコドライブなんかを導入して電気自動車で走らせる。この事業には長崎県自動車協会、通信業界、大学、100以上の企業が参加している。県も国から交付金を受けて、2009年度に６億8,000万円を計上している。小さな島に、でもやっぱり環境という部分でこういうふうにお金が投資が来ているということです。やっぱり、この環境というものを水俣は打ち出していって、いろんなものを持ってくるというのが、やっぱり重要やなというふうに、今は新聞見たり、ネット見たりしても、やっぱりそういうふうに思います。

水俣も電気自動車１台入る予定だと聞いています。たしか約500万円ぐらいする。これが五島列島では100台ぐらい、導入予定というふうに聞きます。それでいろんな実験をしていくということですね。こういったことが宮本市長が言われる環境で飯を食うということにつながっていくというふうに思います。水俣もモデル都市指定受けてエコハウス、自転車の補助等も今受けられてやっていらっしゃいますけど、ぜひ、この環境を通した経済活性化策というのを推し進めていただきたいというふうに思います。それを要望として、これで終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、自転車のまちづくりについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長　森　近君登壇）

**○副市長（森　近君）**　次に自転車のまちづくりについて、自転車市民共同利用システムの考え方についてお答えします。

水俣市は平成20年７月に環境モデル都市に認定され、21年３月には水俣市環境モデル都市行動計画アクションプランを策定、現在、順次行動計画の実践に努めているところです。

自転車の共同利用システムは、行動計画に示されている環境配慮型暮らしの実践を推進するた

め、マイカーを中心とした交通手段から、公共交通や自転車など環境に優しい交通手段へとシフトし、$CO_2$削減を図ることを目的としております。

また、自転車の利用が市民の健康増進につながることも期待しているところです。市役所、ふれあいセンター、道の駅みなまたに共同利用の拠点を置き、登録いただいた会員は専用のキーボックスで24時間自由に自転車を利用できるシステムとなっております。みなくるバスから自転車、また自家用車から自転車など、個々の実情に合わせた利用をしていただき、生活の中に積極的に自転車を取り入れていただくよう考えているところです。

また、子乗せつき自転車や電動アシストつき自転車も設置しており、子ども連れや高齢者の方の利用、また上り坂がある場合などにも利用していただけるようにしております。

次に、今後の自転車のまちづくりの展開についてお答えします。

今回は市内３カ所に共同利用の拠点を置いておりますが、より利用しやすくするため、将来的には市内商店街や湯の児などの観光地への設置についても検討してまいりたいと考えております。

また、自転車のまちづくりの推進のためには、自転車が利用しやすい環境づくりも重要ですので、交通量を含めた現状調査を行い、自転車の優先道路の整備など自転車が利用しやすい環境整備も検討してまいります。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　いよいよ、この自転車のまちづくりも予算等が国からもらったりしまして、ハード整備が始まったということです。自転車のこの共同システムというのは、先を見ますと、当然、もうカーシェアリングとか、そういったものにつながっていくんだというふうに思います。自転車はエコな手段というのは非常によくわかりますが、車の便利さっていうのになれて、なかなかそこが自転車で済むところを車に乗ってしまう、これはやっぱり意識して自転車を活用するという習慣化が必要じゃないかなというふうにも思いますし、自転車に乗るメリット、$CO_2$削減、健康にいい、ストレス解消になるということを市民に理解して周知することがやっぱり必要じゃないかなと思います。

そこで、自転車の普及の啓発について、どういったものを何か考えていらっしゃるのかというのを１つですね。今、整備とか自転車の通りやすい道の整備とか環境づくりというのもやりたいということだったですけど、そういったところも一緒にやっていかないと、なかなか進んでいかないのかなというふうに思います。今、商店街、観光地などとも連携してやっていきたいということだったですけど、ぜひそういったところもやっぱり進めていって、いろんなところで自転車というものが普及すればいいなと思います。啓発活動について質問をさせていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　自転車のまちづくりの啓発活動ですけども、これはこの10年ぐらい自転車

のまちづくりをやってきて、なかなか定着しなかったということもあるんですけども、今回、具体的なものとして共同利用システムが出ました。３月１日号には市報でも紹介をさせていただきましたけども、こういったことを地道に進めていくのと、やはり毎週水曜日を自転車の利用の日と決めまして、市役所もやっていますし、事業所にもお願いをしていますので、こういったことをもっとみんなでちゃんとやっていくような形で、具体的なものにしていきたいなと。

今、円卓会議の中でも自転車のまちづくりがありますけれども、その中でイベントを開いたり、そういった啓発活動をしていくということで、本当に$CO_2$削減だけじゃなくて、健康にもいいし、このまちに合った乗り物として皆さんに理解していただけるように、これからも十分啓発活動に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。また、我々も市内を移動するときには、できるだけ率先して自転車を使っていくといった形で、また続けてまいりたいと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　水俣は非常にコンパクトなまちでありますので、自転車の利便性は非常に高いというふうに思っております。啓発についていろんなことを今からということですけど、やり方として、きのう桜マラソンの復活をやったらという話がありましたですね。桜の時期に、ああいったところをマラソンやったら、それはそれで当然いいと思うんですけど、やっぱり水俣で自転車を普及するんやったら、じゃあ、あそこ自転車、その時期に１日でも自転車道にして、サイクリングコースにしてよそからも来てもらう、桜を見てもらう、あそこの護岸で大きい自転車のイベントは、自転車のイベントっていろいろあると思うんですけど、そういったものをやるとか、そういったのも考えられると思うんですよ。マラソンが悪いというんじゃないですけど、水俣でやることで、今、水俣がやっていることが、そういった観光にもつながっていけばなと思います。

そういったイベントについて、自転車のイベントについて、何か今みたいな考えを踏まえて御質問させていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　森副市長。

**○副市長（森　近君）**　自転車を利用したイベントの開催ということで、もう20数年前になりますけども、県のサイクリングラリーをやったり、九州サイクリングをやったりした実績はあります。ただ、やっぱりそうしたときに交通規制の問題等々ありまして、課題はいっぱいありますけども、今、やはりいろいろな飯田市あたりはツールドフランスじゃないですけども、ああいったイベントを誘致したり、山鹿でもサイクリングラリーが今やられています。そういった意味で、農免道路も大体整備も終わりまして、やはり水俣から芦北までの七浦の道路を利用したサイクリングのイベント、また日本一長い運動場を使ったイベント、またそういった形も含めて、そして埋立地自体が広い54ヘクタールですけども、あそこも全部移動は自転車を使うとか、あそこの中にもう

少し２人乗りだったり３人乗りだったりできるような自転車を入れるとか、そういったことも含めながら、普及啓発、またそういったことで人が呼べるイベントを今後は考えていく必要があるのじゃないかなと思いますので、今後、計画の中でそういったものを盛り込んで実施をしていきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、みなまた未来コンサートについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長　田上和俊君登壇）

**○産業建設部長（田上和俊君）**　次に、みなまた未来コンサートについて順次お答えします。

まず、コンサートの概要についてお答えします。

ことしで５回目を迎えるみなまた未来コンサートは、５月29日土曜日の開催の予定であります。会場は、昨年と同様エコパーク水俣・潮騒の広場で行われます。出演者は、有名アーティストの野口五郎、辛島美登里などであり、これにお笑いや前回の初恋ミュージックコンテストグランプリのさち、昨年の日本民謡フェスティバルのグランプリの力武杏奈が加わり、若い方から年配の方までさまざまな年代層の方々に楽しんでいただければと思っております。

昨年よりも多くの方に来ていただくため、みなまた未来コンサートの実行委員会が中心になって、チケット販売等を行っていくとのことですので、市としましてもできる限りの支援体制をとっていきたいと考えております。

次に、コンサートに来ていただいた人に水俣を見てもらい、宿泊につなげる必要性についてお答えします。

このコンサートは市民の方はもちろんですが、市外からより多くの方々に水俣に来ていただき、日帰りではなく、経済波及効果が大きい宿泊につなげる必要性は十分あると考えております。

観光物産協会エコみなまたとも連携をとって、旅行業者に宿泊パックをつくってもらうように依頼するなどにより、一人でも多くの方に泊まっていただけるようにしていきたいと考えております。

次に、環境モデル都市として開催するには、エコロジーがテーマの１つになり、環境を意識したコンサートとして実施すべきと思うが、考え方についてお答えします。

環境モデル都市に指定されている本市にとりましては、会場でのごみ分別収集の徹底等は行っていますが、当然、この未来コンサート自体についても環境に負荷をかけないよう実施していくとともに、民間や行政の環境に配慮した取り組みを、このような機会を利用してアピールする必要があると考えております。つきましては、今回のコンサートでは、さらにエコロジーを意識した取り組みをしていきたいと考えておりますので、主催者であります株式会社熊本放送やみなまた未来コンサート実行委員会等でどのような取り組みができるのかを話し合っていきたいと考え

ております。

○**議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

○**西田弘志君**　先日の実行委員会というのがあったときに、このスポンサー、熊本のスポンサー企業の社長さんが、話す機会がありまして私もちょっと聞かせていただいたんですけど、その社長さんも水俣出身ですかってよく聞かれるって言われていましたですね。ずっと企業としてスポンサーになっていらっしゃる。何で水俣のコンサートのスポンサーになるんですかってよく聞かれるっていうことを言われてましたですけど、社長さんいわく、小さいときに水俣の湯の児・湯の鶴に親戚の関係で来たことが非常に思い出があるとか、20数年前初めて会社の慰安旅行も湯の児であったというふうなことで、水俣に何か縁があるんですよということを言われておりました。それとやっぱり水俣の自然、エコパークのロケーションというものによさを感じていらっしゃる。そして何よりやっぱり、今環境だよなということも言われておられました。

このコンサートが世界に発信できるようなコンサートになれば、本来なら、もう海外からでもアーティストが来るようなものになればなということも夢を語られておられました。企業家として水俣からこういったことでコンサートを通して、環境問題とかいろんなものを発信するというのが、多分、企業イメージアップにつながるという思いがあるんじゃないかなというふうにも感じました。

よその人が水俣の魅力というものを感じて投資してもらうということでありますので、やはり、水俣の人もこういったことに関心を持って盛り上がっていけばなというふうに思っております。

概要につきましては、大体わかりました。今回、５回目になりますので、水俣でも大分定着してきたんですけど、なかなかこれを継続していくのはやっぱり金銭的なものもあるので、本当に大変だと思いますけど、１回１回クリアして成功していただきたいなと思いますし、ことしは昨年たしか日曜だったのが土曜日開催ということで、やはり宿泊とかを考えると土曜日開催のほうがメリットがあるものかな、そういったこともやっぱり実行委員会でいろいろ話されて、こういった日程になったのかもしれませんけど、やはり水俣にいっぱい来てもらう、少しでも水俣を見てもらう、そして、できれば泊まってもらうという、そういった仕掛けというのを、やはり行政のほうも一緒にやっていただきたいなと、当然、宿泊パック等が、水俣駅からのバスを回すとか、そういうのはやられるとは聞いておりますけど、そういったところにもきめ細かく行政も手伝っていただきたいなというふうに思います。

これを取り上げましたら、一番これが最近、毎日テレビでしゅんの話題になっておりまして、出演予定の方が覚せい剤所持で逮捕、見たとき、うわぁ大変やな、もうたしかチラシもできとったで、これは大変やなというふうに思いました。その辺の手当てというのは、ＲＫＫさんとか、そういったところがされると思うんですけど、やっぱりそのバンドがメーン、ある程度メーンだ

ったと思いますので、非常に心配しておりますので、その辺の影響について、今わかることを質問させていただきます。

それと、このコンサートは物産展と一緒にやっております。やっぱりさっき言ったように、エコを発信するのが水俣のコンサート、そして物産展も一緒にやられるので、太陽光発電、去年も来とったと思うんですけど、そういった太陽光発電、太陽熱温水器とか、そういったエコに関した企業というものに働きかけというものを、やっぱり積極的にやっていくべきだと思うんですけど、その辺はどうなのかを質問させていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　田上産業建設部長。

**○産業建設部長（田上和俊君）**　西田議員の２回目の質問にお答えします。

まず、未来コンサートの出演者、ＪＡＹＷＡＬＫのボーカルの１人が逮捕されたということで、非常に市としても心配しておりますけれども、これについては、ＲＫＫ、商工会議所とも十分話し合いを行っておりますけれども、基本的には先ほども答弁しましたとおりに、コンサートはぜひ実行したいと、水俣市のメーンイベントでもありますし、実行したいと考えています。

それで、出演者につきましては、当然、ＪＡＹＷＡＬＫは出演できないと思いますけれども、ただ、それにかわる出演者を今探しているところですので、近日中にそれがまとまれば、また公表できると思いますので、そういう形で今進んでおります。

それと、エコロジーをテーマにした企業ということで、そういう働きかけはできないかということでございますけれども、確かに環境モデル都市としてエコロジーを売っていくということがコンサートの盛り上げにもつながっていくと思います。ＲＫＫ熊本放送とも十分協議をしながら、市内外を通じて、そういう企業がないか、太陽光発電を通じてそういう電力の一部にできないかとか、そういうことを進めていきたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　西田弘志議員。

**○西田弘志君**　このコンサートは、もうぜひ成功もしてもらいたいですけど、一気に今度ハードルが上がってしまったので、いろんなところでやっぱり努力するところが出てくるかと思いますけど、大きな本当に、物産展、コンサート、今は花火はないですけど、前、花火があったですけど、本当に大きなイベントに育ってきておりますし、よそから水俣を見てもらう非常にいいイベントに育っているので、成功していただきたいというふうなことをお伝えして、私の質問は終わらせていただきます。

**○議長（松本和幸君）**　以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時37分　休憩

---

午前10時50分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

**○牧下恭之君**　皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

それでは、市民の安全・安心そして健康と命を守るために、通告に従い順次質問をいたします。

まず初めに、自然災害に確かな備えを。

ことし１月17日は6,434人のとうとい命が犠牲となった阪神淡路大震災から15年目の節を迎えました。ことしになって今なお、23万人を超えたと言われるハイチ大地震の悲惨さは目を覆うばかりです。また、水俣市においても豪雨災害が発生しました。犠牲となられた方の御冥福を改めて祈るとともに、大地震、大災害への確かな備えをする決意を新たにしたい。巨大地震、豪雨災害はいつ起きてもおかしくない状況です。

阪神大震災の経験や教訓はまだ十分に生かされていない。命を守る体制とは言いがたい。犠牲者の８割は住宅の倒壊や家具の転倒による窒息死、圧死でした。この原因は大半が建物の耐震性の低さに起因し、「耐震補強さえしておけば」当時だれしもが口にした言葉です。

地震被害の半減を目標に、国を挙げて建築基準法の耐震基準が強化された1981年以前の建築物について耐震化を進めてきました。目標を2015年までに住宅の耐震化率90％を目指すが、約75％にとどまっています。目標まであと５年です。

水俣市の現状と市民に対し、倒壊の危険性の周知にさらに徹底して取り組むべきであります。新年度の対応はどうか。補助制度はどうなっているのか。また、低価格で信頼できる耐震グッズの普及についてお尋ねをいたします。

阪神大震災では、病院も震災しました。スタッフの不足、負傷者の殺到、交通渋滞による転送のおくれなどの問題点が噴出しました。また、応急措置が不十分なために負傷者が死に至る事態を防ぐことが災害救急医療の最大の目的であるはずです。病院の耐震化を進めるとともに、大地震を想定した緊急時の医療体制をどう整えるかは大事なポイントであります。

水俣市の医療機関の耐震化率、緊急時の医療体制はどこまで確立されているかお尋ねいたします。

発生直後の迅速な救援活動の大切さも大震災は教えています。建物や家具の下敷きになり、自力で脱出できなかった約３万5,000人のうち、約２万7,000人は住民らが助け出し、生存率は80％を超えたとされています。残りの約8,000人は消防、警察、自衛隊が救出しましたが、約半数の人は既に死亡していました。被害が甚大な場合は消防や警察も対応し切れず、住民レベルの救助体制は公的な危機管理に取り込む仕組みが必要であると思います。

地域力による救助体制はどこまで確立されているかお尋ねいたします。

2008年の改正地震防災対策特措法が成立し、２分の１から３分の２に補助割合も引き上げ、学校耐震化率が大きく上昇しましたが、それでも公立小・中学校では2009年度予算での耐震工事が終わっても、震度６強の揺れで倒壊するおそれのある施設が２万5,000棟に上り、耐震化率は８割に達していません。子どもの安全にかかわることであり、地域住民の避難拠点です。

一方で新政権は、公立小・中学校の耐震化予算を前政権に比べて６割も削減しました。多くの児童が犠牲になった2008年の中国・四川大地震の惨状を忘れてはならない。

水俣市の公立小・中学校の耐震化の取り組み状況と、今後の対応はどうなのかお尋ねいたします。

次に、予防医療について。

子宮頸がんワクチンに公費助成をと何度も取り上げてきました。

若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しています。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評なことに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には販売がスタートしました。子宮頸がんは日本で年間約１万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計され、主な原因はヒトパピローマウイルスの感染と特定されています。

予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約７割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診とのセットでほぼ100％予防ができます。子宮頸がんは予防できる唯一のがんなんです。そのためワクチンは世界じゅうで広く使われています。しかし、接種費用が約１万8,000円で３回の接種が必要となることから、高額の負担を軽減するための公費助成が課題になっています。

私たち公明党は、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認を強力に推進してきました。これまで政府に対し、収入の多少によらず、希望者全員が受けられるよう、公的助成制度を速やかに創設するよう主張し、国会での論戦や申し入れを重ねてきました。また、昨年10月からお知らせ運動を全国で実施し、予防ワクチンの公費助成などを呼びかけて、大きな反響を得てきました。

東京都杉並区で2010年度から子宮頸がん予防ワクチン接種を無料（公費負担）で行う方針を発表しました。具体的には、中学進学お祝いワクチンとして、中学校進学者、１年生の女子を対象に必要とされる３回分のワクチン接種費用が無料になるということです。

国内の12歳女子全員がワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を73.1％減らせるという自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授の試算データが示され、ワクチン接種の効果が強調されました。一方で、子宮頸がんに罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約２倍であるという研究報告も紹介され、費用対効果も言及されています。

また、昨年12月、全国に先駆けて助成実施を表明したのが新潟県魚沼市です。同市では、中学１年生の女子213人を対象に、費用の全額補助を検討しています。さらに、埼玉県志木市、対象約

1,200人、兵庫県明石市、同約6,000人でも、小学６年生から中学３年生の女子を対象に全額補助を行う方向です。

市長、予防できる唯一のがん、子宮頸がんワクチンの公費助成への英断を下していただきたいと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、細菌性髄膜炎（ヒブ髄膜炎）ですが、多くが５歳未満で発症し、死亡率は５％近く、聴覚障害、発達障害の後遺症が残存します。

ヒブワクチンは、生後３カ月から１カ月間隔で３回、さらに１年後に１回と、計４回の接種が必要で、費用が約３万円かかると言われています。再三にわたり、制度化と補助を訴えてきましたが、答弁では国の動向を見て検討したいでありました。

名古屋市では子宮頸がんワクチンとともに、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンなど５種類の疾病を対象に半額を補助し、非課税世帯の場合は全額補助を行う方向で検討が進められています。命の大切さをどこよりも実感している水俣市です。

ヒブワクチンの制度化と補助ができないのかお尋ねいたします。

女性特有のがんの検診受診率の向上を目的に検診無料クーポンが配布されて今月末で使用期間が終了します。

乳がん・子宮頸がんの年齢別対象者と受診者実績は。

従来の年度と比較して受診率の変化、年齢別の傾向は。

自公政権が実施したこの事業には鳩山政権も賛成しています。しかし、命を守る事業予算を半分以下にしました。水俣市の負担に対する考え方はどうなのかお尋ねいたします。

次に、教育問題について。

間もなく桜咲く新入学の季節を迎えます。しかし、毎年、文部科学省がまとめる学校基本調査で、学校に行かない不登校の小・中学生が、平成18年度に５年ぶりに増加に転じた以降、12万人を超す危機的状況が続いています。

不登校は、病気や経済的な理由ではない年間30日以上の欠席と規定されています。その不登校が、平成18年度は前年度に比べ3.8％増加し、実に12万6,894人、小学生２万3,825人、中学生10万3,069人もの児童・生徒が長期間、学びの場、生活の場としての学校に通うことができませんでした。平成19年度もさらに増加し12万9,255人と1.9％増加し、中でも中学生は生徒全体に占める不登校の割合が2.91％と過去最高を記録しました。平成20年度の調査でも中学生の割合は2.89％と35人に１人、つまり１クラスに１人は不登校の生徒がいるという深刻な状況です。

その背景に小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題を起こす中１ギャップ、その深刻さは不登校にあらわれています。文部科学省の調査によると平成19年度の不登校の小６児童は7,727人であったのが、その児童が中学に進んだ平成20年度の不登校の

中１生徒は２万3,149人と３倍にはね上がっています。学級担任が児童を優しく見守る小学校から、学科担任制で授業が難しくなる中学へ進むと、学習のつまずきや、問題行動の芽が噴き出す。未来を託する子どもたちを社会全体で守り育てる環境を整えていきたいという思いから、水俣市の中１ギャップへの取り組みについてお尋ねいたします。

水俣市の不登校児童、生徒の実態について、特に中１ギャップの現状は。

その解消に向けた水俣市の取り組みと課題は。

全国では小・中別々の教育課程に、つながりのある時間割りや指導法を取り入れた小中一貫教育が全国で始まっています。大阪市と神戸市は平成23年度から、横浜市は平成24年度から全市立小・中学校で導入します。規制緩和などで、自治体はある程度柔軟な学校運営が可能な時代に入りました。水俣市の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、安心できる介護制度へ。

私たち公明党は3,000人を超える地方議員が動き、昨年11月から12月上旬にかけて介護問題総点検運動を行ってきました。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んだものであります。

そして、このたび10万件を超える介護現場の貴重な声をもとに２月24日、12項目の政策提言を新・介護公明ビジョンとしてまとめ発表し、国に対しても早急な取り組みを要請しました。介護保険制度も平成12年度にスタートして10年、介護サービス基盤の充実とともに制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。安心して老後を暮らせる社会を目指して、新・介護公明ビジョンの提言を踏まえてお尋ねをいたします。

総点検では、介護施設の整備が追いつかず入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになりました。施設待機者は、例えば特養の場合42万人を超えています。このうち、優先入所が必要な要介護４、５の待機者は６万人以上に上ります。こうした待機者が安心して入所できるように、私たち公明党は2025年までに施設待機者の解消を目指します。

具体的には、特別養護老人ホーム（特養）や老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設（療養病床）のいわゆる介護３施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設やグループホームの３倍増を提言しています。

水俣市の施設待機者の現状、特に要介護４、５の待機者の実態をどのように掌握しているか。

今後の介護３施設、特定施設やグループホームの整備目標についてお尋ねをいたします。

病院や施設に入所するのではなく、住みなれた我が家で介護を受け続けたいと希望している高齢者も数多くいます。このため、公明党は訪問介護サービスを大幅に拡充させ、24時間365日利用できる体制を提言しています。

厚労省の国民生活基礎調査によると、要介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に60歳を超えた割合は58.6%です。また、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯も介護を行っている全世帯の半数を超えたと言われています。高齢者が安心して自宅でいつでも介護サービスが受けられるよう、公明党は在宅介護支援の大幅拡充に取り組んでいます。

水俣市における老老介護実態をどのように掌握しておられるか。

24時間365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域包括支援センターの役割強化が要請されます。その対応についてお尋ねいたします。また、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の現状についてもお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、自然災害、教訓忘れず確かな備えをについては私から、予防医療及び安心できる介護制度へについては福祉環境部長から、教育問題については教育次長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣市の耐震化の現状と市民に対して地震による倒壊の危険性の周知について、新年度における対応、耐震改修補助制度、耐震グッズの普及についてお答えします。

国においては、建築物の耐震化対策として耐震改修促進法にて、計画的な耐震化の促進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充が行われております。住宅の耐震化率については、国は平成27年までに９割を目標としており、耐震改修促進法に基づく、耐震診断、耐震改修等の支援制度の整備がされております。

市といたしましては、昨年３月議会にて質問がありました緊急輸送道路沿道の一定の要件を満たす民間建築物の耐震診断のほか、民間住宅、民間建築物の耐震診断及び耐震改修、公共建築物の耐震診断及び耐震改修等について、国の対策を参考に耐震化計画等を整備する必要があると考えておりますので、お尋ねの市民に対しての倒壊の危険性の周知、補助制度、耐震グッズの普及等を含めた建築物耐震改修促進計画の策定に着手できるよう検討していきたいと考えております。

また、水俣市の医療機関の耐震化率、緊急時の医療体制はどこまで確立されているかについての御質問にお答えします。

市内の医療機関の耐震化率については、県及び医師会に問い合わせましたところ、把握されていないとのことでした。

また、国保水俣市立総合医療センターにおいては、本館、東館、リハビリ館は昭和63年以降に

建設され、耐震基準を満たしておりますが、昭和43年に建設された西館は、平成15年に耐震診断が行われており、耐震構造指標0.6以上が震度６強以上の地震でも危険性が低いとされておりますが、0.42しかなく耐震性能が不足すると判断されております。

次に、地域力による救助体制はどこまで確立されているかについてお答えします。

大規模な災害などが発生した場合には、公的な援助が行き届くまでには時間を要するため、その間に救助活動を地域住民が実施することで、人命が助かったケースが報告されております。

水俣市におきましても地域防災力を活用するため、平成15年豪雨災害の教訓として、市内全域に住民組織としての自主防災組織を設立し、組織率は100％となっており、災害発生時には連携をとりながら災害対応を行うようにしております。

活動内容につきましては、先日、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞されました第３区防災・防犯委員会などのように、定期的に訓練を実施し、防災倉庫に資機材を備えている地域もありますが、地域によりかなりの温度差があります。

このため、先進的な取り組みをされております第３区防災・防犯委員会の取り組みなどを参考にしながら、救助体制などについても自主防災組織のリーダー研修などを通じて底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の公立小・中学校の耐震化の取り組み状況と今後の対応についての御質問にお答えします。

現在、本市の小・中学校施設で耐震化が必要な棟数は15棟あります。そのうち８棟については21年度予算を確保しておりましたが、耐震診断のおくれにより、12月議会で繰り越しをお願いしたところです。現在実施設計を行っており、実施設計が完了次第、耐震補強工事を発注する予定としています。残り７棟のうちの第一中学校の５棟については、平成23年度に学校エコ改修工事とあわせて耐震補強工事を実施する予定です。残り２棟については、先ほど申し上げました８棟の進捗状況を考慮し、早急に耐震化を実施することとしております。

次に、緊急時の医療体制については、水俣市芦北郡医師会では、行政からの協力要請があれば、すぐ対応できるよう災害医療救護班が編成されていると伺っております。また、国保水俣市立総合医療センターでは災害マニュアルを作成し、県防災訓練、赤十字病院が主催する救護班研修会などに毎年参加し、災害時の医療救護、医師、看護師、事務等の役割についての基礎行動、トリアージ訓練等、実技訓練に参加しております。

また、今回、厚生労働省が主催するＤＭＡＴと言われる災害医療派遣チーム研修に参加し、厚生労働省に登録されました。今後このチームを中心とした災害救急訓練等を行ってまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

○**牧下恭之君**　直下地震の被害想定で、東京都の荒川区が非常に多くの家屋が倒壊するという衝撃的な内容であったそうでありますが、大規模な地震等が発生した場合には、建物の倒壊や家具の転倒、落下等により多くの負傷者の発生が予想され、下敷きになった方の迅速な救出・救護が重要となり、なおかつ災害発生直後には、区役所、消防や警察署の行政機関による負傷者の救出・救護活動は困難をきわめることも予想をされました。

このような事態に備え、荒川区の各防災区民組織では、阪神大震災が起きた平成７年に、町会の発案による区民レスキュー隊を結成しました。区民みずからの手による災害時の救出・救護体制の整備を今進めておられます。

また、他の自治体に比べ、高齢者の多い荒川区では、ひとり暮らしや寝たきりの方がふえておりまして、大地震が起こった場合、寝たきりの高齢者や身体の不自由な方々は、自力では避難することができません。無事に避難していただくには、何よりも家族の力が優先されますが、それが及ばない場合には、近隣の方々の協力が不可欠であります。そのため、荒川区では、地域の力で避難援助の体制を整えておくことを推進しておりまして、この体制を避難援助体制といいます。

また、おんぶ作戦というものがあります。昭和56年の国際障害者年を契機としまして、障がい者・高齢者団体の代表、町会長、民生委員等による意見を踏まえて、昭和59年から制度化をされました。区では、こうした区民みずからの手による救出・救護体制の整備を区内全域に進めることを目標としまして、おんぶ作戦の体制が整った町会には、レスキューカー、担架、車いす、おんぶひも、トランシーバー、救急箱等必要な機材を支給することで支援をしております。

水俣市においては、各区に防災組織が結成されておりますが、今、答弁でありましたように、３区が先行して行っているということでありますが、まだ荒川区のような、ここまでの徹底された活動はしておりません。避難援助体制整備推進はぜひ必要だと思いますが、お尋ねをいたします。

また、芦北町と福祉施設が災害要援護者の避難支援で協定し、スーパー等との災害時における物資の供給協力に関する協定書も調印したと新聞に掲載をされておりました。水俣市の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○**議長（松本和幸君）**　宮本市長。

○**市長（宮本勝彬君）**　まず、第１点の避難援助体制の整備は必要だと思うけれども、どうかということでございます。もちろん、この避難援助体制の推進につきましては、市としても今後さらに推進をしていかなければならないと思っております。

今、議員もおっしゃいましたけども、３区が非常に自主防災意識が徹底しておりまして、表彰も受けておりますけれども、今、御指摘のとおり、ちょっと取り組みに温度差もございますので、そういうことがないように、ひとつ行政も一緒になって頑張っていかなければならんと思ってお

ります。

それから、もう１点の協定について、水俣市の状況はどうかということでございますけれども、自治体の関係、熊本県下の自治体、それから近隣の出水市、それから伊佐市、そういったところとは、もう協定を結んでおりますし、水俣市内におきましては、郵便局でありますとか、ペプシコーラとか、あるいはコカ・コーラあたりとも水あたりで協定も結んでいるところでございます。災害に備えて、引き続き災害に強いまちづくりを進めていきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、予防医療について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　予防医療についての御質問に順次お答えします。

初めに、子宮頸がんワクチンの公費助成はいかがかの質問にお答えします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、12月議会でもお答えしましたように、昨年10月に厚生労働省が認可し、12月に発売されております。接種対象は、性交渉を経験する以前の11歳から14歳の女子が接種するのが望ましいとされており、計３回の接種が必要で、費用は１人１回１万8,000円程度かかると言われ、事業費は1,500万円程度かかる計算になります。

子宮頸がんワクチンの有効性については十分認識しておりますが、ほかの予防接種事業を勘案しますと、市単独による取り組みではなく、国の施策として取り組んでいただくよう、市長会等を通じ国・県へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、ヒブワクチンの制度化と補助ができないかの御質問にお答えします。

ヒブワクチンについては、専門家の間でも次期定期接種として最も期待の高い予防接種とされており、来年秋には定期接種となっても対応できる本数が製造される予定だと伺っております。接種費用につきましては、１回目の接種年齢により接種間隔・回数が異なりますが、１回につき費用が約8,500円程度かかると言われており、現時点の子どもの数から事業費を試算すると1,200万円程度かかる計算になります。

本市としましては、子宮頸がんワクチンと同様、他の予防接種事業を勘案しますと、国や他市の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、女性特有のがんの検診受診率の向上を目的とした検診無料クーポン券を利用しての乳がん・子宮頸がんの年齢別対象者と受診者実績についてお答えします。

前政権下の経済対策として、今年度実施された女性特有のがん検診は、子宮がん検診の対象者のうち、20歳から40歳の５歳刻みの年齢の方に、また乳がん検診の対象者のうち、40歳から60歳の５歳刻みの年齢の方に、それぞれ無料クーポン券を配布し、市内の医療機関及び毎年市が実施する集団検診での受診勧奨を行いました。

議員お尋ねのそれぞれのがん検診の対象者と受診者ですが、１月末日現在、子宮がん検診は20歳102人に対し９人、25歳111人に対し15人、30歳131人に対し19人、35歳153人に対し21人、40歳145人に対し34人の受診者がありました。また、乳がん検診は40歳145人に対し33人、45歳146人に対し46人、50歳195人に対し42人、55歳210人に対し53人、60歳263人に対し73人の受診がありました。

次に、従来の年度と比較して受診率の変化と年齢別傾向についてお答えします。

まず、子宮がん検診の20歳では昨年度3.3%だった受診率が、１月末現在8.8%、同様に25歳では3.0%が13.5%、30歳では14.8%が14.5%、35歳では11.2%が13.7%、40歳では16.2%が23.4%で、全年齢で比較しても27.5%から30.4%に向上しております。

また、乳がん検診においても、40歳では昨年度18.2%だった受診率が１月末現在22.8%、45歳では15.1%が31.5%、50歳では17.1%が21.5%、55歳では21.2%が25.2%、60歳では22.3%が27.8%と受診率が向上しており、全年齢においても35.6%が41.5%に向上しています。

このことから、明らかに無料クーポン券を配布した年齢では大きく受診率が向上し、特に子宮がん検診においては若い年齢層の受診者がふえております。

次に、来年度の女性特有のがん検診の市の負担に対する考え方についてお答えします。

がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村が実施主体であるということから、新年度は市町村に応分の負担が求められることになり、補助率が10分の10から２分の１に変更になるとの通知がありました。しかし、今年度の受診率から見ても、無料クーポン券を配布することにより、確実に今まで検診を受けなかった若い年代層の受診率が伸びていますので、新年度も前向きに検討してまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

**○牧下恭之君**　子宮頸がんワクチンを公費で助成をと、女優の仁科亜季子さんと国立がんセンター中央病院長が共同代表として実行委員会を発足をさせました。38歳のときに子宮頸がんを発症した仁科さんは、子宮や卵巣を全部摘出。手術から18年以上たった今も後遺症に悩み、がんにならない方が絶対にいい、ワクチンは神様からの贈り物だと思うと強調されております。

子宮頸がんはウイルス感染が原因で性交渉でうつるため、12歳前後への接種が特に有効とされております。女性の命を守る予防対策をこの水俣市から始めたらどうでしょうか、お尋ねをいたします。

ヒブ髄膜炎ですが、２月11日付の朝日新聞に、息子の死はメッセージ、１歳児を亡くした山口の両親の記事が載っていましたので、紹介したいと思います。

昨年12月、ヒブが原因で細菌性髄膜炎にかかった男児（１歳９カ月）が亡くなった。事前に予防ワクチンを接種していなかった。男児が発熱したのは11月23日夜、38度ほどであった。両親が

疑ったのは新型インフルエンザ。座薬での解熱を試みたが翌日も症状は改善せず、かかりつけの医師のもとに連れていった。しかし、体内の酸素濃度が異常に低く、総合病院へ搬送。入院が決まって病室へ移動する最中、男児は父親の腕の中でギャーと泣き、父親は大丈夫だよと声をかけた。これが親子の最後の会話となったそうです。その夜、男児は意識がなくなり、髄膜炎と診断をされ、脳死状態のまま12月１日、母親の腕の中で息を引き取ったそうであります。

男児はやんちゃ盛りで、家の壁によく落書きをしており、今もその跡が残り、父親は見るのがつらいと言っているそうであります。両親はヒブの名を聞いたことはあったが、どんな病気かは知らなかった。ワクチンが定期接種だったらと行政を責めても、息子は帰らない。多くの親はまさかうちの子に限ってと思うでしょう。だからこそ定期接種化が必要だというメッセージを息子は残した気がしますとありました。発症して１週間ぐらいで亡くなっております。両親の無念さははかり知ることができません。

厚生労働省は昨年12月、専門部会を新たに設置し、乳幼児向けのヒブ、小児肺炎球菌また水痘のワクチンを全額公費負担で定期接種にする検討を始めました。しかし、国が決定するまで、子どもの命を守ることを水俣市は見過ごしていいのかお尋ねをいたします。

熊本県の受診率は、乳がんでは前年比116.2%、子宮頸がんは110.5%と伸びています。水俣市においては、さらに、乳がんは前年比120.1%、子宮頸がんは112.9%と受診率の向上に頑張っていただきました。受診率の向上こそが、女性の健康と命を守り、明るい水俣市をつくる最高の手段だと思っています。

今回の無料クーポン券は受診率向上に大きく貢献し、５年間は実施してこそ、大きく効果が出ます。東京立川市の主婦の方は、これまで、がん検診を受診する機会がなく、家にクーポン券が届き、無料でもったいないから受けてみようと思い、がん検診を受診をされました。０期の早期がんと判明し、手術をして、１週間後には仕事に復帰をされたそうであります。早期発見、早期治療です。検診によって助かる命がある。今後もがん検診の無料クーポンが継続してできるよう全力で取り組んでいただきたいと思いますが、どうなのかお尋ねをいたします。

**○議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　先ほど第１の答弁で申し上げましたように、子宮頸がんワクチンの有効性について、十分認識をいたしております。子宮頸がんを完全に防ぐにはワクチン接種、それとあわせて子宮頸がん検診を受けて、前がん病変のうちに発見するということが非常に重要になってきております。申し上げましたとおり、無料クーポン券を配布した年代においても15%程度の受診率しかございませんでした。まず、若い年代層へあらゆる機会をとらえ検診受診の啓発を徹底するとともに、繰り返しになりますけれども、議員の御質問では他に先駆けてワクチンの接種を市でできないのかということでございましたが、市の現状からでは、単独で取り組みを

するということではなくて、国策として取り組んでいただくように、引き続き、市長会等を通じて国・県へ働きかけてまいりたいと考えております。

それから、ヒブワクチンにつきましてですが、ヒブワクチンの有効性についても先ほど申し上げましたとおり、十分に認識をいたしております。ただ、本年度は５年間これまで積極的に受診勧奨を差し控えておりました日本脳炎の全面再開も近いということが言われておりますので、まずは定期接種である日本脳炎が滞ることのないように取り組んでいきたいと、そのように考えております。

これもまた繰り返しになるかと思いますけども、市単独ではなくて、国策として取り組んでいただくように、引き続き市長会等を通じて国・県へ働きかけてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、無料クーポン券についてですけども、本年度、この無料クーポン券については取り組むということでございますけども、市負担については、先ほど申し上げましたとおり、一般財源の中から予算を捻出するということになりますと、それなりの経費が必要になってまいります。適正な予算執行に心がけて、対応してまいりたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

**○牧下恭之君**　子宮頸がん治療に地域差ということで朝日新聞に載っておりましたが、子宮頸がん治療に欠かせない放射線療法で、腔内照射の実施率に大きな地域格差があるということでありました。水俣市では実施していないということで、実施している他市の施設で治療を受けなければならず、精神的にも金銭的にも大きな負担が発生をします。

進行がんでは、腔内照射と外部からの照射による放射線療法に化学療法を併用するのが標準治療だそうでありますが、その治療の５年生存率は約70％ですが、外部照射だけでは約30％というデータもあるようです。しかし、日本では放射線療法の実績が少なく、日本婦人科腫瘍学会では、早期がんは子宮の摘出手術が推奨をされています。治療には負担等地域差が出てきております。だからこそ、予防が大事だと思います。失わないでいいもの、とうとい命を守るためにも予防が大事だと思いますが、いかがかお尋ねして質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

**○福祉環境部長（吉本哲裕君）**　子宮頸がんワクチンについて、先ほども申し上げましたとおり、その有効性あるいは重要性については十分認識をいたしております。ただ現状では、市単独で取り組みを開始するということには幾つかハードルもございますし、これも全国的に国策としてやはり取り組んでいただくよう、引き続きまして、これは同じ回答になるかと思いますが、市長会等を通じて、積極的に国・県等へ働きかけてまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、教育問題について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長　坂本　彰君登壇）

**○教育次長（坂本　彰君）**　教育問題についての質問に順次お答えいたします。

初めに、水俣市の不登校児童生徒の実態についてお答えします。

水俣市の欠席30日以上の不登校児童・生徒数については、平成18年度におきましては33名、平成19年度が28名、平成20年度が23名、平成21年度は１月末で21名という数であり、減少傾向で推移しております。平成20年度における不登校児童・生徒の出現率の割合は、芦北管内の目標値である１％を若干ですが下回っているところです。

中１ギャップの現状についてですが、平成19年度、小学６年生で１人だった不登校児童・生徒数が、平成20年度の中学１年生では７名に、平成20年度、小学６年生で７人だった不登校児童・生徒数が、平成22年１月末現在の中学１年生で11人と増加しております。文部科学省の調査では、小学校６年生から中学校１年生にかけて不登校が約３倍に増加するというデータがありますが、水俣市においても中学校進学に当たり、新しい集団での人間関係の形成や教科担任制になる中学校のシステムなどの環境の変化に十分対応できない生徒がいることが考えられます。

次に、不登校解消に向けた取り組みと課題についてお答えします。

文部科学省の調査においては、不登校の要因や背景は１つに特定できないことが多いことが明らかであり、不登校を画一的にとらえるのではなく、児童・生徒の個別の事情に応じて丁寧に対応していく必要があることが述べられています。そこで、水俣市の各学校では、校内で不登校対策委員会を開催し、学校長を中心に不登校児童・生徒に対して学校総体としてどのように対応するかを協議し、日々取り組んでいるところです。また、さまざまな機関と連携することも解決のための重要な手段でありますので、必要に応じてケース検討会議を実施し、情報を集約したり、保護者・本人に対して多方面からのアプローチも行ったりしておりますし、拠点校方式で市内の中学校に配置されたスクールカウンセラー、芦北教育事務所に配置されたスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制も活用しているところです。

水俣市教育委員会としましては、市独自に教育相談員を配置しておりますし、これまでにもスクールソーシャルネットワーク事業や、問題を抱える子ども等の自立支援事業を行っており、幅広いネットワークを構築し不登校児童・生徒の解消に向けて取り組んでまいりました。そのネットワークの中心となるのが適応指導水俣教室であり、不登校児童・生徒の学校復帰のため、日々、指導を行っているところです。また、各学校の不登校対策担当者が一堂に会し、各学校の状況や解消に向けた取り組みについて情報交換会も開催しております。

課題としましては、これまで関係機関のネットワークを構築してきましたが、今後さらに連携を強化し、児童・生徒を取り巻く環境や状況に適切に対応していくことが必要でありますし、各

学校では、校内支援体制の充実も課題であると考えています。また、児童・生徒だけではなく、保護者の悩みに対応できる相談体制づくりも充実していく必要があると考えています。

次に、小・中一貫教育に係る今後の取り組みについてお答えいたします。

中１ギャップの原因としましては、先ほど申しましたとおり、小学校と中学校におけるシステムの変化に子どもたちがうまく対応できないことが指摘されております。そのような意味で、小学校と中学校とが連携し、共通実践できる内容に取り組んだり、情報交換を密にしたりすることは重要であると考えております。

そこで本市では、みなまた教育フォーラムにおきまして、小・中学校の教職員が一堂に集まり、学力向上の実践について共通理解を行ったり、今年度から実施しております小学校外国語活動の授業に中学校の英語の指導者が参観して意見を交換したり、中学校への入学に際しては、小・中学校の教職員が情報交換を行うなどの連携を行っております。

小中一貫教育については、現在、公式な制度として実施されているものではなく、文部科学省の研究開発校や政府の構造改革特区といった特例を使って実施しているなどの状況にありますので、今後の国や県の動向などを注視していきたいと考えております。教育委員会としましては、まずは小・中学校の連携を一層深めることが大切だと考えております。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

**○牧下恭之君**　成功例が東京都品川区にあります。全区立小・中学校に順次、小中一貫を導入した結果、2007年度の区の調査では中１の不登校が小６の1.5倍と、全国平均の３倍を大きく下回ったそうであります。しかし、成果が見えるまでには研究校導入から７年近くかかりました。その原因は小・中の先生の間の相互不信と責任転嫁の深い溝があったからだそうであります。

小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こす中１ギャップの解消に向け、埼玉県は中学校教師が小学校で児童を２年間教えた後に、卒業とともに中学校に戻るというＪプランを始めました。

豊橋市では、全中学校にスクールカウンセラーが配置されています。平成20年度には、県の児童・生徒支援加配ということで、中学校９校に教師加配１名が配置され、その他の中学校10校には、豊橋市の中学校不登校対策事業として、生活サポート主任の授業時間数軽減のために、非常勤講師を配置をしております。これにより各学校のサポート主任がその仕事に専念できるように、授業等軽減をされました。

中１ギャップは、新しい環境に適応できないことにより生ずるものでありまして、発達に障がいのある児童・生徒に起こることが多いと言われております。そこで、心理判定員は、発達障がいが疑われる子どもに対して、専用の器具を使い発達検査を実施し、その判定に基づいて、その子に応じた支援のあり方を保護者や学校に指導、助言などを行っております。こうした支援によ

りまして、保護者の不安が軽減されるだけでなく、学校と保護者、心理判定員の３者が同一歩調で子どもへの支援ができるようになったそうであります。

また、起立性調節障がい（ＯＤ）は、朝起きが悪く、立ちくらみやめまい、集中力の低下で周囲の大人はどうしても怠け癖があるとみなしてしまう場合があるそうであります。不登校対策は非常に難しい問題でありますが、もう一歩、不登校対策を進めることができないかお尋ねをいたします。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　小中一貫を導入した結果、非常に東京の品川区では効果があったと、それから、埼玉県の方では、小・中の人事交流によって、そういう対応をしていると。それから、人的配置のことだというふうに思いますが、スクールカウンセラーだとか、児童・生徒支援加配であるとか、あるいは不登校対策に専門的な非常勤講師を配置するであるとか、そういったような積極的な対応はできないのかというような質問であったというふうに思います。

確かに大切だというふうに思いますが、まず、中１ギャップの解消のためには、やはり、小・中学校の先生たちが協力をして、９年間を見通したというんでしょうか、そういったような教育活動が大事であるというふうなことは考えているところでございます。

それから、人事交流につきましても、小学校の先生が例えば中学校に行って、小学校の卒業生を迎えるというんでしょうか、非常に安心感は子どもたちにあるんではないかなというふうに考えられます。人事交流につきましては、県の教育委員会が行っていますので、水俣市単独で行うということはなかなか難しいというふうに考えているわけですが、今後ともやはり小・中の連携ということをきちんと頭に置いて、不登校、中１ギャップの問題には対応しなければいけないんではないかなというふうに思っております。

それから、発達障害等が原因で不登校になるという例もあり、西田議員にも答弁いたしましたが、水俣市では今、特別支援教育支援員という方々を学校に配置をして、そういう児童・生徒を支援できないかということで、そういった事業も展開をしているところですが、学校からの要望等も強うございますので、できるだけそういったような対応を今後もしてまいりたいと思いますし、特別支援教育においては、中学校区を中心としたコーディネーター会議等も開催しておりますので、そういった会議等も活用しながら、中１ギャップあるいは障がい等を抱えた子どもたちの情報を共有しながら、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

**○牧下恭之君**　今言われた特別支援教育支援員の配置は大変重要だと思っております。現在14名配置をされておりまして、非常に学校からの希望が多く上がってきているというふうに聞いており

ますが、学校からの要望は何名で来ているのか、お尋ねをして終わりたいと思います。

○**議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

○**教育次長（坂本　彰君）**　この制度を、平成19年度からしていただいておりますが、毎年、学校からの要望人数はふえて、30名になるような人数が各学校からは上がってきているところでございます。

○**議長（松本和幸君）**　次に、安心できる介護制度へについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長　吉本哲裕君登壇）

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　次に、安心できる介護制度についての御質問にお答えします。

まず、水俣市の施設待機者の現状、特に要介護４、５の待機者の実態をどのように把握しているのかとの御質問にお答えします。

第４期のひまわりプランである水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定する中で、本市のデータ、介護事業所からの聞き取りや熊本県からの情報提供をもとに、施設入所待機者の状況を調べ、重複した申し込み等を整理したところ、おおむね200名が待機しておられました。

この中には、既に医療機関や居住系施設に入院、入所されている方もおられ、早急に施設等での対応が必要な在宅での待機者を抜き出しますと60名程度となり、さらに認知症の症状をお持ちの方が40名程度、この中で介護度が重度の方が10名程度おられるものと見込んでおります。

次に、今後の介護３施設、特定施設やグループホームの整備目標についてお答えします。

先ほどの待機者の見込みから、第４期の事業計画期間である平成21年度から23年度までに、重度の方に対応できる29人以下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を１カ所、また認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームを２カ所、在宅介護サービスを強化するために認知症対応型の通所介護事業所、いわゆるデイサービスを１カ所整備することとし、待機者の解消とサービスの強化を図ることとしております。

介護３施設につきましては、熊本県の所管であり、本市地域への新たな建設は予定されていませんが、特別養護老人ホームから個室化によるユニットケア推進のお話もいただいており、施設介護サービスの充実に貢献するものとして期待しているところでございます。

次に、本市における老老介護の実態をどのように把握しておられるのかとの御質問にお答えします。

老老介護を行っている高齢者世帯等の実態調査は行っておらず、実際の対象者数については把握しておりません。なお、今期のひまわりプランにも掲載しておりますが、本市の民生委員が行った調査によりますと、高齢者人口8,649人のうち、ひとり暮らしの方が1,875人、高齢者のみの世帯に属する方が3,094人、1,524世帯となっており、今後の人口推計から見て、その数は増加傾

向にあると思われます。すべての方が介護保険の認定を受けているわけではありませんが、単純に介護認定率20%で計算しますと、高齢者が高齢者を支える老老介護の数は600人程度、約300世帯となります。

高齢者が高齢者を支えざるを得ない状況の中で、地域を含むチームで見守り支える仕組みづくりが必要であるため、介護サービス事業所による支援はもとより、市高齢介護支援室に配置する看護師や地域包括支援センター職員によるサポートなど、高齢者の状態に応じた対応を民生委員や地域との連携の中で図っているところであります。

次に、24時間365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域包括支援センターの役割強化が要請されており、その対応をどのように行うのか、また、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の現状はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

地域包括支援センターは、介護という分野も含め、高齢者への対応を基本とし、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されております。本センターは、在宅介護等の事業者や地域との連携の中で、ネットワークの中枢に位置し、高齢者の問題に対して関係機関や介護事業者との調整を図り、適切な対応を行っているところであります。

市としましては、認知症にかかわる事柄や、介護予防など高齢者に関係するさまざまな問題に対応する一元的な窓口として位置づけており、気軽に立ち寄り、相談できる場所として、市民に対し一層の啓発を図るとともに、地域包括支援センターが担う役割を十二分に発揮できるよう支援を継続してまいりたいと考えております。

また、在宅介護サービスを24時間体制で提供できる事業所である小規模多機能型居宅介護事業所の現状につきましては、現在、市内に２カ所の事業所が、それぞれ定員25名でサービスの提供を行っております。このサービスは、登録された利用者を対象に、デイサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時ホームヘルパーやショートステイを組み合わせてサービスを提供することで、居宅での生活の継続を支援するものであります。認知症への対応も含め、介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるためのサービスとして、ますます必要性が高まってくるサービスであると認識しております。

なお、このサービスは、平成18年度から始まっており、その地域での在宅生活を24時間体制で支えるものとして、非常に有効かつ便利なサービスですが、一部では宿泊が常態化するなど利用に当たっての問題も発生しております。

**○議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

**○牧下恭之君**　介護事業者は事務量の軽減、また要介護認定について認定審査に時間がかかるというような声がたくさんあります。３年間、介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス料の負担を軽減するシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者にはさら

に軽減するシステムを提言をしております。

私は平成21年３月議会で提案いたしましたが、介護保険を利用しない元気なお年寄りへのお元気ポイント、介護ボランティアに参加した高齢者へのボランティアポイント制度などの運用についてお尋ねをいたします。

○**議長（松本和幸君）**　吉本福祉環境部長。

○**福祉環境部長（吉本哲裕君）**　介護ボランティアに係るポイント制度につきましては、昨年３月にお答えしましたとおり、介護予防事業を進める上で、有効な方法の一つであると考えております。対象とするボランティアの種類の設定や、介護サービスと区分け、ボランティアの需用と供給を調整管理する組織をどのようにするかなど検討課題も多く、先進的な自治体の取り組み状況も踏まえ、ボランティア関係事業の事務局的役割を担っている社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと思います。

○**議長（松本和幸君）**　牧下恭之議員。

○**牧下恭之君**　自宅の介護で今困っていることは、介護する家族の身体的・精神的・経済的負担が大きいが53％と最も多くありました。家族介護者の休暇、休息を保障するレスパイトケア事業の拡充など、家族にリフレッシュしてもらうための事業の充実をさらに深めていっていただきたいという要望をしまして、質問を終わります。

○**議長（松本和幸君）**　以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後１時30分まで休憩します。

午後０時０分　休憩

---

午後１時30分　開議

○**議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原泰子議員に許します。

（中原泰子君登壇）

○**中原泰子君**　皆さん、こんにちは。勇気会の中原泰子です。よろしくお願いします。

きょうの天気は、きのうと変わってとても穏やかですので、穏やかに進めてまいりたいと思います。

最近、買い物スタイルに変化を感じています。今、夕刻はマイバッグ持参の主婦がほとんどです。種類やカラーがさまざまなため、どんなバッグを持っているのか、ちょっと気になり、ほかの方のバッグを見てしまいます。マイバッグへの大きな移行は、$CO_2$削減の意識より、１日の食費の中からレジ袋５円の出費を抑えるために、マイバッグ持参にスタイルを変えたという人がほとんどです。それでもレジ袋の流出はかなり抑えられていることは、結果いい取り組みだと思っ

ています。

男性の多いこの場で、主婦は５円の出費もむだにしない努力をしていることをお伝えして質問します。

１、子どもの教育環境について。

①、本市の就学援助費交付対象者の数、比率、認定基準はどのような状況か。

②、就学援助の内容、区分はどうなっているのか。

２、学校管理費について。

各小・中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師について。

①、各年間委託料、各業務内容はどうなっているのか。また、それを検討するところはどこか。感染症に対する対策が毎年強化されてきていることについて。

②、学校が考える対策は何か。

３、職員の勤務形態について。

時間外勤務手当について。

①、条例改正に伴い、勤務時間が15分短縮になり、時間給が高くなったと思うが、残業手当も上がったのか。

②、残業した際の申し出はどのようになっているのか。

③、休日手当の割り増しは幾らか。代休システムとの違いは。

４、環境大学について。

①、本市に環境大学をという提案を聞くが、どのような構想なのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、子どもの教育環境及び学校管理費については教育次長から、職員の勤務形態については総務企画部長から、環境大学については私からそれぞれお答えいたします。

**○議長（松本和幸君）**　子どもの教育環境について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長　坂本　彰君登壇）

**○教育次長（坂本　彰君）**　子どもの教育環境について順次お答えします。

まず、本市の就学援助費交付対象者の数、比率の状況、認定基準についての御質問にお答えします。

準要保護世帯に対する就学援助の支給児童・生徒数と、全児童・生徒数に対しての比率につきましては、６月議会で川上議員の御質問にお答えしましたように、平成17年度は241人で9.32%、平成18年度は227人で8.95%、平成19年度は228人で9.26%、平成20年度は220人で9.19%となっており、本年、平成21年度は３月現在で211人で9.11%となっております。比率は、全体のおよそ９から10%となっております。

認定基準につきましては、文部科学省が定めた「要保護および準要保護児童生徒の認定要領」、「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」等に基づき、認定申請のあった児童・生徒の保護者の世帯の収入額、需要額を調査し、高額療養等の状況も勘案して総合的に判断しております。

次に、就学援助の内容、区分についての御質問にお答えします。

本市の就学援助は、平成17年度に国の補助制度が廃止された以後も、それまでと同様の項目で継続的に実施しています。支給項目は、捧、学用品費及び通学用品費、放、宿泊を伴わない校外活動費、方、学校給食費、朋、修学旅行費、法、宿泊を伴う校外活動費、泡、新入学児童・生徒学用品費、烹、医療費となっております。

支給額としては、学用品費及び通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費、新入学児童・生徒学用品費につきましては、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」で示されている補助単価と同額を支給し、学校給食費、修学旅行費については、実費を支給しております。また、宿泊を伴う校外活動費は、交通費、見学料を支給し、医療費については対象治療費の個人負担分を支給しております。

○**議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

○**中原泰子君**　今、全国子どもの貧困率が15%、１クラスに四、五人はいるということになりますが、これは今始まったことではなく、以前からわかっていたことに、ようやく光が当てられたという現実です。本市においても今答弁がありましたように９から10%ということで厳しい状況です。

本市においての認定基準は、生活背景なども十分考慮され調査を総合的にされていること、また、昨年６月議会での川上議員の御指摘もあったこともあり、広報などでの周知、学校や民生委員さんとの連携、協力をもってセーフティーネット漏れがないように努力されているように感じます。また、事前に確認した援助内容についても細かく考慮してあるかと思いますし、プライバシー保護についてもよく配慮されていると感じます。

しかし、考慮されていましても、まだ悲しい現実を聞きます。援助を受けていない方から、どうにか日ごろの生活はやってきても、多額になる修学旅行費用にローンを活用したり、子どもが一生懸命に取り組んでいる部活動に費用がかかり、やめてもらえないかとお願いしたり、遠征の

ときはわざと休ませたりしなければならない。また、この制度を見ますと、新１年生は４月ごろの認定となれば、楽しみにしているランドセルなどは恐らく大変苦慮して準備されている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

子どもたちはうれしい話はどんなことでもだれにでも話もします。ランドセルの話も入学する前の幼稚園、保育園の中で、もちろんあることでしょう。そんなときに会話に入れない子どもがいるかと思うと胸が痛みます。このような現実は、困っているから市役所へというようなことにはなりにくい問題です。頑張って頑張ってどうしようもないときに勇気を持って相談されていることと察しがつきます。でも、それでもそういった悩みを言えずに、子どもに我慢を強いらせていることのほうがずっと多いのです。日ごろからかかわりのある先生からのアドバイスや民生委員さんのひと押しを必要としている方には、もう少し早目の周知、定期的な周知が必要かと考えます。よい援助制度があっても必要なときに知らせることができなければ、意味が半減してしまいます。そういったことから質問します。

１つ目は、新１年生を迎える家庭については、もっと早目に関係機関からの情報をもとに、きちんと面会し、入学に不足物品はないのか調査するサポートはできないものでしょうか。

２つ目は、部活動に対しての援助基準の見直しはできないものか。

３つ目は、多額になる修学旅行費用だけの援助の申請はできないものか。

以上、３点質問いたします。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　周知の方法について、まず、特に新１年生に対しては、やはりそういう入学をさせる保護者と子どもの心情を考えて、どうにか早くサポートできないかという、まず１点目はそういうことであったと思いますが、就学援助の制度につきましては、毎年２月の広報でお知らせをしているところですし、また、ほとんどの学校が２月の中旬ぐらいには新入生を集めての新入生保護者会という説明会をしているところで、その中で、そういう制度があるということは説明をしているところでございます。

それから、民生委員さんや、もちろん各学校の校長先生方にも、学校であるいは地域で子どもたちの家庭の実態については把握をしていて、援助が必要な御家庭については、いろいろ民生委員さんや校長先生や担任の先生からお話がいっているところだというふうに思っているところでございます。今、議員もおっしゃられましたが、困りに困ってというか、最後に御相談をするという、そういう御家庭も確かにあるというふうに思いますが、どうでしょうか、援助を受けられませんかというふうにお勧めをすることについては、個人の収入にもかかわることですし、非常にデリケートな部分もあるんではないかなというふうに感じられますので、助言というか、受け

てみませんかというお勧めの仕方も非常に配慮を要する部分ではないかなというふうに考えております。

そういう就学援助の活用につきましては、年度当初がもちろん一番多いんですけれども、民生委員さん方から年度途中もずっと援助の申請が上がってきているわけですけれども、全体の約１割の方が年度途中の申請をしてくださっているという、そういう実態というか、実績がございます。そういうことを考えれば、必要に応じてというか、その都度やはり相談等もされながら、援助の申請をされているのかなというふうに考えられるところでございます。

新１年生へのサポートということにつきましては、特にやはり入学説明会等で、もっとこういう制度がありますということについては、各学校、もっと声を大にしてというんでしょうか、ぜひ活用くださいということで周知をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

２点目ですけども、部活動への遠征等にも御家庭によっては我慢してくれという、そういう部分もあるんではないかなということ、それからもう一つ、修学旅行の費用だけでもどうにかできないかという、そういう２番目、３番目のお尋ねではなかったかなというふうに思いますが、部活動の例えば遠征費だけの補助、修学旅行だけの補助ということについては、確かに御家庭で困っておられる方々もあるのは想像にかたくないわけですけれども、それだけということについては、まだ全然考えておりませんでしたので、各学校の状況と家庭との実態等も各学校把握していらっしゃいますので、そういう実態も踏まえた上で、もしも本当に必要な方がいっぱいいらっしゃると思いますが、いろんな状況も勘案しながら検討させていただきたいというふうに思います。

**○議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

**○中原泰子君**　今、答弁をいただきましたけども、とても配慮が要ることでしょうし、この不況から見ますと、途中から援助が欲しいという方もますますふえてくるのではないかと思います。

ぴかぴかの１年生はまちをも明るくします。ぜひ皆がわくわくした気持ちで入学できるようにお願いします。

修学旅行費用についても、高学年の子どもたちは黙っていてもいろんなことに気を使う年代です。自分がどんな環境にあるのか理解しているときです。義務教育期間に行われる修学旅行費用だけの援助施策もぜひ考えていただきたいと要望します。

また、岩阪議員の質問にもありましたように、学校指導要領の改訂におきましても、部活動は成長過程において重要な位置づけとされています。特に、中学生の部活動に対しての援助基準の拡大と見直しをしていただきますよう要望します。

現在、児童のいる世帯の所得収入がこの10年で１割の減額となっていることと、不況の中、都会では子育てがしにくいとＵターン、Ｉターンしてこられる御家族も、水俣なら育てられる、安

心して頼って帰ってこられるという状態にしておくことは、ふるさとならではの対策の一つです。また、生まれるときから生活環境によく目を配り、気を配り、把握していただきたい、見守ってほしいと思います。

先日、熊日新聞に、生活保護を受ける中でも、本人の努力もあり、県立大学に進学するという記事が記載されておりました。蒲島県知事の貧困の連鎖を教育で断ち切るとの意向を受け、受験料・入学金の免除、授業料相当の奨学金の給付が受けられる県立大のくまもと夢実現の推薦入試を受け、進学がかなったということです。彼女自身も努力したのでしょうが、それまでしっかり見守ってくれた人たちがいたことは大きな支えであったこと、彼女の夢までも大きくさせ、希望につながったことと感じました。ぜひ、この小さい市です、人生のスタートラインに立っている子どもたちへ、さらにきめ細やかに今後一層のサポートをしていただきたいと考えますが、いかが思われるのか、この１点を質問します。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　今おっしゃられました大学生の方のお話とか聞くと、本当に涙が出そうになりますけれども、夢実現へ、子どもたちの夢を実現させるために援助をするというのは、とても大切なことだというふうに思いますし、十分援助ができるかというと、いろんな事情もありますが、水俣市のほうでは高校生、大学生につきましては奨学金というような制度もあっているところでございますので、できるだけ奨学金制度については門戸を広く開いているつもりでございますので、そういったような制度をぜひ多く活用していただきたいと思いますし、また、そういう制度の周知もきちんとしていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っております。

**○議長（松本和幸君）**　次に、学校管理費について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長　坂本　彰君登壇）

**○教育次長（坂本　彰君）**　次に、学校管理費についてお答えします。

まず、小・中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師の年間委託料、各業務内容、それを検討するところはどこかについての御質問にお答えします。

学校医、学校歯科医については、年間委託料が１校当たり21万円で、学校医には児童・生徒の内科健診と就学時健康診断を、学校歯科医については、歯科健診と就学時健康診断に加え、学校の要望により歯のブラッシング指導や歯の講話等をしていただいております。また、学校薬剤師については、年間委託料が１校当たり９万2,600円で、飲料水、プールの水質検査などの環境衛生検査に加え、医薬品等の助言指導や環境衛生指導をしていただいております。

これらの年間委託料及び業務内容については、他市の状況を把握しながら、水俣市教育委員会教育総務課において検討をしているところでございます。

次に、学校が考える感染症の対策についての御質問にお答えします。

学校保健安全法等により、感染症が発生した場合の出席停止、臨時休業等の手続が規定されていますが、未発生の状況では、各学校では健康教育の観点から、うがい、手洗い等の基本的な疾病の予防法を徹底励行するとともに、健康観察をしっかりと行い、児童・生徒の体調確認に努めているところです。

今年度、全国的に猛威をふるった新型インフルエンザに関する対策につきましては、県教育委員会新型インフルエンザ対応行動計画を基盤として、市内各学校ごとに新型インフルエンザ対応行動計画を策定し、それにより危機管理体制、情報伝達経路を確認し、また発生期の各段階ごとの学校の基本的対応、例えば感染拡大期における臨時休業等の措置等の対応方法を確認しているところであります。

この計画では、学校における対策の基本方針として、１、感染拡大を可能な限り抑制し、児童・生徒の健康被害を最小限にとどめる。２つ目、教育に与える影響の最小化に努めるとしております。市教育委員会としましては、昨年秋からの新型インフルエンザの大流行時におきまして、保健所、市健康高齢課の協力を得て、市内小・中学校、保育園、幼稚園、高校の状況を、日々、小・中学校にお知らせしてきましたし、市校長会議を初め各種研修会等で予防の重要性とともに、適切な対応をお願いしてきたところでございます。今後とも関係機関との情報連絡を密にし、感染症の対策に努めていきたいと思います。

**○議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

**○中原泰子君**　今答弁をいただきましたが、まず、①について、医師の先生方には、学校における内科健診と就学時健康診断とありましたが、それは、学校検診委託料平成21年度分でいいますと、392万円にてお願いしてある業務内容だと思うのですが、その健診料は健診の回数などと検証したとき、やはりこれだけの費用は必要であると思われ、計上されるものですか。また、健診料は１校につき１件ですので、先生方は二、三校分重複しているはずです。年間の報酬料とは別に健診料を支払うことについて、なぜなのか疑問です。

そこで質問をします。報酬料は何について支払われているのか、また健診の回数などを含め、健診料は本当に妥当な金額だと判断されて毎年予算を上げられておられ、また予算についてのヒアリングでは何の議論もなかったのかの２点と、また、薬剤師の先生による水質検査ですが、私が調べた中では、規模に関係なく学校ごとに丹念に調べてあるところと、１カ所だけのところとあります。さらに、その報告が年度末に集中して出されています。内容は６月検査としてあっても、どうして提出が年度末なんでしょうか。夏は水を大変よく使用しますし、長期休暇の間は心

ない人によって、どんないたずらをされているかわかりません。せめて学期ごとには検査すべきです。この水質検査はどこでされているのか、また学校管理費の中で水質検査料の決算報告が別に上がっておりますが、薬剤師さんが検査されている水質検査との違いは何か。また、学校医同様、報酬料は何について支払われているのか。

①については以上の５点を質問します。

次に②についてですが、流行時期には新型インフルエンザ対応行動計画まで策定し、さまざまな関係機関との連携、協力を得ながらとありましたが、保護者としてはありがたく、学校内にもいたるところに消毒液などが備えつけてありました。マスクの着用を徹底するために、マスクを購入した学校もあります。そこで、その購入予算はどこから出たのでしょうか。そういった医薬材料費用が前年より増加したということの認識はございますでしょうか。また、学校医、学校薬剤師から、そういった感染予防の指導やアドバイスはあったのでしょうか。

以上、３点を質問します。

**○議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　学校医等の報酬については妥当かという、まず最初のお尋ねではなかったかなというふうに思いますが、14市と比べた場合、学校医、歯科医、それから薬剤師の報酬につきましては、14市中、学校医と薬剤師は８番目、歯科医につきましては７番目でございました。ほかの13市と比べますと中位程度ということで、一応、妥当というか、そういうふうに判断していいんではないかなというふうに思っております。

それから、ヒアリングでの様子はどうだったかということですが、こういうような他市の状況も提出をし、その上で決めていただいたというふうに思っております。

それから、水質検査につきまして、水質検査の結果の提出が年度末になっているというのは、ちょっとおかしいんじゃないかということですけれども、私たちが把握をしている範囲では、水質検査を委託している業者、それから薬剤師さんがいますが、プール検査、水道水検査というふうなことがありますが、プール検査等につきましては、大体５月か６月ぐらいになさっております。それから、薬剤師の水質検査につきましても、それから少し時期はずれると思いますが、大体プールの時期とか、そういう時期に行っていただいているというふうに思います。提出が年度末になったということにつきましては、私どもがきちんと、なぜそういうふうになったのかということにつきましては掌握をしておりませんので、きちんとそこのところは調べないといけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、水質検査、薬剤師と業者との検査の違いは何かということでございますが、調べる項目が業者と薬剤師では内容が違っているところでございます。例えば、業者につきましては、プール本体の衛生状況とか、施設設備の状況とか、浄化設備の管理でありますとか、それから、

そういったような施設設備の面、それから水質につきましては、水素イオン濃度であるとか、残留塩素でありますとか、大腸菌、一般細菌というようなことを業者の方がやっておりますが、薬剤師さんにおいても施設設備の面につきましては、薬剤師さんはしませんけれども、残留塩素であるとか、大腸菌とか、そういったようなものにつきましては、薬剤師さんの方でもやってもらっているところでございます。

それから、インフルエンザにつきましてですが、マスクとか消毒液とか、そういったような予算等については、どこから出ているのかということでございますが、特にこういうふうな大流行というのは予想をしておりませんでしたので、特別に教育委員会の方でマスク代とか消毒費とか、そういうのを計上をしていたわけではございませんので、消耗品とかそういうのから出せるところは出したんではないかなというふうに思っておりますし、どうしても対応できない部分は、きちんと一個一個把握しているわけではございませんが、ＰＴＡ会費等の中からもしかしたら出していただいているのかなというふうにも思っております。

それから、同じく医薬品等につきましてのことですが、毎年学校から要求される必要な部分については予算措置をしておりますが、やはり、そういったような大流行等も想定をするならば、やはりそういう部分についての配慮も必要なのかなというふうに思っております。

それから、学校医の先生がこういう流行をしたときに、適切な指導等があったのかということでございますが、どういう指導をなさったのか、済みませんけれども把握をしておりませんが、学校ではインフルエンザが発生したときに、インフルエンザだけじゃありませんが、休校措置等をとるときには、学校医の先生との御相談があります。その中で学校医の先生には適切なアドバイスをいただいているというふうに判断をしております。

**○議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

**○中原泰子君**　今、報酬料、検診料は14市の中で８番目、７番目という話が出ましたけども、県内で中位程度という話ですが、果たして水俣市は財政面からいうと中位くらいなのでしょうか。とても県内でいうと厳しい状況にあると私は思います。学校医の先生方には御多忙の中の健診、敬意を払ったとしての報酬料、健診料なのでしょうが、厳しい一般財源から子どもたちのためにと出されているお金です。学校医、薬剤師報酬料、年間1,314万9,000円、健診代、337万2,564円、合計1,652万1,564円です。どうしても例年どおりに計上してきてしまったとしか思えません。社会情勢は変化し、市民の暮らしは厳しいのです。いろいろ事情もおありでしょうが、市民が納得のいく支出をお願いします。しっかり見直していただきたいと思いますが、いかが考えておられるのか。

また、水質検査の件ですが、業者に任せているのであれば、業務重複のような気がいたします。水質検査として出ている歳出がとても不明瞭です。調べた中でも報告には水質検査機関の記載も

ございませんし、領収書の添付もございませんでした。もう一度チェックしていただきたい。水質検査の時期、項目、検査機関、検査者の記載が不十分です。ぜひ統一して安心して水が使用できるようにしてください。

②の感染症予防については、ことしは新型インフルエンザの猛威で急遽いろんな対策を学校ごとに打っていただいたと聞いております。第一小学校においては予防対策に12万円の支出をＰＴＡの予算から子どもたちの健康のために出しています。このような事態は、来年度も容易に推測できます。消毒液は思った以上に高額です。どの学校においても医薬材料費がＰＴＡ負担にならぬよう、調査して医療機関の先生方のアドバイスをいただきながら、今後、医薬材料費は考えていただきたいと思いますが、どうか質問します。

**○議長（松本和幸君）**　坂本教育次長。

**○教育次長（坂本　彰君）**　お医者さんの報酬の見直しについてはどうかということでございますが、引き続き検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、業務重複というような御指摘、それからチェックリスト等の統一、そういうのをしていただいた方がよいというような御指摘でございましたので、十分、議員が今言われましたことについては、対応していきたいというふうに思います。

それから、感染症対策について、医薬品とか、そういったような予算についてでございますが、今おっしゃられましたが、消毒液等は非常に高額になるというようなことでございますが、感染症予防につきましては、アルコール消毒液が大切ではなくて、やはりきちんと手を洗うということが大切だというふうに私どもは関係の方々からお聞きをしました。シュッと出て、サッとすればそういうふうな何となく効果があるような、そういうふうな気もするというふうに思いますけれども、アルコール液はアルコール液でいいというふうに思いますが、石けんでもきちんと手を洗うということが大切だというふうな御指導を、話を聞いたところですので、そういったようなことも含めて学校にまたお願いをしなくてはいけませんし、本当にことしのような緊急の事態もありますので、やはり対応すべきところはきちんと予算面でも対応をしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

**○議長（松本和幸君）**　次に、職員の勤務形態について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長　葦浦博行君登壇）

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　次に、職員の勤務形態について申し上げます。

時間外勤務手当に関する御質問のうち、条例改正に伴い勤務時間が15分短縮になり、時間給が高くなったと思うが、残業手当も上がったのかとの御質問にお答えいたします。

時間外勤務手当１時間当たりの単価は、給与月額等の合計額に12を乗じ、その額を１週間当た

りの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額となっております。

平成21年４月１日以降、１日の勤務時間が15分短縮となり、１週間の勤務時間が40時間から38時間45分に変更となり、分母が小さくなりますので、１時間当たりの単価は、その分上がることになります。

次に、残業した際の申し出はどのようになっているのかとの御質問についてお答えいたします。

水俣市職員服務規程第19条で、時間外勤務をする場合にあらかじめ主管課長の命令を受けなければならないと規定しておりますので、時間外勤務命令簿で主管課長の決裁を受けることになります。

次に、休日手当の割り増しは幾らか、代休システムとの違いはとの御質問にお答えいたします。

休日手当は国民の祝日等に勤務した場合に支給されるものですが、割り増しについては１時間当たりの単価に100分の135を加算した額となります。

代休システムは、国民の祝日及び年末年始の休日に７時間45分の勤務をした場合、勤務日以降８週以内に７時間45分を代休として指定する制度でございます。

**○議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

**○中原泰子君**　まず、①に対してですが、今、残業代のカットや原則残業禁止、給料そのもののカット、本当によく聞きます。今回、市長は、まず御自分の給料の削減から水俣の財政を守ると公約にされていますが、そんな中から、市民から、市役所の残業代上がったらしいね。世の中厳しいのにね。と言われました。確かに今答弁があったように、条例改正に伴っている理由があるとしても、市民にはこの不況の中、単純に残業代が上がったという感覚を持たれているのは事実です。市民からの不満は強まり、厳しさは増しています。それを受けてか、②についての答弁にありました、あらかじめ命令を受けなければならない、残業の申し出にはあらかじめ命令を受けなければならないなど、残業代の申請の手続が、以前は機械的であったことからの改善は、いいことであると感じます。業務の状況把握のためにも面倒ではありますが、ぜひ、その形で継続していただきたいと思います。

そこで、①と③の答弁を受けて、残業そのものが適切に行われているのか、問題点も取り上げて質問します。

まず、１、残業時間の上限は設けてあるのか。２、また逆に、１時間のみの残業者の状況はどうか。また、それを命令した上司の理由事項はきちんと記載されているのか。３、休日出勤手当の時間給が1.35倍であるのに、４時間の制限は妥当でしょうか。４、あらかじめわかっている超勤業務や定期的なもの、例えば月１の定例会議が外部合同である、納入時間が早朝にあるものなどに対しては、時間差出勤の導入が積極的に行えないものか。以上４点について質問いたします。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○**総務企画部長（葦浦博行君）**　それでは２回目の質問にお答えさせていただきます。

まず１番目は、時間外勤務について、上限を設けているかということでございますけれども、これについては、まず、予算上の制約が１点ございます。それと通常の時間外勤務については、各所管において年度当初に業務の内容だとかをチェックして、事前に執行計画を立てていくというような状況で執行を行うようにしております。ただ、通常以外の、例えば災害等の不測の事態については、別途補正予算等で対応するということにしております。

それから、１時間だけの命令を受けて超勤をしている職員がいるのかということでしたけれども、実際、４月から１月までの10カ月ですけども、今年度、大体10カ月で632件の超過勤務命令をしております。一月平均60件ということでございますけども、超勤の内容については、個々については、まだ、各課に命令簿ございますので、その辺はまだ把握をしておりません。ちょっと調査をしてみたいというふうに思います。

それから、超過勤務命令の理由の記載をちゃんとされているのかということでございましたけれども、超過勤務命令簿には日付と時間ですね、予定の時間、やる予定の時間と、その理由を書く欄がございます。それを書いて事前に課長から印鑑をもらうというふうになっております。今はそれはほぼされているだろうというふうには思っておりますけども、その辺の状況も、また調査をしてみたいなというふうに思っております。

それから、先ほどありました４時間の制限時間が妥当かということでございますけれども、これにつきましては、休日等の勤務については午前中が４時間勤務します。１日でいきますと７時間45分というふうになりますので、これについては、すぐすぐ制度を変えるというのはなかなか難しいなというふうに思っております。

それから、４番目ですけども、勤務時間の時間差出勤というのがありますけども、これは熊本県あたりでは実際されているようでございます。例えば、水俣市の窓口業務を仮定しますと、窓口業務を１時間延長したりとかする場合に、早出と遅出をつくるとかっていうことは十分考えられるのかなと。ですから、業務の内容次第でやれる場合とやれない場合というのがございますので、導入が可能かどうかですね、その辺もちょっと検討してみたいなというふうに思っております。

○**議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

○**中原泰子君**　まず、残業の上限ですが、さまざまな理由で厳密に規則はうたわれなくても、40時間を超えるものに関しては、部長決裁が必要であるとしたり、60時間近くの残業が何カ月か続く課に対しては、面接による業務内容を確認したり、体力的・メンタル面の健康上の配慮を行う対策をぜひ打っていただきたいと考えます。

次に、１時間の残業についてですけども、10カ月で632件、思っていたよりも多いなと思うのですが、まず時間内に、１時間ですから、時間内に業務遂行努力ができないものか、もう一度よく確認をとっていただきたいと思います。

また、休日出勤手当についてですが、４時間内の仕事であれば、前準備は不可能であったのかどうか、できるだけ代休でリフレッシュしていただきたいと考えます。また、短期イベント的なものに対しては、忙しいのを、何かバタバタして忙しそうだなとながめている姿勢でなく、ほかの課から短期補充・出向などで、職員全体のこととしてとらえて、これまで以上に積極的に動いていただきたいと思います。そうすることで、１人の負担も随分軽減でき、予算も少なくて済みます。ただし、精力的に頑張って成果を出そうとしている課に対しては、その管理職の方が、十分に健康面に配慮しながらも、超勤に対してもサポートする体制をこれまでどおり続けていただきたいと思います。

３回目の質問は２点、１点は、残業して頑張る職員に対し、午後の１時から続けて業務を遂行するのは体力的にも効率的にもよくありません。そこで、５時15分から15分ほどの休息タイムを設けた後、５時半からの残業時間としてはいかがでしょうか。

２点目は、イベントなどで短期的に人数を必要とするところに業務が差し支えない程度、今まで以上に協力して応援・出向させることはできないのか、質問します。

あと、時間差出勤は県も導入しているようですので、ぜひ検討していただけるよう要望いたします。

**○議長（松本和幸君）**　葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　ただいまの質問は、５時15分からじゃなくて、５時半から超勤をしたらどうかということだったと思いますけれども、１時から午後が始まりまして、１時間休憩を12時から１時までとっております。１時から５時15分まで４時間15分ということで、通常１時間やる場合は、例えば５時半からですと６時半までということになりますので、多分、午後から仕事をやっている人は、そのまま継続してやれた方が効率がいい、能力的に１時間ぐらいだったら先に済ませてしまうほうが、より効率的だということで、今、認めてやっております。

実際、よその市町村がどうかということは、まだ調査を実はしておりませんけれども、ないようには今のところは聞いておりますけれども、できるかどうかも含めて、ちょっとまた検討させていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、職員の、先ほどありましたように、業務量とか、あるいは事務量がふえているという部分もあったりして、１時間のそういう時間がふえているのかなというふうに思っておりますので、その辺が特定の人に偏ったりしないような対策も必要かなというふうには思っております。

それから、２番目にありました、応援体制みたいなやつをきちんとやっぱりやって、そういう

特定の人にかかる負担を減らした方がいいということだと思いますけれども、現実的には、実は昨年あたりからずっとやってきました。例えば地域振興券だとか、あるいは商品券の事務とか、実はかなり大がかりな事務でございましたので、流動応援体制をとりまして、それをやっていった経緯がございますし、実際、60周年の記念事業のど自慢もそうですし、いろんなコンサートあるいはお祭りに対しては、ほとんど市の職員が割り当てを、各課割り当てをして、それぞれ出てもらっているという状況で、かなり各職員に対しては、応援をしていただいている、今、状況でございますので、これも過大な負担にならないように、それぞれが均等に応援できるような体制をきちんととっていきたいなというふうに思っております。

○**議長（松本和幸君）**　次に、環境大学について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

○**市長（宮本勝彬君）**　次に、環境大学構想についてお答えします。

私は、これまで水俣病の早期解決と地域振興をセットとして国に強く要望してまいりました。大学のような教育機関が設置されれば、交流人口もふえ、地域は大いに活性化されるものと思われます。

御承知のように、本市では、平成19年度から国・県の補助を受けながら、みなまた環境大学として、１週間程度の短期セミナーを実施しております。全国から学生などが集まり、水俣病の教訓、市民活動、環境に配慮した産業など、地元の人とかかわりながら現地ならではの研修に励んでおります。そして、ここ２年、このセミナーに参加すると大学の単位を与えるという大学も出てきております。これらの仕組みをさらに発展させるとともに、まずは学校跡地等を活用して、いつでも水俣で学べるような環境づくりを進めたいと考えております。

現在、熊本学園大学におかれては、本市に水俣学現地研究センターを開設され、オープンリサーチセンターとして学生や研究者等に利用されていますが、このように大学等のサテライトを本市に誘致するというのも一つの方法ではないかなと思っております。人の動きは地域活性化につながります。若者がまちにふえれば、なおさらだと思います。今後とも国に向けては、水俣に出かけ水俣で学ぶような事業を展開していただくよう要望していくとともに、将来的には、誘致または連携等により、水俣の特性を生かしたテーマ性のある環境大学の実現を目指したいと考えております。

○**議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

○**中原泰子君**　今、環境大学の構想について答弁がありましたが、本市の体制次第では希望の持てるものなのかなと感じました。市長の言葉をおかりすると、環境で飯が食えるは、環境で経済を生み出す、雇用をふやすものだと私自身とらえていますし、経済を生み出さなければ生活できま

せん。

大学そのものは、先日の答弁にもあったように、ハードルの高いものだということですが、現在、各大学では環境に関連した学部の増設・新設、またほかの学部においても環境は学ぶようになってきております。そこで、各大学を企業誘致するのと同様に、水俣ではこんなことが学べますというＰＲをし、まずは合同キャンパスの設立はどうかと考えます。そこでたくさんの大学生が本市にショートステイできる環境をつくり、学んでもらいたいと考えます。

１つ目の質問は、合同キャンパスへの構想はあり得ないものか。また、学ぶという観点から、前期基本計画政策Ｉの中の環境学習都市の推進が挙げられておりますが、その中で水俣病資料館、語り部の会、県環境センター、環境省水俣病情報センターと連携とあります。

ここで２つ目の質問ですが、なぜここにチッソや地元で同じ歴史を歩んできた地元企業の参画がないのか。以上、２点について質問します。

**○議長（松本和幸君）**　答弁を求めます。

宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　まず、各大学へのＰＲを特に行ってほしいと、そして合同キャンパスといった方法もあるんではないかということで、今後、委員会を立ち上げて、これを検討してまいりますので、ぜひこの方法を取り入れなければならないのではないかなと、今思ったところでございます。

それから、環境学習都市づくりの中で、各企業を取り入れたらどうかということでございますけれども、現在、チッソさんのほうでは工場見学あたりを随分やっておられますし、また田中商店あたりもそういうことでやっておられますので、ぜひこれらも今後含めていかなければならないと思っています。

**○議長（松本和幸君）**　中原泰子議員。

**○中原泰子君**　第５次総合計画策定審議会においても、チッソを初め多くの地元企業の知識や能力をよく調査し、取り入れていくべきだという意見が出てまいりましたが、肝心なところに、その意見が生かされていないのは非常に残念です。また、今回の市長選挙で私が一番聞いた言葉は、環境で飯が食えるということに対しての反論でした。あの言葉はがっかりだという意見や、若者の雇用は考えていないのか、環境、環境って、それでは生活できんということでした。市長が考えて思っていらっしゃる環境で飯が食えるという感覚と、目標の熱い思いとは別のとらえ方をしている方が多いということです。環境で大学を、経済を生むということであれば、まず、それらの理解をもう少し得られるようにするのも大切ですし、できるだけ早く証明しなければ払拭できません。

そのためには、環境に対しての施策の中に、地元企業の協力も入れて、次のステップに進むん

だと示し、多面的に環境を照らしていかなければ、経済を生むなんてことはあり得ないと私は思います。

私は昨年末に、神戸から修学旅行で来た生徒と水俣についてディスカッションする機会がありました。彼女らは、水俣について事前学習をしっかり行ってきており、ある程度の知識は備えて水俣に来たそうです。ですが、今夜の宿でのお刺身を食べますかの質問に、考える、全部は無理、勇気が要る、多分食べないという答えが返ってきました。これが現実です。しかし、水俣の海の中を長年潜って写真を撮っている私の友人の談話や、実際の写真、チッソのパンフレットなど、彼女らが触れていない部分を見せると、後ほど送られてきた感想文に、お刺身おいしくいただきましたとあり、とてもうれしく手にとりました。この50年余り、いろんな立場でさまざまな複雑な環境の中で、歯を食いしばって生きてきた生きざまや、努力の姿、変化、そして水俣はどう進んでいくのかというベクトルと、さらに進んで、工場排水の浄化システム、新エネルギーについてなどを学んでもらえる環境大学にしてほしいと願います。また、これは本市が受けた使命であり、全国へ、世界へ発信すべきです。また、これが経済にもつながると思うのですが、まず第一歩として、地元企業・事業所の知識や能力を水俣市のために環境施策の中に積極的に盛り込んでいただけないのか質問します。

**○議長（松本和幸君）**　宮本市長。

**○市長（宮本勝彬君）**　御指摘のとおりでございます。今おっしゃるように地元企業、そういった方々、非常にすばらしい御意見も持っていらっしゃいますし、すばらしいお力も持っていらっしゃるということは確認をしておりますので、ぜひ今後積極的に取り入れなければいけないと思っております。また、非常に取り組んでいるんですけれども、なかなか市民の皆さん方に理解していただけなかったというような部分もしっかり反省をしております。やはり、打ち出し方もまずかったんではないかなと思っておりますし、市民の皆さん方に本当に理解していただけるような、広報等を使いながら、もっともっと上手に打ち出し方を考えてやっていかなければならないんではないか、それも一つの反省材料ではないかなと、今後の取り組みの中で入れていきたいと思っております。

**○議長（松本和幸君）**　以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後２時34分　休憩

---

午後２時44分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第２　議案の訂正について（議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について）**

**○議長（松本和幸君）**　日程第２、議案の訂正についてを議題とします。

---

**議案の訂正について**

平成22年２月26日提出した議案のうち、「議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の条文を別紙訂正表のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第１号）第19条第１項の規定により提出します。

平成22年３月11日

水俣市長　宮　本　勝　彬

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

（別紙）

「議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の訂正表

| 訂正箇所 | 訂　　正　　前 | 訂　　正　　後 |
|---|---|---|
| 22ページ<br>下から８行目 | 第２条中「次の表に改める」を「１回につき150円」に改め、同条の表を削る。 | 第２条中「次の表に定める」を「１回につき150円の」に改め、同条の表を削る。 |

---

**○議長（松本和幸君）**　去る２月26日、市長から提案された議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

葦浦総務企画部長。

**○総務企画部長（葦浦博行君）**　ただいま議長の方からございましたように、まことに申しわけございません。

さきに提案をいたしました議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中で、訂正すべき箇所がございましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正をしていただきますようお願い申し上げます。

訂正の内容といたしましては、22ページの下から８行目、「次の表に改める」を「次の表に定める」にお願いします。それと、「150円」を「150円の」に、「の」を入れていただきますようお願い申し上げます。

今後このようなことがないように十分注意をいたしますので、どうか御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松本和幸君）**　ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　これから提出議案の質疑に入ります。

**日程第３　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第３、議第３号水俣市社会教育施設条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第４　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第４、議第４号水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第５　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第５、議第５号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第６　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第６、議第６号水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第７　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第７、議第７号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第８　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第８、議第８号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第９　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第９、議第９号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第10　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第10、議第10号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

**日程第11　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例**

---

**の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第11、議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第12　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第12、議第12号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第13　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第13、議第13号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第14　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第14、議第14号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第15　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第15、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体

的にお願いします。

それでは予算書41ページから43ページ、第１款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

43ページから67ページまで、第２款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

67ページから81ページ、第３款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

81ページから97ページまで、第４款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

97ページから107ページまで、第５款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

107ページから113ページまで、第６款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

113ページから125ページまで、第７款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

125ページから128ページまで、第８款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

129ページから152ページまで、第９款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

153ページから154ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入につい

て質疑を行います。

11ページから16ページまで、第１款市税、第２款地方譲与税、第３款利子割交付金、第４款配当割交付金、第５款株式等譲渡所得割交付金、第６款地方消費税交付金、第７款ゴルフ場利用税交付金、第８款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第９款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

22ページから29ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

29ページから40ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

これで平成22年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

**日程第16　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第16、議第16号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第17　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第17、議第17号平成22年度水俣市老人保健特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第18　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第18、議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第19　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第19、議第19号平成22年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第20　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第20、議第20号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第21　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算**

**○議長（松本和幸君）**　日程第21、議第21号平成22年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第22　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算**

○**議長（松本和幸君）**　日程第22、議第22号平成22年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第23　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について**

○**議長（松本和幸君）**　日程第23、議第31号第５次水俣市総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第24　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について**

○**議長（松本和幸君）**　日程第24、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第25　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）**

**日程第26　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）**

**日程第27　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）**

**日程第28　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）**

**日程第29　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）**

**日程第30　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）**

**日程第31　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）**

**日程第32　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）**

**日程第33　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）**

**日程第34　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）**

○**議長（松本和幸君）**　日程第25、議第33号指定管理者の指定についてから、日程第34、議第42号指定管理者の指定についてまで、10件を一括して議題とします。

本10件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第35　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第35、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

---

**日程第36　議第44号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第37　議第45号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）**

**日程第38　議第46号　平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号）**

**日程第39　議第47号　財産の取得について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第36、議第44号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第39、議第47号公有財産の取得についてまで、以上４件を一括して議題とします。

---

**議第44号**

**職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年３月11日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和42年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号を次のように改める。

放　時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第２条に次の１号を加える。

方　年次有給休暇及び休職の期間

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

**議第45号**

## 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,495,026千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

平成22年３月11日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第12号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 14. 国庫支出金 | | 2,585,437 | 20,671 | 2,606,108 |
| | 2．国庫補助金 | 1,378,033 | 20,671 | 1,398,704 |
| 15. 県支出金 | | 1,032,993 | 37,500 | 1,070,493 |
| | 3．委託金 | 89,999 | 37,500 | 127,499 |
| 18. 繰入金 | | 293,937 | △20,671 | 273,266 |
| | 1．基金繰入金 | 293,645 | △20,671 | 272,974 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 10,545,159 | | 10,545,159 |
| 歳入合計 | | 14,457,526 | 37,500 | 14,495,026 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2．総務費 | | 2,270,823 | 37,500 | 2,308,323 |
| | 1．総務管理費 | 1,700,117 | 37,500 | 1,737,617 |
| 3．民生費 | | 4,220,210 | 0 | 4,220,210 |
| | 2．児童福祉費 | 1,267,517 | 0 | 1,267,517 |
| 5．農林水産業費 | | 422,837 | 0 | 422,837 |
| | 1．農業費 | 299,035 | 0 | 299,035 |
| | 2．林業費 | 94,637 | 0 | 94,637 |
| 6．商工費 | | 313,597 | 0 | 313,597 |
| | 1．商工費 | 313,597 | 0 | 313,597 |
| 7．土木費 | | 1,830,181 | 0 | 1,830,181 |
| | 2．道路橋りょう費 | 425,480 | 0 | 425,480 |
| | 6．住宅費 | 378,774 | 0 | 378,774 |
| 9．教育費 | | 1,625,533 | 0 | 1,625,533 |
| | 1．教育総務費 | 917,237 | 0 | 917,237 |
| | 4．社会教育費 | 227,393 | 0 | 227,393 |
| | 5．保健体育費 | 237,964 | 0 | 237,964 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 3,774,345 | | 3,774,345 |
| 歳出合計 | | 14,457,526 | 37,500 | 14,495,026 |

第２表　繰越明許費補正

１　追　加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| ２．総務費 | １．総務管理費 | 緑の分権改革推進事業 | 37,500 |
| ４．衛生費 | ２．清掃費 | 合併処理浄化槽設置整備費補助金 | 5,618 |
| ９．教育費 | ２．小学校費 | 理科備品購入費 | 799 |
| | ３．中学校費 | 理科備品購入費 | 1,480 |

---

**議第46号**

**平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号）**

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,090,137千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月11日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

第１表　歳入歳出予算補正（第１号）

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 15. 県支出金 | | 1,187,225 | 101,500 | 1,288,725 |
| | ２．県補助金 | 641,432 | 101,500 | 742,932 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 10,801,412 | | 10,801,412 |
| 歳入合計 | | 11,988,637 | 101,500 | 12,090,137 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３．民生費 | | 4,621,474 | 101,500 | 4,722,974 |
| | １．社会福祉費 | 2,161,684 | 101,500 | 2,263,184 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 7,367,163 | | 7,367,163 |
| 歳出合計 | | 11,988,637 | 101,500 | 12,090,137 |

---

**議第47号**

**財産の取得について**

財産を次のように取得することとする。

平成22年３月11日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

| 取得する財産の表示 | | 契約の方法 | 取得の相手方 | 取得の予定価格 |
|---|---|---|---|---|
| 種類 | 数量 | | | |
| 学校情報通信技術環境整備事業におけるコンピュータ及びコンピュータソフト | 一式 | 指名競争入札 | アスクシステム<br>代表　中村慶治 | 20,615,700円 |

（提案理由）

学校情報通信技術環境整備事業におけるコンピュータ及びコンピュータソフトを取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、本案のように提案するものである。

---

**○議長（松本和幸君）**　提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第44号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第45号平成21年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,750万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億9,502万6,000円とするものであります。

主な内容としましては、第２款総務費に、緑の分権改革推進事業を計上し、その財源として、第15款県支出金を充当しております。

そのほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付額が確定したことに伴い、第14款国庫支出金及び第18款繰入金において財源の調整を行っております。

また、繰越明許費補正として、緑の分権改革推進事業外３件を追加いたしております。

次に、議第46号平成22年度水俣市一般会計補正予算第１号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億150万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ120億9,013万7,000円とするものであります。

補正内容としましては、第３款民生費に、介護予防地域づくり事業に係る施設整備費補助金を計上いたしております。

その財源といたしましては、第15款県支出金を充当いたしております。

次に、議第47号財産の取得について申し上げます。

本案は、学校情報通信技術環境整備事業におけるコンピューター及びコンピューターソフトを取得するものであります。

取得につきましては、平成22年３月９日に指名競争入札を実施し、2,061万5,700円で、アスクシステム代表中村慶治氏と物品売買の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第44号から議第47号までについて、順次提案理

由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後２時58分　休憩

---

午後２時59分　開議

**○議長（松本和幸君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第44号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

議第45号平成21年度水俣市一般会計補正予算第12号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

議第46号平成22年度水俣市一般会計補正予算第１号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認めます。

議第47号財産の取得について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第３号から議第47号まで議案37件は、議席に配付の議事程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

**○議長（松本和幸君）**　以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後３時０分　散会

平成22年３月17日

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録
# （第５号）

## 表　　決

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会会議録（第５号）

平成22年３月17日（水曜日）

午前10時15分　　開議

午前11時20分　　閉会

（出席議員）　18人

| | | |
|---|---|---|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 髙岡利治君 |
| 塩﨑信介君 | 川上紗智子君 | 福田　斉君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中　功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員）　なし

（職務のため出席した事務局職員）　５人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | （牛迫秀基君） | 次長 | （松永伸二君） |
| 議事係長 | （栄永尚子君） | 総務係長 | （岡本広志君） |
| 書記 | （渕上大輔君） | | |

（説明のため出席した者）　12人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森　近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） |
| 産業建設部長 | （田上和俊君） | 総合医療センター事務部長 | （桑畑達美君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （上村　彰君） | 水道局長 | （盛下修一君） |
| 教育次長 | （坂本　彰君） | 総務企画部総務課長 | （本山祐二君） |
| 総務企画部企画課長 | （栄永徳博君） | 総務企画部財政課長 | （渕上茂樹君） |

○議事日程　第５号

平成22年３月17日　午前10時開議

第１　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について

第２　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

第３　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

第４　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第５　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

第６　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第７　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第８　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算

第14　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第15　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算

第16　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第17　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算

第18　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第19　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算

第20　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算

第21　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について

第22　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

第23　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

第24　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

第25　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

第26　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

第27　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

第28　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）

第29　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

第30　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

第31　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）

第32　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）

第33　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

第34　議第44号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第35　議第45号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

第36　議第46号　平成22年度水俣市一般会計正予算（第１号）

第37　議第47号　財産の取得について

第38　陳第５号　京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について

第39　陳第６号　気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について（平成21年６月）

第40　陳第12号　後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について

第41　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1　陳第１号　資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について

1　陳第２号　人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について

1　陳第３号　選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について

1　陳第４号　国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について（平成21年６月）

1　陳第15号　永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について

1　陳第16号　改正国籍法に関する陳情について

1　一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

1　御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1　陳第13号　介護保険制度見直しに関する陳情について

1　環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1　陳第４号　地域経済の活性化支援に関する陳情について

1　陳第６号　「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年９月）

1　陳第３号　政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について（平成21年３月）

1　商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1　議会運営等に関する諸問題の調査について

1　議会の情報公開に関する調査について

第42　議第48号　副市長の選任について

第43　議第49号　教育委員会委員の任命について

第44　意見第１号　「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時15分　開議

**○議長（松本和幸君）**　ただいまから本日の会議を開きます。

---

**○議長（松本和幸君）**　日程に先立ちまして諸般の報告をします。

３月11日、厚生委員会に付託しました議第６号水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託がえをしましたので、御了承願います。

次に、本日、市長から、人事案２件、田中功議員外６人から意見書案１件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第５号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第１　議第３号　水俣市社会教育施設条例の制定について

日程第２　議第４号　水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

日程第３　議第５号　水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

日程第４　議第６号　水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第５　議第７号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議第８号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議第９号　水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第10号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第11号　水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第12号　水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第13号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第14号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第15号　平成22年度水俣市一般会計予算

日程第14　議第16号　平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第15　議第17号　平成22年度水俣市老人保健特別会計予算

日程第16　議第18号　平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

日程第17　議第19号　平成22年度水俣市介護保険特別会計予算

日程第18　議第20号　平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

日程第19　議第21号　平成22年度水俣市病院事業会計予算

日程第20　議第22号　平成22年度水俣市水道事業会計予算

日程第21　議第31号　第５次水俣市総合計画基本構想の策定について

日程第22　議第32号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

日程第23　議第33号　指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

日程第24　議第34号　指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

日程第25　議第35号　指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

日程第26　議第36号　指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

日程第27　議第37号　指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

日程第28　議第38号　指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）

日程第29　議第39号　指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第30　議第40号　指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

日程第31　議第41号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）

日程第32　議第42号　指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館）

日程第33　議第43号　水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

日程第34　議第44号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第35　議第45号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第36　議第46号　平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号）

日程第37　議第47号　財産の取得について

日程第38　陳第５号　京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について

日程第39　陳第６号　気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について（平成21年６月）

日程第40　陳第12号　後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について

○議長（松本和幸君）　日程第１、議第３号水俣市社会教育施設条例の制定についてから、日程第40、陳第12号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてまで、40件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長　平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君）　ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第３号水俣市社会教育施設条例の制定について申し上げます。

本案は、閉校した学校施設を活用し、市民の教育、文化及び福祉の向上を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第６号水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第７号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政組織・機構の効率化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第８号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市消費生活相談員を設置すること等、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があるため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、消費生活相談員を設置する場所と報酬額についてただしたのに対し、現在、具体的に庁舎内のどこに設置するか検討中である。また、報酬額は日額7,300円で、所管は現在の商工観光振興室となるが、設置後約１年間は研修期間を要するものと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第９号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関して支給額の適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、今回の税務手当の改正内容と特殊勤務手当の減額率についてただしたのに対し、税務手当については、今まで給与の100分の３の率で支給していたが、これを月額4,000円の定額に変更し、この見直しにより約56％の減額となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、列記式の証明書の発行等に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案については、委員長が討論をいたしましたので、副委員長と交代して審査を行いました。

本案は、中学校再編成に伴い、平成23年４月１日付で全中学校７校を閉校し、４中学校を開校するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、校名に関するアンケート調査と結果についてただしたのに対し、アンケート調査は再編成準備委員会の中で実施し、再編成協議会での参考資料として行ったものであるとの答弁がありました。

本案については、原案に賛成であるという意見と、アンケート調査結果が地域住民に周知されておらず、また、アンケート調査結果と選定方法に矛盾があるように思われる。京渡地区から校名変更の再考を促す陳情が提出されているように、まだ住民の理解が得られていない状況での条例制定には、賛成しがたいという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県所有のエコパーク潮騒の広場（水俣港緑地）の運営管理について、平成22年度から指定管理者制度が導入されることに伴い、同広場（水俣港緑地）内に熊本県との協定及び同協定に基づく承認を受けて本市が設置していた野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

本案については、委員長が討論をいたしましたので、副委員長と交代して審査を行いました。

歳出の主なものとしては、第２款総務費に、地積調査事業、電算システム管理運営経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地方バス路線維持対策事業、第８款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、第９款教育費に、小中学校の運営経費、小中学校再編成推進事業、学校エコ改修と環境教育事業、県民体育祭水俣市・葦北郡実行委員会準備経費、学校給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの施設管理運営経費、動く絵本館運転事業などを計上し、これらの財源としては、第１款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、スキャナー配信システム保守委託料を計上している。

このほか、地方債については、過疎対策事業外１件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、並行在来線第三セクター鉄道会社運営費補助金についてただしたのに対し、これは実質赤字補てん額の熊本県側分7,538万6,000円に対し、全体の85％を熊本県が負担し、残り15

%を八代市、水俣市、芦北町、津奈木町の２市２町で負担するもので、本市負担分はそのうちの26.8%を負担するとの答弁でありました。

また、地上デジタルテレビの難視聴対策の電波遮へい対策事業費補助金についてただしたのに対し、現在、難視聴対策の補助としては国の補助とＮＨＫからの補助がある。今回は骨格予算なので政策的な経費は計上されていないが、現在、市の補助については検討中であるとの答弁でありました。

本予算について、原案に賛成であるという意見と、予算内に水俣市小中学校再編成推進事業費が計上されているので賛成しがたいという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号第５次水俣市総合計画基本構想の策定について申し上げます。

本案は、基本構想を策定するには、地方自治法第２条第４項の規定により議会の議決を経る必要があるので提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第６条第６項において準用する同条第１項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、水俣市情報格差是正事業の概要についてただしたのに対し、ブロードバンドサービスがなかった久木野地区480世帯、京渡地区570世帯、湯出地区370世帯を対象にブロードバンドサービスを実施し、情報格差の是正を行うとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号、議第41号及び議第42号の指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市立総合体育館本館等、水俣市立総合体育館南部館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第３条第３項の規定により制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第44号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号平成21年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第２款総務費に、緑の分権改革推進事業を計上し、その財源として、第15款県支出金をもって充当している。そのほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付額が確定したことに伴い、第14款国庫支出金及び第18款繰入金において財源の調整を行っている。

また、繰越明許費の補正として、緑の分権改革推進事業外２件を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号財産の取得について申し上げます。

本案は、学校情報通信技術環境整備事業におけるコンピューター及びコンピューターソフトを取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第５号京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情についてでありますが、本件は、議第12号が可決すべきものと決定したことにより、みなし不採択とすべきものとしました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長　牧下恭之君登壇）

**○厚生委員長（牧下恭之君）**　ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第４号水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成22年４月１日から水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方自治法第204条第３項の規定に基づき制定しようとするものであるとの説明を受け、

質疑を行いました。

質疑の中で、病院事業管理者が医師である場合の給与についてただしたのに対し、全適を実施している他の公立病院の事例を調査し、市長と副市長の中間程度の額としたとの答弁がありました。

委員から、職務と専門性、また市内勤務医の給与水準から考えると低額なのではないか。人材確保の観点からも今後機会を見て再検討されたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第５号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、平成22年４月１日から水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法第38条第４項の規定に基づき制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、事業の一部廃止に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成22年４月１日から水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させ、病院経営の効率化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第３款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に係る経費、子ども手当支給費、次世代育成支援施設整備事業、第４款衛生費に、清掃施設管理運営費、ごみ処理に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、健康診査事業、予防接種事業、市庁舎省エネ改修事業、水俣病資料館管理運営事業などを計上している。これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金及び第15款県支出金等の歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自立支援給付費の増加の理由についてただしたのに対し、報酬単価等の改定及び市内に就労系の通所事業所の設置があり、通所サービスを受ける人が増加したことが主な要因であるとの答弁がありました。

また、簡易水道資産調査業務の内容についてただしたのに対し、本業務は市内11カ所の簡易水道組合等の業務を市の上水道に統合するため、水源設備、送配水管などの各組合の所有する水道設備のすべてを調査するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億8,642万4,000円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上している。これらの財源としては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特定保健指導業務の委託先についてただしたのに対し、熊本県総合保健センターを主に、一部を水俣市立総合医療センターに委託しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成22年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ594万7,000円を計上している。

歳出については、総務費、医療諸費などを計上している。

これらの財源としては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億8,678万1,000円を計上している。

歳出については、総務費、諸支出金を計上している。

これらの財源としては、保険料、繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、広域連合での保険料率の改定の影響についてただしたのに対し、今回の予算は広域連合が改定後の料率により積算した額に基づいて計上している。また、１人当たりの保険料は、

平均で2,000円ほどの増額となったとの答弁がありました。

本案については、原案に賛成であるという意見と、保険料は据え置くべきであり、賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成22年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,488万4,000円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、地域支援事業などを計上している。

これらの財源としては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成22年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に62億7,581万円、収益的支出に62億7,037万7,000円、資本的収入に３億6,213万3,000円、資本的支出に７億3,697万9,000円を計上している。

収益的収入の主な内容は、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益などを計上している。

収益的支出の主な内容は、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息などを計上している。

資本的支出の主な内容は、地上デジタル放送対応化工事、小型貫流ボイラー更新等の建設工事費、ＣＲ自動撮影装置、医用テレメーター、超音波診断装置等の器械備品購入費、企業債償還金などを計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また、債務負担行為として、ＣＴ装置システムリース業務外２件を新たに設定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療センター西館の耐震対策についてただしたのに対し、老朽化のため耐震性に加え機能的にも不十分になってきており、全適が軌道に乗った時点で今後どのようにするか検討したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号から議第36号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ及び水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するも

のであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号平成21年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付額の確定により、第３款民生費第２項児童福祉費第３目児童館費のうち、一般財源からの支出分を国庫補助金に切り替えるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号平成22年度水俣市一般会計補正予算第１号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億150万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ120億9,013万7,000円とするものであります。

補正の内容は、第３款民生費に、介護予防地域づくり事業に係る施設整備費補助金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっておりました陳第６号気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、経済や雇用等に及ぼす影響が大きいと考えられるため不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、同じく継続審査となっておりました陳第12号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、現行制度を即時廃止すれば混乱を生みかねないため不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長　西田弘志君登壇）

**○産業建設委員長（西田弘志君）**　ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第５款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、アグリサポート体制整備支援事業、森林組合経営基盤整備事業、丸島漁港広域漁港整備事業負担金、第６款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、観光おもてなし研修事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの管理運営費、九州新幹線全線開通に係る観光アクションプロジェクト、消費者行政対策事業、第７款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道維持補修費、環境共生型住宅推進活動等補助業務委託などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金等の歳入をもって充当している。

また、地方債に、過疎対策事業債外３件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、アグリサポート体制整備支援事業の詳細についてただしたのに対し、この事業は、ＪＡあしきたのアグリサービス部門と連携し、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地対策等のため、10人程度の雇用により、農繁期の人員確保、農地保全を図るものであるとの答弁がありました。

また、観光おもてなし研修事業の目的、内容についてただしたのに対し、この事業は、緊急雇用創出事業により、新たに25人程度の人員を募り、１年をかけて、市内旅館において接客業務等に携わりながら、実地研修を行うとともに、観光ガイド研修等の多様な研修も実施し、人材育成を図るものである。さらに、育った人材が引き続き本市の観光業で活躍する人材となることを期待するものであるとの答弁がありました。

委員から、特に農業施策については、市としての青写真を持ち、能動的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,860万9,000円を計上している。

歳出の主なものは、公共下水道事業費、公債費等であり、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管整備及び浄化センター改築更新関係経費等である。

これらの財源として、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債等をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外１件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受

け、質疑を行いました。

質疑の中で、汚泥処分業務委託料の内容についてただしたのに対し、浄化センターでは毎日約４トンの汚泥が発生しているが、広域行政事務組合のクリーンセンターが保守点検等の際、これを処分できないときに芦北町の処理場へ運搬して処理を委託するものであるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成22年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に４億8,222万4,000円、収益的支出に４億122万8,000円、資本的収入に3,446万3,000円、資本的支出に１億8,852万4,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、給水収益がさらに減少する中、配水能力に余裕があることから、給水範囲を広げ増収を図るような検討はされているかとただしたのに対し、簡易水道との統合計画の中で、既設の管の活用等も含め、費用対効果を踏まえながら検討していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号から議第40号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市勤労青少年ホーム、水俣市湯の鶴温泉保健センター及びみなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

以上４件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第45号平成21年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付額の確定により、第５款農林水産業費の農業振興費等、第６款商工費の観光費等、第７款土木費の道路維持費等のうち、一般財源からの支出分を国庫補助金に切りかえるものである。また、繰越明許費補正として、合併処理浄化槽設置整備費補助金を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

---

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年３月12日

総務文教常任委員長　　平　松　辰　弘

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第３号 | 水俣市社会教育施設条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第６号 | 水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第７号 | 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第８号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第９号 | 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第10号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第12号 | 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議第13号 | 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第15号 | 平成22年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議第31号 | 第５次水俣市総合計画基本構想の策定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第32号 | 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第33号 | 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第41号 | 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第42号 | 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館南部館） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第43号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第44号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第45号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第47号 | 財産の取得について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 陳第５号 | 京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について | みなし不採択 | |

---

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年３月12日

厚生常任委員長　　牧　下　恭　之

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第４号 | 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第５号 | 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第11号 | 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第14号 | 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第15号 | 平成22年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第16号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第17号 | 平成22年度水俣市老人保健特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 | 賛成多数 |
| 議第19号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第21号 | 平成22年度水俣市病院事業会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第34号 | 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第35号 | 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第36号 | 指定管理者の指定について（水俣市立明水園） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第45号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第46号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第１号） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 陳第６号 | 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について | 不　採　択 | 賛成少数 |
| 陳第12号 | 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について | 不　採　択 | 賛成少数 |

## 委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年３月12日

産業建設常任委員長　　西　田　弘　志

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 議第15号 | 平成22年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第20号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第22号 | 平成22年度水俣市水道事業会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第37号 | 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第38号 | 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム） | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第39号 | 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター） | 原案可決 | 全員賛成 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議第40号 | 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり） | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |
| 議第45号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分 | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |

---

○**議長（松本和幸君）**　以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

渕上道昭議員から議第12号、議第15号及び陳第５号について、川上紗智子議員から議第18号及び陳第12号について、野中重男議員から陳第６号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、渕上道昭議員。

○**渕上道昭君**　議第12号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

本案は、中学校の再編に伴うものであります。今あります中学校７校を閉校し、新たに４校を開校するものであります。私は再編成に反対するものではありませんが、校名について異議がありますので、討論を行います。

まず、選定作業にかかわった方々には敬意を表したいと思います。

さて、私は平成15年９月議会で学校統廃合について取り上げ、地域の学校に長くかかわっている一人として、学校再編成は避けて通れない重要な課題と認識し、１期目から約束しております、教育、環境問題に積極的に取り組んできたつもりでございます。

今回の校名について、水俣市小中学校再編成協議会が昨年12月22日、新校名緑東に選定し、教育委員会にて承認をされ、広報みなまた１月号で市民に報告をされました。一方、京渡、久木野校区に校名アンケート用紙が昨年10月28日付で893戸へ配布され、221戸回収、24.7％の回収率でありました。京渡の校名85名、38.5％、緑東１名、0.5％でありました。しかし、東の名前が多くあり、東部に位置する意味から緑東と決定したことに住民の理解が得られていません。一方東部だけのアンケート50名、22.6％は無視できません。長年、深川を含む６行政区で東部地域振興協議会でまとまっており、緑東より重視すべきと思います。配布アンケートに多数決投票でないと明記してありますが、アンケートの結果は民意であり、重く受けとめるべきと思います。

したがって本条例には反対します。

次に、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算でありますが、議第12号で反対いたしましたように、学校再編成に関する予算が計上されておりますので、本案についても反対であります。

次に、陳第５号京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について、議第12号の反対討論で申し述べましたように、地元の方々の思いを受けとめ、趣旨を妥当と認め、採択すべきであるとの立場で賛成をいたします。

**○議長（松本和幸君）**　次に、川上紗智子議員。

**○川上紗智子君**　議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から、陳第12号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について賛成の立場から、それぞれ討論を行います。

まず、議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算に反対する理由は、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ、ことし４月からの保険料値上げが盛り込まれている予算となっているからです。この制度の根本的な問題は、高齢者を年齢で差別することであり、そのことがうば捨て制度だという国民の怒りを広げました。この国民の怒りがさきの総選挙で政権交代をもたらした一つの要因だったと思います。ところが、鳩山政権は、制度の廃止を４年先送りし、しかも、保険料の負担をふやさないという約束までほごにしました。これは国民の願いを二重に裏切るものです。そのために保険料が値上げされ、高齢者に重い負担が強いられることになります。さらに、２年後には、再度の保険料値上げが待ち受けています。この制度は、存続すればするほど被害が広がる制度であり、直ちに廃止すべきです。

以上の点から、本予算を認めることはできません。

次に、陳第12号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について、賛成をする理由は、前に述べました議第18号についての討論と同じ趣旨であることに加えて、政府の新しい制度の提案の中に、65歳以上の人をみんな国民健康保険に入れて、別勘定にするという案が示されているという問題があります。これは75歳以上の差別枠を65歳以上に引き下げるだけです。私たちは、高齢者の医療のあり方については、高齢者を差別する制度はすぐやめ、少なくとも75歳以上の医療費は無料にすべきと考えます。

以上で討論を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　次に、野中重男議員。

**○野中重男君**　日本共産党の野中重男です。

私は、陳第６号気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について、賛成の立場から討論をいたします。

この陳情は、地球温暖化防止のために国も地方自治体も経済界も、そして世界も力を合わせてそれに取り組もうという趣旨のものであります。そういう趣旨で国への意見書提出を求めている

のがこの陳情です。

すでに岡山県議会、高知県議会では採択し、全国でも123の地方自治体が採択しています。

また、先日の３月12日には、鳩山内閣において、地球温暖化対策基本法案が閣議決定されまして、第174通常国会に提出するという旨が環境省のホームページ等でも紹介されております。2020年までに25％削減、2050年までに80％削減するというふうに、総理は表明されておりますけれども、この陳情の内容とほぼ同じであります。委員長報告では、反対理由で経済や雇用等に及ぼす影響が大きいと、そういうふうに紹介されましたけれども、もはやこれらの理由は成り立たない状況にあるというのが世界の今流れではないでしょうか。総理が記者会見で、目標達成にあらゆる政策を総動員するというふうに記者会見等で述べられているのもそのことを示しています。水俣市は、環境モデル都市にも指定されたように、さまざまな取り組みを今進めています。熊本県で唯一モデル都市に指定されている水俣市だからこそ、水俣市議会がこの陳情をいち早く採択し、他の自治体の模範になるべきだというふうに私は思います。国が動いているから地方議会は改めて何かする必要はないという意見もあるかもしれません。しかし、国じゅうで声を上げていくことが、日本全体で動きをつくっていくことになると私は考えます。

以上のような理由から、本陳情は賛成であり、当議会でも採択されるべきであり、議員諸氏の多くの賛成をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。

**○議長（松本和幸君）**　以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第３号水俣市社会教育施設条例の制定についてから、議第11号水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、９件を一括して採決します。

本９件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本９件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本９件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　次に、議第12号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、地方自治法第244条の２第２項並びに水俣市議会の議決に付すべき公の施設に関する

条例第１条第２号の規定により特別多数議決の案件でありますので、出席議員数の３分の２以上の同意を必要とします。

また、この場合は、議長も表決権を有しますので、申し添えます。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松本和幸君）**　出席議員数は18人であり、その３分の２は12人であります。

ただいまの起立者は16人であります。

したがって、３分の２以上の賛成者がありますので、本件は委員長報告のとおり可決しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　次に、議第13号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議第14号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての２件を一括して採決します。

本２件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本２件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本２件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　次に、議第15号平成22年度水俣市一般会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松本和幸君）**　起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

**○議長（松本和幸君）**　次に、議第16号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算及び議第17号平成22年度水俣市老人保健特別会計予算の２件を一括して採決します。

本２件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本２件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本２件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○**議長（松本和幸君）**　次に、議第18号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松本和幸君）**　起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○**議長（松本和幸君）**　次に、議第19号平成22年度水俣市介護保険特別会計予算から、議第47号財産の取得についてまで、21件を一括して採決します。

本21件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本21件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本21件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○**議長（松本和幸君）**　次に、陳第５号京渡中学校校名（案）の再考に関する陳情について申し上げます。

本件は、議第12号が可決されましたので、不採択とみなします。

---

○**議長（松本和幸君）**　次に、陳第６号気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松本和幸君）**　起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○**議長（松本和幸君）**　次に、陳第12号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（松本和幸君）**　起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

**日程第41 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について**

**総務文教委員会**

**1　陳第１号　資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について**

**1　陳第２号　人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について**

**1　陳第３号　選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について**

**1　陳第４号　国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について（平成21年６月）**

**1　陳第15号　永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について**

**1　陳第16号　改正国籍法に関する陳情について**

**1　一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について**

**1　御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について**

**厚生委員会**

**1　陳第13号　介護保険制度見直しに関する陳情について**

1　環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1　陳第４号　地域経済の活性化支援に関する陳情について

1　陳第６号　「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年９月）

1　陳第３号　政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について（平成21年３月）

1　商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1　議会運営等に関する諸問題の調査について

1　議会の情報公開に関する調査について

**○議長（松本和幸君）**　日程第41、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

**閉会中継続審査・調査申出書**

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年３月12日

総務文教常任委員長　　平　松　辰　弘

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 理　　由 |
|---|---|---|
| 陳第１号 | 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第２号 | 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第３号 | 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため |

| | | |
|---|---|---|
| 陳第４号 | 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第15号 | 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第16号 | 改正国籍法に関する陳情について | 慎重審査を要するため |
| | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
| | 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

---

## 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年３月12日

厚生常任委員長　　牧　下　恭　之

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 理　　由 |
|---|---|---|
| 陳第13号 | 介護保険制度見直しに関する陳情について | 慎重審査を要するため |
| | 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

---

## 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年３月12日

産業建設常任委員長　　西　田　弘　志

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 理　　由 |
|---|---|---|
| 陳第４号 | 地域経済の活性化支援に関する陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第６号 | 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について | 慎重審査を要するため |
| 陳第３号 | 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため |
| | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

---

## 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年３月11日

議会運営委員長　　田　中　　功

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 理　　由 |
|---|---|---|
| | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
| | 議会の情報公開に関する調査について | 実情を調査する必要があるため |

---

**（副市長　森近君及び総務企画部長　葦浦博行君　退場）**

**日程第42　議第48号　副市長の選任について**

**日程第43　議第49号　教育委員会委員の任命について**

**日程第44　意見第１号　「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について**

**○議長（松本和幸君）**　日程第42、議第48号副市長の選任についてから、日程第44、意見第１号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書についてまで、以上３件を一括して議題とします。

---

**議第48号**

**助役の選任について**

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成22年３月17日提出

水俣市長　宮　本　勝　彬

住　　所　水俣市大迫622番地
氏　　名　森　　近
生年月日　昭和26年１月10日

（提案理由）

本市の副市長について、本案のように選任しようとするものである。

---

**議第49号**

**教育委員会委員の任命について**

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成22年３月17日

水俣市長　宮　本　勝　彬

住　　所　水俣市牧ノ内17番７号
氏　　名　葦　浦　博　行
生年月日　昭和25年12月２日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

---

**意見第１号**

**「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について**

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年３月17日

提出者議員　田　中　　功
〃　　髙　岡　利　治
〃　　福　田　　斉
〃　　真　野　頼　隆
〃　　平　松　辰　弘
〃　　野　中　重　男
〃　　緒　方　誠　也

水俣市議会議長　　松　本　和　幸　　様

（別紙）

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

これまで水俣市は、環境を大事にした環境モデル都市づくりを市政の基本に据え取り組んできました。平成20年７月には、国から地球温暖化防止の環境モデル都市に認定され、奥の深い環境モデル都市を目指し、市民一丸となって取り組んでいます。

戦争、とりわけ核兵器使用は人間社会を滅亡に追い込みます。

また、我々が長い年月をかけた努力の積み重ねを一瞬のうちに消し去り、地球を滅亡へと導きます。核廃絶と恒久平和は、環境と共生し持続可能な社会を模索する水俣市にとって、避けて通れない不可欠な問題であります。

昨年４月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会議での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速をしています。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を初め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3,560都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が、2010年のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議で採択されることを目指しています。

水俣市議会も、昭和60年６月に核兵器廃絶平和都市宣言を決議しております。

よって国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のＮＰＴ再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年３月17日

水　俣　市　議　会

内閣総理大臣　　鳩　山　由紀夫　　様
総 務 大 臣　　原　口　一　博　　様
外 務 大 臣　　岡　田　克　也　　様
衆議院議長　　横　路　孝　弘　　様

参議院議長　　江　田　五　月　　様

---

**○議長（松本和幸君）**　順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第48号及び議第49号について、宮本市長。

（市長　宮本勝彬君登壇）

**○市長（宮本勝彬君）**　本定例会に追加提案いたしました議案につきまして順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第48号副市長の選任について申し上げます。

本市の副市長森近氏の任期が本年３月31日をもって満了になりますので、引き続き同氏を選任したく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともにすぐれ、副市長としてまことに適任であると存じます。

次に、議第49号教育委員会委員の任命について申し上げます。

本市教育委員会の大渕洋委員が平成21年10月26日に死去されましたので、新たに葦浦博行氏を任命したく御提案を申し上げるものであります。

同氏は人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松本和幸君）**　次に、意見第１号について、提出者代表田中功議員。

（田中功君登壇）

**○田中　功君**　意見第１号について、提出者を代表し、案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

これまで水俣市は、環境を大事にした環境モデル都市づくりを市政の基本に据え取り組んできました。平成20年７月には、国から地球温暖化防止の環境モデル都市に認定され、奥の深い環境モデル都市を目指し、市民一丸となって取り組んでいます。

戦争、とりわけ核兵器使用は人間社会を滅亡に追い込みます。

また、我々が長い年月をかけた努力の積み重ねを一瞬のうちに消し去り、地球を滅亡へと導きます。核廃絶と恒久平和は、環境と共生し持続可能な社会を模索する水俣市にとって、避けて通れない不可欠な問題であります。

昨年４月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会議での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速をしています。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を初め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3,560都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が、2010年のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議で採択されることを目指しています。

水俣市議会も、昭和60年６月に核兵器廃絶平和都市宣言を決議しております。

よって国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のＮＰＴ再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年３月17日

水　俣　市　議　会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（松本和幸君）**　以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本３件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本３件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本３件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本３件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　真野頼隆議員。

**○真野頼隆君**　議第49号教育委員会委員の任命について、反対討論をします。

教育行政はこれからの水俣にとって重要な政策であり、教育問題に精通した人が適任であると考えます。また、教育者として子どもたちの模範にならなければなりません。

そこで、同氏のこれまでの言動、行動を見た場合、適任であるとは思われません。

よって議第49号については反対であります。

**○議長（松本和幸君）**　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第48号副市長の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

（副市長　森近君入場）

---

**○議長（松本和幸君）**　議第49号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松本和幸君）**　起立多数であります。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

（総務企画部長　葦浦博行君入場）

---

**○議長（松本和幸君）**　意見第１号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本和幸君）**　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

**○議長（松本和幸君）**　以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成22年第１回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時20分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

水俣市議会　議　　長　　松　本　和　幸

署名議員　　西　田　弘　志

署名議員　　真　野　頼　隆

# 平成22年３月第１回水俣市議会定例会（２月26日～３月17日）

〔議　案〕

| 番　　号 | 件　　名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結　　末 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 議第１号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第１号　平成21年度水俣市一般会計補正予算（第10号） | ２月26日 | 総務文教<br>産業建設 | ２月26日<br>承　　認 | |
| 議第２号 | 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第３号 | 水俣市社会教育施設条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第４号 | 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第５号 | 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第６号 | 水俣市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教<br>~~厚　　生~~ | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第７号 | 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第８号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第９号 | 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第10号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第11号 | 水俣市介護予防・生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | 一部訂正 |
| 議第12号 | 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第13号 | 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第14号 | 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第15号 | 平成22年度水俣市一般会計予算 | ２月26日 | 各　　委 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第16号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議第17号 | 平成22年度老人保健特別会計予算 | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第19号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計予算 | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第20号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第21号 | 平成22年度水俣市病院事業会計予算 | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第22号 | 平成22年度水俣市水道事業会計予算 | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第23号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第11号） | ２月26日 | 各　　委 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第24号 | 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） | ２月26日 | 厚　　生 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第25号 | 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第２号） | ２月26日 | 厚　　生 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第26号 | 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号） | ２月26日 | 厚　　生 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第27号 | 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第４号） | ２月26日 | 厚　　生 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第28号 | 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号） | ２月26日 | 産業建設 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第29号 | 平成21年度水俣市病院事業会計補正予算（第５号） | ２月26日 | 厚　　生 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第30号 | 平成21年度水俣市水道事業会計補正予算（第２号） | ２月26日 | 産業建設 | ２月26日<br>原案可決 | |
| 議第31号 | 第５次水俣市総合計画基本構想の策定について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第32号 | 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第33号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市ふれあいセンター） | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第34号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市高齢者福祉センター） | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第35号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市ワークプラザ） | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第36号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市立明水園） | ２月26日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第37号 | 指定管理者の指定について<br>（みなまた環境テクノセンター） | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議第38号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市勤労青少年ホーム） | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第39号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市湯の鶴温泉保健センター） | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第40号 | 指定管理者の指定について<br>（みなまた観光物産館まつぼっくり） | ２月26日 | 産業建設 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第41号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市立総合体育館本館等） | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第42号 | 指定管理者の指定について<br>（水俣市立総合体育館南部館） | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第43号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について | ２月26日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第44号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ３月11日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第45号 | 平成21年度水俣市一般会計補正予算<br>（第12号） | ３月11日 | 各　　委 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第46号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算<br>（第１号） | ３月11日 | 厚　　生 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第47号 | 財産の取得について | ３月11日 | 総務文教 | ３月17日<br>原案可決 | |
| 議第48号 | 副市長の選任について<br>（森近君） | ３月17日 | 省　　略 | ３月17日<br>同　　意 | |
| 議第49号 | 教育委員会委員の任命について<br>（葦浦博行君） | ３月17日 | 省　　略 | ３月17日<br>同　　意 | |

〔意見書〕

| 番　　号 | 件　　名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結　　末 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 意見第１号 | 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について | ３月17日 | 省　　略 | ３月17日<br>原案可決 | |

〔報　告〕

| 番　　号 | 件　　名 | 報　告　月　日 |
|---|---|---|
| 報告第１号 | 陳情の処理の経過及び結果について | ２月26日 |
| 報告第２号 | 専決処分の報告について | ２月26日 |

〔継続調査〕

| 件　　名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結　　末 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 総務文教 | 3月17日<br>継続調査 | |
| 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について | | | | |
| 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 厚　　生 | 3月17日<br>継続調査 | |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 産業建設 | 3月17日<br>継続調査 | |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 議会運営 | 3月17日<br>継続調査 | |
| 議会の情報公開に関する調査について | | | | |

〔陳　情〕

| 受理番号 | 件　　名 | 代表者の住所及び氏名 | 付託委員会 | 提案月日 | 結　　末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 陳第1号 | 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について | 水俣市浜松町<br>61－16<br>久木田広八 | 総務文教 | 2月26日 | 3月17日<br>継続審査 |
| 陳第2号 | 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について | 葦北郡芦北町湯浦<br>222－10<br>林田　耀宏 | 総務文教 | 2月26日 | 3月17日<br>継続審査 |
| 陳第3号 | 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について | 葦北郡芦北町湯浦<br>222－10<br>林田　耀宏 | 総務文教 | 2月26日 | 3月17日<br>継続審査 |
| 陳第4号 | 地域経済の活性化支援に関する陳情について | 水俣市大園町<br>1－11－5<br>坂口　俊一 | 産業建設 | 2月26日 | 3月17日<br>継続審査 |
| 陳第5号 | 葛渡中学校校名(案)の再考に関する陳情について | 水俣市葛渡563<br>松本　國司 | 総務文教 | 3月11日 | 3月17日<br>みなし不採択 |

〔前回から継続になっている陳情〕

| 受理番号 | 件　　名 | 代表者の住所及び氏名 | 付託委員会 | 提案月日 | 結　　末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 陳第6号 | 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について | 鹿児島県出水市<br>高尾野町柴引<br>3269－5<br>馬籠みどり | 産業建設 | 平成20年<br>9月11日 | 3月17日<br>継続審査 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 陳第３号 | 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について | 葦北郡津奈木町岩城2123－40<br>坂口　正人 | 産業建設 | 平成21年３月12日 | ３月17日継続審査 |
| 陳第４号 | 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について | 熊本市二の丸１－４<br>山田　浩志 | 総務文教 | ６月11日 | ３月17日継続審査 |
| 陳第６号 | 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について | 水俣市汐見町２－３－３<br>野中　真理 | 厚　　生 | ６月11日 | ３月17日不 採 択 |
| 陳第11号 | 水俣風力発電の建設反対を求める陳情について | 水俣市石坂川石飛326－132<br>道家　哲實 | 産業建設 | ９月10日 | （３月17日審議未了） |
| 陳第12号 | 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について | 水俣市桜井町２－２－12<br>神﨑　光明 | 厚　　生 | 11月27日 | ３月17日不 採 択 |
| 陳第13号 | 介護保険制度見直しに関する陳情について | 水俣市桜井町２－２－12<br>神﨑　光明 | 厚　　生 | 11月27日 | ３月17日継続審査 |
| 陳第15号 | 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について | 葦北郡芦北町湯浦222－10<br>林田　陽一 | 総務文教 | 平成21年11月27日 | ３月17日継続審査 |
| 陳第16号 | 改正国籍法に関する陳情について | 葦北郡芦北町湯浦222－10<br>林田　陽一 | 総務文教 | 平成21年11月27日 | ３月17日継続審査 |
| 陳第17号 | 風力発電施設の建設反対に関する陳情について | 水俣市江添1072－11<br>坂本　龍虹 | 産業建設 | 11月27日 | （３月17日審議未了） |
| 陳第19号 | 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について | 熊本市神水１－14－41<br>中島　絹子 | 総務文教 | 11月27日 | （３月17日審議未了） |